

平成 2 0 年 旭 市 議 会 第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (9月3日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
説明のため出席した者.....	2
事務局職員出席者.....	2
開 会.....	4
議長報告事項.....	4
会議録署名議員の指名.....	4
会期の決定.....	4
議案上程.....	5
議案第 1 号 平成 1 9 年度旭市一般会計決算の認定について	
議案第 2 号 平成 1 9 年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について	
議案第 3 号 平成 1 9 年度旭市老人保健特別会計決算の認定について	
議案第 4 号 平成 1 9 年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について	
議案第 5 号 平成 1 9 年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について	
議案第 6 号 平成 1 9 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について	
議案第 7 号 平成 1 9 年度旭市水道事業会計決算の認定について	
議案第 8 号 平成 1 9 年度旭市病院事業会計決算の認定について	
議案第 9 号 平成 1 9 年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について	
議案第 1 0 号 平成 2 0 年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 1 1 号 平成 2 0 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について	
議案第 1 2 号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 1 3 号 旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 1 4 号 旭市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	

議案第 15 号 旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 16 号 旭市土地開発公社定款の変更について

議案第 17 号 工事請負契約の締結について

議案第 18 号 財産の取得について

議案第 19 号 専決処分の承認について

(地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定)

報告第 1 号 平成 19 年度旭市土地開発基金の運用状況について

報告第 2 号 平成 19 年度旭市奨学基金の運用状況について

報告第 3 号 平成 19 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について

報告第 4 号 平成 19 年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について

報告第 5 号 平成 19 年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について

報告第 6 号 株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について

提案理由の説明並びに政務報告..... 6

議案の補足説明及び報告の説明..... 17

散 会..... 69

第 2 号 (9 月 5 日)

議事日程..... 71

本日の会議に付した事件..... 71

出席議員..... 71

欠席議員..... 72

説明のため出席した者..... 72

事務局職員出席者..... 72

開 議..... 74

議案質疑..... 74

決算審査特別委員会設置..... 116

決算審査特別委員会委員の選任..... 117

決算審査特別委員会議案付託..... 117

決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告..... 118

常任委員会議案付託.....	1 1 8
常任委員会陳情付託.....	1 1 9
散 会.....	1 1 9

第 3 号 (9月8日)

議事日程.....	1 2 1
本日の会議に付した事件.....	1 2 1
出席議員.....	1 2 1
欠席議員.....	1 2 1
説明のため出席した者.....	1 2 1
事務局職員出席者.....	1 2 2
開 議.....	1 2 3
一般質問.....	1 2 3
8 番 滑 川 公 英.....	1 2 3
1 3 番 日 下 昭 治.....	1 4 5
2 番 島 田 和 雄.....	1 6 6
2 1 番 高 橋 利 彦.....	1 9 6
会議時間の延長.....	2 1 0
散 会.....	2 2 1

第 4 号 (9月9日)

議事日程.....	2 2 3
本日の会議に付した事件.....	2 2 3
出席議員.....	2 2 3
欠席議員.....	2 2 3
説明のため出席した者.....	2 2 3
事務局職員出席者.....	2 2 4
開 議.....	2 2 5
一般質問.....	2 2 5
5 番 林 七 巳.....	2 2 5

1 1 番 木 内 欽 市.....	2 3 4
1 番 伊 藤 保.....	2 4 5
4 番 伊 藤 房 代.....	2 5 7
散 会.....	2 6 8

第 5 号 (9 月 2 5 日)

議事日程.....	2 6 9
本日の会議に付した事件.....	2 6 9
出席議員.....	2 7 0
欠席議員.....	2 7 0
説明のため出席した者.....	2 7 0
事務局職員出席者.....	2 7 1
開 議.....	2 7 2
決算審査特別委員長報告.....	2 7 2
質疑、討論、採決.....	2 7 5
常任委員長報告.....	2 7 8
質疑、討論、採決.....	2 8 3
常任委員長請願報告.....	2 9 1
質疑、討論、採決.....	2 9 2
常任委員長陳情報告.....	2 9 3
質疑、討論、採決.....	2 9 5
発議案上程.....	2 9 8
発議第 1 号 国における平成 2 1 (2009) 年度教育予算拡充に関する意見書の提出について	
発議第 2 号 地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書の提出について	
提案理由の説明.....	2 9 8
質疑、討論、採決.....	3 0 0
事務報告.....	3 0 1
閉 会.....	3 0 1

平成 2 0 年旭市議会第 3 回定例会会議録

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 0 年 9 月 3 日 (水曜日) 午前 1 0 時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 7 議案の補足説明及び報告の説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 7 議案の補足説明及び報告の説明

出席議員 (2 4 名)

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	1 0 番	柴 田 徹 也
1 1 番	木 内 欽 市	1 2 番	佐久間 茂 樹
1 3 番	日 下 昭 治	1 4 番	平 野 浩

15番 林 俊 介
 17番 林 一 雄
 19番 嶋 田 茂 樹
 21番 高 橋 利 彦
 24番 神 子 功

16番 明 智 忠 直
 18番 高 木 武 雄
 20番 向 後 和 夫
 22番 林 正一郎
 26番 林 一 哉

欠席議員（1名）

25番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良
 教 育 長 米 本 弥榮子
 病 院 事 業 者 吉 田 象 二
 管 理 者
 総 務 課 長 高 埜 英 俊
 企 画 課 長 加 瀬 正 彦
 税 務 課 長 野 口 徳 和
 環 境 課 長 平 野 修 司
 健康管理課長 小長谷 博
 高 齢 者 横 山 秀 喜
 福 祉 課 長
 農 水 産 課 長 堀 江 隆 夫
 都市整備課長 島 田 和 幸
 会 計 管 理 者 渡 辺 輝 明
 水 道 課 長 堀 川 茂 博
 学校教育課長 及 川 博
 国体推進室長 高 野 晃 雄
 農 業 委 員 会 小 田 雄 治
 事 務 局 会 長
 病院経理課長 鈴 木 清 武

副 市 長 鈴 木 正 美
 代表監査委員 木 村 哲 三
 病院事務部長 伊 藤 敬 典
 秘書広報課長 加 瀬 寿 一
 財 政 課 長 平 野 哲 也
 市 民 課 長 木 内 國 利
 保険年金課長 増 田 富 雄
 社会福祉課長 在 田 豊
 商工観光課長 神 原 房 雄
 建 設 課 長 米 本 壽 一
 下 水 道 課 長 中 野 博 之
 消 防 長 菅 谷 衛 一
 庶 務 課 長 浪 川 敏 夫
 生涯学習課長 花 香 寛 源
 監 査 委 員 林 久 男
 事 務 局 宿 舎 野 口 國 男
 国 民 配 置 院 長
 支 病 再 整 備 室 長 鐔 木 友 孝

事務局職員出席者

事務局 長 宮 本 英 一

事務局 次長 石 毛 健 一

開会 午前 10 時 0 分

日程第 1 開 会

- 議長（明智忠直） おはようございます。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより平成20年旭市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議員の皆さん方、執行部の皆さん方、残暑厳しいところでありますので、クールビズのことでもありますので、上着のほうを脱ぐことを自由にさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

日程第 2 議長報告事項

- 議長（明智忠直） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物によりご了承いただきたいと思います。

日程第 3 会議録署名議員の指名

- 議長（明智忠直） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

2番、島田和雄議員、3番、平野忠作議員、以上の2議員を指名いたします。

日程第 4 会期の決定

- 議長（明智忠直） 日程第4、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。第3回定例会の会期は、本日から9月25日までの23日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(明智忠直) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月25日までの23日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長(明智忠直) 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第19号までの19議案と、報告第1号から報告第6号までの報告6件であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(明智忠直) 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長、病院事業管理者ほか関係課長等の出席を求めました。

日程第5 議案上程

○議長(明智忠直) 日程第5、議案上程。

議案第1号から議案第19号までの19議案と、報告第1号から報告第6号までの報告6件を一括上程いたします。

議案第 1号 平成19年度旭市一般会計決算の認定について

議案第 2号 平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について

議案第 3号 平成19年度旭市老人保健特別会計決算の認定について

議案第 4号 平成19年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について

議案第 5号 平成19年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について

- 議案第 6 号 平成 19 年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 議案第 7 号 平成 19 年度旭市水道事業会計決算の認定について
- 議案第 8 号 平成 19 年度旭市病院事業会計決算の認定について
- 議案第 9 号 平成 19 年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について
- 議案第 10 号 平成 20 年度旭市一般会計補正予算の議決について
- 議案第 11 号 平成 20 年度旭市病院事業会計補正予算の議決について
- 議案第 12 号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 13 号 旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 旭市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 15 号 旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 16 号 旭市土地開発公社定款の変更について
- 議案第 17 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 18 号 財産の取得について
- 議案第 19 号 専決処分の承認について
(地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定)
- 報告第 1 号 平成 19 年度旭市土地開発基金の運用状況について
- 報告第 2 号 平成 19 年度旭市奨学基金の運用状況について
- 報告第 3 号 平成 19 年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況について
- 報告第 4 号 平成 19 年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について
- 報告第 5 号 平成 19 年度の旭市公営企業決算における資金不足比率について
- 報告第 6 号 株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について
-

日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（明智忠直） 日程第 6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

- 市長（伊藤忠良） 本日、ここに平成20年旭市議会第3回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

平成20年度も上半期を過ぎようとしておりますが、議会をはじめ、市民各位のご支援とご協力により、市政も順調に進展しております。ここに、深く感謝を申し上げる次第であります。

はじめに、提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号から議案第9号までは、平成19年度各会計の決算の認定についてでありまして、それぞれ監査委員の意見を付して議会の認定を求めるものであります。

議案第1号は、平成19年度旭市一般会計決算でありまして、歳入総額263億3,287万7,890円、歳出総額は254億4,947万6,938円となり、翌年度への繰越財源を差し引いた実質収支は8億412万7,902円となりました。

議案第2号は、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計決算でありまして、事業勘定は、歳入総額81億3,298万7,436円、歳出総額76億9,511万1,807円、差し引き4億3,787万5,629円となりました。施設勘定は、歳入総額8,127万2,534円、歳出総額6,446万4,492円、差し引き1,680万8,042円となりました。

議案第3号は、平成19年度旭市老人保健特別会計決算でありまして、歳入総額41億9,267万9,162円、歳出総額40億4,505万2,955円、差し引き1億4,762万6,207円となりました。

議案第4号は、平成19年度旭市介護保険事業特別会計決算でありまして、歳入総額32億7,686万2,205円、歳出総額31億8,445万8,031円、差し引き9,240万4,174円となりました。

議案第5号は、平成19年度旭市下水道事業特別会計決算でありまして、歳入総額7億1,542万4,676円、歳出総額6億7,699万6,043円、差し引き3,842万8,633円となりました。

議案第6号は、平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計決算でありまして、歳入総額5,850万6,315円、歳出総額5,850万6,315円、差し引き0円となりました。

議案第7号は、平成19年度旭市水道事業会計決算でありまして、年度末の給水状況は、給水件数1万8,298件、普及率は78.8パーセント、年間給水量は614万9,840立方メートルとなりました。

決算額については、収益的収支において、事業収益は18億2,326万4,174円、事業費用は15億3,905万5,986円、差し引き2億8,420万8,188円の純利益となりました。

また、資本的収支は、収入 1 億6,150万2,800円、支出は 5 億7,672万5,031円となり、収支不足額 4 億1,522万2,231円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

議案第 8 号は、平成19年度旭市病院事業会計決算でありまして、病院本体の入院患者数は 32万517人、外来患者数は85万3,350人となりました。

決算額については、収益的収支において、事業収益は299億7,195万5,002円、事業費用は 296億6,106万4,124円、差し引き 3 億1,089万878円の純利益となりました。

また、資本的収支は、収入3,219万2,000円、支出は26億5,576万4,987円となり、収支不足額26億2,357万2,987円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

議案第 9 号は、平成19年度旭市国民宿舎事業会計決算でありまして、業務実績は、宿泊者 1 万7,230人、休憩者6,357人となりました。

決算額については、収益的収支において、事業収益は 1 億7,051万1,148円、事業費用は 1 億9,140万1,666円となり、改修工事等の影響により、差し引き2,089万518円の純損失となりました。

また、資本的収支は、建設改良費9,525万8,177円、企業債償還金273万8,725円、開発費 902万3,658円となり、収支不足額 1 億702万560円は、損益勘定留保資金及び建設改良積立金等で補てんいたしました。

議案第10号は、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出にそれぞれ 7 億1,700万円を追加し、予算の総額を262億9,700万円とするものであります。

議案第11号は、平成20年度旭市病院事業会計補正予算の議決についてでありまして、原油や鉄鋼等の資材高騰により建設改良費に6,596万7,000円を追加し、新本館建設工事に係る継続費の総額を205億8,475万円とするものであります。

議案第12号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、旭市土地開発公社定款の変更についての 4 議案は、いずれも新しい公益法人制度が本年12月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第13号は、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、県の制度改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第17号は、工事請負契約の締結についてでありまして、防災行政無線整備工事について、一般競争入札を執行し仮契約を締結しましたので、この契約について議会の議決を求め

るものであります。

議案第18号は、財産の取得についてでありまして、消防防災設備として、水槽付消防ポンプ自動車1台を購入することについて、指名競争入札を執行し仮契約を締結しましたので、この契約について議会の議決を求めるものであります。

議案第19号は、専決処分の承認についてでありまして、地方自治法の一部を改正する法律が9月1日付けをもって施行されたことに伴い、関係する条例4件について専決処分したものであります。

報告第1号は、平成19年度旭市土地開発基金の運用状況について、報告第2号は、旭市奨学基金の運用状況について、報告第3号は、旭市高額療養費貸付基金の運用状況について、それぞれ報告するものであります。

報告第4号、平成19年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について、報告第5号、平成19年度の各公営企業会計決算における資金不足比率についての報告2件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、今議会から新たに報告することとなったものであります。最後に、報告第6号は、株式会社千葉県食肉公社の事業経営状況について報告するものであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告申し上げます。

はじめに、生活環境について申し上げます。

地球温暖化防止対策については、世界的な問題となっており、本市においても、本年3月から市の施設等の事務事業を対象に、温室効果ガス削減のための実行計画を策定したところであります。

特に、二酸化炭素の排出量として一番大きな比重を占める電気使用量の抑制に努めるとともに、そのほか環境にやさしい物品の購入やレジ袋の削減などにも取り組んでいるところであります。

次に、東総衛生組合について申し上げます。

旭クリーンパークについては、施設の経年劣化に加え、合併浄化槽汚泥の処理に対応できない状況から、施設の更新整備計画を策定し、国、県及び構成市町との協議を進めてきたところであり、去る8月8日付けでこの計画が承認されました。

これを受け、東総衛生組合では、現在の敷地内に平成21年度・22年度の2か年で施設の更新整備を計画しており、本年度から生活環境影響調査や基本設計等に着手する予定であります。

この新施設は、コンパクトでかつ再資源化を考慮した汚泥再生処理センターとして整備を図ることとしております。

次に、社会福祉について申し上げます。

敬老大会については、来る9月15日の敬老の日に保育所や文化協会等のご協力をいただき、東総文化会館、海上公民館、いいおかユートピアセンターの3会場において開催いたします。

児童福祉については、少子化対策として策定した旭市次世代育成支援行動計画が平成21年度をもって終了することから、後期5か年計画の策定に向けた基礎調査を実施することとし、今議会に関連する補正予算を計上したところであります。

今後は、次世代育成支援行動計画推進委員会のご意見をいただきながら、誰もが安心して子どもを生み育てることができる、実効性の高い計画を策定したいと考えております。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

介護保険における介護認定者は、8月末現在で、2,018人と微増傾向にありますが、第1号被保険者の認定率は12パーセント前後で落ち着いている状況にあります。

介護予防は大変重要であり、健診と併せて生活機能評価を実施する中で、機能低下の見られる高齢者を抽出し、筋力トレーニングや口腔ケア、栄養改善等の指導に努めております。

また、一人暮らしの高齢者支援や閉じこもり防止対策についても、社会福祉協議会や民生委員・保健推進員等のご協力をいただきながら取り組んでいるところであります。

次に、病院事業について申し上げます。

地域医療を担う自治体病院にとって、医師不足等の問題は深刻さを増し大変厳しい状況下にあります。旭中央病院は、公立の基幹病院として、地域の皆様に安心していただける医療を提供できるよう、医師や看護師等の確保対策や、医療水準の向上等を図りながら経営の合理化に努めてきたところであり、引き続き健全経営を維持しております。

また、再整備事業については、新本館建設工事の実施設計業務はおおむね終了いたしました。建設資材等の高騰の影響により工事費等の見直しが必要となりましたので、今議会に関連する補正予算を提案したところであります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

第二中学校校舎改築工事については、躯体工事を終了し、現在、仕上げ工事を施工しており、10月末の完成に向けて順調に進捗しております。

次に、学校教育について申し上げます。

適応指導教室では、指導員が家庭や学校との連携を図りながら、不登校の児童・生徒や引

きこもりの児童に対して、家庭訪問等を含めたきめ細かな指導を行っております。

外国語指導助手派遣事業については、去る 8 月に 3 名の A L T がアメリカ合衆国から着任いたしましたので、引き続き 5 名の A L T により英語指導や国際理解を深める教育を推進してまいります。

三川小学校においては、文部科学省の受託事業として、5・6 年生を対象に英語の授業を週 1 時間実践しており、今後も、子どもたちが英語に対して興味や関心を高める取り組みを行ってまいります。

また、文部科学省の研究指定を受けた職場体験学習については、夏休みを活用し、第二中学校を除く四つの中学校から 2 年生 396 名が参加して、連続 5 日間「キャリア・スタート・ウィーク」を実施いたしました。この職場体験を通して、仕事の大変さや素晴らしさを知るとともに、自分の将来の職業を真剣に考える良い機会となりましたので、今後も、勤労観や職業観を育てるための職場体験学習等を充実させてまいります。なお、第二中学校については、来る 11 月に実施する予定であります。

次に、社会教育について申し上げます。

児童の自主性や協調性などを養うことを目的に、去る 6 月 19 日から 3 日間、飯岡小学校と三川小学校の 5・6 年生児童 26 名が参加して、2 回目となる「ユートピア通学合宿」を実施いたしました。

合宿の拠点施設から各小学校へ通学するという体験を通じて、自分のことは自分で行うという意識が醸成されるなど、大変有意義なものであったと考えております。

文化振興については、去る 8 月 3 日に天の川ライブフェスティバル「第 4 回旭市民音楽祭」を開催いたしました。当日は、13 団体から 236 名が出演し、吹奏楽や大正琴、ロックなどが演奏され、延べ 920 名の方々に好評をいただいたところであります。

体育振興については、去る 7 月 1 日に「あさひパークゴルフ場」のオープン記念として、第 1 回市民パークゴルフ大会を開催いたしました。大会には、総勢 161 名の参加があり、参加者は真新しいコースを堪能しながら熱戦を繰り広げたところであり、今後も、高齢者から子どもまでが一緒に楽しめる身近なスポーツとして、より一層普及促進に努めてまいります。

県立海上キャンプ場の移譲については、去る 7 月 16 日付けで、県から正式に当該施設の無償譲渡について提案がありました。

これを受け、これまで庁内で検討を重ねてきた結果、市民の利用も多く地域に密着した施設でもあることから、受け入れることとしたものであり、今後は、施設の利用実態を分析し

ながら、市の施設として適切な管理体制を構築するための準備を進めてまいります。

次に、観光について申し上げます。

夏期観光については、7月19日から8月24日までの37日間、飯岡と矢指ヶ浦の海水浴場を開設いたしました。

期間中は天候にも恵まれ、海水浴やサーフィンなどを楽しむ多くの人々で賑わい、水難事故もなく終了することができました。

また、期間中は、「あさひ砂の彫刻美術展」、「いいおかYOU・遊フェスティバル」、「サマーフェスタ・イン矢指ヶ浦」、「旭市七夕市民まつり」など多くのイベントが開催され、これらのイベントには、県内外から30万人を超える大勢の来遊客があり、盛況のうちに無事終了することができました。

これらのイベントを通して、観光協会をはじめ関係機関のご協力に対し、心より感謝を申し上げる次第であります。

次に、自転車競技の「ツール・ド・ちば2008」についてであります。来る10月11日から13日にかけて開催されることとなりました。競技には、県内外から多くの選手の参加が予想され、最終日となる13日には、選手が市内を力走いたしますので、沿道から市民の皆様の温かい声援をお願いいたします。

次に、工業の振興について申し上げます。

あさひ鎌数工業団地C・D地区の企業誘致については、去る8月26日に「北総養鶏組合GPセンター」の竣工式が行われ、操業を開始いたしました。また、このほかにも2社から進出の申し出があり、年度内には契約できる見込みと聞いておりますので、今後も、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、県や金融機関等と連携を図りながら積極的に企業誘致活動を展開してまいります。

次に、国民宿舎事業について申し上げます。

施設改修工事については、レストランを含む一階部分と東館の客室が完成し供用を開始したところであり、残る西館の客室改修工事についても、来る11月末に完成する予定であります。

今般、新装なった客室は、洋室16室、和室2室で機能性と清潔感を兼ね備えた造りとなっており、新装後の稼働率は、レストラン営業との相乗効果により堅調に推移し、訪れた観光客からも高い評価をいただいているところであります。

今後も、施設等の改善と合わせ、地元の食資源を活かしながら、本市の観光交流の拠点施

設「食彩の宿いいおか」として、しっかりとその役割を果たしてまいります。

次に、農業について申し上げます。

水田農業については、米の生産調整の一環である飼料用米の栽培を約42ヘクタールで取り組むことができました。

しかしながら、国からの産地づくり交付金や緊急対策の一時金を加えても、生産者の実収入は低い状況にあることから、今後も、国や県へ更なる支援策を要望してまいります。

また、米を粉にする米粉が新規需要米として生産調整面積に認められることから「米粉麺」の試作に取り組むことといたしました。

今後は、学校給食への提供や、各種のイベントにおいて販売活動を展開するなど、積極的に普及促進に努めるとともに、将来的には、農工商の連携により、飲食店での提供や贈答品など、市の特産品として育ってくれればと考えております。

野菜の生産振興については、原油価格の高騰により生産コストは上昇しており、生産農家にとって大変厳しい状況下にあります。

今般、県では省エネ関係機器導入に対する支援として「燃油高騰対策」を実施すると聞いておりますので、今後も、国・県の支援策等の情報を速やかに提供するなど、生産農家を支援してまいります。

次に、遊休農地対策について申し上げます。

国際的に食料事情が混迷し、食料の安定供給が求められる中、限りある農地を有効に利用するため、増加傾向にある耕作放棄地等の解消に向けた取り組みが全国的に展開されております。

本市においても、農業委員会と連携し、関係機関のご協力をいただきながら、市内の耕作放棄地の現状を把握するための現地調査を実施することといたしました。これにより、把握できた耕作放棄地については、地域に応じた解消計画を策定する中で、所有者の理解を得ながら耕作放棄地の減少に努めてまいります。

次に、畜産について申し上げます。

昨年度から繰越しとなった、食肉等流通体制整備事業と畜産環境総合整備統合補助事業については、施設整備が完了し、それぞれ操業を開始したところであり、嫡木地区に整備を進めていた、畜産糞尿の浄化施設についても7月から稼働しております。

次に、農業による交流事業について申し上げます。

大原幽学遺跡の水田を活用した都市住民との交流事業は、5月の田植えに引き続き、7月

には草取り作業等を実施したところであり、今週末に稲刈りが行われ、10月には収穫祭が予定されております。

また、幽学遺跡においては、8月23日・24日の2日間にわたり、小学生を対象に換子教育体験が実施されました。

参加した市内の4年生から6年生16名は、親と離れ、遺跡内の旧林家で蚊帳を吊って就寝するなど、昔の暮らし方を通じて、先人の教えを体験することができました。

旭市親善少年野球大会については、市内農業団体等の協賛を得て8月17日、23日、24日に開催いたしました。大会には、市内の13チームと県内外から10チームが参加し、用意された市内の農畜産物を口にした子どもたちからは笑顔があふれるなど、活力に満ちた大会となりました。

また、昨年に引き続き、ジェフユナイテッド市原・千葉から中学生35名が農業体験に来訪し、14軒の市内農家に民泊しながら農業体験を行うとともに、市内のサッカーチームと交流を行いました。

これらの様々な交流事業を通じて、本市農業のPRとイメージアップにつながったものと考えております。

次に、漁業について申し上げます。

燃油高騰の影響は、漁業でも深刻な状況となっております。

漁船の燃料となるA重油の価格は昨年末から半年間で4割近く上昇し、操業に大きな打撃を与えていることを踏まえ、国は、燃油高騰水産業緊急対策として、操業の合理化による燃油削減に取り組む漁業者グループに対し、昨年12月を基準とする燃油費の増加分の9割を国が負担する省燃油実証事業を創設いたしました。

このほか、省エネに取り組むための無利子融資制度の拡充や新設、休漁・減船への支援などを盛り込んだ緊急対策が講じられることとなりました。市としても、海匠漁業協同組合と連携しながら漁業者の所得向上に向けて支援してまいります。

また、恒例の秋の産業まつりについては、来る10月から11月にかけて3会場で実施する予定であり、昨年、市民から好評をいただいた朝市については、今年も、海匠漁業協同組合青年部が主体となり、来る10月5日に開催される予定であります。

次に、市道及び排水路の整備について申し上げます。

市民生活に直接関連する市道及び排水路の整備については、計画的に進めているところであります。

旭中央病院アクセス道整備事業については、東西線の国道飯岡バイパス入口から西側部分を県と調整を図りながら整備を進めており、総延長830メートルのうち約750メートルについて、10月末までには基層部分の工事を発注する予定であります。

旭中央病院の東側部分については、物件移転補償の全ての契約を終了し、用地についても、地権者のご協力により予定面積の約90パーセントを取得することができました。

また、南北線については、予定面積の約75パーセントを取得したところであり、今後も、早期完成を目指して関係地権者のご協力をいただきながら用地取得を進めてまいります。

埴新町の道路改良工事については、防衛省との事前協議が整ったことから、用地費及び物件補償に係る補正予算を今議会に提案したところであり、今後は、関係地権者へ説明を行ってまいります。

次に、防災について申し上げます。

防災行政無線統合整備事業については、これまで旧市町単位での運用となっておりましたが、この事業により防災行政無線は統合され、市内全域で一斉放送ができることとなります。

また、デジタル化により聴覚障害者への文字放送が可能になるとともに、消防庁から発信される全国瞬時警報システムにも対応できるものであり、今議会に、防災行政無線統合整備に係る契約議案を提案したところであります。

次に、旭市総合防災訓練については、来る9月7日に飯岡支所の隣接地を会場に、地元6地区の住民の皆様をはじめ、陸上自衛隊、警察署、消防団、医師会などのご協力をいただいで実施いたします。

今回の訓練は、房総沖を震源とする大地震の発生により、大津波警報が発令された「発災対応型」の訓練として実施するものであります。

次に、地域振興について申し上げます。

資源価値創造事業については、去る6月14日から22日までの8日間、商工会館において「ちばてつや原画展」を開催したところ、延べ4,900人余りの来場者があり、15日にはちば先生ご本人が当地を訪れ、サイン会や講演会が開催されたところであります。

このイベントは、NHKテレビ「こんにちは1都6県」で3回放映されたのをはじめ、各種の報道機関にも取り上げられ、NHKFM「邦楽のひととき」では、同日に4回にわたって放送されたことから、本市のPRがより効果的にできたものと考えております。

次に、地区懇談会の開催について申し上げます。

地区懇談会については、平成17年度・18年度は、新市の誕生に伴う総合計画の策定にあた

り、多くの市民の意見を取り入れることを目的に開催し、平成19年度は、市政に対する理解を深めるため、テーマごとのタウンミーティングを開催したところであります。

本年度は、“自立・共生・協働”によるまちづくりを進めるため、各地域からご意見やご提案をいただき、これを市政に生かしていきたいと考え、今月末より、小学校区単位を基本に市内15か所で開催することといたしました。

次に、子ども議会について申し上げます。

去る7月29日に開催した子ども議会については、市内の小中学校から25名の子ども議員が参加し、地球温暖化対策やデジタル放送への対応、救急医療体制といった時代を反映した質問をはじめ、通学路の改善やごみの不法投棄などの身近な問題に関する質問など、多岐にわたって貴重な意見をいただきました。

また、傍聴された大勢の保護者を含め、議場での体験は行政運営への理解を深める貴重な機会であったものと考えております。

なお、いただいた意見等については、しっかりと検証し、実施できるものは早急に対応するよう指示したところであります。

最後に、行政改革について申し上げます。

行政改革については、平成17年度に策定した旭市行政改革アクションプランを指針に、これまでおおむね順調に推移してまいりましたが、このアクションプランも策定から4年度目を迎える中、時間の経過とともに、見直しが必要となってきた項目も出てきております。

組織や事務事業の見直し等をはじめ、庁舎のあり方、類似施設の統廃合、財政構造の健全化、未利用資産の処分など、早急に検討しなくてはならない課題もあります。

今後も、これらの課題等については、行政改革推進委員会のご意見をいただくとともに、議会をはじめ市民の皆様からのご意見等も踏まえながら、着実に行政改革を推進してまいりたいと考えております。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。詳しくは、事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご審議のうえご賛同くださいますようお願い申し上げます。

○議長（明智忠直） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

ここで、10時50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前 10 時 50 分

- 議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 7 議案の補足説明及び報告の説明

- 議長（明智忠直） 日程第 7、議案の補足説明及び報告の説明。

議案の補足説明及び報告の説明を求めます。

初めに、決算議案について説明を求めます。

議案第 1 号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 平野哲也 登壇）

- 財政課長（平野哲也） 議案第 1 号、平成19年度旭市一般会計決算について補足説明申し上げます。

初めに、決算の概要について申し上げますので、お手元にお配りしてございます平成19年度旭市一般会計歳入歳出決算に関する説明資料という別冊がございますので、ご用意いただきたいと思います。

それでは、資料の 1 ページをお願いいたします。

第 1 の決算規模でございます。

平成19年度一般会計の決算規模は、歳入が263億3,287万8,000円で、前年度と比べて 5 億 1,638万4,000円、2.0%の増でございます。歳出が254億4,947万7,000円で、前年度と比べて 15億2,548万6,000円、6.4%の増となり、翌年度へ繰り越すべき財源7,927万3,000円を差し引いた実質収支は 8 億412万8,000円となりました。

次に、2 ページをお願いします。

第 2 の歳入の決算額です。

上のグラフ第 2 - 1 表は歳入の構成比の推移を表したものです。平成19年度の決算では割合が一番多いのは市税で27.1%、2 番目は地方交付税で26.9%となっております。

続いて、下の第 2 - 2 表は主な歳入 4 項目について決算額の推移を表したものです。平成 19年度は、税源移譲等の影響で市税が増えましたが、反対に地方交付税は減っております。

また、国県支出金や市債については、学校耐震改修や道路、公園などの事業を行っているため、年々増えております。

次に、右側の３ページに移りまして、第３の歳出の決算額です。上のグラフ第３－１表は目的別歳出の推移を表したものでございます。大きいものは、総務費、民生費、教育費、公債費となっております。

下の第３－２表は性質別歳出の構成比を表しております。グラフをご覧いただいて分かりますように、人件費、扶助費、公債費の三つを合わせた義務的経費の割合は毎年下がっております。また、物件費や補助費、維持補修費までを加えた経常的経費の割合も減ってきております。

次に、４ページをお願いします。

上の第３－３表は、前のページで説明いたしました性質別支出の構成比の推移を折れ線グラフで表したものでございます。経常的経費や義務的経費の割合が減るのとは反対に、投資的経費の割合が増えております。

次に、下の第４表は、経常収支比率の推移を表したものでございます。19年度の経常収支比率は93.8%で、前年度の89.9%に比べて3.9ポイント増えました。主な原因は、経常一般財源が税源移譲に伴って減ったことによるものでございます。

次に、右側の５ページに移りまして、第５は、将来の財政負担でございます。このうち、上のグラフ第５－１表は、健全化判断比率の一つ、実質公債費比率の推移を表しております。19年度の決算では19.2%となり、前年度の18.5%と比べて0.7ポイント高くなりましたが、早期健全化基準の25%は下回っております。

下の第５－２表は、これも健全化判断比率の一つでありまして、将来負担比率を表しております。これは、一般会計をはじめ、公営企業や一部事務組合、地方公社も含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率であります。平成19年度決算の数値は121.7%で、早期健全化基準の350%を下回っております。

なお、健全化判断比率につきましては、後ほど、報告第４号でご説明申し上げます。

次に、６ページをお願いいたします。

上の第５－３表は市債現在高・借入額・償還額の推移を表しています。市債の現在高は平成19年度末で264億4,276万5,000円となり、前年度と比べて７億7,385万円増えておりますが、その要因は、臨時財政対策債等の増加によるものでございます。

次に、下の第６表は、基金現在高の推移を表しています。平成19年度末における基金の総

額は51億7,026万8,000円で、前年度と比べて11億7,320万2,000円増えております。増の主な理由は、財政調整基金と地域振興基金が増えたことによるものでございます。

以下、7ページは歳入歳出決算総括表、8ページにつきましては歳入の状況、9ページにつきましては市税の徴収実績表でございます。10ページは、目的別歳出の状況、11ページについては性質別歳出の状況、12ページは目的別・性質別歳出決算、13ページは目的別歳出財源内訳表、14ページと15ページは目的別歳出における節別集計表でございます。

また、16ページは、一部事務組合負担金の概況及び推移と、小・中学校及び保育所経費の推移となっております。なお、小・中学校の経費は、学校建設費を除く経常経費を比較したものととなっております。

また、17ページ以降は、主な施策に関する事項でありまして、19年度決算における主な施策について、決算書の掲載ページ順に事業費と事業内容を説明してございます。

以上で資料によります説明は終わりにして、次に、決算書によりご説明いたしますので、お手元に厚い決算書のほうをご用意いただきたいと思います。

それでは、決算書によりご説明申し上げます。

まず、3ページから17ページまでは、歳入歳出決算書及び事項別明細書の歳入総括表でございますので、説明は省略しまして、18ページの歳入からご説明申し上げます。

18ページをお開きいただきたいと思います。

1 款の市税は、調定額87億2,605万8,785円に対して、収入済額は、前年度比9.6%増の71億4,905万5,599円となっております。

主な項目について前年度との比較を申し上げます。1 項市民税の収入済額は、税源移譲による所得割の増により21.4%の増で33億8,347万4,098円、2 項固定資産税は1.0%の増で28億9,223万3,721円、3 項軽自動車税は3.7%の増で1 億3,147万164円、4 項市たばこ税は1.2%の減で4 億8,629万979円、6 項入湯税は2.1%の減で1,129万50円、7 項都市計画税は0.2%の増で2 億4,401万6,587円となっております。

なお、市税については、決算に関する説明資料の9ページに市税徴収実績表を掲載してございます。

次に、20ページをお願いいたします。

2 款地方譲与税は、収入済額4 億3,140万4,000円で、前年度比5 億1,676万5,219円、54.5%の減となっております。減の理由は、所得譲与税が終了したことによるものでございます。

3 款利子割交付金は、収入済額2,828万3,000円で、前年度比680万4,000円、31.7%の増となっております。

4 款配当割交付金は、収入済額3,064万円で、前年度比333万6,000円、12.2%の増となっております。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額2,181万2,000円で、前年度比352万9,000円、13.9%の減となっております。

6 款地方消費税交付金は、収入済額 6 億7,311万9,000円で、前年度比1,061万4,000円、1.6%の減となっております。

次に、22ページをお願いいたします。

7 款自動車取得税交付金は、収入済額 2 億8,917万円で、前年度比3,595万1,000円、11.1%の減となっております。

8 款地方特例交付金は、収入済額4,674万円で、前年度比 1 億1,629万円、71.3%の減となっております。減の理由は、減税補てん分が終了したことによるものでございます。

9 款地方交付税は、収入済額が70億9,338万9,000円で、前年度比 5 億2,664万円、6.9%の減となっております。

内訳としましては、備考欄の 1 番、普通交付税が61億9,236万6,000円で、前年度比 4 億1,924万2,000円の減、備考欄 2 番、特別交付税が 9 億102万3,000円で、前年度比 1 億739万8,000円の減となっております。

10款交通安全対策特別交付金は、収入済額1,490万8,000円で、前年度比32万円、2.1%の減となっております。

24ページをお願いいたします。

11款分担金及び負担金は、収入済額 7 億3,267万9,377円で、前年度比1,996万2,865円、2.7%の減となっております。

12款使用料及び手数料は、収入済額 4 億14万6,556円で、前年度比853万7,377円、2.1%の減となっております。

次は、少し飛びまして28ページをお願いいたします。

13款国庫支出金は、収入済額24億4,554万148円で、前年度比 5 億3,368万2,042円、27.9%の増となっております。

増の主な理由は、安全・安心な学校づくり交付金が増えたことによるものでございます。

次に、30ページをお願いします。

2 項 3 目土木費国庫補助金の一番下の備考欄のまちづくり交付金は、旭中央病院アクセス道などの 4 事業に対して交付されたものでございます。

次は、32ページをお願いいたします。

2 項 5 目教育費国庫補助金の 2 節小学校費国庫補助金で備考欄の 2 番と 3 番の安全・安心な学校づくり交付金は繰越事業を含めて 7 校の耐震補強事業に対して、また、3 節中学校費国庫補助金で備考欄の 2 番と 3 番の安全・安心な学校づくり交付金は繰越事業を含めて 2 校の耐震補強事業に対して、4 番と 5 番は第二中学校改築事業に対して、それぞれ交付されたものでございます。

次に、同じ32ページで下のほうになりますが、14款県支出金は、収入済額11億6,971万4,644円で、前年度比333万3,256円、0.3%の減となっております。

減の主な理由は、少し飛びまして39ページをお願いします。2 項 4 目 1 節農業費県補助金の中で前年度にあったバイオマスの環づくり交付金が終了したことによるものでございます。

次に、40ページの一番下のほうになりますが、15款財産収入は、収入済額5,423万3,592円で、前年度比1,844万2,842円、51.5%の増となっております。

増の主な理由は、次の42ページをお願いします。1 項 2 目 1 節財政調整基金利子と 3 節地域振興基金利子の増によるものでございます。

同じ42ページの下のほうになりますが、16款寄附金は、収入済額515万3,500円で、前年度比306万2,500円、146.5%の増となっております。

44ページをお願いします。

17款繰入金は、収入済額 4 億840万7,420円で、前年度比 3 億9,948万34円、49.4%の減となっております。

減の主な理由は、46ページをお願いします。2 項 1 目財政調整基金繰入金と 2 目減債基金繰入金が減となったことによるものでございます。

同じ46ページの下のほうになりますが、18款繰越金は、18年度の決算剰余金で18億9,250万3,126円、前年度比 5 億9,896万5,368円、46.3%の増となっております。

その下の19款諸収入は、収入済額 3 億5,607万8,928円で、前年度比1,727万874円、4.6%の減となっております。

少し飛びまして50ページをお願いいたします。

20款市債は、収入済額30億8,990万円で、前年度比 3 億8,740万円、14.3%の増となっております。

増の主な理由は、1項5目1節の小学校債が増となったことによるものでございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきまして、次に、歳出について申し上げます。

少し飛びまして56ページをお願いします。

1款議会費は、支出済額2億3,528万1,020円で、前年度比126万3,856円、0.5%の増となっております。

次に、58ページをお願いします。

下のほうになりますけれども、2款総務費は、支出済額45億2,755万1,018円で、前年度比3億42万4,128円、7.1%の増となっております。

増の主な理由は、財政調整基金積立金、後期高齢者医療関係の電算システム改修事業、参議院議員選挙費、千葉県議会議員選挙費等によるものでございます。

少し飛びまして71ページをお願いします。

3目文書広報費の備考欄の2番、広報活動費は、広報あさひの発行と市勢要覧の作成準備などを行ったものでございます。

また少し飛びまして85ページをお願いします。

備考欄の3番、コミュニティ育成事業は、神宮寺浜区の集会施設建設事業などに対する補助を行ったものでございます。また、その下の4番出会いの場創出事業は、新規事業として男女の出会いの場を提供し、結婚のきっかけづくりを支援する事業等を行ったものでございます。

なお、総務費に係る主要事業は、先ほどの決算に関する説明資料の17ページから22ページに記載してございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、106ページをお願いいたします。

3款民生費は、支出済額52億8,288万2,943円で、前年度比1億9,131万679円、3.8%の増となっております。

増の主な理由は、障害者福祉費、老人保健会計繰出金、児童手当給付事業が増になったことなどによるものでございます。

少し飛びまして115ページをお願いします。

2目障害福祉費の備考欄の10番、地域生活支援事業は、相談支援事業をはじめ、各種の障害者福祉サービスを行ったものでございます。

次は、117ページをお願いいたします。

備考欄の13番、障害児者のための地域づくり支援モデル事業は、県のモデル事業として、

障害児者のための地域づくり支援事業を行ったものでございます。

少し飛びまして123ページをお願いします。

1 目老人福祉総務費の備考欄の10番、広域連合負担金は、平成20年度からスタートした後期高齢者医療制度に伴う千葉県後期高齢者医療広域連合への負担金であります。

また少し飛びまして133ページをお願いいたします。

3 目児童福祉施設費の備考欄の2番、中央児童遊園S L改修事業は、S Lの改修工事と記念イベントを行ったものでございます。

なお、民生費に係る主要事業は、説明資料の23ページから34ページに記載してございます。

次に、144ページをお願いいたします。

4 款衛生費は、支出済額17億7,059万1,358円で、前年度比1,398万7,677円、0.8%の増となっております。

少し飛びまして152ページをお願いいたします。

2 目予防費は、生活習慣病の予防や早期発見のため、基本健康診査をはじめ、健康相談や指導、各種健診事業などを行ったものです。

また、少し飛びまして167ページをお願いいたします。

4 目環境衛生費の備考欄の6番、環境美化事業は、きれいな旭をつくる会への補助金でございます。

なお、衛生費に係る主要事業は、説明資料の35ページから41ページに記載してございます。

次に、176ページをお願いいたします。

下のほうになりますけれども、5 款労働費は、支出済額2,954万2,245円で、前年度比1,332万436円、31.1%の減となっております。

次に、180ページをお願いいたします。

6 款農林水産業費は、支出済額9億5,213万4,315円で、前年度比1億9,242万2,050円、16%の減となっております。

減の主な理由は、バイオマスの環づくり推進事業が終了したことによるものでございます。

少し飛びまして195ページをお願いします。

4 目畜産振興費の備考欄の3番、さわやか畜産総合展開事業は、家畜排せつ物を利用したたい肥の生産施設の整備に対して補助を行ったものでございます。

次に、199ページをお願いいたします。

5 目農地費の備考欄の6番、広域農業基盤整備事業は、清滝 期地区など6地区のほ場整

備事業に対して補助を行ったものでございます。

少し飛びまして205ページをお願いします。

2 目水産振興費の備考欄の 2 番、地域水産物供給基盤整備事業は、魚礁の設置工事を行ったものでございます。

なお、農林水産業費に係ります主要事業は、説明資料の42ページから49ページに記載してございます。

次に、206ページをお願いいたします。

7 款商工費は、支出済額 3 億5,225万6,888円で、前年度比5,419万5,760円、18.2%の増となっております。

増の主な理由は、211ページをお願いいたします。備考欄の 2 番、中小企業金融対策事業における預託金が増となったこと、それと、217ページをお願いします。217ページの中の備考欄の 4 番、観光施設整備事業におきまして、萩園公園駐車場内のトイレ設置工事を実施したものでございます。

なお、商工費に係る主要事業は、説明資料の50ページから52ページに記載してございます。

次に、220ページをお願いいたします。

8 款土木費は、支出済額22億5,409万4,222円で、前年度比 2 億5,968万7,734円、13.0%の増となっております。

増の主な理由は、旭中央病院アクセス道整備事業、米込地先の 1 級 5 号線整備事業、旭駅前広場等整備事業が増となったことによるものでございます。

少し飛びまして231ページをお願いいたします。

備考欄の 4 番、旭中央病院アクセス道整備事業は、東西線と南北線の調査や設計、道路改良工事、用地購入等を行ったものでございます。

次は、233ページをお願いいたします。

備考欄の 6 番 H - 1 - 005号線地方特定道路整備事業は、東総広域農道から県道多古笹本線までの事業区間のうち、最後となった区間の用地購入と車道、歩道の整備を行ったものでございます。

その下の備考欄の 7 番、防衛施設周辺民生安定事業は、道路改良工事等を行ったものでございます。

少し飛びまして237ページをお願いします。

1 目都市計画総務費の備考欄の 3 番、都市計画マスタープラン策定事業は、都市計画マス

タープラン策定のための支援業務を委託したものでございます。

次は、241ページをお願いいたします。

備考欄の4番、旭駅前広場等整備事業は、用地取得と県事業に対する負担金などが主なものでございます。

次は、245ページをお願いいたします。

4目公園費の備考欄の3番、袋公園整備事業は、噴水や遊具の設置、植栽工事などを行ったものでございます。

その下の備考欄の4番、文化の杜公園整備事業は、不動産鑑定や物件調査、用地取得などを行ったものでございます。

次は、247ページをお願いいたします。

備考欄の5番、あさひ健康パーク整備事業は、植栽工事、管理棟新築工事などを行ったものでございます。

備考欄の6番、（仮称）下宿ふれあい公園整備事業は、設計と測量業務を行ったものでございます。

なお、土木費に係ります主要事業は、説明資料の53ページから70ページに記載してございます。

次に、250ページをお願いします。

9款消防費は、支出済額12億4,595万4,061円で、前年度比6,476万2,333円、5.5%の増となっております。

少し飛びまして255ページをお願いします。

1目常備消防費の備考欄の4番、消防車両整備事業は、救助工作車1台と水槽付消防ポンプ車1台を購入したものでございます。

なお、消防費に係る主要事業は、説明資料の71ページから76ページに記載してございます。

次に、261ページをお願いします。

一番下の10款教育費は、支出済額43億9,924万5,374円で、前年度比10億5,497万6,006円、31.5%の増となっております。

増の主な理由は、小・中学校の大規模改造事業や第二中学校の改築事業が増となったことによるものでございます。

少し飛びまして275ページをお願いいたします。

1目学校管理費の備考欄の5番、小学校施設改修事業（繰越明許）と、次の277ページの

6 番、小学校大規模改造事業は、小学校 7 校の大規模改造事業を行ったものでございます。

次は、279ページをお願いします。

2 目教育振興費の備考欄の 7 番、放課後児童健全育成事業は、学童クラブを新たに 4 か所開設し、全部で14か所で行ったものでございます。

少し飛びまして285ページをお願いいたします。

1 目学校管理費の備考欄の 4 番、中学校施設改修事業（繰越明許）と、その下の 5 番中学校大規模改造事業は、干潟中学校と第一中学校の校舎の大規模改造事業などを行ったものでございます。

その下の 6 番、海上中学校建設事業は、旧海上中学校校舎の解体工事を行ったものでございます。

一番下の 7 番、第二中学校改築事業は、屋内運動場と校舎の改築を行ったものでございます。

少し飛びまして299ページをお願いいたします。

2 目の文化振興費の備考欄の 2 番、文化振興事業は、市民の文化意識の高揚を図るため、主に東総文化会館を会場として各種の自主文化事業を開催したものでございます。

少し飛びまして325ページをお願いいたします。

1 目保健体育総務費の備考欄 3 番、国民体育大会開催事業は、ゆめ半島千葉国体旭市実行委員会補助金でございます。

なお、教育費に係る主要事業は、説明資料の77ページから90ページに記載してございます。

次に、339ページをお願いいたします。

11款災害復旧費は、支出済額829万5,000円で、内容は、農業用施設の災害復旧工事でございます。

次に、340ページをお願いします。

12款公債費は、支出済額27億8,488万6,651円で、前年度比 1 億3,916万7,479円、4.8%の減となっております。

同じページで13款諸支出金は、支出済額16億676万1,843円で、前年度比7,850万6,737円、4.7%の減となっております。

減の主な理由は、342ページになりますが、3 項 1 目の土地開発基金繰出金が減となったことによるものでございます。

以上で、歳出の説明を終わりにさせていただきます。

それでは、最後に、財産に関する調書について説明させていただきます。恐れ入りますけれども、決算書の後ろのほう、末尾のほうから４枚ほど戻っていただいた514ページです。

財産に関する調書でございます。

まず、第１の公有財産の（１）土地及び建物について、異動状況を説明申し上げます。

最初に、土地の増減です。その他の行政機関のうち消防施設1,348平方メートルの増は、寄附によるものが396平方メートル、それと公共用財産の公園から種別替えしたものが952平方メートルでございます。

次に、下のほうへ進みまして、公共用財産のうち学校542平方メートルの減は、小学校用地の一部を用途廃止して道路敷地としたことによるものでございます。

次に、公園１万1,541平方メートルの増は、文化の杜公園の用地として１万2,493平方メートルを買収したものと、児童遊園952平方メートルを用途廃止して消防用施設へ種別替えしたことによるものでございます。

次に、その他の施設5,953平方メートルの増は、ごみの最終処分場でありますクリーンパーク用地として借りていた5,420平方メートルを取得したことが主なものでございます。

次に、山林364平方メートルの増と雑種地28平方メートルの増は、道路敷を用途廃止し、普通財産に種別替えしたことによるものでございます。

次に、建物のうちの木造の増減です。公共用財産のうち学校183平方メートルの減は、旧海上中学校の自転車置場、部室、物置を取り壊したことによるものでございます。

次に、公営住宅31平方メートルの減は、市営住宅（双葉団地）１戸を取り壊したことによるものでございます。

次に、建物の非木造の増減でございます。公共用財産のうち学校3,595平方メートルの減の主な内容は、海上中学校の移転による旧校舎など3,260平方メートルを取り壊したことと、旧屋内運動場など2,134平方メートルを社会体育施設へ種別替えしたこと、また、第二中学校屋内運動場を改築したことで1,799平方メートルが増えたことによるものでございます。

次に、公営住宅252平方メートルの減は、市営住宅（神西住宅）２棟、８戸を取り壊したことによるものでございます。

次に、公園で１平方メートルの増は、萩園公園トイレの建て替えによるものでございます。

次に、その他の施設1,934平方メートルの増の主な内容でございますけれども、旧海上中学校屋内運動場など2,134平方メートルを社会体育施設として種別替えしたことによる増、それから旧海上中学校敷地内にありました柔剣道場を取り壊したことで200平方メートルが

減となったことによるものでございます。

次に、517ページをお願いします。

2の物品の増減内容についてご説明申し上げます。

乗用車1台の増と軽自動車4台の減は、公用車の更新などによるものでございます。

それから、次の、518ページから520ページまでは基金の状況になります。

まず、518ページでございます。

19年度末の現在高は、(1)の中で一番上の一般財政調整基金が18億8,795万8,000円、(2)の減債基金が1億5,912万1,000円、(3)の地域振興基金が18億8,045万8,000円となっております。

以上で、簡単ではございますけれども、議案第1号、平成19年度旭市一般会計決算についての補足説明を終わりにさせていただきます。

○議長(明智忠直) 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号、議案第3号について、保険年金課長、登壇してください。

(保険年金課長 増田富雄 登壇)

○保険年金課長(増田富雄) 議案第2号、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計決算について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成19年度の国保事業の状況について申し上げます。

年間平均の国保世帯数は1万5,284世帯で前年度比62世帯、0.4%の減、被保険者数は3万7,080人で前年度比884人、2.3%の減となっております。

19年度末の加入割合は、世帯比で65.5%、人口比で52.6%となっております。

被保険者数の内訳は、一般被保険者数が2万7,303人で前年度比809人、2.9%の減、退職被保険者が3,272人で前年度比281人、9.4%の増、国保老人対象者が6,505人で前年度比356人、5.2%の減、介護保険第2号被保険者は1万2,735人で前年度比360人、2.7%の減となります。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

345ページをお開きください。

歳入決算額は81億3,298万7,436円で前年度比6%の増となり、歳出決算額については76億9,511万1,807円で前年度比8.1%の増となっております。

350ページをお開きください。

歳入歳出差引残額4億3,787万5,629円につきましては、平成20年度に財政調整基金へ2億

2,000万円を積み立てまして、残額 2 億1,787万5,629円は繰越金とするものでございます。

歳入歳出の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

360ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款国民健康保険税の収入済額は27億3,937万1,875円となり、前年度比で3.7%の減となっております。不納欠損額は7,422万8,414円で、収入未済額は12億1,247万1,012円であります。

1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分の収入済額は20億5,832万9,298円となり、収納率は88.05%であります。

2 節介護納付金分現年課税分の収入済額は 2 億2,528万3,602円となり、収納率は86.71%であります。

3 節医療給付費分滞納繰越分の収入済額は 1 億4,648万5,253円となり、収納率は14.56%であります。

4 節介護納付金分滞納繰越分の収入済額は1,456万5,650円となり、収納率は13.97%であります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、1 節医療給付費分現年課税分の収入済額は 2 億6,952万1,674円となり、収納率は96.37%であります。

2 節介護納付金分現年課税分の収入済額は1,992万 5 円となり、収納率は95.6%であります。

3 節医療給付費分滞納繰越分の収入済額は474万8,414円となり、収納率は28.93%であります。

4 節介護納付金分滞納繰越分の収入済額は51万7,979円となり、収納率は34.82%であります。

以上のことから、1 人当たりの調定額は、医療給付費分が 7 万590円で前年度比で58円、0.1%の増であります。

介護納付金分は 2 万2,037円で前年度比で183円、0.8%の減であります。

362ページをご覧ください。

4 款国庫支出金の収入済額は23億9,689万2,857円となり、前年度比1.9%の減であります。

1 項 1 目療養給付費等負担金、1 節現年度分の収入済額は18億893万394円となり、前年度

比4.2%の減であります。

2 目高額医療費共同事業負担金の収入済額は3,453万1,163円であります。

2 項 1 目財政調整交付金の収入済額は 5 億5,326万4,000円で、前年度比6.1%の増であります。

5 款 1 項 1 目療養給付費等交付金は、退職被保険者等に係る医療費に対する交付金で、収入済額は 7 億7,934万8,883円となり、前年度比21.9%の増であります。

364ページをご覧ください。

6 款県支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金の収入済額は、国庫負担金と同額の3,453万1,163円であります。

2 項 1 目県財政調整交付金は 4 億16万3,000円で、前年度比2.1%の減であります。

7 款共同事業交付金の収入済額は 9 億3,450万4,455円で、前年度比78.4%の増となっております。

この内訳を申し上げますと、2 項 1 目高額医療費共同事業交付金の収入済額については 1 億5,093万6,115円で、高額医療費のうち、1 か月につき80万円を超えるものについて交付の対象となるものでございます。

2 目保険財政共同安定化事業交付金については、一昨年10月から発足した事業でありまして、その収入済額は 7 億8,356万8,340円で、前年度比111.1%の増となっております。

内容としましては、高額医療費のうち、1 か月につき30万円を超え80万円以下のものについて交付の対象となったことによる増額であります。

9 款繰入金については、366ページをご覧ください。

1 項 1 目一般会計繰入金、1 節保険基盤安定繰入金は、収入済額が 1 億6,898万9,112円となり、前年度比0.3%の増であります。

2 節職員給与費等繰入金の収入済額は4,230万8,000円となり、前年度比19.5%の減であります。

3 節出産育児一時金等繰入金の収入済額は4,780万円となり、前年度比27.1%の増であります。これは、出産育児一時金の支給額が平成18年10月より 1 件当たり 5 万円引き上げたことによる増加であります。

4 節財政安定化支援事業繰入金の収入済額は3,708万4,000円となり、前年度比9.2%の減であります。

10款繰越金の収入済額は 2 億7,712万3,630円で、前年度比14.9%の増であります。

11款諸収入の収入済額は4,911万9,831円で、主なものは、保険税に係る延滞金と交通事故等による第三者納付金、並びに国保連合会が保有しておりました高額医療費共同事業基金からの返戻でございます。

続きまして、事業勘定の歳出についてご説明申し上げます。

372ページをご覧ください。

1 款総務費の支出済額は3,583万1,660円となり、前年度比34.7%の減であります。これは、前年度まで支出しておりました直診施設地域活動費を諸支出金に組み換えしたことによるものであります。

1 項 1 目一般管理費の2,439万8,810円は、国保事業の管理運営費で、前年度比6.9%の減であります。

374ページをご覧ください。

2 款保険給付費の支出済額は48億5,804万1,251円となり、前年度比1.9%の増であります。また、審査支払手数料及び第三者納付金と返納金を差し引いた1人当たりの給付費は15万7,809円で、前年度比3.5%の増であります。

1 項療養諸費の支出済額は43億3,271万2,633円となり、前年度比2.2%の増であります。

376ページをご覧ください。

2 項高額療養費の支出済額は4億1,337万8,618円となり、前年度比1.5%の減であります。

378ページをご覧ください。

3 款老人保健拠出金の支出済額は10億6,882万1,822円となり、前年度比1.1%の減であります。これは、国保老人に係る拠出金であり、前々年度医療費実績を基に老人医療費の見込み率等で算出されるものでございます。

380ページをご覧ください。

4 款介護納付金の支出済額は6億2,352万921円となり、前年度比3.4%の減であります。これは、第2号被保険者分の納付金であり、1人当たりの負担額は4万9,476円で、見込み人数1万3,198人分を支払基金へ納めたもので、前年度に対して1人当たり1,898円の増となっております。

5 款共同事業拠出金は9億6,644万1,632円で、前年度比81.2%の増であります。

その主な内容を申し上げますと、1 項 1 目高額医療費共同事業拠出金の支出済額は1億3,807万8,989円で、前年度比7.4%の増であります。

2 目の保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、歳入の交付金のところでもご説明

しましたとおり、一昨年の10月から発足した事業でありまして、その支出済額は8億2,836万620円で、前年度比104.6%の増であります。内容としましては、高額医療費のうち、1か月につき30万円を超え80万円以下のものについて、すべて拠出する対象となったことによる増額であります。

382ページになります。

6款保険事業費は3,183万5,452円となり、前年度比18.1%の増であります。この主なものといたしましては、短期人間ドック事業、医療費通知事業、健康優良家庭表彰事業などがございます。

386ページになります。

9款諸支出金は1億1,061万9,069円で、その主なものは、保険税還付金と国庫と支払基金への返還金、並びに、先ほど総務費の説明の際に取り上げました直診施設への繰出金が入っておるものでございます。

408ページをご覧ください。

実質収支に関する調書は、記載のとおりでございます。

それでは、351ページをお戻りいただきたいと思います。

施設勘定、滝郷診療所の決算についてご説明申し上げます。

歳入決算額は8,127万2,534円となり、前年度比3.4%の減となっております。歳出決算額は6,446万4,492円となり、前年度比0.5%の減となります。

356ページをご覧ください。

歳入歳出差引残額1,680万8,042円につきましては、平成20年度に財政調整基金へ900万円を積み立てまして、残額780万8,042円は繰越金とするものでございます。

歳入歳出の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

394ページをご覧ください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1款診療収入の収入済額は6,364万8,450円となり、前年度比2.9%の減であります。

2款使用料及び手数料の収入済額は9万5,300円となっております。内容は、往診等に係る手数料などでございます。

396ページをご覧ください。

6款繰入金の収入済額は738万8,000円となっております。

8 款諸収入の収入済額は52万2,731円で、主な内容は、医師派遣並びに校医及び保育所の嘱託料などでございます。

続いて、歳出になりますが、402ページをお開きください。

1 款総務費でございますが、支出済額は3,356万5,035円となり、前年度比4.2%の減となっております。

404ページをご覧ください。

2 款医業費でございますが、これは医薬品や器材の購入となっております。支出済額は3,012万123円となり、前年度比2.7%の増となっております。

3 款施設整備費、これは施設の修繕及び備品の購入に充てられたものでございまして、支出済額は77万9,334円となっております。

409ページをご覧ください。

実質収支に関する調書は、記載のとおりでございます。

以上で、議案第2号、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計決算についての補足説明を終わります。

引き続きまして、議案第3号、平成19年度旭市老人保健特別会計決算について補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成19年度の老人保健の状況について申し上げます。

受給対象者の年間平均は8,211人で、前年度比429人、5%の減となっております。その内訳は、国保老人6,505人、社保老人1,706人であります。

平成19年度の医療給付費等は40億798万8,092円で、前年度比1.9%の減となっております。

また、1人当たりの医療費は48万8,124円で、前年度比3.2%の増となります。

それでは、決算についてご説明申し上げます。

411ページをお開きください。

歳入決算額は41億9,267万9,162円となり、前年度比0.8%の減となっております。

歳出決算額は40億4,505万2,955円となり、前年度比1.8%の減であります。

歳入歳出差引残額は、416ページにございますように1億4,762万6,207円であります。

決算の内容につきましては、決算事項別明細書により、主な項目についてご説明申し上げます。

420ページをお開きください。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

1 款支払基金交付金の収入済額は20億8,429万8,264円となり、前年度比6.6%の減であります。

主なものは、1 項 1 目医療費交付金で、その収入済額は20億6,770万6,123円となり、前年度比6.6%の減であります。

2 款国庫支出金の収入済額は13億503万9,343円となり、前年度比0.03%の増であります。

3 款県支出金の収入済額は 3 億2,303万2,000円となり、前年度比2.9%の減であります。

4 款繰入金の収入済額は 3 億6,793万4,000円となり、前年度比10.6%の増であります。

主なものは、1 項 1 目 2 節医療費一般会計繰入金 3 億5,441万6,000円で、自己負担後の総医療費から支払基金交付金、国庫支出金、県支出金を除いた市の負担額であります。

5 款繰越金の収入済額は 1 億670万2,690円となっております。

422ページをご覧ください。

6 款諸収入の収入済額は567万2,865円で、その内容は、第三者納付金などがございます。次に、歳出についてご説明申し上げます。

426ページになります。

1 款総務費の支出済額は1,080万2,842円となり、前年度比24.1%の減であります。

2 款医療諸費の支出済額は40億2,482万6,950円となり、前年度比1.9%の減であります。

内訳としましては、1 項 1 目医療給付費が39億4,410万8,462円となり、前年度比1.9%の減であります。

2 目医療費支給費は、接骨・捻挫等医療費と高額医療費の現金支給分であり、その支出済額は6,387万9,630円となり、前年度比1.3%の減であります。

428ページをご覧ください。

3 目審査支払手数料の支出済額は1,683万8,858円となり、前年度比3.9%の減であります。

3 款諸支出金、1 項 1 目償還金の支出済額は942万3,163円で、これは平成18年度県支出金の精算による返還金でございます。

430ページになります。

実質収支に関する調書は、記載のとおりでございます。

以上で、議案第 3 号、平成19年度旭市老人保健特別会計決算について、補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、昼食のため、午後 1 時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時 51分

再開 午後 1時 0分

- 議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第4号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 横山秀喜 登壇）

- 高齢者福祉課長（横山秀喜） 議案第4号、平成19年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入る前に、平成19年度末における介護保険の状況について申し上げます。

お手元の決算に関する説明資料をご用意ください。

1ページになります。

1の高齢者人口等ですが、この資料は20年3月末の状況を第3期介護保険事業計画と比較しておりますが、私の補足説明は、前年度と比較して説明いたします。

上から2行目のB欄になります。

65歳以上の第1号被保険者数は1万5,964人で、対前年226人の増、伸び率1.4%です。

3行下になります。65歳以上の人口比率、いわゆる高齢化率ですが22.6%で、対前年0.4ポイントの増になります。

要介護認定者数は1,997人で、対前年43人の増、伸び率で2.2%、一番下の欄になりますが、第1号被保険者に占める割合は11.9%で、対前年0.1ポイントの増になります。

以下、2番目は介護度別認定者数、2ページ、3ページになりますが、保険料の納付状況、保険給付費のサービス別支出状況などが記載のとおりとなっておりますので、後ほどご覧ください。

それでは、決算書についてご説明申し上げます。

決算書の431ページをお開きください。

歳入決算額は32億7,686万2,205円で、対前年3.9%の増です。歳出決算額は31億8,445万8,031円で、対前年5.1%の増で、歳入歳出差引残額は9,240万4,174円となりました。

次の432ページから436ページの歳入歳出決算の内容については、437ページからの歳入歳

出決算事項別明細書によりご説明いたします。

438ページは、歳入の事項別明細書の総括ですので、次のページ、440ページの歳入から、決算の内容について順を追ってご説明いたします。

1 款保険料の収入済額は5億4,280万6,697円、対前年3.1%増で、収納率は95.7%です。

三つ下になります。1 項 1 目 1 節現年度分特別徴収保険料の収入済額は4億9,302万9,334円で、収納率は100%です。

2 節現年度分普通徴収保険料は4,776万189円で、収納率は83.1%です。

3 節過年度分普通徴収保険料は201万7,174円で、収納率は11.9%です。

2 款国庫支出金の収入済額は7億2,402万2,999円で、対前年度0.6%の増です。内容ですが、介護給付費負担金、調整交付金及び地域支援事業交付金のそれぞれルール分となります。

3 款支払基金交付金は、第2号被保険者の介護納付金に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、収入済額は9億4,078万218円で、対前年8.0%の増です。内容は、介護給付費と地域支援事業のルール分となります。

442ページになります。

4 款県支出金の収入済額は4億6,405万7,020円で、対前年4.4%の増です。内容は、支払基金交付金と同様、介護給付費と地域支援事業のルール分となります。

6 款繰入金は、1 項の一般会計からの繰入金と2 項の基金繰入金があり、一般会計からの繰り入れは、介護給付費分と地域支援事業費分及び事務費分となりまして、合計で4億4,422万1,000円です。

2 項基金繰入金、444ページになります。介護保険給付費準備基金繰入金で3,200万円を繰り入れていたしました。

繰入金の総額は4億7,622万1,000円で、対前年5.9%の増となりました。

7 款繰越金は1億2,415万7,970円で、前年度からの繰越金です。

8 款諸収入は、2 項雑入で1 目第三者納付金92万3,885円は、交通事故による加害者納付金です。

2 目 1 節地域支援事業利用収入は357万1,299円で、備考欄記載のとおり、地域支援事業の利用収入になります。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

次は、448ページになります。

歳出の主なものについて説明申し上げます。

1 款総務費の支出済額は3,803万492円で、介護保険事務費、保険料賦課徴収費及び介護認定審査会費などです。

一番下の欄になります。3 項 1 目介護認定審査会費の備考欄の 1、介護認定審査会費は1,987万7,308円で、審査会の開催数は96回、審査件数は2,546件です。

450ページになります。

2 目認定調査費は958万5,205円で、調査件数は2,627件です。

452ページになります。

2 款保険給付費の支出済額は29億7,461万3,731円で、対前年度 1 億3,843万2,067円の増、伸び率にして4.9%の増になります。

保険給付の月平均利用者数は、居宅サービスが1,065人、施設サービスが525人で、合計1,590人となりました。

1 項介護サービス等諸費は、要介護者の保険給付費です。

主なものは、1 目居宅介護サービス給付費で、支出済額は10億865万2,754円です。

2 目地域密着型介護サービス給付費は、原則市民のみが利用できるサービスで、認知症対応型のグループホームと小規模の特別養護老人ホームがこのサービスに該当し、1 億4,424万4,743円です。

3 目施設介護サービス給付費の支出済額は14億8,576万8,175円で、月平均利用者数は525人、内訳は、老人福祉施設で320人、老人保健施設196人、療養型医療施設 9 人となっています。

454ページになります。

6 目居宅介護サービス計画給付費の支出済額は 1 億3,120万3,737円で、ケアプランの作成費です。

2 項介護予防サービス等諸費の支出済額4,674万4,188円は、要支援者の保険給付費等です。456ページになります。

中段になりますが、3 項 1 目審査支払手数料の支出済額370万3,365円は、国保連合会の介護給付費請求書に係る審査手数料で、4 万3,569件分となりました。

4 項高額介護サービス等費の支出済額は3,526万4,831円で、3,705件分です。

458ページになります。

5 項特定入所者介護サービス等費の支出済額 1 億464万7,780円は、低所得者対策としての補足給付に係るもので、20年 2 月末における食費・居住費の負担限度額認定者は361人、介

護老人福祉施設旧措置者に係る減額免除の認定者は35人、合わせた軽減対象者は396人でした。

3 款財政安定化基金拠出金の支出済額は321万823円で、保険料収入額が不足する場合に対処するため、平成18年度から平成20年度の標準給付費見込額の0.1%を3年間に割り振り、千葉県財政安定化基金へ拠出したものです。

4 款基金積立金は5,347万6,000円で、剰余金を介護保険給付費準備基金へ積み立てたものです。

なお、平成19年度末の介護保険給付費準備基金の残高は3億31万867円です。

460ページです。

5 款地域支援事業費は4,880万3,979円です。

主なものを挙げますと、1 項 1 目介護予防特定高齢者施策事業費、説明欄 2、通所型介護予防事業333万1,350円は、介護予防拠点において、運動器の機能向上等の予防事業を行ったもので、対象者は延べ136人です。

2 目介護予防一般高齢者施策事業費、説明欄 4、高齢者筋力向上トレーニング事業624万9,600円は、あさひ健康福祉センターで行っている事業で、1日の平均利用者は18.7人です。462ページになります。

2 項 1 目包括的支援事業費、備考欄 3、総合相談・支援事業で、次のページになりますが、上段の13、委託料500万円は、市内の五つの事業所に在宅介護支援センターとして委託したものです。

3 項 1 目任意事業費は2,269万2,023円で、備考欄記載のとおり、1、家族介護用品給付事業 ― 紙おむつの事業です ― 2、介護相談員派遣事業、3、配食サービス事業等を行いました。

466ページになります。

6 款諸支出金、1 項 2 目償還金は6,602万1,180円で、前年度保険給付費の精算に伴う国・県等への返還金になります。

以上で、歳出関係の説明を終わります。

次は、468ページになります。

実質収支に関する調書で、記載のとおりとなっております。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、下水道課長、登壇してください。

(下水道課長 中野博之 登壇)

- 下水道課長(中野博之) 議案第5号、平成19年度旭市下水道事業特別会計決算の認定につきまして、補足説明申し上げます。

補足説明に入ります前に、公共下水道の整備状況を申し上げます。

平成20年3月末の供用開始区域は153.7ヘクタールで、処理区域内人口は5,465人、供用人口は3,071人であります。

普及率は行政区域内人口6万9,536人における処理区域内人口で7.9%、水洗化率は処理区域内人口における供用人口で56.2%となりました。

前年度との比較で申しますと、普及率は0.3ポイントの増、水洗化率は1.0ポイント増ということでございます。

なお、事業認可区域202ヘクタールに対しまして約76%が整備されたこととなります。

それでは、決算書の469ページをお開きください。

平成19年度の下水道事業特別会計の決算額は、歳入7億1,542万4,676円、歳出6億7,699万6,043円で、歳入歳出の差引額は3,842万8,633円であり、翌年度への繰越金でございます。

歳入歳出決算額の主な事項につきましては、歳入歳出決算事項別明細書により説明させていただきます。

478ページをお開きください。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金は、受益者負担金であり3,151万5,700円で、これは平成15年度から19年度に賦課した負担金の5年分割の19年度納付分と一括納付分などの合計でございます。

なお、19年度の受益者負担金の納付率は46.3%でございます。

2款使用料及び手数料ですが、使用料は5,096万1,385円、納付率は94.2%であります。

手数料9万6,000円は、下水道排水設備指定工事店の登録及び更新手数料8件であります。

3款国庫支出金は5,550万円であり、面整備工事及び旭市浄化センター自主設計業務委託などの補助対象事業に対する補助金であります。

5款繰入金は4億3,356万2,000円で、支出に対する収入の不足額を繰り入れたものであります。

一般会計から4億1,856万2,000円、財政調整基金から1,500万円をそれぞれ繰り入れたものであります。

480ページをお開きください。

6 款繰入金は1,892万8,029円で、前年度からの繰越金であります。

7 款諸収入は26万1,562円で、内容といたしましては、日本下水道協会からの広報活動助成金 7 万円、その他19万1,562円であります。

8 款市債は 1 億2,460万円でありまして、内容といたしましては、補助裏分で4,500万円、単独分で5,680万円、特別措置分2,280万円であります。

次に、歳出について説明申し上げます。

484ページをお開きください。

1 款総務費は7,964万8,924円で、これは給料・手数料などの人件費及び需用費などの事務費であります。

486ページをお開きください。

2 款事業費は 3 億215万9,560円であります。

1 項の管理費は 1 億1,094万7,605円であります。

不用額の2,078万2,395円の主な内容といたしましては、汚泥処理に係る汚泥等運搬処理量が少なかったこと、運転業務委託における入札執行残、維持管理において補修工事が発生しなかったことなどによるものであります。

488ページをお開きください。

2 項の工事費は 1 億9,121万1,955円であります。

主な内容といたしましては、13節委託料は7,397万2,900円で、面整備及び処理場等の実施設計委託料であります。

15節工事請負費は 1 億871万1,750円で、東町・網戸地先の面整備工事及び18年度整備地区の舗装復旧工事を行ったものであります。

19節負担金補助及び交付金は660万5,550円で、管渠工事に伴う水道管及びガス管の切り回し工事負担金であります。

なお、不用額5,088万6,045円の主な内容といたしましては、13節委託料及び15節工事請負費の入札執行残、19節負担金補助及び交付金で、管渠工事に伴う下水道管及びガス管の切り回し工事に係る負担金が少なかったことなどによるものであります。

490ページをお開きください。

3 款公債費は 2 億9,518万7,559円でありまして、起債借入金の償還金であります。

内訳は、借入金償還費が 1 億9,954万1,684円、借入金利子支払費が9,564万5,875円であり

ます。

492ページは、平成19年度旭市下水道事業特別会計実質収支に関する調書でございます、記載のとおりでございます。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（明智忠直） 下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第6号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 堀江隆夫 登壇）

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議案第6号、平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書の説明に入ります前に、平成19年度末におけます農業集落排水事業の状況について申し上げます。

お手元の歳入歳出決算に関します説明資料、3ページつづりのものでありますが、これをご用意いただきたいと思います。

2ページをお開きいただきたいと思います。

1の普及状況であります、平成19年度全体の処理区域内人口2,141人に対しまして、使用人口は1,491人で、普及率は69.6%であります。

これ以外につきましては、説明を省かせていただきます。

それでは、決算書につきまして説明させていただきます。

決算書の493ページをお願いいたします。

歳入歳出予算額は6,687万2,000円に対しまして、歳入歳出決算額はともに5,850万6,315円で、予算額に対します割合は87.5%であります。

次の、494ページから498ページの歳入歳出決算の内容につきましては、歳入歳出決算事項別明細書によりましてご説明申し上げます。

502ページをお願いいたします。

歳入について、ご説明いたします。

1款分担金及び負担金の収入済額は1,596万円であります。内訳といたしまして、現年度分1,554万円、江ヶ崎地区19件と琴田地区17件、過年度分で42万円、江ヶ崎地区1件であります。

収入未済額は582万8,000円で、未納件数は、過年度分でありまして、江ヶ崎地区7件、琴田地区8件であります。

2 款使用料及び手数料は1,413万530円でありまして、処理施設の使用料であります。内訳といたしまして、江ヶ崎地区219件、998万7,230円、琴田地区94件、414万3,300円であります。江ヶ崎地区分につきましては、過年度分7件、4万8,300円を含んでおります。

3 款繰入金は2,841万5,785円でありまして、全体事業費から特定財源を差し引いた不足額を一般会計から繰り入れしたものであります。

4 款繰越金、5 款諸収入は0円であります。

以上で、歳入関係の説明を終わります。

続きまして、506ページをお開きいただきたいと思います。

歳出につきましてご説明いたします。

1 款総務費の支出済額は627万336円で、農業集落排水事業に係る人件費及び事務経費であります。

2 款事業費は1,511万4,999円で、江ヶ崎地区、琴田地区処理施設の維持管理費及び資源循環事業費でございます。

510ページをお開きいただきたいと思います。

3 款公債費は、地方債の償還金及び償還利子で2,116万980円であります。借入先は、外務省資金運用部及び公営企業金融公庫であります。

なお、平成19年度末の地方債残高は3億2,937万7,153円であります。

4 款繰出金は1,596万円であります。これは、平成19年度受益者分担金1,596万円を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で、議案第6号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 農水産課長の補足説明は終わりました。

議案第7号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 堀川茂博 登壇）

○水道課長（堀川茂博） 議案第7号、平成19年度旭市水道事業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

初めに、水道事業の概況から申し上げます。

決算書の12ページをご覧くださいと思います。

事業報告書でございます。

まず、総括事項でございますが、事業の運営に当たりましては、市民に良質な水を安定供給するため、水道事業基本計画の施設整備計画に基づき、旭エリアの排水区域変更と水質・

圧力改善を図るための配水管布設工事のほか、各配水場の機械設備及び電気計装設備等の修繕・点検整備を実施し、適正な事業運営に努めてまいりました。

次に、業務状況でございますが、年度末の給水人口は5万5,613人、給水件数は1万8,298件、普及率は78.8%となり、前年度に比較し1.1ポイント上昇いたしました。

年間給水量につきましては614万9,840立方メートルとなり、1日最大給水量は1万9,928立方メートル、1日平均給水量は1万6,803立方メートルとなりました。

また、有収水量は603万5,950立方メートルとなり、有収率は前年度より1.1ポイント上昇し98.1%となりました。

次に、建設状況でございますが、本年度の建設改良工事につきましては、鎌数、岩井、蛇園、後草、三川地先等に75ミリから150ミリの配水管等を延べ3,519.4メートル布設いたしました。

次の経理状況につきましては、この後の決算状況の中で説明させていただきます。

それでは、前に戻りまして、1ページをご覧ください。

19年度の決算報告書でございます。この報告書の決算額につきましては、消費税が含まれて記載されております。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、水道事業収益の予算額18億1,415万3,000円に対し、決算額18億9,913万7,704円となり、収入率は104.7%となりました。

この決算額の内容は、水道料金などの営業収益で16億406万1,871円、他会計補助金等の営業外収益で2億9,507万5,833円となりました。

支出につきましては、水道事業費用の予算額16億6,070万8,000円に対し、決算額は16億1,234万9,598円となり、執行率は97.1%となりました。

この決算額の内容は、人件費、受水費、減価償却費等の営業費用で13億9,812万1,216円、企業債利息等の営業外費用で2億1,084万4,196円、不納欠損等の特別損失で338万4,177円となりました。

次に、2ページをお開きください。

資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入は、予算額1億4,217万3,000円に対し、決算額は1億6,150万2,800円となり、収入率は113.6%となっております。

この決算額の内容は、配水管布設工事等の建設改良及び上水道高資本対策借換債に伴う企

業債で1億1,460万円、消火栓設置に伴う負担金で241万2,900円、給水申込納付金で4,448万9,900円となりました。

資本的支出は、予算額6億2,100万2,000円に対し、決算額は5億7,672万5,031円となり、執行率は92.9%であります。この決算額の内容は、配水管布設工事等の建設改良費で9,845万1,725円、企業債償還金で4億7,827万3,306円となっております。

工事概要につきましては、後ほど14ページをご覧くださいと思います。

資本的収入額が支出に不足する額4億1,522万2,231円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額252万4,927円、過年度分損益勘定留保資金4億1,269万7,304円で補てんいたしました。

続いて、3ページに移らせていただきます。損益計算書でございます。この金額につきましては、消費税抜きで記載されております。

1の営業収益として15億2,802万8,377円、2の営業費用として13億5,033万9,913円、差し引き営業利益は1億7,768万8,464円となりました。

続いて、4ページをお開きいただきしたいと思います。

3の営業外収益として2億9,523万5,797円、4の営業外費用として1億8,533万1,896円、差し引き1億990万3,901円の黒字となり、3ページの営業利益と合わせますと、経常利益は2億8,759万2,365円が計上されました。

この経常利益から特別損失の過年度損益修正損338万4,177円を引いた額2億8,420万8,188円が19年度の純利益でございます。

また、前年度繰越欠損金からこの純利益を引いた2億3,280万9,742円が、当年度末の未処理欠損金となります。

次に、5ページの剰余金計算書について申し上げます。

利益剰余金の部につきましては、ただいま説明したとおりですが、未処理欠損金として2億3,280万9,742円を計上してあります。

資本剰余金の部につきましては、の補助金の11億2,553万5,263円は、国・県・市からの補助金の累計額であります。

続きまして、6ページに移ります。

の負担金は、消火栓設置等に係る一般会計からの負担金でありまして、当年度消火栓設置費241万2,900円を加え、年度末残高は5億289万3,781円となります。

の給水申込納付金は、水道加入申込時点でいただいている納付金でありまして、当年度

収入額4,237万1,332円を加え、年度末残高は14億1,866万1,280円となります。

の受贈財産評価額の3億9,258万7,062円は、宅地開発などで水道管を布設したもののうち、道路部分について寄附を受けた累計額でございます。

次は、7ページに移ります。

、その他資本剰余金の累計額は42万8,640円であり、翌年度繰越資本剰余金は34億4,010万6,026円となります。

次の欠損金処理計算書につきましては、欠損金を処理する財源がありませんので、未処理のまま翌年度に繰り越しをするものでございます。

次に、8ページの貸借対照表について申し上げます。

資産の部の固定資産、流動資産の合計額は9ページに記載してありますが、資産合計は69億1,114万4,691円となります。

負債の部の固定負債、流動負債の合計額は、10ページに記載してあります負債合計の1億5,931万225円となります。

資本の部、資本金、剰余金の合計額は、11ページに記載してあります資本合計67億5,183万4,466円となり、これと前段の負債合計を加えた負債資本合計は69億1,114万4,691円となりまして、資産合計と一致いたします。

12ページの事業報告書は先ほど説明いたしましたので、13ページをご覧ください。

こちらは、議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項及び料金その他供給条件の設定・変更に関する事項であります。

(5)の変更に関する事項につきましては、平成19年4月より水道料金を改定いたしましたので、改定内容を記載したものであります。

14、15ページは建設工事費、保存工事費の概況となっております。

16ページは、年間の業務量であります。前年度に比較して、給水人口、件数、給水量ともに増加しております。

17ページ、18ページは、事業収入及び事業費の内訳となっております。

次に、(2)事業収入に関する事項について申し上げます。

営業収益の内訳は、給水収益が15億2,084万9,277円で、受託工事収益が85万500円、その他営業収益が632万8,600円となっております。給水収益が大幅な増収となった要因は、平成19年4月1日からの料金改定によるものと有収水量の増加によるものであります。

営業外収益の内訳は、他会計補助金が1億4,862万円、県補助金が1億4,622万4,000円、

雑収益が39万1,797円となっており、事業収益の合計は18億2,326万4,174円となります。

続いて、18ページをお開きください。

(3) 事業費に関する事項について申し上げます。

営業費用の内訳は、原水及び浄水費が8億432万6,985円、配水及び給水費が1億7,128万6,404円、受託工事費が81万円、総係費が1億2,743万7,622円、減価償却費が2億4,577万3,031円、資産減耗費が70万5,871円となります。

営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費が1億8,533万1,896円、特別損失は、過年度損益修正損が338万4,177円でありまして、事業費用は15億3,905万5,986円となります。

以上のとおり、決算報告書及び財務諸表について、その概要を説明いたしましたが、19ページ以降は決算付属資料となっておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、議案第7号の補足説明を終わらせていただきます。

○議長(明智忠直) 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第8号について、病院経理課長、登壇してください。

(病院経理課長 鈴木清武 登壇)

○病院経理課長(鈴木清武) 議案第8号、平成19年度旭市病院事業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

初めに、病院事業の概況から申し上げます。

決算書の15ページをお開きください。

事業報告書でございます。

まず、総括事項でございますが、医師不足の問題は深刻化を増し、診療の縮小や停止となる施設が増加している中、当院では、優秀な人材の確保、地域医療の確保と向上に努めてまいりました。当期利益金3億1,000万円を計上することができ、引き続き健全な経営を維持しております。

次に、16ページをお開きください。

業務状況でございますが、患者数は、入院患者数及び入所者数、年間延べ40万6,399人、1日平均1,110人、外来患者数及び通所者数、年間延べ86万4,507人、1日平均3,525人となりました。

また、収益的収支は、収入総額300億4,731万9,000円、支出総額297億762万5,000円となり、差し引き3億3,969万4,000円、税抜き処理純利益3億1,089万1,000円となりました。

資本的収支の状況でございますが、収入総額3,219万2,000円、支出総額26億5,576万5,000

円、内訳としまして、建設改良費14億2,092万6,000円、企業債償還金12億3,483万9,000円となりました。

それでは、前に戻りまして、決算書の1ページをお開きください。

決算報告書であります、この決算額につきましては、税込み処理で記載されております。

(1) 収益的収入及び支出の、まず収入について申し上げます。

第1款病院事業収益は、予算額305億532万4,000円、決算額は300億4,731万9,352円となり、収入率は98.5%となりました。

収入のうち主なものとしましては、第1項医業収益の決算額は272億505万7,193円で、収入率は98.2%でした。このうち入院収益は135億4,011万4,367円、外来収益は127億3,715万7,864円でした。

第2項医業外収益の決算額は17億8,736万5,731円で、収入率は104%でした。決算額が予算額を上回ったのは、主に一般会計からの繰入金が増額によるものであります。

次に、2ページをお開きください。支出について申し上げます。

第1款病院事業費用は、予算額302億5,090万9,000円に対し、決算額は297億762万5,310円となり、執行率は98.2%でした。

支出のうち主なものとしましては、第1項医業費用の決算額は268億9,717万7,758円で、執行率は98.4%でした。主なものは、給与費127億9,804万9,346円、材料費92億2,719万156円であります。

第2項医業外費用の決算額は16億1,118万8,924円で、執行率99.1%でした。

次に、3ページをお開きください。

(2) 資本的収入及び支出の、まず収入について申し上げます。

第1款資本的収入は、予算額3,324万2,000円に対し、決算額3,219万2,000円で、収入率は96.8%となりました。

第1項補助金は3,219万2,000円で、予算額と同額でした。

4ページをお開きください。支出について申し上げます。

第1款資本的支出は、予算額32億90万7,000円に対し、決算額は26億5,576万4,987円で、執行率は83%でした。翌年度繰越額2億6,000万1,000円は、継続事業である再整備事業実施設計と看護師宿舍新築工事の予算繰り越しであります。

第1項建設改良費の決算額は14億2,092万5,557円となり、執行率は72.3%でした。主なものは、器具備品7億3,679万2,552円などであります。

第2項企業債償還金の決算額は12億3,483万9,430円で、執行率は99.9%でした。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額26億2,357万2,987円は、当年度分損益勘定留保資金や建設改良積立金などで補てんいたしました。

次に、5ページをお開きください。

損益計算書ですが、この金額につきましては、税抜き処理で記載されております。

1、医業収益は(1)入院収益から(4)の介護保険事業収益までの合計271億4,272万533円、2、医業費用は(1)給与費から(6)の研究研修費までの合計267億6,765万2,136円で、差し引き医業利益は3億7,506万8,397円となっております。

3の医業外収益から次ページの8、ケアハウス事業までの計は28億2,923万4,469円でした。

9、医業外費用から14のケアハウス事業費用までの計は28億9,341万1,988円でした。

この結果、当年度純利益は3億1,089万878円となりました。これに前年度繰越利益剰余金10億5,396万8,945円を合わせた当年度末処分利益剰余金は13億6,485万9,823円となっております。

8ページをお開きください。

剰余金計算書について申し上げます。

利益剰余金の部、減債積立金の2、前年度繰入額5,600万円は、前年度の決算議会において処分案が承認されたことによるものであります。

また、建設改良積立金の3、当年度処分額2億3,950万円は、資本的収支不足額の補てん財源として使用したものであります。

、未処分利益剰余金の3、当年度末処分利益剰余金13億6,485万9,823円は、先ほど損益計算書で説明申し上げたとおりであります。

9ページをお開きください。

次に、資本剰余金の部であります、国県補助金の3、当年度発生高3,219万2,000円は、施設設備に対する国よりの補助金であります。

、寄附金の増減はありません。

10ページをお開きください。

、再評価積立金の増減はなく、翌年度繰越資本剰余金は94億2,094万2,014円となっております。

剰余金処分計算書(案)は、1、当年度末処分利益剰余金13億6,485万9,823円のうち、2、利益剰余金処分額(1)減債積立金に6,900万円を積み立てて、残りの12億9,585万9,823円

は、3、翌年度繰越利益剰余金にしようとするものであります。

次に、11ページからの貸借対照表について申し上げます。

資産の部、1、固定資産のうち(1)有形固定資産の合計は、このページの下から3行目に記載されておりますが296億7,723万9,948円でした。

次の、12ページをお開きください。

(2)無形固定資産と(3)投資を含めた固定資産合計は297億3,270万1,460円となっております。

2の流動資産の合計は105億828万9,280円となっております。

3、繰延勘定の合計21億5,032万8,903円を合わせた資産合計は423億9,131万9,643円となっております。

次の、13ページをお開きください。

次に、負債の部であります、4、固定負債、5、流動負債を合わせた負債合計は17億7,195万6,192円となっております。

続きまして、資本の部であります。

資本の部、6の資本金と次の14ページの7の剰余金の合計額は、資本合計406億1,936万3,451円になっており、これと負債合計を合わせた負債・資本の合計は423億9,131万9,643円となりまして、資産合計と一致するものであります。

15ページからは事業報告書であります。

1、概要、(1)は総括事項となっております。

17ページの(2)は議会議決事項、次の18ページの(3)は行政官公庁許認可事項となっております。

19ページ(4)は職員に関する事項が記載されております。

21ページ(5)は料金その他の供給条件の改定・変更に関する事項が記載されております。

22ページの2、工事には、(1)建設改良工事の概況、23ページには(2)保存工事の概況等が記載されております。

次の24ページの3、業務には、(1)業務量が記載されております。

25ページ(2)は事業収入に関する事項、次の26ページ(3)は事業費に関する事項です。これは、18年度決算額と19年度決算額を税抜き処理で比較したものが記載されております。

続いて、27ページをお開きください。

27ページから31ページは、4、会計(1)重要契約の要旨(イ)工事請負、(ロ)医療機

器、（ハ）ソフト開発費等の契約内容が記載されております。

31ページの（３）其他会計処理に関する重要事項ですが、先ほど８ページの剰余金計算書にて説明申し上げたとおりであります。

次の32ページから39ページまでは収益及び費用の明細で、税抜き処理で記載されております。

40ページは固定資産の明細となっております。

41ページから44ページは企業債の明細となっております。

以上で、議案第８号についての補足説明を終わらせていただきます。

○議長（明智忠直） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第９号について、国民宿舎支配人、登壇してください。

（国民宿舎支配人 野口國男 登壇）

○国民宿舎支配人（野口國男） 議案第９号、平成19年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について、補足説明を申し上げます。

決算書の９ページをお開きください。

宿舎事業の報告書からご説明いたします。

本年度は、耐震化と利用者ニーズに対応する施設の改修工事に着手し、先駆けて完成したレストランの供用を開始いたしました。また、これと並行して経営改善に取り組み、旭市の食材資源を生かす「食彩の宿」として、新しい経営基盤づくりに努めてまいりました。

利用実績につきましては、宿泊者１万7,230人、休憩者6,357人でございまして、前年度と比較しますと、宿泊者で1,451人の減少、休憩者が596人の減少となりました。

経理につきましては、決算報告書で説明させていただきます。

１ページをご覧いただきたいと思います。

決算報告書の決算額につきましては、消費税を含んで記載しております。

初めに、収益的収入及び支出について申し上げます。

収入につきましては、国民宿舎事業収益の予算額２億883万円に対し、決算額１億7,898万4,115円となり、収入率は85.7%となりました。この決算額の内容は、宿泊料金などの営業収益で１億7,696万7,132円、他会計補助金等の営業外収益で201万6,983円となりました。

支出につきましては、国民宿舎事業費用の予算額２億941万円に対し、決算額は１億9,318万5,034円となり、執行率は92.3%となりました。この決算の内容は、人件費、食材費、減価償却費等の営業費用で１億9,286万2,766円、企業債利息等の営業外費用で32万2,268円と

なりました。

次に、2ページをお開きください。

資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入は、予算額9,140万円に対し、決算額は0円となっております。これは、施設改修事業に伴う企業債で、当年度工事の出来高のうち、年度内の支払いを必要としなかったため、年度中に企業債の資金化も生じなかったことによるものです。

なお、この工事の出来高に相当する企業債は、翌年度4月30日に資金化しており、借り入れと支払い手続きともに完了しております。資金化した企業債は7,410万円で、予算に対し81.1%となっております。

資本的支出は、予算額1億3,683万9,000円に対し、決算額は1億702万560円となり、執行率は78.2%であります。この決算の内容は、施設改修工事等の建設改良費で9,525万8,177円、企業債償還金273万8,725円、経営改善業務としての開発費で902万3,658円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億702万560円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額496万6,478円、過年度分損益勘定留保資金413万2,221円、当年度分損益勘定留保資金273万1,799円、建設改良積立金2,109万62円で補てんいたしました。

これになお不足する額7,410万円については、19年度許可済企業債の未発行分7,410万円をもって翌年度に措置することといたしました。先ほど説明したとおり、4月30日に資金化しており、資金不足は生じておりません。

次に、3ページをお開きください。

損益計算書について説明いたします。この金額については、消費税抜きで記載しております。

営業収益として1億6,854万1,009円、営業費用として1億9,107万9,398円、差し引き営業損失は2,253万8,389円となりました。

営業外収益として197万139円、営業外費用として32万2,268円、差し引き164万7,871円の黒字となり、営業損失から差し引きますと2,089万518円の経常損失となりました。

この経常損失は、当年度純損失となり、前年度繰越利益剰余金を差し引いた1,323万77円が当年度未処理欠損金となります。

続きまして、4ページをお開きください。

剰余金計算書について申し上げます。

利益剰余金の部につきましては、ただいま説明したとおり、当年度未処理欠損金1,323万

77円を計上しておりますが、建設改良積立金の当年度末の残高は4,900万7,398円となっております。

次に、5ページになります。

欠損金処理計算書につきましては、未処理のまま翌年度に繰り越すものでございます。

次に、6ページからの貸借対照表について申し上げます。

資産の部の資産合計は、7ページになりますけれども、6億5,316万3,952円であります。

8ページをお開きください。

負債合計8,380万5,673円と、資本合計5億6,935万8,279円を合わせた負債・資本の合計は6億5,316万3,952円になり、資産合計と一致いたします。

次に、10ページになります。

事業報告書として、議会議決事項、行政官庁認可事項、職員に関する事項を記載しております。

次に、11ページになります。

前段は、料金その他供給条件の設定・変更に関する事項として、昨年12月に改正した使用料について、また、施設の名称変更に関する事項として、本年1月に施設の名称を「旭市国民宿舎飯岡荘」から「食彩の宿いいおか」に名称変更した事項を記載しております。

後段は、施設改善事業としての建設改良工事の概況となっております。

以上のとおり、決算報告書及び財務諸表について、その概要を説明いたしましたが、12ページ以降の資料については、ご参照いただきたいと思います。

以上で、議案第9号について補足説明を終了させていただきます。

○議長（明智忠直） 国民宿舎支配人の補足説明は終わりました。

ここで、代表監査委員より、平成19年度一般会計及び特別会計ほか歳入歳出決算に関する審査の結果について報告を求めます。

木村哲三代表監査委員、ご登壇願います。

（代表監査委員 木村哲三 登壇）

○代表監査委員（木村哲三） 代表監査委員の木村です。

平成19年度旭市一般会計及び健康保険事業特別会計をはじめとした五つの特別会計並びに水道事業、病院事業、国民宿舎事業の公営企業会計までの各決算の審査結果についてご報告申し上げます。

本決算の審査につきましては、地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2

項の規定により、市長より審査に付されました決算書及び決算関係書類について、審査を実施いたしました。

審査の方法については、決算の計数は正確であるか、予算執行は適正で効率的かつ効果的に行われているか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意し、担当課より内容について聴取し、また、質疑し、併せて関係諸帳簿及び証書類等を照合・精査し、さらに、当年度実施した定期監査及び例月出納検査を参考に慎重に審査を行いました。

審査の結果、審査に付された一般会計、各特別会計、歳入歳出決算書と各公営企業会計における決算諸表等は、いずれも法令に準拠して作成しており、計数についても関係書類と符合し、正確でありました。

予算の執行及び事務処理については、おおむね所期の目的に沿って適正に執行されたものと認められました。

次に、この後に報告される、基金の運用状況及び健全化判断比率、並びに資金不足比率の審査結果についてご報告申し上げます。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率の審査については、平成19年6月に成立した地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により本年度から新たに加わった審査であり、同法第3条第1項及び同法第22条第1項の規定によるものです。

審査方法については、基金の運用状況は、基金の設置趣旨に沿って、適正かつ効率的に運用されているか、また、健全化判断比率及び資金不足比率の算定は、法令等の趣旨に沿って適切に算定されているかどうかを主眼として審査を実施しました。

審査の結果、定額の資金を運用している各基金の運用状況について、関係書類の計数は、いずれも正確で、適正かつ効率的に運用されているものと認められました。

また、市の財政状況を判断するために設けられた健全化判断比率及び資金不足比率についても、法令等の趣旨に沿って適切に算定されており、いずれも早期健全化基準をクリアしております。

審査の概要につきましては、意見書に記載されておりますので省略させていただきます。

最後に、結びとして申し上げます。

一般・特別会計において、本年度実施された事務、事業はおおむね計画的に実施され、効率的な予算執行のもと、それぞれに成果を上げたものと認められました。

いわゆる三位一体の改革により地方分権が推進され、市町村の自主性、自立性が強く求め

られている中、旭市においても、市税をはじめとした自主財源の積極的な確保と、その歳入に見合った健全な財政運営が必要となっています。

1市3町の合併から今年度で3年目の決算となりましたが、今後も、事業の必要性、緊急性、投資効果などを十分に考慮した施策を実施し、市全体の均衡ある発展に寄与されるよう要望いたします。

また、各公営企業会計においては、公営企業の基本原則に留意され、その事業運営は、いずれも健全で効率的な経営であると認められました。

上下水道事業では、水道料金が千葉県下で上位4位、下水道料金は上位3位と高料金であり、市民に負担がかかっています。

事業を始めてしまった後では難しいことですが、上水道は今後の県内水道事業の統合・広域化計画の動向を見据え、水道料金の低減化を図ること、下水道に関しては今後の対象地域と費用低減の検討が必要です。

さらに大切なことは、旭中央病院の拡張等、旭市及び市民の将来に大きく影響する決定に当たっては、意志決定者である市長及び議員の皆様方の未来を見据えた的確な判断を期待しております。

社会の成熟化とともに、行政需要はますます増大するものと予想されることから、今後は、それら市民の要望に応えるために、行財政運営全般にわたる徹底したコスト意識と改善意欲を持ち、総力を挙げて住民の福祉の向上に邁進されることを要望し、平成19年度決算審査結果報告といたします。

○議長（明智忠直） 代表監査委員の決算審査報告は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで2時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時30分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

続いて、補正予算及びその他の議案について、説明を求めます。

議案第10号、議案第17号、議案第18号について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 平野哲也 登壇)

○ 財政課長 (平野哲也) 議案第10号、議案第17号、議案第18号について補足説明を申し上げます。

最初に、議案第10号、平成20年度旭市一般会計補正予算 (第 1 号) について、補足説明を申し上げます。

補正予算書のほうをご用意いたします。

補正予算書の 1 ページをお開きいただきたいと思います。

第 1 条は、歳入歳出予算にそれぞれ 7 億 1,700 万円を追加し、予算の総額を 262 億 9,700 万円とするものでございます。

第 2 条の地方債の補正であります、内容は 4 ページの第 2 表で説明いたします。

2 ページから 3 ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略し、事項別明細書により説明申し上げます。

4 ページをお願いいたします。

第 2 表の地方債補正です。上段は、追加で、(仮称) 下宿ふれあい公園整備事業に合併特例債を追加するものでございます。この事業につきましては、当初予算において国の合併補助金を財源として見込んでおりましたが、先般、国からの内示がありましたが、内示額が当初予算額を下回りましたので、このため、代替りの財源として、今回、合併特例債 5,980 万円を計上するものでございます。

なお、今後、補助金の追加等がございましたら、合併特例債の借入額を減らしていく方向であります。

下段は、変更で、中学校校舎改築事業の限度額を 6,880 万円増額するものでございます。内容は、第二中学校の用地買収に伴う物件補償費の増によるものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。

少し飛びまして 7 ページをお開きください。

9 款 1 項 1 目地方交付税 3,227 万 7,000 円の追加は、普通交付税が決定したことによるもので、今回はその一部を補正財源として計上いたしました。

13 款 1 項 1 目民生費国庫負担金 152 万 6,000 円の追加は、児童扶養手当の増によるものでございます。

2 項 1 目総務費国庫補助金 5,300 万円の減額は、先ほどご説明申し上げました (仮称) 下宿ふれあい公園整備事業に係る市町村合併推進体制整備費補助金の内示額が当初の予算額を

下回ったことによるものでございます。

4目土木費国庫補助金631万円の追加は、防衛施設周辺民生安定施設整備事業費の増によるものでございます。

6目教育費国庫補助金2,568万9,000円の追加は、安全・安心な学校づくり交付金の第二中学校校舎改築事業分に対する補助金の増によるものでございます。

次は、8ページをお願いいたします。

14款2項4目農林水産業費県補助金8,487万1,000円の追加は、説明欄にあります四つの県補助金でありまして、内容につきましては、歳出のほうでご説明申し上げます。

3項1目総務費委託金2,770万円の追加は、県民税徴収費委託金の増によるものでございます。

16款1項2目民生費寄附金は、社会福祉費寄附金として、知的障害者団体の活動費に10万円の篤志寄附を計上するものでございます。

下の9ページになりますが、18款1項1目繰越金は、前年度決算に基づく剰余金8億412万7,000円から、当初予算計上額の4億円を差し引いた4億412万7,000円を今回の補正財源として追加するものでございます。

19款5項3目雑入は、市道の付け替えに伴う旭中央病院からの道路改良工事負担金でございます。

20款市債は1億2,860万円の追加で、内容は第2表で説明したとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わらせて、次は、歳出でございます。

説明は、事業ごとに、歳入で触れなかった点を中心にご説明申し上げます。

10ページをお願いしたいと思います。

2款1項6目財産管理費の基金積立金4億1,000万円の追加は、19年度決算の確定に伴う繰越金の2分の1相当額を財政調整基金に積み立てるものでございます。

2項2目賦課徴収費の説明欄の1番、調査賦課事務費533万2,000円の追加は、平成21年度から始まる公的年金からの市民税の特別徴収事務のための電子システム賃借料などでございます。2番の収税事務費5,972万5,000円の追加は、税源移譲に伴う所得税率の変更による所得税の軽減は受けなかったのに、住民税率の変更による市民税の増加の影響のみを受けた方に対して還付を行うものでございます。

次に、11ページの中段になりますけれども、3款3項1目児童福祉総務費636万3,000円の追加は、次世代育成支援行動計画策定支援業務委託料と児童扶養手当対象者の増による給付

費の追加でございます。

4目保育所費1,138万1,000円の追加は、保育所維持補修費と中央第二保育所駐車場の用地取得費でございます。

12ページをお願いいたします。

6款1項3目農業振興費の8,541万円の追加は、説明欄1番がトマト黄化葉巻病対策としての生産育成事業補助金に36万8,000円、米の生産調整の一環として、米粉を活用しためん等への利用を進めるための米の力再発見事業補助金に104万7,000円、次の説明欄の2番、売れる米づくりのための機械導入に係るがんばる産地支援事業補助金に443万3,000円、説明欄の3番が、生産管理用機械の導入に係る新産地づくり支援対策事業補助金に40万2,000円、説明欄の4番、県営ほ場整備事業と併せて、乾燥調整貯蔵施設及び複合経営促進施設の整備を行う経営構造対策事業補助金に7,916万円を計上するものでございます。

8款2項3目道路新設改良費で、説明欄の1番、道路新設改良事業6,821万4,000円の追加は、歳入で説明しました旭中央病院からの負担金に伴う道路改良工事5,880万円が主なものでございます。説明欄の2番、防衛施設周辺民生安定事業の1,990万円の追加は、用地購入費と物件補償費の増によるものでございます。

3項4目公園費につきましては、歳出予算の補正はありませんが、国庫補助金等の財源調整を行ったものでございます。

14ページをお願いします。

10款2項1目学校管理費の説明欄の1番、小学校施設改修事業630万円の追加は、共和小学校体育館の屋根改修工事を行うものでございます。

説明欄の2番、中央小学校改築事業731万4,000円の追加は、中央小学校北校舎について、第二次耐震診断を行うものでございます。

説明欄の3番、矢指小学校改築事業774万1,000円の追加は、用地買収予定地の物件調査、校舎の第二次耐震診断を行うものでございます。

3項1目学校管理費の説明欄の1番、中学校施設改修事業1,300万円の追加は、第一中学校特別教室棟の屋根改修工事と飯岡中学校の消火設備補修工事を行うものでございます。

説明欄の2番、第二中学校改築事業は1,622万円の追加でございますが、用地買収に伴う物件補償でございます。

16ページをお願いいたします。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。

今回の補正で、土木債に5,980万円、教育債に6,880万円を追加することにより、20年度末現在高見込額は、一番右下になりますが277億5,239万円となる予定でございます。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第17号、18号について、補足説明を申し上げます。

議案第17号は、工事請負契約の締結についてでございます。

契約の名称は、防災行政無線整備工事でございます。

契約の方法は一般競争入札で、契約金額は9億9,540万円であります。

契約の相手方は、神奈川県川崎市高津区末長1116番地、株式会社富士通ゼネラル情報通信ネットワーク営業部であります。

工事の期限は、平成22年3月25日を予定いたしております。

以上の工事請負契約について議会の議決を求めるものでございます。

次に、契約の経過を説明させていただきます。

入札業者及び契約方法については、入札参加資格申請の受け付けを経て資格要件審査を実施した結果、申請のあった7社すべてが資格要件を満たしておりました。8月21日の入札には、4社が辞退されまして、3社による一般競争入札を執行いたしました。

その結果、9億9,540万円が提示され、予定価格に達しましたので、契約の相手方として決定し、8月26日に仮契約を締結いたしております。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第18号でございます。

議案第18号は、財産の取得についてでございます。

取得財産の内容は、水槽付消防ポンプ自動車1-A型1台でございます。

取得金額は2,215万5,000円であります。

取得の相手方は、東京都港区西新橋三丁目25番31号、株式会社モリタ東京ポンプ営業部でございます。

次に、契約の経過を説明申し上げます。

入札参加登録業者で納入可能な8社を指名し、去る8月25日に指名競争入札を実施いたしました。入札の結果、予定価格に達しませんでしたので随意契約として交渉の結果、予定価格に達しましたので8月26日に仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は、平成21年2月20日であります。

以上で、議案第18号について補足説明を終わります。

- 議長（明智忠直） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第11号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

- 病院経理課長（鈴木清武） 議案第11号、平成20年度旭市病院事業会計補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条は、総則であります。

第2条は、資本的支出の予定額の補正で、第1款資本的支出の既決予定額40億8,390万円に6,596億7,000円を増額し41億4,986万7,000円に補正しようとするものであります。

第3条は、継続費の総額及び年割額の補正で、総額を205億8,475万円に、年割額を20年度6億1,980万円、21年度55億7,872万5,000円、22年度143億8,622万5,000円に改めるものであります。これは、再整備事業新本館建設工事の資材高騰への対応から増額補正するものであります。

それでは、9ページをお開きください。

継続費に関する調書であります。

総額は、当初予算の183億8,586万4,000円に21億9,888万6,000円増額の205億8,475万円となります。また、年割額は、20年度5億5,383万3,000円を6,596万7,000円増額の6億1,980万円、21年度49億8,502万6,000円を5億9,369万9,000円増額の55億7,872万5,000円、22年度128億4,700万5,000円を15億3,922万円増額の143億8,622万5,000円に補正するものであります。

以上で、議案第11号についての補足説明を終わります。

- 議長（明智忠直） 病院経理課長の補足説明は終わりました。

議案第12号、議案第19号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 高埜英俊 登壇）

- 総務課長（高埜英俊） 議案第12号及び議案第19号について補足説明をいたします。

まず、議案第12号について説明いたしますが、その前に、今回、同じ事由で議案を4件提案しておりますので、その背景について説明いたします。

平成18年に公益法人制度の大幅な改革がなされ、今年の12月1日から新たな制度がスタートいたします。

内容は、従来の公益法人である社団法人と財団法人を、一般社団法人、一般財団法人、そ

れと公益社団法人、公益財団法人の四つにするものです。

具体的には、従来の社団法人、財団法人は、民法第34条に基づいて、主務官庁等の許可で設立されましたが、12月からは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づいて、他の法人と同様に、登記のみで一般社団法人、または一般財団法人としての設立が可能となります。

その上で、公益目的事業を行う場合は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づいて、公益社団法人または公益財団法人としての認定を受けることとなります。

そして、この改革のために、国においては民法をはじめとする約300の関係法律の改正を行っておりまして、これらの法律の改正に伴って、今回、条例の改正が必要となったものでございます。

なお、既存の公益法人は、今後5年間の間に新制度の法人への移行が求められております。

それでは、議案第12号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

改正の内容は、題名及び第1条中の「公益法人等」を「公益的法人等」に改めるものでございます。これは、今回の公益法人制度の改革で、本条例の根拠法であります公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律において、「公益法人等」の文言が「公益的法人等」に改められることによるものでございます。

次に、附則でございますが、本条例の施行日を平成20年12月1日といたしましたが、これは、公益法人制度改革関連法の施行日でございます。

なお、本議会に提案しております議案第14号から議案第16号までの3議案についても、本議案と同様に、公益法人制度の改革に伴う改正であります。

それぞれの改正の内容については、後ほど所管課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続いて、議案第19号です。

議案第19号は、専決処分の承認についてでありまして、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定であります。

これは、先の国会で地方自治法の一部が改正され、その施行日が8月20日公布の政令において9月1日とされたため、急施を要しましたので専決処分をし、議会の承認を求めるものでございます。

地方自治法の改正の内容ですが、1点目は、第100条に第12項が追加され、「議会は、会

議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる」こととなりました。

2点目は、第203条において議員の報酬に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬に関する規定から分離し、その名称を「議員報酬」に改めることとなったことでございます。

これらにより、関係する四つの条例を改正したものでございますが、一括して一つの条例で改正するため、4条から成る構成といたしました。

第1条の旭市議会政務調査費の交付に関する条例の改正は、地方自治法第100条に第12項が追加され、項が移動したことに伴うものです。

第2条の旭市議会の議員の報酬及び旅費等に関する条例の改正は、地方自治法第203条の分割に伴って引用条文を改め、「報酬」を「議員報酬」に改めるものです。

第3条の旭市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正は、地方自治法第203条の分割に伴って引用条文を改めるものです。

第4条の旭市特別職報酬等審議会条例の改正は、「報酬」を「議員報酬」に改めるものです。

附則の施行日は、法律の施行に合わせて9月1日といたしました。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第13号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 在田 豊 登壇）

○社会福祉課長（在田 豊） 議案第13号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

本条例の一部改正は、千葉県ひとり親家庭医療費等助成事業実施要領が一部改正されることに伴って改正するものであります。

議案をご覧くださいますと、一部改正とはいえ、かなりの条文に改正がなされており、お分かりいただきづらい内容となっておりますけれども、これは、今回の一部改正に合わせまして、千葉県の実施要領を基に市の現行条例の条文整理をさせていただくことによるものです。改正となる部分は2点でございます。それでは、改正の内容を申し上げます。

まず、1点目といたしまして、障害者自立支援法が施行されたことによりまして、障害児施設等への利用契約によって、施設入所している児童は医療費の一部負担金が生じておりますので、当該児童を助成の対象に含めるよう、3条2項3号で対象者の拡大を図るものです。

2 点目といたしまして、入院の際に生じる食事医療費及び生活療養費の標準負担額は、医療制度をはじめ他の制度との均衡を図るために、今回の改正におきまして、5 条 1 項 5 号で助成対象外とするものです。

ただし、今まで求めておりました 1 日 300 円の入院費用の自己負担については、廃止をするものです。

実施の時期につきましては、平成 20 年 10 月 1 日受診分から対象とするものです。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 社会福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第 14 号について、市民課長、登壇してください。

（市民課長 木内國利 登壇）

○市民課長（木内國利） 議案第 14 号、旭市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

先ほど総務課長から、議案第 12 号において、公益法人制度改革に伴う総括的な説明がございましたが、本議案についても同様の趣旨で改正を行うものであります。

第 2 条については、印鑑の登録資格を規定しており、登録を受けることのできる者は認可地縁団体の代表者であります。裁判所の選任する職務代行者、仮代表者、特別代理人、清算人、これらが選任されるときにあっては、その者が印鑑の登録を受けることとなっております。

第 2 条第 2 号から第 4 号に規定する仮代表者、特別代理人、清算人については民法を準用してはございましたが、公益法人改革に伴い、民法及び地方自治法が一部改正され、引用する根拠規定が民法から地方自治法に移行されたことによるものであります。

第 6 条第 4 号及び第 8 条第 1 項第 2 号中の「事務所」を「主たる事務所」に改正するのは、地方自治法中の文言の改正に合わせるものでございます。

第 11 条第 2 項第 2 号については、認可地縁団体が解散したときの印鑑登録の抹消を規定しているものであり、引用する法律の改正により条文を整理するものであります。

なお、この改正は、根拠法令及び一部文言を改めるものであり、印鑑の登録手続き等に変更はないことを申し添えます。

以上で、議案第 14 号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 市民課長の補足説明は終わりました。

議案第 15 号について、環境課長、登壇してください。

(環境課長 平野修司 登壇)

- 環境課長(平野修司) それでは、議案第15号、旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

先ほど総務課長から、議案第12号において公益法人制度改革に伴う総括的な説明がありましたが、本議案についても同様の趣旨で改正を行うものでございます。

主な改正内容を説明いたします。

本条例第6条第1項第2号中、これは現行文ですけれども、「又は民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人」を「公益社団法人又は公益財産法人」と改めるものであります。

なお、「公益社団法人又は公益財産法人」に改めるのは、墓地等の経営には永続性及び非営利性が求められ、公益性を重視し、経営主体として、より適当と判断したためのものであります。

また、附則の2では、改正後の公益社団法人又は公益財産法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財産法人の認定等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むこととする経過措置を設けております。

以上でございます。

- 議長(明智忠直) 環境課長の補足説明は終わりました。

議案第16号について、商工観光課長、登壇してください。

(商工観光課長 神原房雄 登壇)

- 商工観光課長(神原房雄) 議案第16号、旭市土地開発公社定款の変更について、補足説明を申し上げます。

これにつきましても、議案第12号において、公益法人制度改革について総括的な説明がありましたけれども、本議案についても、同様の趣旨で改正を行うものであります。

改正の内容は、旭市土地開発公社の定款では、第7条第5項において、監事の職務を定めております。

今回の公益法人制度改革におきまして、本定款において引用する民法第59条が削除され、代わって公有地の拡大の推進に関する法律に監事の職務が規定されることから、所要の条文の整理を行うものでございます。

なお、基本的に監事の職務に変更はございません。

また、附則では、本定款の施行日を当該法律の施行日である平成20年12月1日とするもの

であります。

以上で、議案第16号の補足説明を終わります。

○議長（明智忠直） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号、報告第4号、報告第5号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 平野哲也 登壇）

○財政課長（平野哲也） 報告第1号、報告第4号、報告第5号について説明申し上げます。

最初に、報告第1号でございます。

報告第1号、平成19年度旭市土地開発基金の運用状況についてご説明申し上げます。

まず、1の基金現在高であります。平成19年度末基金現在高は9億6,248万9,755円です。

その内訳といたしましては、2の基金現在高の内訳に示しておりますとおり、現金保有高が2億8,405万4,035円、土地保有高が1億883万3,130円でございます。

また、貸付金5億6,960万2,590円は、旭市土地開発公社への貸付金でありまして、旭駅前線用地、谷丁場遊正線用地、文化の杜公園用地、衛生施設周辺環境整備事業用地、及び袋公園用地等でございます。

3の運用状況のうち、（E）欄の貸付金利子52万3,843円は、旭市土地開発公社への貸付金に係る利子が主なものでございます。

（H）欄の貸付金1億1,295万1,328円は、文化の杜公園、谷丁場遊正線用地に係る旭市土地開発公社への貸付金であります。

（I）欄の貸付金返還7,434万5,731円は、旭駅前線用地及び市道H-1-005号線用地分の貸付返還金でございます。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

続きまして、報告第4号について説明を申し上げます。

報告第4号、平成19年度決算に基づく旭市の健全化判断比率について、ご説明申し上げます。

初めに、財政健全化法の内容につきまして少し触れさせていただきます。

平成19年6月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が公布され、地方公共団体は、平成20年度から毎年度、健全化判断比率、すなわち実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標を算定し、地方公営企業についても資金不足比率を算定

して、監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられました。

この健全化判断比率により、地方公共団体は、健全段階、早期健全化段階、財政再生段階の三つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階となった場合には、それぞれの段階に応じた財政健全化対策を行うことが求められるようになりました。

以上が、財政健全化法の趣旨でございます。

それでは、旭市の健全化判断比率についてご説明申し上げます。

表の関係でございます。

初めに、表の見方でございますけれども、A欄は、平成19年度決算に基づきます旭市の算定数値でございます。B欄につきましては、国が定めた早期健全化基準でありまして、四つの指標のうち一つでもこの基準を超えますと、議会の議決を経て、早期健全化計画を作成し、公表するとともに、都道府県知事へ報告することになります。C欄につきましては、財政再生基準でありまして、この基準を超えますと、財政再生計画を作成し、公表するとともに、総務大臣に報告することになります。

次に、A欄の旭市の算定数値をご説明いたします。

まず、1の実質赤字比率であります。これは、一般会計に係る実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、本市におきましては、黒字であったため該当いたしておりません。

次に、2の連結実質赤字比率であります。これは、公営企業会計を含むすべての会計を合計した実質赤字額の標準財政規模に対する比率でありまして、全会計を合計すると黒字であったため該当いたしません。

なお、これらの二つの指標の括弧書きにつきましては、参考といたしまして黒字の比率を表したものでございます。

次に、3の実質公債費比率であります。これは、一般会計から公営企業会計、一部事務組合までを含めまして、旭市が負担した元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率でありまして、本市は19.2%となりました。18%を超えているため起債の許可申請が必要となりますが、一部の起債発行が制限されます早期健全化基準の25%は下回っているところでございます。

次に、4の将来負担比率であります。これは、一般会計から公営企業、一部事務組合、地方公社までを含めて、旭市が将来負担する実質的な負債の標準財政規模に対する比率であ

りまして、本市は121.7%となり、早期健全化基準を下回っております。

以上のとおり、平成19年度決算に基づきます健全化判断比率につきましては、4指標とも基準をクリアいたしました。これで安心することなく、これからも財政の健全化確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で、報告第4号の説明を終わります。

続きまして、報告第5号、平成19年度の旭市公営企業決算における資金不足比率についてご説明申し上げます。

本件は、報告第4号と同じく、公営企業につきましても、地方公共団体の財政の健全化に関する法律によりまして、平成20年度から毎年度、資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で、議会に報告するとともに、住民に対し公表することが義務付けられたものであります。

この資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額を事業規模に対する割合として表したもので、経営健全化基準であります20%以上となった場合は、経営健全化計画を定め、計画に従って財政健全化を図ることになります。

それでは、平成19年度の旭市の資金不足比率についてご説明申し上げます。

表にございますように、対象となるのは下水道事業会計をはじめとした五つの会計でございます。

A欄につきましては、平成19年度の決算における各会計の算定数値であります。B欄につきましては、国が定めた経営健全化基準でありまして、20%以上になりますと、議会の議決を経て、経営健全化計画を作成し、公表するとともに、都道府県知事へ報告することになります。

ご覧のように、平成19年度において資金不足が生じた公営企業はありませんので、該当はいたしておりません。

また、括弧書きにつきましては、参考として資金剰余比率を表したものでございます。

以上のとおり、平成19年度は、すべての公営企業会計において経営健全化基準をクリアいたしました。一般会計と同じく、企業会計につきましても、引き続き財政の健全化確保に努めてまいりたいと考えております。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

○議長（明智忠直） 財政課長の説明は終わりました。

報告第2号について、学校教育課長、登壇してください。

(学校教育課長 及川 博 登壇)

- 学校教育課長 (及川 博) 報告第 2 号、平成19年度旭市奨学基金の運用状況について説明申し上げます。

表をご覧ください。

A 欄、平成19年度の積立金は、ありません。

次に、B 欄をご覧ください。基金現在高は、平成19年度末6,737万8,880円となりました。

C 欄をご覧ください。貸付につきましては、平成19年度中72件、156万円の貸し付けをしました。

続いて、D 欄をご覧ください。返済につきましては444件、435万8,000円が返済されました。

その結果、E 欄の貸付残高、これが未返済残高となりますが、平成19年度末で3,681万3,000円となり、平成19年度末預金残高は、F 欄の最下段に示しましたように3,056万5,880円となります。

以上、報告第 2 号の説明を終わります。

- 議長 (明智忠直) 学校教育課長の説明は終わりました。

報告第 3 号について、保険年金課長、登壇してください。

(保険年金課長 増田富雄 登壇)

- 保険年金課長 (増田富雄) 報告第 3 号、平成19年度旭市高額療養費貸付基金の運用状況についてご報告申し上げます。

1 枚目をお開きください。

初めに、基金現在高でございますが、平成19年度末で1,000万円であります。

貸付でございますが、平成18年度末の貸付残高が12件、151万6,000円ございます。それに、平成19年度中におきまして合計で87件、834万4,984円を貸し付けました。

返済でございますけれども、平成19年度中に合計で92件、887万6,984円が返済されました。

この結果、貸付残高は、19年度末で 7 件、98万4,000円となり、預金残高は901万6,000円となっております。

以上で、報告第 3 号の説明を終わります。

- 議長 (明智忠直) 保険年金課長の説明は終わりました。

報告第 6 号について、農水産課長、登壇してください。

(農水産課長 堀江隆夫 登壇)

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、報告第6号、株式会社千葉県食肉公社の平成19年度の事業経営状況及び平成20年度の事業計画につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして報告させていただきます。

初めに、平成19年度の事業報告及び決算書につきましてご説明いたします。

公社の当期の経営につきましては、牛についてのと畜頭数は、計画・前年実績に対しともに増となっております。豚についてのと畜頭数は、計画頭数の達成には至りませんでした。前年実績対比では増となっております。このほかの収入も前年対比で増となっているため、収入については計画・前年実績、両方とも増となっております。

それでは、資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

と畜頭数では、大動物、これは牛でありますけれども、1万4,124頭、前年実績、前年と比べますと440頭の増、前年比としましては103.2%。小動物、豚でありますけれども、35万3,063頭、前年比7,221頭の増、前年比としまして102.1%となっております。

次に、収支であります。損益計算書でご説明させていただきます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

売上高の計につきましては60億1,007万8,000円で、前年58億8,537万7,000円より1億2,470万1,000円の増であります。これは、対前年比102.1%であります。

営業利益につきましては8,808万4,000円で、前年6,884万2,000円より1,924万2,000円の増となっております。前年比128%であります。税引き後の当期純利益は5,107万6,000円の計上となっております。

続きまして、11ページをお開きいただきたいと思います。

11ページにつきましては、平成20年度の事業の計画であります。

1の集荷目標につきましては、豚で36万頭、前年実績の102%、牛で1万3,900頭、前年実績の98.4%を見込んでおります。

2の事業方針としまして、千葉県の基幹食肉センターとしての特色を生かし、より安全・安心な食肉、より衛生的な食肉の提供と衛生・環境管理体制のさらなる強化のため、食品安全のための国際規格ISO22000の認証取得を目指すというものでございます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

平成20年度の収支の見込みでございます。

平成20年度につきましては、効率的な経営と一般管理費の削減等に努めるとしまして、当期利益を1,046万1,000円余りと見込んでおります。

なお、損失補償に係ります借入金額32億6,600万円に対します返済は、当期返済額の累計で17億1,053万円余りとなっております、返済計画どおり実施されております。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

○議長（明智忠直） 農水産課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明は終わりました。

○議長（明智忠直） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は5日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時20分

平成 20 年旭市議会第 3 回定例会会議録

議 事 日 程 （第 2 号）

平成 20 年 9 月 5 日（金曜日）午前 10 時開議

- 第 1 議案質疑
- 第 2 決算審査特別委員会設置
- 第 3 決算審査特別委員会委員の選任
- 第 4 決算審査特別委員会議案付託
- 第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
- 第 6 常任委員会議案付託
- 第 7 常任委員会陳情付託

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
- 日程第 2 決算審査特別委員会設置
- 日程第 3 決算審査特別委員会委員の選任
- 日程第 4 決算審査特別委員会議案付託
- 日程第 5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告
- 日程第 6 常任委員会議案付託
- 日程第 7 常任委員会陳情付託

出席議員（23 名）

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
10 番	柴 田 徹 也	11 番	木 内 欽 市
12 番	佐久間 茂 樹	13 番	日 下 昭 治
14 番	平 野 浩	15 番	林 俊 介

16番 明智 忠直
18番 高木 武雄
20番 向後 和夫
22番 林 正一郎
26番 林 一哉

17番 林 一雄
19番 嶋田 茂樹
21番 高橋 利彦
24番 神子 功

欠席議員（2名）

9番 嶋田 哲純

25番 伊藤 鐵

説明のため出席した者

市長 伊藤 忠良
教育長 米本 弥栄子
病院事務部長 伊藤 敬典
秘書広報課長 加瀬 寿一
財政課長 平野 哲也
市民課長 木内 國利
保険年金課長 増田 富雄
社会福祉課長 在田 豊
商工観光課長 神原 房雄
建設課長 米本 壽一
下水道課長 中野 博之
消防長 菅谷 衛一
庶務課長 浪川 敏夫
生涯学習課長 花香 寛源
監査委員局長 林 久男
国民宿舎配
支病再整備室
院長 野口 國男
院長 鍋木 友孝

副市長 鈴木 正美
病院事業者 吉田 象二
総務課長 高埜 英俊
企画課長 加瀬 正彦
税務課長 野口 徳和
環境課長 平野 修司
健康管理課長 小長谷 博
高齢者福祉課長 横山 秀喜
農水産課長 堀江 隆夫
都市整備課長 島田 和幸
会計管理者 渡辺 輝明
水道課長 堀川 茂博
学校教育課長 及川 博
国体推進室長 高野 晃雄
農業委員会
事務局 小田 雄治
病院経理課長 鈴木 清武

事務局職員出席者

事務局 長 宮 本 英 一

事務局 次長 石 毛 健 一

開議 午前 10 時 0 分

- 議長（明智忠直） おはようございます。

ただいまの出席議員は23名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1 議案質疑

- 議長（明智忠直） 日程第 1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第 1 号から議案第19号までの19議案を順次議題といたします。

議案第 1 号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

- 13 番（日下昭治） 議案第 1 号、平成19年度旭市一般会計決算の市税部門について質疑を行いたいと思います。

まず初めにお聞きしたいのは、市税において前年度決算での収入未済額、いわゆる当年度未済額と過年度未済額が出てくるとはと思いますが、それが新年度において調定額にはなっていないのかということをお聞きしたいと思います。

- 議長（明智忠直） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

- 税務課長（野口徳和） それでは、お答えいたします。

まず、前年度収入額が次の年度では調定額に入っていないというのはどういう理由かということでございますけれども、これにつきましては、税額を修正する場合、これは更正・決定ということで、地方税法の第17条の規定によりまして、更正・決定というのは期間制限がございます。例えば、修正申告等が出された場合で、減額の税額修正した場合、過年度分についてですけれども、滞納のない方で全部おさまっている方については、減額分については、歳出予算のほうから還付の手続きをします。それで滞納者につきましては、滞納繰り越し分

のほうの調定を減額すると、そういう規定に法律上なっております。そういう関係で、年度間でもって、そういう変更がありますので調定額が変わってくるということでございます。

○議長（明智忠直） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 私ども、専門的に何かよくわからないわけですがけれども、例えば平成19年度決算書において、平成18年度の比較をしますけれども、市税において、個人市民税6万8,767円増えておるんです、前年度より。そうしますと、その辺は、賦課するのには何を根拠で賦課されているのかなということなんですけれども。もうないわけですよね、前年度にもう。そういうことにおいて7万何ぼか増えてくるということは、何が基本になるのかなということ。

それとあと、固定資産税においては今度逆に2万1,700円、軽自動車税においては4万1,400円、都市計画税においては3,000円が、今度は減額されているわけです。ということは、減免処理をしてあるのかなという考えを私ども持つわけでございますけれども、それらについてはどのような形、素人ですので詳しく説明をいただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） お答えいたします。

まず、決算書の19ページの個人市民税の滞納繰り越しの調定額です。これについては、議員さんご指摘のとおり、その差額6万8,767円増となっております。これにつきましては、滞納者の方が7名おりまして、修正申告が出ました。それで、ご承知のように、市民税と県民税を併せて徴収いたします。それで、現年分もそうですけれども、その都度、あらかじめ決めた市民税と県民税の案分率で調整して、県民税分は県税事務所のほうに振り込む、その年度当初の案分率は、小数点以下11位までの大きい数字は案分率でやるんですけれども、暫定の案分率を使います、年度当初は。年度末において確定した案分率でやります。そういう関係で修正申告で減になりましたけれども、最終的な案分率を使った結果6万8,767円増になった。最終的な市民税、県民税を合わせた滞納分の繰り越し総額というのは4億2,500万円ほどございます。そういう関係で、案分率の率のちょっとの差でもってそういう調整を課すと。修正申告の減額ですけれども、案分率の関係で、調定のほうが増になった。これについては、県のほうも同じくこういう滞納繰り越し分について同じに調定していますので、調定額が移動するということでございます。

それから、固定資産税の滞納繰り越しの調定額、これは2万1,700円減になっています。

これは過年度分につきまして、家屋の滅失の申告があったことによって、これは滞納者ですので、その滅失分について調定額を減にしたと。

それから、軽自動車税の滞納繰り越し分の調定額、これについても、差額が4万1,400円ございます。これについては、過年度分の滞納繰り越し分が入っています廃車分8台があったため、それを調定から減したと、これも届け出により減した。

それから、21ページの都市計画税の滞納繰り越し分の調定については、これも、先ほどの固定資産税の方と同じですので、その差額が3,000円ということで減したということでございます。

○議長（明智忠直） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） そうしますと、年度途中でもそういうものがあり得るということになるわけですね。そういうことですね。これ、3回に制限されています。これで質疑が終わりになっちゃうと思いますので、ちょっともう少し進みますね。

そうしますと、当然、我々が見た中では、あるべきものにプラスされるということは、過剩徴収と思うんですよね。ただ、それは賦課を途中でもするということになるんですね、そういうことになりますと。年度途中で。それでいいですね、年度途中でやるということで。

そうしますと、通常であれば、住民税は4月1日付のものにおいて切符を切るわけですが、固定資産税と都市計画税は1月1日現在だと思うんですよね。それで、予算書であると、調定額というのは出てこないんですよね。調定見込額で出てきますので、決算書において初めて調定額というのが出てきて、調定額イコール賦課金だと思っていたんですけれども、賦課金は途中で変わるということになると思うんですよ、これだと。そういう理解でなければならぬわけですね。

それで、実はそういうものに基づきまして、監査の審査の方法の中で財務関係の事務は関係諸法規に適合していると、それは適合することだからそれは問題ないでしょうけれども、そういうのを途中で賦課をするということ、その都度その都度、監査委員には審査を受けていくということによろしいのでしょうか、その辺は。

○議長（明智忠直） 日下昭治議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、先ほどちょっと申し上げました、地方税法第15条7の規定をちょっとご説明します。

まず、減額をする場合、これは5年間できます。それから、新たに課したり、また増額す

る場合、過年度分については3年できると、こういう規定もございまして、例えば住民税で無申告の方で途中から申告されてくる方がいるんですよ、実際に。それから、あと、税務署、あるいは、こちらでもそうですが、住民税の確定申告の修正申告、そういうのが生じると。これは税法で決まっておりますので、これはどこの市町村でも同じ。年度の途中であっても、滞納繰り越し調定の該当者がいたら調定額は移動する。

それから、監査のほうで、こういう説明をしたかということですが、これは税制でやっているものですから、その都度そういうものについてどうだという説明は、こちら側はしておりません。

（「議長、ちょっとお願いがしておきたいと思います。」の声あり）

○議長（明智忠直） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 決算に関係することですので、ちょっとその明細を後でいただきたいと思うんですけれども。その辺の税法上の。

○議長（明智忠直） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） わかりました。その税法の関係についてはコピーしてお示ししたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下昭治議員の質疑を終わります。

続いて、神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第1号、平成19年度旭市一般会計決算につきまして、歳入歳出について若干お伺いをいたします。

初めに、歳入についてお伺いをいたします。

4点ほどございますので、よろしくお願いいたします。

平成19年度につきましては、本市の歳入においては、所得税から個人市民税への税源移譲や、定率減税の廃止による市税収入の増となるもの、また地方財政計画による臨時財政対策債の縮減や、地方交付税など減額によりまして、歳入全体としては伸びを見込めないということでスタートを切ったわけでございます。

そこで何点かお伺いをいたします。

1点目、市税収入につきましては、所得税から個人市民税への税源移譲をされたこと、さらに定率減税廃止に伴いまして市税の増収がどの程度になったのかどうか、これが1点目です。

2点目、地方交付税におきまして、当初67億3,000万円、補正で2億5,820万円余り、トー

タルしますと69億8,820万円程度の予算に対しまして、平成19年度の調定につきましては70億9,338万9,000円ということになりました。地方交付税につきましては、普通交付税で61億9,236万6,000円、特別交付税では9億102万3,000円というものでございます。結果、当初予算よりは3億6,333万9,000円の増、補正を含んだものでは1億518万円ということで増になったわけでございます。そこで、調定額70億9,338万9,000円、これにつきまして、この中に合併特例債の交付税措置があったかどうか、あればその内容。さらに、当初見込んでおりました内容とどういう内容が違っていたのかどうかお示しをいただきたいと思います。

3点目、平成19年度におきます不納欠損の関係でございます。

トータルでは、市税分担金及び負担金、使用料及び手数料、トータルいたしますと、市民税関係では、個人市民税が1,792万円余り、法人市民税は227万円ということで決算書にございます。この不納欠損におきます処分についてはどのような事由で、件数が何件ぐらいあったのかどうか。ちなみに、市民税関係では、平成18年度は9,898万円ということでございました。平成19年につきましては194万円余りということになっておりまして、これらがどのような変化になっているのかどうかお示しをいただきたいと思います。

次に、4点目ですが、市税等の納税者への対応及び効果についてお伺いするものであります。

収入未済額が昨年度と比べて増加傾向にございます。そういった意味で、平成19年におきましては大変ご努力をされてきたと思いますが、市税等の滞納者につきましての、どのような対応をされてきたのかどうか、内容的なものと、その効果についてお示しをいただきたいと思います。

歳出につきましてお伺いいたします。

平成19年度旭市議会第1回の定例会で、市長の施政方針並びに提案理由の説明の中で、主要事業等について基本計画の施策体系に沿った取り組みの内容がございました。中でも、快適でうるおいのあるまちづくりの中で、広域ごみ処理事業について触れられました。この件については、予算の中では環境衛生費として、負担金補助及び交付金の中では東総地区広域市町村圏事務組合負担金として2,331万2,000円予算組みされ、決算におきましては1,597万4,000円の減額で733万8,000円ということで結果として支出をされたものでございます。ご案内のように、この内容につきましては、銚子市、匝瑳市、旭市、これが持つ3施設を集約化して、新たな一般廃棄物処理施設、これを整備するために、東総地区広域市町村圏事務組合として負担金としての予算でございます。これが、平成19年度に候補地が白紙となったと

ということで、予算が減額されてなったものでございます。したがって、今、平成20年でございますので、その後、東総地区市町村圏事務組合負担金ということで予算組みされておりましたものが、現在、ごみ処理施設ということについてどういう取り組みをされているかどうかというのが1点。

それから、2点目として、平成19年度の一般会計の中で、塵芥処理施設の運営費というのが、歳入歳出決算に関する説明資料の41ページにございます。4億9,992万1,000円ということで、その中に焼却施設の工事が載ってございます。1億1,200万円余りの工事が行われたということになっておりますが、本市においては、焼却施設の耐用年数というものはどうなっているかどうか、そして、この施設の今の状況についてはどうなっているかどうかお示しをいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） まず、決算書の19ページの税源移譲及び定率減税廃止の影響ということで、個人市民税の現年課税分の関係ですけれどもお答えいたします。

税源移譲に伴う影響額といたしましては、平成19年度の課税状況によりまして約5億6,000万円の増。

次に、定率減税廃止の影響額約1億2,000万円、合わせますと6億6,000万円ちょうど。実際の収入額については、対前年個人住民税については5億9,000万円の増となっております。

次に、3点目の不納欠損額となった処分事由、件数というお尋ねです。お答えいたします。

まず、市税の不納欠損額のトータルにつきまして1億78万円と、その内訳としまして、5年時効、18条第1項ですけれども、これは4,675件で6,168万円、15条の7第4項、3年時効ですけれども、634件で738万円、15条の7第5項、即時消滅ですけれども、これは68件で3,171万円となっております。対前年につきましては、不納欠損額については179万円ほど増となっております。その増減につきましては、減少したのは、個人市民税で230万円の減、それから固定資産税のほうでは388万円の増が主な内容でございます。

次に、4点目の市税滞納者への対応及び効果ということでお答えいたします。

まず、市税の滞納者への納税・納付滞納としましては、当然、各納期ごとの督促状の送付、それから随時の戸別訪問、それから夜間訪問、それから定期的な催告書の一斉送付、これは年4回行っております。それから、19年度について、新たに千葉県滞納整理推進機構が設置

されましたので、その活用と、それから毎月の夜間納税窓口の実施、それから年5回の休日納税窓口の実施、あるいは年3回の休日徴収の実施、それから預金調査の財産調査を充実させてきました。また、差押予告書の送付等により、差し押さえ等の滞納処分を強化しているところであります。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、2点目の地方交付税ということで、決算書の22ページ、あるいは23ページに記載してございます地方交付税に関連したご質問でございます。

まず最初に、合併特例債の償還額のうち、普通交付税に算入されたものとはということでございます。合併特例債、ご存じのように合併しまして、平成17年から借入れが始まっておりまして、実際に元金の据え置きという期間がございます。3年間ぐらいは元金は据え置かれますので、元金の償還は今のところまだございません。それで、平成17年、平成18年に発生した利子分については平成19年度に算入されております。ですから額としては、まだ元金が始まらないので若干低いということになります。平成19年度の利子分、これにつきましては、実際の評価額は3,223万1,000円ほどでございます。これに対して交付税で入ったのが2,256万2,000円ということで、約70%が算入されてございます。

それから、2点目の、地方交付税予算額に対して決算額が最終的に増になっているんじゃないのかということでございますけれども、確かに、先ほども議員さん申し上げましたように、平成19年度の交付税の最終予算額、これにつきましては、そこに書いてございますように69億8,820万9,000円ということで、決算額は総額で70億9,338万9,000円ということでございまして、1億518万円ほど最終予算より決算額が増えている。この内訳でございますけれども、普通交付税が最終予算額61億631万3,000円に對しまして、決算額が61億9,236万6,000円ということで、実際には8,605万3,000円ほど増になっておる。また、特別交付税につきましては、最終予算で見ていたものが8億8,189万6,000円に對しまして、決算では9億102万3,000円ということで、1,912万7,000円ほどの増となっております。予算額との差が生じた理由でございますけれども、普通交付税につきましては、交付決定額と、それから予算計上済額の差額、これは留保したんですけれども、最終的に主要財源全部使い切らなかったというところで若干残っております。繰り越されたということです。

それから、特別交付税でございますけれども、最終の決定が3月18日ということ、3月交付分が3月18日ということで、これは予算編成はご承知のとおり2月くらいにもう終わって

します。ですので、実際には、増えた分は予算措置をしないでそのまま繰り越しになった、増になったという形でございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、収入の3点目、不納欠損の関係です。

うちのほうの関係は、決算書の27ページの清掃手数料、これはごみ袋の販売手数料でございますけれども、小売店である市外の業者が、平成13年8月20日に倒産しております。それによりまして、ごみ袋4,000枚ですけれども、金額にしますと16万円、これが回収できなくなって未納となっておりますので、不納欠損としております。

それから、2番目の、歳出関係でございます。

ごみ処理事業について、今後の対応、それから塵芥処理関係でございます。

1番目のごみ処理事業関係については、先ほど言われましたように、広域ごみ処理施設建設に向けて、平成19年度東総地区広域市町村圏事務組合負担金、当初額は2,331万1,000円でしたが、候補地の断念により事業費の縮小があり、733万8,000円となったものでございます。

今後の対応ということですが、ご存じのように、3市の焼却施設はいずれも老朽化が進んでいることから、新しい焼却施設候補地を早急に選ばなければなりません。そこで3施設を集約した施設建設として、早急に組合と関係3市で候補地の選定に取り組んでいるところでございます。

2番目の現在の塵芥処理の関係でございます。

決算額が、先ほど言われましたように4億9,992万864円でございます。現在のごみ焼却施設、クリーンパークは、平成4年7月に竣工し16年が過ぎております。したがって老朽化が進み始めていることから、維持管理のメンテナンスを毎年行い、少しでも施設の延命化を図っております。近隣では銚子市の施設が22年、匝瑳市の施設が24年ということで、その中では旭市が一番施設としては新しい施設となっています。このことから、新施設建設に当たっては、単独の建設ではなく、3市広域での建設を進めていきたいと考えております。

なお、建設に当たっては、国の交付金を受けた有利なものと考えているという形で現在進んでおります。

なお、通常、焼却施設の耐用年数は20年と言われておりますけれども、現実的には、先ほど言いましたように、銚子市の場合は22年とか、匝瑳市の場合は24年という形でやっており

ますので、うちのほうも、メンテナンスを進めながら、新しい焼却施設ができるまで延命化を図っていきたいという形で考えております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 神子功議員。

○24番（神子 功） それでは、再質疑いたします。

地方交付税の関係ですが、3月18日が最終だということで、そのまま繰り越しというような形のお話をいただきました。内容的に、もう少し詳しく説明できればお願いをしたいと思っています。留保した内容も含めてお願いしたいと思っています。

それから、不納欠損の関係で、市税のほかには、先ほどもご説明をいただいた清掃費の関係もありますし、分担金及び負担金、この中では民生費の負担金と教育費の負担金、これは金額的には若干でございますけれども不納欠損はあります。不納欠損があるということについては、裏を返せば滞納があるということになるわけでありまして。いわゆる収入未済額も当然増えてきているわけでございますので、市税等の滞納者への対応というのが今後大きなかぎになると思いますので、その点についてはいろいろご努力されていますが、不納欠損の背景にある収入未済額、いわゆる滞納者についての対応というのは、市税、あるいは民生費の負担金、あるいは教育費の負担金、さらに手数料については今理由を聞きましたけれども、こういった方々への対応というものは、平成19年、これからも続きますけれども、滞納者への働きかけ、指導については、されてきたというお話がありましたけれども、効果的にはどの程度額的に上がっているのかどうか、その辺についても詳しく伺いをいたしたいと思えます。

歳出の関係でございますが、広域的な取り組みについては、旭市としては広域的に、今現在の施設を延命しながら進めていくというお話が担当課長からありました。現有施設の状況については、銚子市さんが今22年経過、匝瑳市さんが24年、旭市は16年設置後経過しているということの現状であります。

今、お話がありましたように、3市が集約的に施設を作る場合に、集約効果と分散の効果ということが考えられますけれども、いわゆる集積の効果というのは、計算上今現在どうなっているのかどうか。それから、旭市が今、設置して16年過ぎておりますけれども、仮に単独でやる場合にはどんな問題があつてどうかということについてのシミュレーションについても必要だというふうに思われます。そこで、平成19年度ということについては、そういった検討がなされてきたのかどうか、その辺伺いをいたしたいと思えます。

- 議長（明智忠直） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

- 財政課長（平野哲也） 地方交付税の予算より増のもう少し細かいということでございますけれども、普通交付税につきましては、だいたい7月に決定をいたします。それから、一般財源でございますので、補正の財源という一番大きな財源になると思います。9月、12月、あるいは3月ということで、ほかの財源の足りない部分については、交付税を予算化しながら一般財源を充当していくという形をとっております。結果的に普通交付税については、3月まで補正をやっても、ご承知のとおり、昨年の3月にはいろいろ不用額等よく精査しまして、その前の年はちょっと不用額が多かったものですから、精査した結果、財源としては結構出てきまして、財調の繰入金も4億円ほど戻しましたし、そういうことをやって、なおかつ余って、8,605万3,000円については、翌年度へ繰り越しという形になりました。

特別交付税につきましては、12月と3月があるわけですがけれども、12月時点で、3月はこの時点では見込みという形になりますけれども、これによる補正の予算を組んだわけですがけれども、結果的に、これは、先ほど申し上げましたように、3月18日に3月分の交付があるということで、この辺は1,912万7,000円ほど、これは予算化できないで繰越金になったという形でございます。

以上です。

- 議長（明智忠直） 社会福祉課長。

- 社会福祉課長（在田 豊） それでは、決算書の24ページから25ページの負担金の関係でございます。

児童福祉費の中の負担金で4万9,040円の不納欠損が出ておりますけれども、これは保育所の負担金でございまして、両親が外国籍でございまして、平成12年5月から平成13年1月までの9か月分の保育料が不納欠損になっておるわけでございますが、これは、両親とも外国へ出国しておりますので、その後搜索等は困難になっておりますので、今回、不納欠損とさせていただきます。それで、収入未済額が、議員さんおっしゃられますように、昨年に比べまして120万円ほど残念ながら増えております。それで、それら増えている要因でございすけれども、やはり、母子家庭等で生活が困窮しているということで、なかなか納めていただけない方。それから働いてはいるんですけれども収入が少なく、保育料へ回す分がどうしても少なくなってしまう、そういう方。それと、中には病気等で働けなくて、保育料そのものが滞納になっている方、いろいろございますが、すべて合計しますと、児童数

で申し上げますと104名、それから保護者の数で申しますと91名ということで、これら収入未済になっております。

それで、課のほうの対応としましては、まず督促文書を差し上げ、そして電話をし、自宅訪問をする。それから保育所長を通じて納付の依頼をする、それから長期の滞納者については、課のほうへ呼び出し等もさせていただいて納付の指導をし、あくまでも一括ということが不可能な方が多いわけですので、分割で納付をしてもらうような、そういう指導をしております。そういう指導をしておるんですが、正直、生活に困窮する方が近年増えてきておりまして、こういう状況になっております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、給食費の不納欠損のことについてお答え申し上げます。

決算書の25ページにございますが、24万7,200円の不能決算額でございますけれども、この事由につきましては、この保護者が平成18年度に死亡し、またその保護者の妻が相続放棄によりまして不納欠損処理をしたものであります。

件数につきましては、この保護者1名につきまして生徒数2名ということで、2名の合計額が24万7,200円ということになっております。

また、収入未済につきましてですけれども、平成19年度につきましては、収入未済額の回収と言いますか、収入済額は84万5,083円ということで、収納率は8.85%という数字でございました。

それで、今後というか、これまでもそうですけれども、対策としましては、未納者への催促書の発送、電話で催促、それから訪問徴収等を定期的に進めていく。それから各家庭の状況等をつかみながら、学校と連携して収納率を高めていくようにこれからも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、最後の、先ほどお話ししました3点目の不納額の関係で、過年度分の関係で3件ありました。一つが、納期までに支払いができなかったお店が1軒、それから過去に店の倒産により分割払いで払っていたものが平成19年度全額払った、これが27ページの過年度収入で12万7,500円、あともう1点が不納額で、会社倒産により収納でき

なかったという形で、現在、うちのほうの手数料関係はゼロという形になります。

それから、歳出のお話でございます。3市に集約してと、それから効果とか分散、あと独自のシミュレーションはしているのかというお話でございます。

現在、3市で広域で行うということですので、それを私としては同じような形で進めていきたい。一つのメリットとしては、当然3市が一緒になりますので、コストの減が図られる、あと、現在旭市の場合は施設が16時間稼働となっておりますけれども、3市が一緒になれば24時間稼働等もできるというのが一つのメリットかなという、それに伴って先ほど一番に言いましたコスト削減が図られると。デメリットとしては、当然広域になりますから範囲が広がるという形で、新施設に持っていく範囲が広がるという形のデメリットはありますけれども、それを超えてメリットのほうが大きいのと考えております。

市の独自の施設のシミュレーションをというのとはしておりません。うちのほう、現在、先ほど言いましたように、最大限日量95トンの形でやっておりますけれども、実質は約70トンぐらいの焼却でございます。ですから、そういう形から考えれば、当然広域のほうでシミュレーションはしていませんけれども、図上上では、そちらのほう有效果があるのかなという形で考えております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） 滞納関係につきましては、昨年度、千葉県滞納整理機構も設置されましたので、その辺に、特に現年課税で徴収困難なケースについては、技術的なアドバイスをいただきまして、それなりの効果があったと思っています。

○議長（明智忠直） 神子功議員。

○24番（神子 功） どうもありがとうございました。

今の税務課長のほうで効果があったということですが、額的に対策されてどの程度効果があったかわかれば、額的なものをお示しいただければありがたいと思います。

それから、塵芥関係なんです、これは、将来的に、旭市としては多様な市のことを考えますと、銚子市、匝瑳市から比べると、そういった意味では6年から8年ぐらい現有施設でもメンテナンスしていけばまだ利用できるということが、平成19年度決算の段階でわかります。特に、平成19年度当初において、市長のほうから政策的な部分のお話があったものから、これは旭市だけではできない広域的な問題ということも含めて考えた場合には、やはり施設の場所を求めるのが先なのか、それとも、今申し上げましたように、集積の効果と分

散の効果というものを十分にシミュレーションして、それにあったもので考えたときに、集積がよければ場所を見つけていくという段階的なものがあると思うんですけれども、その点は市長はどういうことをお考えでしょうか。考え方だけで結構ですので、よろしくお願いしたいと思います。

- 議長（明智忠直） 神子功議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

- 市長（伊藤忠良） 広域での塵芥処理という問題に関しましては、もう非常に長い間しっかりとそういった面での検討をしまっておりまして、それに加えて、今後もいろいろな意味で若干国の対応等も変わってきているようですから、そういったものも踏まえながら、今、東総広域のほうで進めているところであります。

一つの形としては、いわゆる３市で広域で行ったほうが費用の面で非常に有利だという形のもので出てきているようでございますから、そういったものを含めながら、これから検討をしまいたい、そう思っています。

- 議長（明智忠直） 税務課長。

- 税務課長（野口徳和） それでは、千葉県滞納整理機構についてお答えします。

期間につきましては、昨年９月から１１月、３か月間行いました。

対象の人数としましては、個人住民税を中心とした徴収困難なケース３８件行いまして、税額は、ほかの個人住民税以外の税目を含め、国保も含めまして７,１９５万円、そのうち徴収については、納付されたのが１,００５万円、あと差し押さえについては１０件行っております。

- 議長（明智忠直） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第１号の質疑を終わります。

議案第２号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

- ２４番（神子 功） 平成１９年度旭市国民健康保険事業特別会計決算につきましてお伺いをいたします。

１点だけお伺いいたします。

先ほども１号のほうでお伺いいたしましたけれども、不納欠損並びに収入未済額、この関係につきましてでございます。

昨年度と今年の決算の状況を見てみますと、不納欠損については、平成18年が8,234万円余り、平成19年度では811万円減の7,422万円余り、収入未済額では11億3,438万円余りの平成18年度に対して、平成19年度は7,808万円余りの増で12億1,247万円、このような状況でございます。そこで、国保税の関係については、収入未済額が予算よりも減額になっているというようなことを踏まえながら、これらのことについてどういう状況にあるかというのが一つと、もう一つは、不納欠損並びに収入未済額の状況、これらについて、特に滞納者の関係については非常に対応が難しいということも考えられますけれども、収入未済額、いわゆる滞納者についての対応については、先ほど税務課長から話がありましたけれども、関連してお伺いいたします。不納欠損の内容についても併せて内容的にお伺いをいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（明智忠直） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） まず、不納欠損の内訳でございますけれども、5年時効のものについては3,067件で6,009万8,910円と、3年時効については1,080件で1,412万9,504円と、合わせて7,422万8,414円が国保税の不納欠損額の内訳でございます。

それで、先ほどちょっと千葉県滞納整理推進機構のご説明をしましたが、その中で、個人住民税の対象住民の中には、併せて国民健康保険税の滞納もございますので、それも併せてやっています。国民健康保険税については、この時点で、38件のうち25人が対象になりまして、納付については338万円ほど納付されたということでございます。

○議長（明智忠直） 神子功議員。

○24番（神子 功） 分析の中で、この当初予算について、収入済額が7,238万円ほど減額になっているような状況もありますけれども、これらについて分析されていればお伺いをいたします。

○議長（明智忠直） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 収入済みのことですね。

まず、国保税の徴収率というのは年々減少傾向にあるということなんですけれども、国保税の徴収率が落ちてくるというのは、もともと所得の低い方が加入されているので、これはどこも同じなんですけれども、かなりそれも低く、それから、6割、4割軽減をやっている

んですけれども、税額はゼロにはならないということであります。そういう関係で、それから会社員とか、そういうのが退職後に入ってくる、収入がなくなってから入ってくる、そういう低所得階層が多いということで、どうしてもこれは制度上の仕組みから滞納が増えてくるということでございます。

そのために、今やっておりますのは、10月から始めます国民健康保険税の特別徴収、これは10月から始まりますので、こういう制度により徴収率の向上が少しでも上がるのかなと。それと、それ以外に、口座振替の推進等をやっています。また、どうしても滞納者については、厳しく資格証の交付とか、短期保険証の交付で制限していると、そういう状況で何とか落ちている中で食い止めているのかなと思っています。

○議長（明智忠直） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中でありますが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第3号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第4号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第4号、平成19年度旭市介護保険事業特別会計決算につきましてご質疑申し上げます。

1号並びに2号でお伺いいたしました件に関連いたしまして、不納欠損並びに収入未済額

につきまして、平成19年度の傾向についてお伺いをいたします。

平成18年度の決算について、また平成19年度と比較いたしますと、平成19年度では平成18年度に比べますと96万円ほど不納欠損額が増額、収入未済額では180万円余り増額になっております。そういった意味で、不納欠損に対する内容と収入未済額に対する滞納者への対応、これについてお伺いいたしたいのが1点目。

2点目ですが、平成19年度決算を閉める段階になりましたけれども、介護ニーズにつきましては、昨年も変化してきているという状況がございました。恐らくニーズも変化してきているものと思いますが、どのような状況にあるのかどうか、またその対応につきましてお伺いをいたしたいと思います。

以上、2点お願いいたします。

○議長（明智忠直） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、神子議員の質問にお答えします。

まず1点目の、不納欠損及び収入未済額に対する対応ということでございます。

不納欠損の額等につきましては、決算書の441ページにございます。不納欠損額としまして579万3,017円ということで、平成19年度は不納欠損をさせていただきました。その不納欠損及び収入未済額ということにつきましては、高齢者の増加というのがまず1点ございます。その増加に伴いまして、同様に増加してきているということでございます。

その内容を見ますと、普通徴収の対象者は、年金収入が年額18万円未満というような低所得者でございまして、過年度分については、さらにその中で納められないというようなことで、生活困窮者が多いといったような状況が見られます。

不納欠損につきましては、税と違いまして時効が2年ということで、まず短いということが上げられます。と同時に、先に申し上げました理由に加えまして、本人の死亡、転出などにより徴収困難というようなことが挙げられます。

今後の対応といたしましては、今までと同様、督促状、催告書、口座振替の推進等の同じような法律に基づきます対応をしっかりとやっていくと同時に、臨戸徴収等にも今まで同様力を入れるとともに、まずもって介護保険制度の理解を深めていきたいということで、新たな未納者を出さないよう努めていきたいというふうに考えております。

2番目のご質問の、介護ニーズに変化が見られるのかどうか、またその対応はどうかということでございます。

これにつきましては、どちらかという、介護ニーズの変化というよりは、介護保険制度の改正に伴う影響というのが決算のほうにはっきりとあらわれてきているといったような形になっています。それは、大きく分けまして三つほど特徴があるのかなというふうに思います。

一つ目は、平成19年4月から地域包括支援センターが設立されまして、要支援の方を対象とした新予防給付が開始されたということです。ですので、この辺は介護サービスではなくて予防サービスに移行しているというような特徴がございます。

二つ目ですが、平成18年から開始されました地域密着型サービス、グループホームのサービスに加えまして、平成19年度からは、新しく小規模特別養護老人ホームが新設されました。このことによりまして、市民対象の施設サービスが開始されましたので、欠損のほうに大きく数値のほうがあらわれてきています。

三つ目ですが、これは制度改正によるものではありません。居宅サービスについて従来と同じ傾向が見られまして、訪問介護、通所介護の給付費が伸びてきています。と同時に、福祉用具購入というのも昨年度より伸びてきているサービスの種類になります。

また、その対応ということですが、その前に施設サービスについては、特に前年度までと大きな変化は見られません。対応ということですが、制度自体が予防重視型の制度改正ということになってきておりまして、地域包括支援センターの充実を図るべく、今年度当初より、平成20年度4月から専門職を2名増員しまして、地域支援事業を含め、しっかりとした予防ニーズに対応したいと考えております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第4号の質疑を終わります。

議案第5号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 5号議案、平成19年度下水道事業の決算書の470ページの歳入の一番上の負担金についてお尋ねをいたします。

平成19年度269万円の不納欠損金が計上されています。そして、この決算の説明書を見ましたところ、この事業が始まったのが平成12年、5年後の時効が成立する平成17年度から不

納欠損金が発生し、平成19年度までの3か年の累計が1,036万9,400円になっています。私の記憶が正しければ、たしか負担金は平米当たり800円だと思います。そうしますと、1万2,960平米、約1町3反歩分くらいの面積がとれなくなってしまったということになります。私の見方では、この事業を行っている場所は、一番の密集地、しかも昔からの旧住民がほとんどだと思います。それとこの負担金は土地所有者に法的義務が発生すると思いますが、なぜこのような多額の不納欠損金が出るのかお尋ねをいたします。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質疑に対し答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） では、お答えいたします。

受益者負担金の不納欠損につきましては、議員さんご指摘のとおりです。平成17年に48件、465万5,200円、平成18年度に30件、302万4,200円、平成19年度に27件、269万円という形が不納欠損で計上しております。

この欠損の主な内容でございますけれども、まず一番多いのが下水道事業の制度への理解が、まだ未理解の方が多いと、それから、あとは自己破産をされている方や生活の困窮という形で支払い能力がない方というような形になっております。それにつきまして、滞納整理を図るべく戸別訪問をいたしまして、経済的な負担により納入ができない方につきましては、納入の誓約書等をいただく努力をいたしまして、時効中断を図っておるところでございます。

また、事業への未理解の方につきましては、十分説明をいたしまして、下水道への理解をいただき、この受益者負担金を払っていただくよう努力をしているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 今、この負担金というのは市町村民税と違いまして、不動産にかけるものなんですよ。一番取りっぱぐれの無いもの、それをなぜこのような結果にしたのか。それと、たしかこれは一括払い、それから5年の年賦ですか、そういうふうに確かなっていったと思います。そういう中で、一括払いの人が何人くらい。当然それも一括払いの契約であれば、これは5年したら時効にかかっちゃうと思うんです。それから年賦であれば、年ごとのものが時効にかけると。そういう中で、一括払いの人が何人、金額にしてどのくらい時効にかかったのか、また年賦の人が何件、どのくらい時効にかかっているのか。そういう中で、なぜこの滞納者、それに対して法的手続きをとらなかったのか。また、先ほど自己破産した

という人があればそれは何件で、金額にしてどのくらいか、その辺お尋ねします。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） お答えいたします。

平成19年度決算におけます不納欠損につきまして27件とご説明いたしました。そのうち、平成12年度賦課分の平成14年度割分の方が16件、147万2,000円、平成13年度賦課分の平成14年度割分の方が8件で108万9,000円、それから、平成14年度賦課分の平成15年度割分の方が3件で12万9,000円の合計の269万円ということでございます。その27件の内訳といたしましては、制度を見る会の方が18件、それから、自己破産の方が6件、転出先不明の方が2件、係争中の方が1件というような内訳になってございます。

この不納欠損につきましては、受益者負担金は税に準じておりますが、公課——公に課すもの、でございまして、強制的な徴収というものが最終手段だというふうに考えておりました。平成17年、平成18年、平成19年とこの不納欠損を出してきたというようなことをかんがみまして、やはり公課の公平性、払っていただいている方、払っていただかない方の公平性等を考えまして、払える能力のある方につきましてはいただくということでございまして、実は本年度から強制的な徴収に着手しておるところでございます。ということで、今後は、不納欠損につきましても、制度に対して、見るからに払える方につきましては、極力100%いただくような形で努力いたしたいというふうに考えております。

以上でございます。

（「不納欠損に全額不納な人は何人ですかの質問について」の声あり）

○議長（明智忠直） 下水道課長。

○下水道課長（中野博之） この受益者負担金につきましては、基本的に、5年で20回分割というものが基本でございます。その中で一括分の納入のできる人はいただく。それから年ごとに一括で払っていただく方は払っていただくという形で、基本的に、5年の20回が基本でございます。その中で、平成12年度賦課分につきまして、平成17年度から不納欠損になっておるところでございますけれども、平成12年度賦課の4年目と5年目につきましては、まだ時効に至っていないというものでございますので、全額不納欠損になった方という者はまだいらっしゃらないという形でなっております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

- 21番（高橋利彦） 今の答弁を聞いていますと、結局、払った人がばかを見るような結果なんです。私も、実はこの当時、本来なら下水道必要なかった、合併浄化槽がありましたので。しかし、旭市の議会で決まったことですから、私も当時干潟の議員をやっておりましてメンツがありましたから、借金してでも払いましたよ。しかし、こういうことであれば、あえて私、内心では払わないほうがもうかったなと思う次第ですよ。

そういう中で、やはり特に下水道課長、県から来て、素晴らしい才能を持っている方ですから、やはりこの辺は住民の不公平感を持たないように、公平な取り扱いができるようにやるのが当然じゃないかと思うんですよ。それでないと、今までの方式で行きましたら、払わない人が断然得をしちゃうわけですよ。まして、あれでしょう、払わなかった場合、このまま行った場合、当然その家のところまで下水道は接続できるようになっているわけですね。今度、これから10年、20年先に、いや例えば合併浄化槽をつくった、壊れました、じゃ下水道をつなげますって。片や全額払っているし、片や払わなくても下水道接続されちゃうわけですよ。それとまた、この下水道になったら、今度は、恐らく水道なんかと違って止めることができないと思うんです。

いずれにしても、受益者の方々に、不公平感ができないように、そういう中で、負担金の徴収については、やはり公務員法にあると思います、職務に精励するということで、皆さん方給料をもらっているわけですから、これはそういう税金を含めて、徴収したものが皆さん方の給料にもなっていくわけですから、その辺を踏まえた中で、十分これからは努力していただきたいと思います。

以上です。

- 議長（明智忠直） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

- 下水道課長（中野博之） 議員さんおっしゃられるとおり、今までも職員、鋭意努力して、戸別訪問等により徴収努力をしていたところでございます。平成19年度におきまして、何もしなければ不納欠損になったであろう件数は45件ございました。そのうち27件が不納欠損にはなったところでございますけれども、18件につきましては、職員の努力によりまして誓約をいただいたり、一括納入をしていただいたり、一部納入をしていただいたというふうなことで、時効中断を図られたところでございます。

今後とも、強制徴収も併せまして、職員それぞれ努力いたしまして、極力この受益者負担金の不納欠損がなくなるように努力いたしたいと思っております。

以上でございます。

- 議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第5号の質疑を終わります。

議案第6号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

- 議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第7号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

- 24番（神子 功） 平成19年度旭市水道事業会計決算の認定につきまして、1点お伺いをいたします。

ページでいきますと、決算書の12ページ、1年間における事業の概況等が載っております。その中で、特に建設事業ということで、平成19年度につきましては、建設改良工事が行われたという説明がございました。鎌数、蛇園、三川、米込、その他地先には、配水管等を延べ3,519.4メートルの布設を行ったというふうになってございます。

そこで、平成20年も半期を迎えようとしておりますので、平成19年度決算に当たりまして、この建設を行ったこの地先について、給水件数とか、あるいは給水人口、こういったことによるどの程度反映しているか、いわゆる効果がどの程度あったのかどうかにつきましてお伺いをいたします。

以上です。

- 議長（明智忠直） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

- 水道課長（堀川茂博） 平成19年度建設改良工事による具体的な効果についてご説明を申し上げます。

平成19年度の水道事業は、基本計画の施設整備計画に基づき、配水区域の変更に伴う工事及び緊急応援連絡管接続工事と、水質・圧力改善を図るためのループ化等の工事を実施いたしました。

工事の内容につきましては、配水区域変更に伴う工事2件、1,143.5メートル、2、緊急

応援連絡管接続工事 2 件、136メートル、未普及地区配水管布設工事 3 件、897.2メートル、四つ目として、水道安定供給ループ化工事 4 件、1,072メートルの配水管を布設いたしました。その合計が12ページに記載されている延長距離になります。

工事による具体的な効果ですが、配水区域変更に伴う工事は、旭エリアの配水区域を縮小し、飯岡・干潟配水場のエリアを広げて、旭エリアをカバーすることにより、水質の低下の改善が図られます。

緊急応援連絡管接続工事につきましては、災害及び漏水工事等における緊急時に断水等を最小限度に食い止め、生活水の供給を確保することを目的といたしております。

それから、未普及地区への配水管布設による工事につきましては、井戸水等の飲用による水質の不安が解消され、安全で安心な良質な水を利用することができます。

それから、水道の安定供給ループ化工事につきましては、停滞水を未然に防ぎ、水質や圧力改善を図ることができます。

件数でございますけれども、件数のほうは、例えば未普及地区に配水管工事等をしてどれぐらいの件数が増えたかと、そういうことになろうかと思えますけれども、申し込みまで含めまして23件ございます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第 7 号の質疑を終わります。

議案第 8 号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

滑川公英議員。

○ 8 番（滑川公英） 中央病院事業の貸借対照表の中の貯蔵品の金額のことですが、金額の前に、貯蔵品とはどのような商品を言うのか。それと、貯蔵品の棚卸しの日時はいつやったのかということで、まずお聞きしたいと思います。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 貯蔵品の種類なんですが、この中には薬品、診療材料、それから消耗品等がございます。そういった中で、今回、棚卸しの時期なんですが、これは 3 月末に実施しております。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 3月ということは、3月31日にやったということですか。

（「はい」の声あり）

○8番（滑川公英） それではですね、去年は全協の中でちょっと質問したんですけれども、それまでの3年間とか前を見ますと、だいたい9,800万円とか1億円台で貯蔵品が済んでいたわけですね。売り上げはほとんど変わっておりません。それが、平成18年度の決算において、1億9,000万円、約2億円近く、今回は、またそれにプラス7,000万円と、3年前から比べると1億7,000万円以上の増額になっております。これが果たして貯蔵品として適当なものでしょうか。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） 貯蔵品の棚卸し関係なんです、昨年度、平成18年度決算においては、薬剤部の倉庫のこの部分の棚卸しをしております。それに加えて、平成19年度決算においては調剤薬局、それから各病棟における医薬品関係、こういったものを棚卸しをしております。

以上です。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） ということは、中央病院の決算というのは、平成17年までは、特に棚卸しについてはいいかげんにやっていたということでいいんですか。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

病院経理課長。

○病院経理課長（鈴木清武） いいかげんということではなくて、コンピュータ等で前回のときに当時の鈴木経理課長が答弁したと思うのですが、できるところから実施していくという形で、平成18年度は薬剤部の倉庫から実施したということでございます。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 8号議案、平成19年度病院事業の決算書35ページの給与費の医師給与についてお尋ねをいたします。

中央病院からは近隣の病院に医師が多数派遣されておりますが、これら医師の給与、それから特別手当はこれの中に含まれているのか。含まれているのであれば、その総支給額、それ

から、特別手当の支給基準と、派遣先病院等それぞれに何人の医師を派遣しているのかをお尋ねをいたします。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 確かに今近隣の病院に対して当院から医師派遣を行っております。それで、今、給与と、それから手当のお話でございましたが、派遣をしておりますが、行っている医師は当病院の医師でありますので、給料は当院から支払いをしております。そしてまた、派遣に行くことに伴いまして、診療手当を加えて毎月払っております。

それから、あと何人今派遣をしているのかというお尋ねでございましたが、これは9月1日時点の数字でございます。常勤で2施設に3人、それから非常勤で、11施設に、月で延べの数であります71人、これは1回行くと1人というふうに数えますので、月に延べで71人で11施設に派遣をしております。

それから、今聞き漏らしてしまいましたが、あとお尋ねは何でございましたか。

（「派遣職員の給与の総支給額ですね」の声あり）

○病院事務部長（伊藤敬典） これは病院事業会計の決算書の35ページに給与費というのがあります。その中の1給料で、その次に医師というのがあります。それから2の手当、その次に医師というのがありますが、この中に含まれておりまして、今、派遣職員の分の人件費、給料と手当については、ちょっと今手元に計算をしておりません。後ほどお出しをしたいと思います。

（「それとあとは特別手当の支給はどういう条例のもとにやっているのか。それから派遣先の病院名もということで、先ほど言いましたが、病院ごとに何人派遣しているか」の声あり）

○病院事務部長（伊藤敬典） 分かりました。

まず、派遣のほうから先に申し上げますと、全部で11施設になりますが、個々に申し上げていきます。

まず東庄病院、これは常勤が1人です。それから非常勤が月延べ数でいきますと5人です。これは眼科、整形、小児等分かれますけれども、全部で非常勤は月に5人です。

それから、匠瑳市民病院、これは常勤として2人、それから非常勤として全部で12人です。これは脳外科、泌尿器科、皮膚科と、それで週1回ずつ行きますので、延べで12人ということです。

それから、銚子市立病院、これは泌尿器科が毎週2回ですので月で8人です。延べ8人。

それから、海上の滝郷診療所、これは週3回ですので、12人です。

それから、島田総合病院、これは銚子市です。脳外科で隔週行っていますので、月で2人です。

それから、東陽病院、これは週1回ですので、月で4人です。

それから、小見川総合病院、これは脳外科、皮膚科、泌尿器科とまたがりますが、週1回ですので、月にして12人ということです。

それから、山野病院、これは香取市ですが、これは脳外科で週1回で、4人です。

それから、県立佐原病院、これは午後1時間、週1回ですね。ですから月に4人ということです。

それから、成東病院、これが週1回で、やはり4人です。

それから、最後になりますが、鹿島労災病院が泌尿器科、週1回、月4人と、こういう内訳になります。

それから、手当の根拠でございますが、これは病院の規程、これは事業管理者が定める規程がございまして、旭市病院事業企業職員の給与に関する規程という規程、「程」は「ほど」というほうの「程」ですが、規程がありまして、その中に、第14条に特殊勤務手当というのがあります。これたくさんあるんですが、その中に別表がありまして、別表第11というところになりますが、その中に診療業務手当というのがあります。これは限度が月額100万円以内ということで、その中から払っているものであります。

以上です。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） この金額はいいと思いますよ。ただ、そういう中で、ほかの病院、これは条例のどこにあるんですかね、ほかの病院に派遣すると。派遣するのであれば、その給与は当然相手側が払うというのが、この自治法上の法令じゃないかと思います。そういう中で、特殊手当ですか、今、部長が言いましたように、たしか何年か前にあれ麻酔科医が足りないとかなんとかということで、20万円くらいのが月額で100万円にした経緯、私も存じていますが、しかし、これでは給与の支払い方法、全く旭市の公営企業の条例に違反しているんじゃないかと思うんですが、その辺どう思いますか。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典）　まず、派遣の根拠であります、これは条例がないというお話でありますけれども、これまずなぜ派遣をしているかというところから申し上げますと、要は、この病院は急性期病院でありますので、一定の治療が終わった患者さんとか、それから救急で入った患者さん、これについては、処置が終わると近隣の病院に移ってもらわないと、当院の機能が十分発揮できないわけであります。そのために、近隣の病院が機能が少し弱くなっていますので、そういう意味で機能を支えるために医師を派遣をして、近隣の病院の機能を支えていくというのが実態であります。その後、相手方が負担すべきではないかというお話もございましたけれども、この派遣に当たっては、先方と、例えば匝瑳の場合でありますと、旭中央病院の事業管理者と匝瑳市長で協定を結んでおります。具体的には派遣職員の取り扱いに関する協定書というものを取り交わしまして、その中で期間ですとか、それから負担の扱い、そういったものを決めて、医師の派遣をしているというのが実態であります。

あと、条例に根拠はないというお話がございましたけれども、今ここで、私も法的に詳しく検討しているわけではありませんが、通常は、事業管理者の職務命令で職員を出すことは十分可能なわけでありますので、そういった形で今職員が派遣をされているのではないかと、いうふうに思います。

以上です。

○議長（明智忠直）　高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦）　確かに、職員の派遣ということで、これは自治法第252条の17にありますよ。これは当然、双方において話し合いの上で派遣できると。しかし、これは当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体はそれを負担するということになっているわけです。県からここへ来ている職員もそうでしょう。みんなここで払っているわけですよ。あくまでも、自治体、これは公営企業、病院を含めて、法律に基づいてやるのが当然でしょう。幾ら自治法にあっても、その自治体、また中央病院において決めなければならないわけですよ。行政というのは、いずれにしても法律に従ってやるわけですよ。全くこれ違反なんですよ。

そういう中で、例えばちょっと総務課長、これは法律のプロですので、その辺、どういうふうに考えるのか、そういう中で病院の事務部長から答弁いただきたいと思います。

○議長（明智忠直）　高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊）　お答えいたします。

急に来てしまいましてちょっと慌てましたけれども、地方自治法の先ほど議員のご指摘に

なりました252条の17というのがございまして、これは、職員の派遣ということで規定がございます。通常、これは私ども市とか、市相互、あるいは一部事務組合、県との派遣関係で適用となる条文でございますけれども、ご指摘のように、第2項に、今、議員のご指摘のようなことは書いてあります。ただ、中央病院の場合には、公営企業全面適用の事業所でございますので、その辺がどうなるのかについては、ちょっと私のほうではわかりませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 今、総務課長のほうからもお答えをしましたがけれども、自治法の252条の17に、派遣の地方自治体間の相互協力関係というのが確かに規定はあります。ただ、今、この病院がやっている医師派遣がその根拠で行っているかどうかは、ちょっと私が条文を見る限りでは、そこで行くのかなというのがちょっと疑問な点もございまして、ですから、私は、自治法の252条の17で行っているかどうかはさておき、今は事業管理者の職務命令で十分に派遣を出すことができると、そのように今は私は理解をしているところであります。

その辺の根拠を、法的にどうだという話になりますと、もう少し時間をいただいて、よく精査をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

続いて、神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第8号、平成19年度旭市病院事業会計決算の認定につきまして、1点お伺いいたします。

決算書の15ページ、平成19年度の病院事業の報告書がございます。たしか昨年の決算のときには、健全経営という、健全財政を目指して取り組んだ結果というものが載ってございました。主な内容につきましては、材料費の削減を行ったという強調した報告書が載っていたわけですか、平成19年度と平成18年度、この決算の状況を見てもみると、当期利益金としては3億1,000万円余り、昨年と余り変わってございませぬ。そういうことで、お伺いしたいことは、健全な経営を維持していくということで、平成19年度については、主にどういふことをポイントとして健全経営を目指して取り組んできたのかどうか。恐らく経費の削減、35ページからいろいろ載ってございますけれども、こういった点にポイントを置きながら、平成19年度を終了したのかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

- 議長（明智忠直） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

- 病院事務部長（伊藤敬典） お答えいたします。

病院の経営改善努力ということでありますが、病院も当然公営企業でありまして、日ごろから、努力は十分していると思っております。これはもう医師確保から始まりまして、例えば、薬でありますとか、診療材料費の削減でありますとか、それから委託費などの業務見直し、そういったことを含めて、業務全般については改善努力をしているところであります。

具体的に、昨年度の経費削減対策としてはどうかということでございますので、二つほど申し上げたいと思います。

一つは、診療材料費の削減でございますが、これにつきましては、プロジェクトチームを立ち上げまして納入価格の見直し、それから価格の交渉をいたしまして、前年度実績換算で申し上げますと、年間約1億円の効果を上げたところでございます。

それから、二つ目でございますが、これは委託費の関係でございます。これにつきましても、一つは契約の見直し、これは幾つかまとめてあったものを集約化することによる見直しであります。この見直しでありますとか、それから一般競争入札の導入によりまして、平成19年度の委託費は、これは前年度の実績換算であります。年間約4,500万円の効果を上げております。

これら2点で合計しますと、約1億5,000万円近い削減効果を上げたものと考えております。

以上でございます。

- 議長（明智忠直） 神子功議員。

- 24番（神子 功） 平成19年度の15ページの報告書の中に、昨年度についてはそういう努力されたということが記載されておまして、実際そういうご努力はされていたということで、報告書の中にはその記載がないという、そういったことで、記載を載せなかった理由が何かございましたら伺いしたいと思います。

- 議長（明智忠直） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

- 病院事務部長（伊藤敬典） 今、神子議員は事業報告書の中にその記載がないので、なぜ記載をしなかったのかということでありますけれども、もう我々にとっては経営改善努力は、これはもうごくごく当たり前のことでありまして、特に記載をしなくても、日々その努力を

しなきゃいけないと思っておりますので、これは書く書かないにかかわらず、努力をしていかなきゃいけないと、そういう認識であります。

以上でございます。

- 議長（明智忠直） 以上で通告による質疑を終わります。

議案第8号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時 0分

- 議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の質疑を行います。

議案第9号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

- 議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第10号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

- 13番（日下昭治） 議案第10号、平成20年旭市一般会計補正予算の議決について、2点ほどお尋ねしたいと思います。

まず、1点目でございますが、地方債の補正についてでございます。

地方債の中で補正の中で、（仮称）下宿ふれあい公園整備事業について、当初予算では、国庫支出金で9,000万円、一般財源で1,279万7,000円ですか、総額1億279万7,000円ということで当初予算で予算化をされたわけでございます。しかし、ここの補正の中で5,980万円ほど地方債補正ということで合併特例債のほうを使うということになったわけでございますけれども、過去の予定と今回の地方債補正になった場合のどちらが有利になるのか、その辺をお知らせいただきたいと思います。

- 議長（明智忠直） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

- 財政課長（平野哲也） 地方債の補正、（仮称）下宿ふれあい公園整備事業の関係でございます。

当初、補助金を9,000万円予定しておりましたけれども、今回内示が3,700万円ということで減額になりましたので、代わりに合併特例債を5,980万円ということになります。合併特例債じゃなくて合併補助金9,000万円は9,000万円ですので、それに今度補助金が3,700万円と地方債、その場合の財源率がどうなるかというご質問だと思いますけれども、5,980万円の合併特例債を借りまして、これはもうご存じのとおり、後に交付税で70%、3,200万円、これを計算しますと、5,980万円に70%を掛けますと4,200万円ということになりました。この4,200万円と今度の3,700万円を足しますと、その差です。これは7,900万円ということになりますので、差額として、実質的には1,100万円ほど下がってしまうという形になります。

- 議長（明智忠直） 日下昭治議員。

- 13番（日下昭治） 下がるということは有利になったということ……でないんですよね。逆ですよ。

（「減額になります」の声あり）

- 13番（日下昭治） 今回の場合には、不利な施策になったわけでしょう、どっちかと言えば、極端な話ですけども。

それと、今、先ほど申しおくれました、それは余り簡単に……ですからいいですけども。その辺は後でやります。

そうということで、確かこの事業は、昨年12月でしたか、9月議会でしたか……

（「12月」の声あり）

- 13番（日下昭治） 補正で設計委託がありましたよね。その際、ちょっといろいろ建設経済常任委員会で否決というような経緯のあった事業だったと思います。その際に、そのときのいろいろな議論の中で、質問、あるいは答弁の中で、なぜこれだけ急ぐのか、急遽という話もございましたけれども、それは急遽でなく、基本計画にのって、沿って、やったんだと。急いでこういう形で取り上げられたのは、有利な財源を利用したいということでたしか答弁があるかと思いますが、しかし、有利な財源だったものが、ここへ来てむしろ不利な財源になるということは、当初の計画の過ちがあったんじゃないのかなと、結果的には過ちということではないでしょうけれども、むしろ、このことはちょっと急ぎ過ぎた経緯もあるんじゃないのかなというような感じもするわけでございます。

それでまたもう1点、2か年事業でございますので、来年度もたしか9,000万円の国庫支出金を予定しておったんじゃないかなと思います。しかし、当然そういう形になりますと、来年度もそういうような形になっていくのかなということを、併せてもう1回お願いしたいと思います。

それと、先ほど1回目の質問の中で忘れましたが、土木費です。土木費の中で、道路新設改良事業でございます。その中で、工事請負費5,880万円、あるいはまた説明欄の17の公有財産購入費、22の補償補填及び賠償金ですか、これらは、この一体の工事ではないと思いますけれども、その辺の内容を説明いただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 補正予算書の12ページです。一番下になりますけれども、説明欄1、道路改良事業、一体の工事かということでございますが、一体の工事ではありません。

それについて説明を申し上げます。

15節の工事請負費は、旭中央病院新館建設に伴う市道の付け替え工事の費用であります。それから、17節につきましては、旭地区の袋区内と十日市場区内の市道の道路改良に伴う用地交渉のめどが立ちましたのでというものでございます。

22節につきましても同じであります。袋区内、十日市場区内、それから清和乙、見広、蛇園、川口と同じようにめどが立ちましたので、補正計上したものでございます。

○議長（明智忠直） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 下宿の事業の関係でございます。

昨年の議論もいろいろあって、有利な財源ということ、結果的に急ぎ過ぎているんじゃないかということもご指摘もありました。これにつきましては、先ほど議員さんが申し上げられましたように、やはりこれは新市建設計画、それから新しい基本計画の中で位置付けられた事業ということで、前にもご説明はしたと思いますけれども、そういった形でやっております。ただ、今、合併の期間で、その有利な財源を最大限使いたいという、これはもうもちろんそうしたかったわけですが、結果的に申請して内示で下がってしまったということで、その分を合併特例債に振り替えた。次善の策と言いますか、次の最善の策ということで、これについては交付税算入70%ということで、最終的に、その財源についてやれば77%くらいになるのかなと。一番いいのはもらえるのが一番いいと、これはもう誰が言ってもそうなんです、その次善の策としてこういう形になったということでご理解をいただき

たいと思います。

それから、来年度ですけれども、今回の件もでございますので、我々最大限要望したかったんですけれども、今回の教訓もでございます。来年はまた慎重に作業をしたいと。まだ来年のものは申請してございませんので。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 来年のめどはそのような、どのような形になるかわからないということでございますけれども、もう既にこの時点で一般財源の持ち出しが出るということですから、やはりその辺慎重にいろいろ対処していただきたいなと思うこと。

それと、過去に、そういうことはないだろうと思いますけれども、パークゴルフ場も確かに最初2億何千万だかで計画が始まったのが、健康パークになりまして6億近くになって、膨れ上がったというような経緯がございますので、その辺、今後予算は公共事業であります、当然予算内でできるだけ仕上げるというのが基本だと思いますので、その辺を超過するようなことなくしていただきたいなと思うこと。

それと、もう既にここへ来ているいろいろな要素があったかどうかわかりませんが、土地等の収用もある程度進んでいるのかなと思いますけれども、その辺をちょっとまたわかる範囲でお知らせいただければと思います。

それと、土木関係の件でございますけれども、5,880万円については市道の変更と言いますけれども、これは多分中央病院のための建設敷地関係のことになるのかなと思いますけれども、ちょっと私もよくわからないんですけれども、都市計画法等々について、いかなる対応を建設課のほうで対応されてこのような補正を組んでいるのかなと、その辺も含めましてわかるように説明いただければと思います。

○議長（明智忠直） 日下昭治議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 先ほど財政課長のほうからお話しありましたけれども、今回、公園の整備に当たりましては、こういう状況ですので、常にB/Cを念頭に置きながら経費の削減に努めていきたいと思っています。

それから、土地収用法の件なんですけれども、今、申請中ございまして、10月ごろに申請がおりるかなと思っています。それがおりましたら、皆さんにご協力をお願いして、土地をお譲りしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 中央病院の新館建設に伴う市道の付け替え工事、都市計画法についてということでございますけれども、この道路の付け替えに伴います開発行為のことかと思えます。これにつきましては、建設課は県のほうとよく相談をしておるわけなんです。

具体的に申し上げますと、今年の2月に、県都市計画課に伺いまして、今、建設課がこういって付け替え工事をやろうとしているんですよと、これについてどうですかと。それは問題ありませんよという回答を得ましたので今に至っている。私から申し上げられるのはこれだけでございます。

○議長（明智忠直） 日下昭治議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） まず最初の1点目の、議案第10号の一般会計補正予算の12ページ、日下議員からも質問がありましたが、道路新設改良工事費5,880万円の件について質問をしたいと思います。

これは、中央病院東側の市道の付け替えのための予算ということではありますが、この予定道路については、我々議会が知る前に既に新聞報道されましたが、新聞報道どおりなのか、また新聞報道と違っているのか、違っていれば、その計画はどのようなのか。

また、新聞報道どおりであれば、短い距離の中で、4か所の直角の曲がり角、大変不便な、そして大変危険な道路になりかねませんが、そういう中で、今、旭市道路認定要綱というのがありますが、その中には、一般の通行に供され、安全かつ円滑な交通ができるものというような1項がございます。そうしますと、このような不便な、そして危険な道路、全くこの要綱とは違っちゃうわけでございますが、なぜなのか、まずその辺をお尋ねします。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 今、ご質問は、まず新聞報道のことがあったかと思えます。その新聞報道と同じかと申されましたけれども、私が見るといって、一番最後のところに建設課幹部というのがありましたので、ここだけに触れさせてもらっていいでしょうか。

この辺のところは、ほとんど間違いないと思います。

それから、4か所の曲がり角の話がありました。

これは、なぜコの字形という形になっちゃったわけです。真っすぐな道路がコの字形にな

っちゃったわけです。なぜこんなふうになったかということをご説明申し上げます。それから認定要綱の絡みもありますけれども、これ一つにしてお答え申し上げたいと思います。

まず、コの字形になったということは、病院新館の位置です。場所。その位置関係を優先したために道路を曲げたと。曲げたのが結局コの字になったというものでございます。

それと、四つ曲がり角ができた、今、議員さんがおっしゃられましたけれども、確かに四つ曲がり角があるわけです。コの字ですから四つ曲がり角があります。それは、北側に食堂等の民地があるわけです。民地の進入路を確保してあげなくちゃいけなかったということで、二つの曲がりだけでは済まなかったと。四つの曲がりをもとに戻す、現道に戻すような曲がりになってしまったということです。

それから、これは東方向とかいろいろ考えたんですけれども、東方向に延ばしますと、用地の確保だとか、現道の幅員が足りないとかいろいろな問題がありまして、それはあきらめざるを得なかった。こういったのが主な理由でございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 高橋議員にお尋ねします。

10号で二つの質問が出ていますけれども一括でお願いをしたいと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。委託料の問題と耐震診断の問題と道路改良工事の問題、一括でお願いしたいと思います。

○21番（高橋利彦） はい、一括で。わかりました。

それでは、これを含めて2回だけです。そうしますと、あと議案第10号、一般会計補正予算の14ページの学校管理費で、委託料ということで耐震診断調査委託料ですか、これが689万4,000円と669万1,000円が計上されていますが、すべての学校の耐震検査をもう既に行った結果、改築計画が出されたものと理解しておりましたが、これは、耐震診断を実施しなかったのか、それとも何らかの事情で再度耐震診断をしなければならない必要に迫られたのか、この点をお尋ねします。

そういう中で、今度は道路の問題に入ります。再質問しますが、そうしますと、この新設道路は病院のために付け替えをするというような答弁であったわけでございます。そういう中で、市がやれば、今度はまるっきり要綱と違っちゃう、市道の要綱とまた違っちゃうわけです。要綱においては安全かつ円滑な、それが今度は逆に安全どころか危険な、まして走りづらい道路にしてしまうわけです。市がやれば何でも通るのかということでございます。そういう中で、県と話し合いした中で、開発行為に当たらないということでございますが、こ

の開発行為の要綱を見ますと、これは一体のものというようなことで私は理解しておるわけですが、またこれが、こういう行政がやれば何でも通るでは、本来なら、行政というのは、守り、そして守らせる立場です。これは違法行為そのものではないかと思うんですが、そういう中でどういう見解を持っていますのか。果たして、この問題はもう既に県は十分了解しているということなんでしょうか。その辺をお尋ねします。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 補正予算の中央小学校並びに矢指小学校に係る耐震診断の委託料についてお答え申し上げます。

この二つの学校につきましては、来年度、再来年度の2か年で改築事業を予定しているところでございますけれども、先般、中国の四川で大きな地震がございました等の理由によりまして、国が地震防災対策特別措置法の一部を改正し、改築に伴う補助金を3分の1から2分の1に引き上げたところでございます。しかしながら、その引き上げにつきましては、一定の条件がございまして、二次診断を実施し、さらに構造耐震指標、いわゆるI_s値が0.3を下回るものについて2分の1にしましょうということでございまして、一次診断は済んでいるところでございますけれども、二次診断をしなければ、3分の1から2分の1への17%増える補助金をちょうだいする権利ができないということで、二次診断をこの際やらせていただいて、うまくいけば補助金を多くちょうだいできるのかなということがございましたので急遽補正をお願いするところでございます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） きょうは議案質疑でございますので、まずこの工事の概要を説明させてもらってよろしいでしょうか。

工事の概要につきましては、市道総延長、工事する延長は248メートルございます。幅員を12メートルとするというものでございます。これは、車道が7メートル、現在約5メートルですので7メートルにする。それから2.5メートルの歩道を両側に付けるというものです。さらに、あそこにつきましては排水の問題がありますので、ボックスカルバートで600のボックスカルバートなんですけれども、その排水工の工事を行う。それから、もちろん側溝の工事は行う。それと、安全策といたしまして、駐車場と道路を区切るようなガードパイプ設置工を行う。さらに、横断歩道を設置したり、カーブミラーを設置したり、カラー舗装にし

たりという安全策を行う。こういったのが5,880万円の主な工事の内容でございます。

さて、高橋議員さんからは、要綱を無視した危険な、走りづらいという話がありましたので、その辺のところはこうしたつもりなんですということをお答え申し上げます。

まず、先ほど申し上げましたように道路幅員を広くしました。

それから、二つ目に、歩道を作りました。これも先ほど言いましたように両側に歩道を付けました。

それから、駐車場の出入り口を集約しました。現在はどこからでも入れるような駐車場でありまして、きょろきょろしながら入れるような駐車場である。ところが今度新しい道路からは、ある程度集約して入れたいと思っております。

それから、歩行者、車をおりた歩行者も出入り口を集約して、横断歩道を設けて、そこだけに集約できるような、そういった設計でもあります。

それと、先ほども言いましたように、横断歩道、カーブミラー、ガードパイプ、カラー舗装などを設置する設計を今作っているところであります。

ただ、これまでは、すべて万全かということではありません。先ほど高橋議員さんから走りづらい、利便性に欠けるという話がありましたけれども、じゃ、誰から見て利便性に欠けるのか。病院から見て利便性に欠けちゃいけないわけですよね。だから、その辺のところもまだ検討の余地はあるなと、こういうふうに思っております。

以上です。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） これで最後の質問になりますので、まず、庶務課長、ただいま、補助率の絡みで再度耐震検査をするということでございまして、次が質問できませんので、そこでうなずいて、答えはうなずいていただいて結構ですが、じゃ、この耐震検査をした結果、それなりに傷んでいれば補助率のいい条件でできると、しかし、耐震検査をして、それなりにならなかった場合は、結局補助率が悪いからということになると思うんです。そうなった場合、この耐震検査は、たまたまそれなりの基準まで行っていれば、補助率がいいから、この耐震検査の診断料は生かせたと、しかし、その基準に行かなかつたら、この耐震検査料は極端に言えば、捨てたと同じということになるわけですね。

（発言する人あり）

○21番（高橋利彦） 一括ですからちょっと待ってください。

それから、ただいま、建設課長は、質疑だから云々という話ですが、先ほどのあれでは、

結局市道を造るのになぜ県へ行かなければならないのか。市道なら何も市でできるわけですよ。結局、これを、早い話、病院建設、それから開発行為、そこらを含めた中で県に許可を求めに行って、内々の話をもらったということに受けられるわけです。そうだと思いますね、課長。市道だけであれば県へ行く必要ないわけでしょう。そういう中で、開発行為、その辺まで突っ込んだ話をしたと思いますが、そういうふうにすれば、市道を付け替えすれば開発行為ひっかからないということまで行っていると思うんですが、それで既に事ここに来ては、やはり開発行為の許可がおりているのか、それとも文書的に、それとも開発行為がまだもうちょっと時間がかかっても、もう既にぴっちりした内諾があったのか、その辺、これは病院を含めて、どなたでも結構ですからお答えいただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） 先ほどのご質問にお答え申し上げます。

確かに議員おっしゃられるとおり、二次診断をしてI s 値が0.3に行かない場合につきましては、従来どおりの補助、3分の1ということになりますので、両方ともだめでしたら大金だめになっちゃうんですけれども、チャンスがあればやはりやらないということも、これは財政課長のほうともいろいろやったんですけれども、うまくいけば5,000平米ぐらいありますから、両校で。そうすると、平米当たり2万5,000円ぐらいついてくると七・八千万円は多く来るといってもありますので、そういうことでお答えにしたいと思います。

（「基準に行かなかったら、その金が無駄金になるかもわからない」の
声あり）

○庶務課長（浪川敏夫） おっしゃるとおりでございます。

○議長（明智忠直） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 市道なのに、なぜ県にという話がありました。これはやっぱり高橋議員さんおっしゃるとおりなんです。開発行為の心配があったからなわけです。ですから、私は、県に確認に行ったわけです、図面を持って。それでも大丈夫だということですから、あとはじゃ道路を造る建設課として、早く新館建設前に道路を造らなくちゃいかんということで今やっているわけであります。

以上です。

（「許可がおりたとか、まだおりなくとも内々の許可を、その辺のこと」の声あり）

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 実は、これは、来週月曜日に滑川議員さんから通告がある話ですけれども、病院としては、これは開発行為に当たらないという判断ですので、今後その手続きをとる考えは全くありません。たまたま、原因が市道ということであって、私も米本課長に大変いろいろな答弁ということでご苦労をしていただいておりますが、これは、市は市の考えで市道を整備するということだというふうに私は理解していますので、しかも県も開発行為に当たらないということですから、病院としては開発行為の手続きをとる考えは全くありません。

以上です。

（「それは危険だよ」の声あり）

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

続いて、神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第10号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決につきまして、2点お伺いをいたします。

まず1点目ですが、地方交付税の関係、7ページです。

ご説明によりますと、地方交付税の決定ということで一部を計上したというご説明がありましたが、これについては留保しているものがあるのかどうか。3,227万7,000円の補正額ですが、そのほかに留保したものがあるのかどうかの確認を1点。

それから、もう1点ですが、先ほど日下議員のほうからの質疑がありました内容とダブリますけれども、別の観点からご質疑申し上げます。

これは、確かに日下議員言われますように、当初予算では総務費の国庫補助金ということでの9,000万円、これの歳入に見込んだ計画でありました。もちろん一般財源も繰り入れての計画が組まれたわけであります。それが、今回内示をいただいての組み替えということになったわけですが、それでは、どうしてそういう形になったのかどうかという、そのことについては触れておりませんので、内示については、どういう結果をもってそういうふうになったのかどうか、要は見込みが甘かったのかどうなのかという点についてになると思いますけれども、その辺はどうであったのかどうか。その点をまずお伺いいたします。

○議長（明智忠直） 神子功議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） まず、1点目の地方交付税の関係でございます。

地方交付税につきましては、今年度の地方交付税が7月に決定されたわけですが、決定額を申し上げますと67億2,733万1,000円でございます。67億2,733万1,000円でございます。前年度の決定額が61億9,236万6,000円、ですから、前年度の決定額との対比しますと5億3,486万5,000円増となっています。

予算のほうはどうかと言いますと、私どものほうの当初予算の計上額は、ことしは普通交付税は63億円計上してございました。ですから、この時点で決定額と当初予算額の差が4億2,733万1,000円ございます。いわゆる一般財源として4億円強が出たわけでございます。今回、9月補正でその一部の3,227万7,000円を使用しましたので、今後の留保財源といたしましては3億9,505万4,000円ほどございます。

それから、2点目の（仮称）下宿ふれあい公園の補助金ですが、どうしてこうなったのかと、理由でございますけれども、我々のほうもちょっと多目にもraitたいなということで、実はこの制度は、制度から申し上げます。合併推進補助金、10年間で5億4,000万円旭市ではいただける計算がございます。そういった中で、たまたま大きな事業が来たんで、そのくらいいたきたいなという願望のもとに申請をしたところでございます。

どうしてかというのは、実はこの補助金については、通常の補助金ですと、例えば事業の何分の1の率ですとか、あるいは額で幾らという決まりがあるんですが、決まりはございません。要するに10年間で5億4,000万円ということでしたので、我々は最大限使いたいたいということで申請しました。結果的に総務大臣からの内示でそうなったということで、これは、国の全体の希望が多かったのか、あるいはその辺はちょっと私どもちょっと今のところはわかっておりません。じゃ、見込みが甘かったんじゃないかと言われれば、それはそういうことになるかもしれませんが、ただルールのない補助金でできるだけ要望したかったという気持ちでこのような形になりましたので、来年度はちょっと少し気をつけなければならないということで考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 神子功議員。

○24番（神子 功） 地方交付税につきましては、わかりました。

ただいまの総務費関係の補助金の関係でございますけれども、当初では、定額ということで、今、課長言われたとおり、幾ら云々ということは決まってないという、それは承知しております。今、旭市が望んでいること、望むことについては、費用対効果をどうするかということがやはり合併新市となった旭市としては一番考えなければいけないということで、昨

年の12月も議論させていただいたし、これは補正で来るのはおかしいんじゃないか、必要であれば、ある予算があって、それについて必要だからプラスしたというのはわかりますけれども、突然と降ってわいたような補正はまずいんじゃないかということで、その説明もいただきました。それが見込めるということで、継続として当初9,000万円、来年も9,000万円、2億5,000万円くらいの予算で継続して公園をやっていきたいと思います、それについては事業効果としては、1年間に320万円くらい維持費がかかるけれども、費用対効果については数十年、十何年後にはこうなりますよという数値も出してもらいましたけれども、それが狂ってきますよね、当然。そういったことを考えたときに、費用対効果ということについては、今回補正についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（明智忠直） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 費用対効果の件でございますけれども、当初算定しました費用対効果ですと、1が基準でして、1.5という費用対効果の数値を出しております。これは、（仮称）下宿ふれあい公園は近隣に公園がございません。そのために、費用対効果は1.5という数値が出ております。年間の利用者は、私のほう今想定していますのは、1万4,000人くらいを費用対効果の中では利用者を想定してございます。先ほども申し上げましたけれども、これからの公園の整備に入りました。当然、B / C費用対効果を十分念頭に置きながら、最大限経費の削減を図っていかなければならないと思っております。その点を十分気をつけて整備を行っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（明智忠直） 神子功議員。

○24番（神子 功） 経費の削減ということになりますと、当初で組んで事業を行って、ソフト面でどうなのか、ハード面で造るわけですから、費用の削減ということについては、現在どのようにお考えでしょうか。

○議長（明智忠直） 神子功議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） ハード的な面で申し上げますと、例えば周りの歩道とか、園のこういったところは、通常ですと公園ですと、インタードッキングと言いまして、通常の舗装よりは値が張るような工事を行うのが一般的でございますけれども、そういった点でも、なるべく経費のかからない、それと匹敵、質を落とすわけではございません。質を落とさな

いで、経費の削減できるような形をとっていただければと考えております。

（仮称）下宿ふれあい公園の場合ですと、構造物と言いましょうか、公園の中に立つものと言いますと、駐車場とトイレ、それから遊具等ございまして、上物はそんなにかかる金額ではございません。下の造成費ですね、これもさほどかからないのではないかなと思って、私のほうではそういう方法で試算しております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第10号の質疑を終わります。

議案第11号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

神子功議員。

○24番（神子 功） 議案第11号、平成20年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、1点ご質疑申し上げます。

ページ1ページについて、今回、新たに継続費ということで、資材高騰の対応という内容で年割額を改めるという内容の説明がございました。今回は、資材の高騰があったための補正というふうに判断しております。したがって、平成20年から平成22年まで今度かかりますので、その後の諸物価の高騰ということも考えられるわけありますので、そういったことを考えると、平成20年度から始まりますこの事業については、平成21年、平成22年と、もちろん契約を結んで着工するわけですが、その途中で資材高騰とかということになった場合にはどうなるのかどうか、いわゆる契約を結ぶときにそういった高騰についての情報等については反映するのかどうか、この点についてお考えをお示しいただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 神子功議員の質疑に対し答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） お答えを申し上げます。

今、議員おっしゃったのは、これから増額補正がご承認いただければ、入札をして契約をするわけでありまして。契約をした後に物が上がったときの対応ということでよろしいわけですね。

確かに、今、国も、県も、市もそうありますが、最初に建設工事の請負契約書の中に、単品スライド条項というものが盛り込まれております。それで、これは当然一定の鋼材とか、

燃料油が上がったときに発動されるものでありますけれども、これは、市も7月16日から運用しておりますので、当然、病院もこれから結ぶ契約書の中には、その1項を加えるということと考えております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 神子功議員。

○24番（神子 功） そうすると、その辺は値上がりした場合には、弾力的にその都度話し合うという内容ということで確認してよろしいんですか。

○議長（明智忠直） 神子功議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） これは市の行う請負工事と同じなでありますけれども、要は、物が上がったときに実際に資材とか買いますが、買ったときの値段で、その実勢価格を使って、もう1回請負金額を再計算するわけです。そのときに、1%以上上がっていれば、1%を超えたものについては、請負金額の変更を申し出ることができるという内容だと思いますので、それは市と全く同じように扱う考えであります。

以上です。

○議長（明智忠直） 神子功議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第11号の質疑を終わります。

議案第12号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第13号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第14号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

議案第15号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

議案第16号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

議案第17号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

議案第18号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

議案第19号について質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

- 議長(明智忠直) 質疑なしと認めます。

以上で議案の質疑を終わります。

日程第2 決算審査特別委員会設置

- 議長(明智忠直) 日程第2、決算審査特別委員会設置。

おはかりいたします。議案第1号から議案第9号までの9議案については、決算認定の議案であります。各常任委員会から3名ずつ委員を選出し、12名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思います。

これに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(明智忠直) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

日程第3 決算審査特別委員会委員の選任

○議長(明智忠直) 日程第3、決算審査特別委員会委員の選任。

おはかりいたします。決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、議長の指名により選任いたしたいと思います。

これに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(明智忠直) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、議長の指名により選任することに決しました。

これより決算審査特別委員会の委員を指名いたします。

伊藤保議員、島田和雄議員、伊藤房代議員、景山岩三郎議員、滑川公英議員、嶋田哲純議員、柴田徹也議員、木内欽市議員、佐久間茂樹議員、日下昭治議員、林俊介議員、嶋田茂樹議員、以上の12名を指名いたします。

おはかりいたします。決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(明智忠直) ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会委員は、ただいま指名したとおり選任することに決しました。

日程第4 決算審査特別委員会議案付託

○議長(明智忠直) 日程第4、決算審査特別委員会議案付託。

議案第1号から議案第9号までの9議案を決算審査特別委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、16日までに審査を終了されますようお願いいたします。

この後、決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長を選出していただき、その結果を議長まで報告願います。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 2時15分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告

○議長（明智忠直） 日程第5、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果報告。

決算審査特別委員会委員長及び副委員長の当選結果を報告いたします。

委員長、嶋田茂樹議員、副委員長、林俊介議員、以上のとおりであります。

日程第6 常任委員会議案付託

○議長（明智忠直） 日程第6、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第10号中の所管事項、議案第12号、議案第14号、議案第17号、議案第18号、議案第19号の6議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案第10号中の所管事項、議案第13号、議案第15号の3議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第10号中の所管事項、議案第16号の2議案であります。

公営企業常任委員会は、議案第11号の1議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、22日までに審査を終了されますようお願いいたします。

日程第7 常任委員会陳情付託

- 議長（明智忠直） 日程第7、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第5号、陳情第6号の2件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（明智忠直） 配布漏れないものと認めます。

これより陳情を付託いたします。

建設経済常任委員会に陳情第5号、陳情第6号の2件を付託いたします。

付託いたしました陳情は、22日までに審査を終了されますようお願いいたします。

- 議長（明智忠直） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は8日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時15分

平成 2 0 年旭市議会第 3 回定例会会議録

議 事 日 程 （第 3 号）

平成 2 0 年 9 月 8 日（月曜日）午前 1 0 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（ 2 3 名）

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
1 0 番	柴 田 徹 也	1 1 番	木 内 欽 市
1 2 番	佐久間 茂 樹	1 3 番	日 下 昭 治
1 4 番	平 野 浩	1 5 番	林 俊 介
1 6 番	明 智 忠 直	1 7 番	林 一 雄
1 8 番	高 木 武 雄	1 9 番	嶋 田 茂 樹
2 0 番	向 後 和 夫	2 1 番	高 橋 利 彦
2 2 番	林 正一郎	2 4 番	神 子 功
2 6 番	林 一 哉		

欠席議員（ 2 名）

9 番	嶋 田 哲 純	2 5 番	伊 藤 鐵
-----	---------	-------	-------

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良 副 市 長 鈴 木 正 美

教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者	吉 田 象 二
病院事務部長	伊 藤 敬 典	総 務 課 長	高 埜 英 俊
秘書広報課長	加 瀬 寿 一	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	平 野 哲 也	税 務 課 長	野 口 德 和
市 民 課 長	木 内 國 利	環 境 課 長	平 野 修 司
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在 田 豊	高 齢 者 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	福 祉 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	農 水 産 課 長	島 田 和 幸
下 水 道 課 長	中 野 博 之	都市整備課長	渡 辺 輝 明
消 防 長	菅 谷 衛 一	会 計 管 理 者	堀 川 茂 博
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫	水 道 課 長	及 川 博
生涯学習課長	花 香 寛 源	学校教育課長	高 野 晃 雄
監査委員局長	林 久 男	国体推進室長	高 野 晃 雄
事務局長	野 口 國 男	農業委員会	小 田 雄 治
国民宿舎人	野 口 國 男	事務局	鈴 木 清 武
支配人	野 口 國 男	病院經理課長	
病再整備室長	鎚 木 友 孝		

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（明智忠直） おはようございます。

ただいまの出席議員は23名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（明智忠直） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

滑 川 公 英

○議長（明智忠直） 通告順により、滑川公英議員、ご登壇願います。

（8番 滑川公英 登壇）

○8番（滑川公英） おはようございます。

第3回定例議会に一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

9月1日夜の福田総理がやめるという大サプライズがありましたが、安倍総理に続き2人とも1年足らずでやめるなんて、国政に対して敵前逃亡です。国は、日本の景気を、経済成長を、行政改革を、拉致問題をどうするのでしょうか。

今、産業界では、原油高騰に端を発した原材料価格高騰を製品価格にスライドさせております。パン、めん、チーズ、サラダ油等の工場生産食料品、ガソリン、軽油、灯油、重油、肥料、段ボール、ビニール等の農業資材、牛、鶏、豚等の飼料、鋼材、セメント等の建設資材など山ほどあります。ほとんどの購入品が値上がっています。逆にほとんど上がらないのは、肉や魚や野菜の市場価格です。人件費、原材料の値上がり分を製品価格に上乗せしにくい中小零細。景気がよくなった実感が伴わないうちに、地方は不景気風が吹いています。地方経済の活性化なくして地方はよくなりません。何としてもこの暗雲を切り開かなければな

らないと考えているうちの一人です。

答弁は具体的をお願いいたします。

1として、国でも今、総合経済対策を取りまとめ中ではありますが、我が旭市では産業界に対し、生産資材高騰にどのように対処するつもりなののでしょうか。

Aとして農業、Bとして工業、Cとして商業その他。

大きい2として、中央病院について。

市立病院の再整備については6月議会の一般質問でも伺いましたが、今、国が医療制度の見直しを行っている最中に、しかも建設資材の高騰が続く最悪の時期に200億円からの借金をし、340億円も投じて急いで建設しなければならないのか。国の方針が確定し、もう少し社会経済情勢が安定してから、市民の声をよく聞き、専門家も交え、みんなで十分過ぎるほどの検討をした上で、国・県の中央病院の補助金をきっちりと確約いただいた上で、絶対に将来にツケを回さない確信の基に再整備を進めるべきではないのでしょうか。

また、数々のメリットがあるとはいえ、7万人で93万人の医療を背負うのはいかなものなのでしょうか。1,000床近い大病院にした千葉県と国の責任が一番あると思いますが、Aとして、6月議会で私の質問に伊藤病院事務部長は、千葉県と協議して開発行為に当たらないと答弁しているが、いつ、どこで、誰とどのような書類を基に協議したのか。また、法的根拠についても伺いたいと思います。

この問題については、開発行為に大変詳しい先輩議員からの県の許可の必要な開発行為だというお墨つきを受けております。法を守らず立場の市が絶対に違法行為をしてはならないのが世の中の常識だと思いますので、納得のいく説明をお願いいたします。

また、先日の先輩議員の議案質疑の中で米本建設課長は、コの字型の市道の付け替えは、病院位置関係を優先し食堂に配慮したと答弁しています。また、事務部長は、建設課と協議と答弁しています。協議する先が本当に建設課なののでしょうか。

Bとして、雨水を舗装から地下浸透で間に合うのか。

どのぐらいの降雨量を想定し、どのような方法で処理し、それに伴う設備の耐用年数と、6月議会では聞けなかった詳細な説明を伺いたいと思います。

Cとして、銚子市立病院の突然の休止の影響について。

393床、職員206人、稼働中は276床です。この病院の退場が周辺地域に与える影響は計り知れないと思いますが、中央病院ではどのように考えているのか。今でさえ旭市民は、救急にかかっても入院できずに帰される事例が聞こえてきますので。

大きい3番として、ごみの焼却場について。

Aとして、資源高騰によりごみが資源に変化しました。リサイクルセンターの資源ごみの搬入が減っているというわけがありますが、昨年度と今年度の収集実績を比較してどのようなになっているのか、環境課としてはどのように分析しているのでしょうか。

Bとして、クリーンセンターの民営化について。

今、クリーンセンターは、何人の職員で運営されているのでしょうか。ごみの収集にしても焼却場の運営にしても、問題があるやに聞いております。素人考えですが、焼却場の運転についても、毎日オンオフしていれば、焼却炉の耐火レンガの寿命も短くなります。片方の焼却炉を24時間運転し、足りない分をもう片方の焼却炉で焼却すれば、少しは耐用年数が延びるのではないのでしょうか。そろそろ収集も焼却炉も民営化を考えてはいかがなものでしょうか。行政の方向性をお伺いいたします。

大きい4として、道路政策について。

Aとして、生活道路の市道編入について。

鎌数の宮本、元締地区にまたがるでこぼこ道は、生活道路として、通学路として10軒以上の市民が毎日利用し、また、狭いが通り抜けもできるのでいろいろな方々の通行もあり、大変重要な役割を担っております。ところが、道路側溝もなく水道もなく舗装もなく、自家水道は浄水器を通し、近くに親戚のある家庭はポリタンクで毎日水道水をもらい、周りには田んぼは1枚もなく畑ばかりです。おまけに浄化槽の汚水は、排水路なしの垂れ流しです。建設確認で新居を建設以来、固定資産税、都市計画税付きの重税感、この現況を見た人は、これはひどい、市に頼んでどうにか解消したくなる、市長もそう思った一人ではないのでしょうか。市民は、行政サービスを受ける権利がある。両地区の区長さんの要望書もあるはずです。江ヶ崎区にも同様の所が多々あります。このような地域を廃止することこそが市の道路政策であり、そのために職員もいるのではないのでしょうか。

生活道路の市道編入については、旭市狹隘道路取扱要綱があり、第2条に、幅員4メートル未満で、工作物、建物、地形及び拡幅について関係地権者の同意が得られない等の理由から判断して拡幅ができない道路。第3条、狹隘道路には予算の範囲内で舗装及び排水施設として側溝工事等を行うものとする。整備の要件として、第4条、1、境界が明確、2、道路用地が市の所有にかかわるものではない場合にあっては、市に無償譲渡され、かつ所有権の移転が速やかにできること。ただし、国有地は除く。3番、市道、県道または国道に接続していること。第5条、この要綱に定めるもののほかに必要な事項は市長が別に定めるとあり

ます。宮本地区だけでなく、難しい所は狭隘道路で整備すべきではないでしょうか。当局の英断を求めます。

Bとして、通学路について。通学路の整備状況についても伺いたと思います。また、7月に開催された子ども議会の二中の通学路の質問と回答についてどのような内容だったのかお示し願いたと思います。

大きい5番として、車検整備の行政の対応について。

6月議会答弁で、整備振興協会の会長さんの話では割り振りは難しいとの話でしたが、振興協会に責任を押し付けるような話だったので、難しいと発言したそうです。このことは、行政側では自分で手をかけずに会長さんに丸投げしたかったのでしょうか。

整備振興協会には事務局はないそうです。結果的に8か月も先送りし、結果は1年前とほとんど変わらない。市長がいつもおっしゃる地元業者の育成とはかけ離れたことを職員は平気で実行しているのでしょうか、それとも車検は今年度は極めて少ないのでしょうか、お伺いいたします。

第1回目の質問を終わります。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員の質問につきまして、生産資材高騰に対しまして、農業の部分につきましてお答えさせていただきます。

議員の質問にありましたように、今、本当に農業はいろんな生産資材が上がっております。A重油から、あるいは化学肥料、あるいは畜産のえさ、そんなことでほとんどすべて上がっているわけですが、農畜産物がなかなか上がっていけない。いろんな経営悪化が実は深刻になってきております。いろいろ全国各地でJAさん等が中心となりましていろんな緊急集会、こういうことをされて、国あるいは県に対していろんな面で運動が起こっているということは承知しております。

現在、市としての対応でございますけれども、一つ、農水省におかれましては、この部分につきまして、原油価格と肥料価格の高騰対策としまして、燃油と化学肥料の使用量をそれぞれ2割以上低減する農業者グループを対象としまして、燃料費と肥料費の増加分の2分の1を補てんするような方向で現在補正予算等入っておりまして聞いております。

あるいは千葉県につきましては、省エネ関係器具の導入というようなことで、これは省エネ型の暖房機、これを買替える場合、こういう場合に、あるいはヒートポンプ、電気を使

う暖房器具、こういうものに対しまして9月の補正予算で農業者への支援を予定しているところで聞いております。

市におきましては、現在、農業者の方々にこういう事業の要望を調査しましたところが、暖房機関係で16台、ヒートポンプ関係で32台導入をしたいということで意向を伺ってきております。

今後につきましては、これらいろんな省エネ関係に伴います事業等につきまして、国・県等の支援をいただきながら、適切にいろんな情報を農業者に伝えながら、国に対して積極的に要望していきたい、そういうふう考えております。

以上であります。

○議長（明智忠直） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 2番目、3番目の工業及び商業等における原油の原材料等の生産資材の高騰の対応でございますが、中身は中小企業に対する金融支援策であります。

まず、国の対策としまして、平成19年12月19日に原油価格高騰に関する中小企業対策が発表されました。この中身としまして、特別相談窓口の設置、それから資金繰りの円滑化としての政府系中小企業金融機関のセーフティネットによる貸し付け、それから信用保証協会のセーフティネットの保証が受けられるという対策でございます。

また、千葉県の対策としましては、平成20年1月16日に千葉県原油価格高騰対策本部を設置しまして、その取り組みを行っております。その中で中小企業に関する対策として国同様に、窓口の設置、それから原油・原材料価格高騰対策枠の創設としまして、セーフティネット資金の知事特認枠の創設を行っております。

こういったものは金融支援でございますが、今後の取り組みとしましても、国については総合経済対策の中で4,000億円の予算を予定しておりますし、県におきましても9月補正に400億円の補正予算が予定されているところでございます。

こういった国・県のセーフティネット保証を受ける場合に、特定中小企業者の認定については市町村長が行うということになっておりますので、市といたしましても認定に当たっては迅速な対応をしていきたいというふう考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 私からは病院問題の3問、お答えをいたします。

まず初めに1点目、開発行為に当たらない理由はというご質問であります。これは6月

議会でもお答え申し上げましたけれども、当院の再整備事業が都市計画法の開発行為に当たらないということにつきましては、既に県に確認をしているところでございます。

それから、2点目の雨水対策でございますが、再整備事業における新本館建設に当たりましても、これは雨水対策には十分配慮した計画になっております。具体的には、新本館の地下に4,500立方メートルの貯留槽を設置いたしまして、このエリアからの急激な雨水の流出を抑えることとしております。この根拠についてもお尋ねでございましたけれども、これは50年に1度の大雨を想定した根拠になっております。

この雨水対策につきましては、これまでも建物の建設に当たりましては同様の対策を講じてきております。具体的には、既存の1号館の地下には60立方メートル、それから看護専門学校地下には30立方メートル、それから一昨年完成した第11医師住宅の地下には50立方メートルの雨水貯留槽を設置してきたところでございます。

以上でございます。

それから、3点目の銚子市立病院の休止による影響はどうかというご質問でございますが、想定聞き取りと少しニュアンスが違いましたので、現状としては、これは7月にそういうことが決まったわけでありますので、現時点で十分な検証をしているわけではありませんけれども、銚子市からの外来、入院、それから救急の患者数を見ますと、いずれも7月以降は増加しております。特に救急車でございますが、銚子市消防からの受け入れを見ますと、6月までは比較的当院への搬入は遠慮がちであったようでありますけれども、7月、8月と明らかに増えてきております。

その対策でありますけれども、当院としては銚子市立病院の休止によって最も影響を受けるのは、急性期を過ぎた入院患者さん、それからこれは救急も含めてでありますけれども、その転院先の確保が難しくなるという点であります。

この対策としまして、8月から匝瑳市民病院への派遣医師を1名から2名に増やしました。それから、これは来年度以降でありますけれども、当院における医師研修におきまして、将来地域医療に従事する医師を育てる地域医療コースの定員を2名から4名に倍増することとしております。

いずれにしても、今後とも周辺病院との連携と機能分担を強化しまして、より市民の医療の確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

(「いいですよ、これ。だれでも」の声あり)

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） それは昨年度に何度か県のほうに行って、それは行ったのは、もちろん病院も行きますけれども、市の関係課、それから建築設計事務所、そういった、何度か協議をしていると思います。

以上です。

（「いつですか」の声あり）

○議長（明智忠直） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 協議した日にちでございますけれども、2007年は10月16日に都市計画課のほうに行っております。それとその後には、2008年、今年になってからですけれども、2月1日、同じく都市計画課のほうに行っております。その後ですけれども、同じく2月12日、同様に行っております。

以上です。

（「まだ。どのような書類を」の声あり）

○議長（明智忠直） 答弁漏れがあるようですので、病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 書類ということですが、書類的には、当面の地図、構図、それをもちまして話を行っております。

以上です。

○議長（明智忠直） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、環境課のほうのごみの焼却場の関係でございます。

1点目が、収集実績の比較、去年と今年の4月から8月までの5か月間の状況をお知らせします。これについては、委託業者のみというお話でしたので、委託業者のみをお話します。

可燃ごみにつきましては、19年度が5か月が4,100トン、20年度が3,845トン、156トンの減となっています。不燃ごみについてです。不燃ごみは、19年度が408トン、20年度が405トン、3トンの減です。次に、資源ごみです。資源ごみの関係は、クリーンセンター収集実績で申しますと、19年度が1,028トン、20年度が946トン、82トンの減です。

なお、資源ごみの関係については、本年度から地域団体による集団回収を始めておりますので、それを含めると、集団回収は4月から8月が17トンありましたので、資源ごみ関係については65トンの減となっています。

3種類の合計をしますと、19年度が5か月で5,437トン、20年度は5,213トンで、224トン

の減となっています。議員は資源ごみの関係を特に言われておりますけれども、全体的にやはり減となっております。

この大きな、環境課としての分析関係ですけれども、具体的にはよく分かっておりません。ただ、環境課としては、今年、各地域の区長等を全員といいますか、各地域に集めてごみの分別収集等のお願いをしております。それとあと、うちのほうの不法投棄監視員などの委員もやはり各地区別に集めまして、ごみの分別等、また不法投棄等のお願いをしております。そういうのが一つに減となっているんじゃないか。

併せて市の大きなごみの減量化としまして、レジ袋の削減、この関係は、職員、それから各学校の児童・生徒、保育所、あと保護者等にレジ袋の削減としてマイバッグ運動をお願いしたいという形でやっております。そういうのが、一部といいますか、だんだん浸透してきているんじゃないかというふうに思っております。

次に、2番目の民営化関係でございます。

クリーンセンター業務の関係では、現在、ごみ焼却施設、それから粗大ごみ処理施設、資源ごみ選別処理施設、最終処分場施設及びごみ計量等の各業務を行っております。市の職員としては13名、臨時職員が17名、資源ごみ業務委託、これが6人おりますので、クリーンセンターの職員としては36人体制で、市内の一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全を図っているところでございます。ご存じのように、現在のごみ焼却施設の施設規模は2炉で、1炉が1日当たりで47.5トンで、16時間体制の1日2班体制で焼却業務を行っています。

また、クリーンセンターでの事務事業見直しとして市の行政改革アクションプランでは、民間委託の推進を図ることとなっておりますので、これを受けて、クリーンセンターの職員及び臨時職員の配置状況により可能なところから順次民間委託等を進めているところです。現在の民間への業務委託状況ですけれども、ごみ収集運搬業務委託、それから資源ごみ選別処理施設業務の一部、ごみ袋の販売店への配送業務を行っております。

一般廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて市町村の総合的な責任が定められ、他業者に委託して行わせる場合でも、その行為の責任は市が有するという規定になっております。民間委託をする場合には、同法に規定する委託基準の遵守と一般廃棄物処理基準に従った処理を行うこととなっております。このことから、委託業者の実績や総合性、優良性の有無やコスト面などの判断、ごみ処理業務全般のあり方を含めて検討課題としております。

それから、24時間体制のお話がありました。今16時間で、24時間体制を行った場合にコス

ト的にだいが変わるんじゃないかというご質問がありました。この関係、一部減る部分もありますし、反対に24時間になりますと増える部分があるということです。焼却炉の耐火れんがなんかの場合は、16時間で消しちゃいますので、1回冷やしてまたやるということで、当然、焼却的には高くなりますけれども、24時間体制にしますと、クレーンとかコンプレッサーとか油圧関係等の修繕が反対にかかる。

それからもう一点、今、16時間体制で県・国の許可を受けているわけですが、これを24時間体制にすると、新たな申請をしてやらなければならないという形になります。それをやる場合には、環境アセス等の関係も含まれますので、今現在、ごみの処理量は今の処理の中で足りるわけですから、1炉だけでやってはちょっと足りない、だいたい68トンぐらい、現在、平均すると燃やしていますので、1炉で47.5トンしかありませんので、当然ながら2炉を使っていかなければならないという形になりますので、今のままですと24時間体制は反対に高くつくんじゃないかというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 道路政策につきましてお答え申し上げます。

初めに、生活道路の市道編入に関するご質問にお答えいたします。

本件につきましては、鎌数宮本区内の、これは私道なんですけれども、私道に絞って、その道の現況も含めてお答えしたいと思います。

まず、その場所につきまして、スポーツの森公園北方の根堀川北側、南北に走る私道の総延長は約370メートル、幅ですけれども、幅員は1.8メートルから4メートルの道路であると。それから、利用は、先ほど議員おっしゃられましたけれども、10世帯以上、11世帯が利用していると把握しております。その方々が通行や排水に困っているということは、もちろん認識しております。宮本区の懸案事項でもあり、建設課としても相談に応じてまいりました。

ただ、道路は13筆の土地を通っておるわけです。共有名義が5筆ございます。それから、単独名義が8筆ございます。ただ、この単独名義でありまして道路用地に分筆されていない土地が4筆あるわけでありまして、ここに問題があるわけです。

滑川議員は、この私道を市道に編入しまして、市の負担で排水や舗装等の整備を行うべきだというご意見でございますけれども、地元の皆さんには、関係者みんなで話し合って、土地の境界、それから分筆、所有権等の権利関係をきちんとした上でその工事の相談をしてほしいと、こう申し上げております。言い換えれば、最低でも道路の用地の確保は自分たちで

行ってくださいと、こう申し上げておるわけでございます。

それから、2点目、通学路についてでございます。本件につきましては、子ども議会の質疑応答をということでございますが、申し上げたいと思います。

子ども議会の質問は、干潟小の6年生の子ども議員からの質問でありました。来年から自転車通学をするんだと。だから市役所通りを自転車道または広い歩道を作ってくださいと、こういう質問でございました。私のほうからは、自転車道や広い歩道につきましては、用地を買ったり、家が建っていればその物件を補償したり、整備はすぐというわけにはなかなか難しいものがありますよと。でも、整備は難しいけれども、ふだんの維持管理に努めますので分かってくださいと、こんな回答をいたしました。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 5番目の車検の行政対応の関係でございます。

車検の割り振りにつきまして、結果的に協会長が押し付けた形になるのではないかとということでございますけれども、車検の割り振りにつきまして、確かに協会長に打診をいたしました。割り振りができればということをお願いしたんですけれども、その押し付けという形では毛頭考えておりませんで、結果としてそのようにとられたということであれば、私どもの対応がまずかったということで反省をいたしますとともに、協会長におわびを申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） では、1番の農業のことについて。

お隣の香取市は、市内の施設園芸農家の負担軽減を図るために燃料代の一部助成を9月議会に提出しました。燃油高騰緊急対策補助金で、重油1リットル当たり1円交付するそうです。

また、宮城県石巻市では、ハウス園芸農家が使用する燃料について、9月から来年3月まで1キロリットルにつき1,000円を補助する方針を7月25日に発表しています。石巻市に船籍を置く漁船にも同じような施策をするそうです。

7月のA重油の全国平均価格は、5年前に比べて約3倍です。千葉県一の農業生産額は、個々の農業者の努力の結晶です。たまものです。3割から3倍まで急騰した生産資材が、すべての農業者を直撃しています。市としては、こういう考えというのは全然想定していない

のでしょうか。

- 議長（明智忠直） 滑川公英議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから言いましたように、隣の香取市におきましては、この9月議会につきまして、重油等につきましての支援をするということで聞いております。香取市の場合、聞き取りによりますと、想定していますA重油の取り扱い、これが125万1,000キロリットルということで聞いております。そこにリッター当たり1円ということで約125万円、これを支援するということで聞いております。

本市を考えました場合に、実は使用量が全然違うということで、先般、JAだけの扱い量、昨年の場合ですけれども、ここを見ましたところが860万7,000キロリットルということで、JAだけでも約8倍、それにあとJA以外、市の業者も重油等を扱っておるところで、そんな形で、香取市から比べますと場合によっては10倍近く使用量が違う。そんなことで、使っている面積の大きさ、使用量も違うというようなことで、ここの分については、ちょっとこの支援についてはどうかと。その部分、我が市につきましては、国・県にお願いしまして、なるべく省エネ型の暖房機、こういうものにつきまして、買い替える場合の農家への支援、こういうことにつきまして積極的にお願いしていく、そういう形で考えております。

以上です。

- 議長（明智忠直） 滑川公英議員。
- 8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、国は、自給率の向上を声高に毎年毎年叫んでおります。また、生産性の向上をうたっていますが、減反目標43%では、機械の稼働率も57%で生産性の向上には相反することをうたっています。一度荒れた土地はすぐには戦力にはなりません。1,000万円のコンバインも570万円分しか働かないのでは、全然農家の懐がよくなる話にはなりません。農家に自由に作らせた上で、政府は、ODAとか食料援助とか国がちゃんと責任をとらないで、農家だけをなぜ犠牲にしているのでしょうか。普通の職業の人に57%の給料だけであなたは勝手に稼げと言っているのが今の政府です。千葉県一の農業生産市です。国に声高に訴えるべきではないのでしょうか。

- 議長（明智忠直） 滑川公英議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） 今の自給率の関係につきましてお答えをさせていただきます。

議員おっしゃいましたように、まさしくこの減反という政策がどうもということであるという問題視されております。ただ、お米の価格を安定させるという部分については、やはり農業者から、特に他県でありますけれども、他県の農業者から、生産調整のルールは守ろうよという、そういう部分も出ておるということは聞き及んでおるところであります。

我が市につきましては、ご承知のように、なかなか転作がしにくい水田が多いというようなことで、これにつきましては、市長を通じまして、実はその状況を国に対しては話しておるところでございます。

そうした中で、議員からありましたように、現状の機械あるいは水田をフルに活用できるというようなことで、今までの飼料用稲と同じように、本年、旭市につきましては飼料用米というようなことで、水田の機能をフルに使って多く米をつくらうよと。その作ったお米を家畜に食べていただく、これが一つ、えさ高にも貢献できるのかな、そんな面。あるいはコンバインもフルに活動できる、あるいはライスセンターのいろんな施設もそのまま使用できる。そんなことで、一つ、この自給率向上対策としまして、えさ米推進等を本年から行っておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 今のえさ米のことは、旭市としてはすごく重要なことで、よろしいことだと思います。ただ、一つ、今、新聞紙上、マスコミをにぎわしております三笠フーズの話、それと同じようなことがもしその業者によってやられることになる、一番ばかを見るのは生産者ですから、その辺のことを詳しく検証しながら、えさ米の生産をしていただきたいと思います。これは要望ですから、よろしくお願いいたします。

では、中央病院について市道管理者に伺いたいと思います。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員、工業、商業はいいですか。

○8番（滑川公英） いいです。

市道管理者に伺いたいと思います。

新聞報道によると、2006年10月、建設委員会で付け替えの依頼があったとありますが、2006年のいつ、どこで、その建設委員会の構成メンバーとはどのような方で、どのような図面で依頼をしたのか。

また、県に行ったそうですが、やはりいつ、どこで、どのような書類で相談されましたのでしょうか。

また、再整備計画が2007年5月に全員協議会に初めて掲示されましたが、なぜにこのよう

に前にある程度の話ができているのに3月議会で情報開示できなかったのでしょうか。議会軽視ではないのでしょうか、説明を求めます。

また、再整備計画については、吉田病院長は2007年2月に銀座通りのシアターゆうで既に一般市民に講演しておりますから。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 市道管理者というより、私は市道を管理している立場としてお答え申し上げたいと思います。

最初、付け替えについて依頼があったという質問でございます。いつあったか。これは、先日もお答え申し上げましたけれども、もう少し詳しく経緯を述べたいと思います。

まず、平成18年10月5日に第5回中央病院の新館の建設委員会で、道路の件が付け替えについて話題になったわけです。話題になったということは、私はここには出席しておりません。ただ、委員から聞きまして、市の建設課として道路改良の必要性について病院と協議を始めたスタートのその日として私たちは意識しております。市としては、建設課としては、その道路の整備の覚悟を決めた日として押さえております。

それから、19年、翌年の10月15日に広報あさひに再整備計画の配置図等の掲載がされました。ここも重要なポイントなんです。このときにもう既に道路は、コの字に曲がっている配置図が掲載されて全戸配布されたわけであります。

それから、同じ年の11月28日、今度は私も出席いたしまして、建設委員会で旭市の道路整備計画を説明させていただきました。これはあくまでも我々の整備計画を説明させていただきました。

それから、20年の今年の2月12日です。先ほど再整備室長から話があったんですかね、2月12日でありました。これは私は、県のほうに出張しまして、市の道路はこんなふうになるんですよということを説明したわけであります。先ほど滑川議員から質問があった、県に行った、いつ、どこでというのは、いつというのは2月12日、どこで、県の都市計画課です。どのような書類、これは単純でありまして、コの字になった道路、話題はその1本だけです。私からすればその1本です。単純です。

それから、もう少し経過を説明しましょうか。

今年の3月31日、市として道路の最終整備方針を決定いたしました。4月1日に、その認定道路の区域変更という、スタート、ゴールは同じですけれども、区域変更の手続きという

のがあるんですけれども、これは告示をしなくちゃいけないんですけれども、4月1日付で当該認定道路の区域変更告示をいたしました。

それから、3点目の、それこそ滑川議員の質問じゃないですけれども、3月に何で説明をよくできなかったんだということなんですけれども、これはいろいろ話がありましたために、開発行為等の話がありまして、私も実はふらふらしていました。最終的に6月議会の建設経済常任委員会で、9月にこの道路について補正したいんですよという説明は申し上げました。形も、こういう形になりますよということは説明したつもりでございます。それが建設経済常任委員会でございました。

以上、質問3点お答え申し上げます。

- 議長（明智忠直） 滑川公英議員。
- 8番（滑川公英） 大変詳しくどうもありがとうございました。

再々質問ですか。

昨年8月の再整備事業の基本設計概要では、7ページに建設計画の2、既存1、2、3号館に囲まれた現駐車場部分に新本館を建設する。東側市道を迂回させ、新本館建設に必要な敷地を確保するとなっています。本年3月議会でも予算措置をとっています。この2事例だけでとって、病院の開発行為により市道を迂回させる表明だと思いますが、都市計画法の許可が必要な開発行為に当たらないのか、再度説明を求めたいと思います。

国土庁土地局土地利用調整課長通達、昭和50年1月24日になっていますけれども、国土利用計画法及び同法附属法令の運用についてということで解釈及び運用面を見ますと、一体の区域を構成し、または一体的に利用することが可能な地域とは、事業者が一連の計画のもとで開発事業を行おうとする場合におけるその区域全体にいうものであり、物理的な一体性、機能的な関連性、事業者の同一性、施工時期の近接性等を勘案して総合的に判断すべきであると通達されております。今で言う国土交通省の課長通達ですが、これに対して担当者はどのように考えておるのでしょうか。

- 議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に答弁を求めます。

建設課長。

- 建設課長（米本壽一） 担当者って、私でよろしゅうございましょうか。

先週の月曜日だったですか、千葉日報のイノウエ記者が書いた記事で私のコメントが一番最後に載っている。高橋議員の議案質疑のときもお答え申し上げました。ここのポイントは、開発行為、それは認識していた、私から言える立場でないと、そういった記事が載ったんで

す。これは、県に相談に行きました。県に相談に行って、それは開発行為に当たりませんよと言われますので、私のほうからおかしいんじゃないですかと、これは絶対言えるものではありませんので、これは県がいいと言っているものですから、私は単純に、ああ、そうすかというふうに帰ってきたわけでございます。私のほうから言えるのはこれだけなんですけれども。

以上です。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 病院の最後ですね。

前病院長当時とうわさされていた120億円ぐらいの再整備事業であれば、当然、市道を迂回させる必要もなく、開発許可はいらなかったのではないかと思います。昨年11月30日、都市計画法が改正され、今まで開発許可を不要とされていた社会福祉施設、医療施設及び学校建設の関係行為についても許可が必要でとなっております。

優秀な吉田病院長は、議会外では再三にわたり、病院経営は病院主導でより自由に行える環境を作ることが肝要だと表しております。早期に経営形態や医療連携を進め、その上で再整備事業を進められたらいかがでしょうか。

市長と病院長にお伺いいたします。

昨年6月議会ではお二人とも市立病院でとの回答がありましたが、再整備計画は仕様変更で183億円で大丈夫との6月答弁が、たった1か月半で22億円増額いたしましたので、1年以上もすれば環境の変化で異なった答弁がいただけるのではないかと思います。期待して再度お伺いいたします。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 滑川議員の今質問の中にありましたように、大変な資材の高騰ということで、本当に20億円からのその補正を組まなければならない、中央病院にとっても非常に大変な時代でありますけれども、今、中央病院が再整備の必要にかられてやろうとしておる、そういった状況というものを細かく分析させていただければ、今この時期できちっと整備をすべきだろうという答えに私自身もなっておるわけありますから、中央病院に精いっぱい努力をしていただくということをまずお願いさせていただきながら、精いっぱい、この地域にあって、もう何があっても中央病院がきちとした形で今のような状況というものを維持していただかなければ、この地域全体が医療過疎になってしまうという大変な問題を抱

えておるわけでありますから、そういったものも考慮しながらしっかりと応援をしていきたい、そのように思っています。

○議長（明智忠直） 吉田病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 大変時代の厳しい環境になっておりますが、ぜひ皆様のご理解をいただいて、予定どおり粛々と再整備計画を進めていきたいと、このように思っております。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、Bとして、設計監査料として約7億円を支払うわけですから、当然、数量計算はしであると思います。病院の排水処理や網戸地区のどこの水路に依存し、最終的に何という河川に流れていくのか、または南側に放流するのか。全く流さず、先ほども説明がありましたが、貯水池ないしは地下浸透方式で対応するのでしょうか。また、開発許可が必要な場合でも、今の設計上でクリアできるのか伺いたいと思います。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 私どものほうからは、どのくらいの量を考えているのかということにつきまして申し上げます。

その後にありました、網戸のどこに行くかと、どういうふうに行くかというのは、ちょっと私のほうでは答えられません。

それで、こちらのほうの今回の計画でありますけれども、新本館近辺、これにつきまして、県の開発許可の基準を考えております。そこでいきますと、面積1ヘクタール当たり1,600立方メートルの貯留が必要ということになっております。これを準用いたしまして、新本館とその周辺の雨水につきましては、部長からも説明がありましたけれども、免震装置の基礎張りで構成される基本ピット内に4,500立方メートル、こちらのほうの貯留を考えております。こちらのほうですけれども、面積から割り出しますと2,798立方メートルでよろしいんですが、そのところを4,500立米と考えております。

それから、南側の駐車場、こちらのほうは、将来解体しました後に南側に駐車場を設ける予定でございますけれども、こちらのほうの方法ですけれども、駐車場の周辺に小さな立ち上がりを設けまして、この部分にだいたい平均15センチくらいの深さの雨水の貯留を考えております。こちらのほう、なお、これでも不足する場合につきましては、緑地帯というのを

設けるような予定であります。いやしの空間というような場所を設けるようなことになっておりますけれども、その地下部分を利用しましてプラスチック系のボックス型の雨水貯留槽を埋設するような予定でございます。

そこら辺の貯留可能量でありますけれども、3,442立方メートルであります。必要な貯留量というのが、その開発行為での基準というんですか、そこら辺からいきますと2,513立方メートルというようなことでありますので、十分足りるというようなことであります。

さらに、北側の将来駐車場というようなことで、病院のほうへ入ってきまして1号館前の駐車場の地区でありますけれども、こちらのほうは1,025立方メートルを考えております。こちらのほうなんですけれども、実際、この部分は新本館と隣接いたしますので、新本館の雨水貯留量を考慮すれば十分可能だろうというような考えであります。

今、病院全体はどうなのかというようなこともあろうかと思えます。確かにこの病院の中央部分はこれで足りるんでありますが、そのほかの西の端っこのほう、それから東の端っこのほうというのは一部残りますけれども、それにつきましても順次計画を立てて改善していきたいと考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 3番目、過去にも近隣にも前例のない特大プロジェクトで行うに当たり、総床面積が約5万5,000、建築面積が約9,500、新本館建設用地は1万5,600、新設駐車場が6,700、新市計画法施行令の3,000平米をはるかに超えるわけですから開発許可を受けるべきだと思いますが、仮に許可が不要であっても、当然、開発行為を指導監督する立場であり、裏で画策せず民間にも規範を示すことこそが行政の務めだと思います。行政のコンプライアンスを伺いたいと思います。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） これは病院が答えるのはどうも筋が違うように思います。病院は許可を受ける立場でありますので、そこはしかるべきところで判断をしていただくことにして、当然、コンプライアンスはもう言うまでもなく重要なことであります。ですから、必要な法手続きは十分にとる考えはありますけれども、今回に関しては県のほうも必要ないというご判断でありますので、私のほうは開発手続きをとるつもりは全くございません。

以上です。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、3番目のごみの焼却場について。

委託業者の駐車場に資源ごみが集積されているのを行政はご存じだと思いますが、違法性はないのでしょうか。また、7月17日に環境課は一般の方々に警告書を出しているように聞いておりますので、その辺も含めて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） お答えいたします。

委託業者関係そのものは、まさしく一般の住民からクリーンセンターのほうに市のステーションから持ってきたんじゃないかという話がありまして、うちのほう、1か月近くその場所を見回りました。見回った中では、市の袋はありませんでした。通常、許可業者も併せて持っていますので、小売店というか店から回収します。そういうものはたくさんありましたけれども、市のステーションから持ち出されたようなものはありませんでしたので、うちのほうとしては、1か月ぐらやって、特に指導等はしておりません。

指導等というのは、ほかにごみが散乱していたとかそういう苦情が、今年は許可業者というんですか、委託業者が4月に伴って2社、新しい業者に代わりましたので、苦情が大変多かったです。4月がうちのほうで受けているのが32件で、5月が9件、6月が13件、7月以降は8件、4件という形で通常ベースのあれになったんですけれども、4月は特に多かったという形で、それを踏まえて適正に時間内に処理をしていくようにという形で、各委託業者4社の責任者、社長等に、うちのほうといいますかクリーンセンターに来ていただいて、徹底を図ったところです。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 委託業者はストレートにクリーンセンターに持ち込まなくちゃ駄目なんでしょうけれども、一般の業者というのは貯留していてよろしいんでしょうか。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（平野修司） 長期の貯留はまずいですけれども、一時的な貯留は認めております。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

- 8 番（滑川公英） どうもありがとうございます。

では、4 番目の道路政策についてなんですが、生活道路は、市民の日常生活を支える最も身近な道路であり、また、地域コミュニティに不可欠な重要な道路です。基本構想には、生活道路については、改良や舗装、交通安全施設等の整備を進め、車両の円滑な通行と歩行者の安全確保に努めますと掲載されています。他市町村でも、生活道路や狭隘道路については日常生活や災害緊急に支障のない幅員と、安全確保のためにそれぞれの体制上はあるものの、少しずつでも拡幅改良工事や新設工事を実施し、併せて舗装や側溝の整備をしているようです。この地域は、20年以上も前からの地域の要望であり、たまたま鎌数出身の市長と建設課長がいるからとして、現場を見てもらえれば、ほかから不平を言われるようなことはないと思いますが、行政の見解を伺いたいと思います。

- 議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

- 建設課長（米本壽一） ただいま、その生活道、狭隘道の整備に努める、これはもちろん整備に努めるべきだと思っています。ただ、今回のこの道路につきましては私道であるということですので、整備をするときには私道の整備助成事業を使って整備いただきたいと。議員おっしゃるのはよく分かるんです、生活道、狭隘道。でも、全部一緒ではないわけですから、その公道と私道と切り離して考えていただけたらなと思うわけでございます。

- 議長（明智忠直） 滑川公英議員。

- 8 番（滑川公英） では、写真なんですけれども、ちょっと見ていただきたいんですよ。これは、3.8メートルで、パイプの長さが真ん中は1メートルです。これは昭和56年以前に市道になっておりましたが、この道路を100メートル以内で作ったんですけれども、27年以上かかりました。これはもう市道になっているわけですよ。これが一つ。

これは中和かな、幅は3.8メートルくらいです。だいたい利用者は2戸です。それでもこういうふうに生活道路はちゃんと舗装していただいています。

これは旧旭地区で袋です。舗装幅は2メートル、側溝を入れても2メートル40あるかなしかです。でも、このようにすばらしく舗装されております。

これは、わきにいる方の近くだと思いますが、おとしですか、側溝を入れてもこれは1.9メートルしかありません。でも、やはり側溝が必要なものでこういうようにやったと思うので、これも長い間かかっていると思うので、このような方向にしていけば、やはり狭隘道路であろうと生活道路であろうと、あれば少しずつでも努力してやっていただきたいと思います。

うんです。その先がこうなっております。ここができるのであれば、ほとんどの生活道路は整備できると思います。

これは江ヶ崎地区です。やはり1メートルの幅ですから、3メートルありませんね。これは共和地区と同じように排水ありません、水道ありません。これで何十年も暮らしています。

これも別の所です。これも別の所ですけども、同じような状態です。

ですから、市内を探すとこういう所がいっぱいあるので、私は一例として宮本地区を挙げましたけれども、ぜひ行政として速やかにやっていただきたいと、これは格差じゃないかということなんです。答弁をお願いいたします。

○議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 今、江ヶ崎、中和、袋、川向、いろいろな所の紹介をいただいた。それらの舗装等につきましては、狹隘道路取扱要綱に基づきまして市がやったというものであります。ただ、宮本につきましては、何度もこれは言わせてもらいますと、公が管理する道と私が管理すべき道とというふうに分けているだけなんです。だから私道につきましては、特に宮本については、少なくとも土地だけは確保してくださいと、それから先はまた相談しましょうと言っているわけですので、そのところだけはぜひ理解をお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 滑川議員。

○8番（滑川公英） 1番目の質問のときに言ったんですけども、なぜ旭市狹隘道路取扱要綱があると課長に申し上げたか分かるでしょう、ここで。境界が明確とか、その先にもあるでしょうよ。この要領に定めるもののほかに必要な事項は市長が別に定めてもいいわけですよ。まして、課長、市長は私の地元ですから、例えばこの条件で言えば、予算の範囲内、これは分かりますよね。これ、道路用地が市の所有でないけれども、やってくれるなら提供はしますともう市民の方々は言っているわけですよ、現実には。一番手前の所だけが、無理だけれども、これは我々で解決すると言っているんです。私の言っていることを今全然聞いていないと同じじゃないですか。ぜひよろしくをお願いいたします。

○議長（明智忠直） 答弁はどうですか。

○8番（滑川公英） 結構です。

申し訳ありませんね。

市役所西側のブロック塀の移動、とても無理な話なんじゃないかな。共和地区の通学路の

冠水対策は、大雨が降ると道路が半分冠水していたんですよ、通学路で。やっと実行していただきましたが、今度、この市役所の西側のブロック塀というのは、もし差し支えなかったら中に1メートルでも入ることはできるんじゃないですか。本当は横断道路というのはやはり待避所がなくちゃしょうがないのに、あそこに横断道路がありながら北側には待避所がないというのは行政の怠慢だと思うんですよ。それは総務課の交通安全係に聞いてもらっても分かると思うんです。我々が道路に横断歩道を作ってくれと言うと、四隅を隅切りして待避所を作れと必ず指導されます。ということであれば、片側だけは待避所があると思いますが、北側の待避所がないというのであれば、これはやはり早急に北側の市役所のブロック塀のあの辺を少し削ってでも待避所ないしは安全施策のために行政として対応していただけるのが、やはり21世紀を担う子どもたちのために素晴らしいことではないでしょうか。その辺のことについては建設課としてはどのように思っているのでしょうか。

○議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） この市役所南西側角の信号機のついている所のご質問かと思います。

ここにつきましては、過去において道路の拡幅やら歩道整備やら道路排水整備、交通安全施設の整備を実施してまいったわけでございます。その南西側の交差点につきましても、約20年ぐらい前なんですけれども、信号機設置をするときにあそこは改良しているんです。今、議員おっしゃられます西側のブロック、何とかならないのかという話ですけれども、これは、市役所のほうはそのときにやはり拡幅したんです。信号機設置のときに拡幅したんです。でも、その反対側の方は民地ですので、これは理解を得た上でということになるんでしょうけれども、今のところはその交差点は整備する計画はないと。

でも、最後に、子どもたちのために何とかしてやれという話でございます。そういった質問がありました。この二中は今改築中でございます。この先、取りあえず学校に近い所、延長約150メートル部分になるんですけれども、その部分は拡幅したり道路排水整備をしたりと、まずそちら側から今計画しておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） 子ども議会で言われたことは、そのこの信号の北東側のことを言っているんじゃないでしょうか。そういう考えであれば、ぜひ要望されている所から先にやるべきではないでしょうか。あそこで信号待ちしていて、すれ違い事故とか接触事故とかがたくさんあるというような話を聞いておるので、ぜひ行政としては、建設課だけではなくて学校の側

からもそのようなことを言っていただきまして、何とか、やはり安全・安心のための交差点ということで、その南側の150メートルより先に、あまり金のかからない所であれば、市役所のブロックのセットバックであればそんなに金はかからなくてできると思うので、早急に対策を練っていただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 子ども議会の話は、先ほど申し上げましたとおり、干潟小学校の自転車通学の絡みですので、干潟駅からこの二中までの総延長約4キロあるんですけれども、その要望でありました。この交差点の要望ではありません。

要望のある所から先にやったらということで、もちろんその要望のある所は重要視します。でも、市だってやっぱり整備計画があるわけです。それと二中につきましては、雨になれば大勢の保護者の方々が送り迎えしてしまっていて、そういった話も出ていますので、教育委員会と相談しながら、その一番学校に近い所からまず始めましょうよねということになっておるわけです。

以上です。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員。

○8番（滑川公英） どうも答弁ありがとうございます。

先ほどの狹隘道路と同じようなことで、どこが、いつが、順番だから、現実には分からないでどんどん進んでいるというのはおかしいと思う。本当に順番であれば順番どおりにやっていただきたいし、順番ができなかったら、飛び越してできるのなら飛び越してやっていただきたい。それが結論だと思うんです。ここの所だけ順番では困るんですよ。狹隘道路についても、20年も30年もほっておかれたら困るんですよ。そういうことです。よろしく。

次の5番です。車検整備ですけれども、6月答弁だと一部調整をしているそうですが、前年度と対比した資料を提示していただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 滑川議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 一部始めております。前年度と対比して、まず、ご承知のとおり、まだ半年しかたっていないので1年の比較はできないというところでございます。これは1年間やって進めば、そういった資料を作って提出したいと思います。

以上です。

○議長（明智忠直） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中でありますが、11時30分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 20 分

再開 午前 11 時 30 分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日 下 昭 治

○議長（明智忠直） 引き続き一般質問を行います。

続いて、日下昭治議員、ご登壇願います。

（ 13 番 日下昭治 登壇 ）

○ 13 番（日下昭治） 議席番号13番、日下昭治です。平成20年第3回定例会において一般質問を行います。質問は、3項目10要旨にわたって行いますので、市長をはじめ執行皆さんの簡潔明快な答弁を求めます。

では、通告に沿って質問を行います。

初めに、海上キャンプ場についてであります。この施設は、昭和44年、千葉県条例49号制定に伴い、野外活動を通じて青少年の健全な育成を図ることを目的に計画され、昭和48年7月よりキャンプ場施設が供用開始され、平成元年6月より体育館の供用が開始されています。また、体育館を除くキャンプ場施設部分については、平成6年3月に前面改修されて今日に至っているわけですが、これらの施設を県より旭市へ無償譲渡されることになったと市長より6月議会最終日に報告がありました。また、今定例会、市長の政務報告の中で、県より7月16日付で正式に譲渡の提案があり、受け入れることとしたと報告がありました。

このことについては、市として、すばらしいあれだけの施設を無償で譲渡されるわけですので喜ぶべきですが、これら施設の管理運営に当たっては、平成16年までは旧海上町が、17年は合併により旭市になったが、県より管理委託費をもらい運営されてきました。18年以降は、指定管理者制度の制定に伴い、株式会社塚原緑地研究所が管理されています。

今回譲渡されることになった経緯については、指定管理者の3か年の契約が21年3月末をもって切れることも関係すると思いますが、県では既に15年ごろより、海上キャンプ場ほか、

鴨川市、一宮町にある２施設も含め、管理運営方針について検討され、旧海上町へも再三にわたって無償譲渡の打診があったと聞いています。年間管理費約１,０００万円かかると聞いています。また、体育館も２０年経過し、損傷箇所も数多く見られると思われるが、譲渡されるに至った経緯についてと、利用者数、できれば市内、市外別に現況の報告を求めます。

２点目として、正式には２１年度になると思うが、その後の管理運営方針について。

３点目、年間管理に係る経費は、先ほど申し上げましたが、約１,０００万円、今後はさらに改修等の箇所が出たりして管理費が増すことが考えられます。譲渡後、県補助金は当然あると思うが、受諾の予定について。

次の質問事項であります。旭中央病院再整備計画について伺います。

中央病院再整備計画については、昨年より議会への提示があり、説明をされてきましたが、理解しがたいところも多く残っていると思います。恐らくここにいられる多くの皆さんも私同様の考えではないでしょうか。

今回、私は、船の事故に例えてみます。１９１２年４月１５日、絶対に沈まない船だと言われていた巨大豪華客船タイタニック号が、イギリスからアメリカのニューヨークに向かう途中、氷山に衝突、沈没しました。氷山の存在が２度も警告されていたにもかかわらず、船会社、設計関係者や船長などは深刻に受け止めず、夜の海を高速航行し減速もしなかった。前方に氷山を発見し、急いで減速、かじを切ったが、間に合わず船は衝突した。しかも、この時代には鉄の延性など詳しい事情は広まっておらず、金属の船体は低温でもろくなり、二つに割れて沈没。救命ボートも不足していたことや救助の知らせも遅れたため、多くの乗客、乗員に犠牲者を出す大惨事となった。力を過信し過ぎ警告に耳を傾けないと、大失敗を起こす。いろいろな事態を想定した安全対策を立て、事故が起きても被害を最小限度におさめることが大切であり、準備が十分でないと最悪の事態を招きかねない教訓として映画化されたことは、あまりにも有名な大事故です。

私は昨年、中央病院の巨大建設計画を示された瞬間、なぜか巨大豪華客船タイタニック号のことが脳裏に浮かび、直後の議会から一般質問や質疑を行ってきましたが、いまだに理解できない部分を多く残しています。

再整備計画の事業費、規模を見ますと、将来の旭市の存亡にもかかわる一大事業と理解しておりますが、私個人としても、市民の誰かに聞かれたときに誤った報告をするわけにいきませんので、分かりやすく表現できるよう回答いただきたい。

そこで、１点目、事業費３１７億円の根拠をお示しいただきたい。

2 点目として、基本計画、基本設計の提示方法についてですが、市長をはじめ市側では、中央病院は50年以上も赤字を出すことなく、再整備事業も綿密に計画されているので、任せていいだろうと言われてきた。一方、病院側も、事業の収支計画の検討をコンサル等に依頼したし、事業計画に問題ないと言われてきた。また、私たち議会としても、あまり理解されないまま進んできてしまったのではと感じてしまうが、市長、病院事業管理者としての所見を伺うものです。

3 点目、しっかりした計画が出たら、国・県へ医療圏人口100万人の拠点病院としての位置づけに見合うような補助金をお願いすると言われてきたが、補助金の決定額についてご報告いただきたい。

4 点目に、公共事業は、災害や事故と特別のことが起きない限り、予算の範囲内で執行することが原則であるとおったが、この事業に関する補正及び今後の予定について伺います。

大きな3項目め、税については、決算議案と重複するかと思うがお願いしたい。

19年度より税制改正により所得税から個人住民税への税源移譲がされることと定率減税が廃止されたことに伴い、市民税所得割の増収が見込まれることから、対前年比11億3,000万円強、18.6%増で当初予算が組まれました。担当課としては、徴収率を上げるため鋭意努力されていることに対し、頭の下がる思いです。また、税は、市が行政の運営、そしてスムーズな執行をしていくために市民に課せられた、必要不可欠、公平な義務だろうと思いますし、徴収率の影響は大きいと思います。それと、19年度期中において県と共同で滞納整理推進機構の立ち上げがありました。過去、差し押さえ物件があっても処理できずに塩漬け状態になっているものもあると聞いています。滞納者、滞納額が増えることは、市のすべてに影響することとなります。

そこで1点目、19年度徴収状況の報告を求めるものです。なお、過去に比較して上昇してしまったのか、あるいは下降したのか、理由も含めてお願いしたい。

2 点目、県と共同で立ち上げた滞納整理推進機構の成果の報告をお願いしたい。

3 点目、今後の滞納対策をどのように進めようとしているかを伺います。

以上で第1回目の質問は終わりますが、再質問は自席で行いますので、よろしくお願いします。

○議長（明智忠直） 日下昭治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

(市長 伊藤忠良 登壇)

- 市長(伊藤忠良) それでは、私のほうから１点だけ、中央病院の再整備という問題での所見ということでございますので、私の思いを申し上げたいと思います。

先ほど滑川議員の質問の際にもお答えをさせていただきましたけれども、私は、本当に今この時期で二十数億円という補正を組まなければならないということは、当事者にとっては大変な思いだろう、そのように受け止めておりますし、私どもにとっても、これはもう本当に十分慎重を期していただきたい、そのお願いはさせていただいておりますけれども、そういった形の中にあっても、中央病院の持つ基幹病院、拠点病院としてのその重要性、そういった面から踏まえましても、それこそ古い病棟の耐震補強をしっかりとするという意味からも、まず整備をしなければならない時期だろう。

それから同時に、これまでの中央病院のあり方を見ても、すべて前取りの形で物事を実行してきている。そのことが中央病院の現在の位置というものを作り上げてきておるわけでありますから、そういった意味でも、大勢の先生方がそこに集まる、そして医療技術の面でも最先端をいく病院として整備をしていくには今整備が大事だろう、そのように考えております。

ただ、先ほども申し上げましたように、１割近い補正というのは大変な問題でありますから、この辺も十分配慮をしながら、しっかりしたシミュレーションを立てながらこれからの病院経営に励んでももらいたい。そして、今この時期、重要な時期でありますだけに、そういった整備もきちんと備えていただきたい。そういった意味では、私は全力で中央病院の再整備を応援していきたい、そのように考えております。

私からは以上です。

- 議長(明智忠直) 病院事業管理者。
- 病院事業管理者(吉田象二) ただいま市長がご答弁いただきましたように、私も全く同じ考えであります。タイタニック号に例えていただいて大変光栄であります、ある意味では。私どもは決してそのような傲慢な考えを持っているわけではなくて、皆様のご意見を十分取り入れて今までもやってまいりましたし、これからもそういうふうにして、引き続き努力していきたいというふうに思っております。

再整備事業につきましては、確かに非常に大きな事業であります。ご心配のこともたくさんされるのも当然であります、しかし、現在のところは私といたしましても、先ほど答弁を申し上げましたが、皆様のご理解をいただきながら粛々と再整備事業を予定どおり進めて

いきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） それでは、日下議員の質問にお答えいたします。

1点目の海上キャンプ場及び体育館についてでございますが、日下議員ご承知のとおり、当海上キャンプ場は県の施設であります。昭和48年度の設置以来、旧海上町時代から合併年の平成17年度まで県からの委託を受け、旧海上町及び旭市が管理運営を行っておりました。また、平成18年度から県は指定管理者制度を導入しまして、現在、民間ですが、これは先ほど議員は塚原緑地研究所と申しましたが、県森林組合連合会と塚原緑地研究所の共同体でありまして、これが管理を行っているところでございます。

まず、利用状況ですけれども、平成19年度、キャンプ場につきまして、延べ利用者数は6,771人、内訳は、市内2,271人、市外4,500人、市内の割合で言いますと33.5%です。体育館につきましては、延べ利用者数7,076人、内訳、市内4,441人、市外2,635人、市内利用者は62.7%でございます。合計で1万3,847人、市内6,712人で48.5%、約半数でございます。

ちなみに平成20年度、本年度でございますけれども、利用状況ですが、4月から7月までキャンプ場につきましては、延べ利用者数2,729人、内訳は、市内1,040人で38.1%です。体育館については、延べ利用者数1,833人、内訳として、市内930人で約50.7%でございます。

利用者の7月までのその対前年比は、キャンプ場についてはマイナスの10%ほど、体育館については9.3%増となっております。

続いて、管理費でございますけれども、平成19年度の管理費は、お聞きしましたところ、指定管理料1,066万円でございます。うち、ちょっと聞いたんですけれども、管理人の賃金等の人件費相当については、その約60%程度だということです。平成20年度につきましても、先ほど言いました県森林組合連合会と塚原緑地研究所の共同体が管理運営を行っておりまして、指定管理料としては1,066万円でありまして、平成19年度と同額と聞いております。

今後の管理運営方針ということですが、平成18年度から県は指定管理者制度を導入して現在に至っております。しかしながら、県は、県内にある各種施設の統廃合を進める中で、当海上キャンプ場もその対象となっております。また、起債償還が平成20年度で終了し、指定管理の期限も平成20年度で終了することから、県は、キャンプ場の無償譲渡を前提に本市に対し譲渡の提案がありました。

市では当施設について、青少年健全育成施設として活用するほか、市民スポーツ活動や生

涯学習の重要拠点として活用が見込まれるため、県からの移譲提案を受ける方向で進めておるところでございます。また、現在の施設は青少年健全育成施設としての利用形態であります。多くの市民が幅広く活用できるよう進めていきたいと思っております。移譲も、これは平成21年度からの予定であります。今後、設置管理条例等を含めて、よく検討したいと思っております。

それと管理に係る補助金でございますけれども、県から本施設移譲の打診があったときより交渉を進めておりますが、県の財政状況から難しいものとなっております。また、施設の老朽化部分等補修が必要なところにつきましては県によりまして修繕するようになっておりますが、修繕箇所につきましても市からの要望が完全に実施されるよう進めておるところでございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） それでは、私のほうからお答えいたします。

まず、事業費317億円の根拠についてでありますけれども、これまで再整備事業の全体事業計画を約317億円と考えておりました。これは、基本計画時点での新本館建設費でありますとか改修の工事費、それから外構の工事費などを当院の規模や機能を考えてはじき出した概算の金額であります。それで、この中には建設工事管理費なども含まれておりますし、また、この期間内の医療機器の購入費なども含まれておるところでございます。

それから、次でありますけれども、基本計画、基本設計の手順方法が適正であったかということでもありますけれども、先ほど分かりやすく説明してくださいというようなことでありましたけれども、全員協議会に資料をお配りしてありますので、それもちょうと見ていただけたらと思っております。

それでは、3番目ですか、補助金についてというようなことであります。県からの財政支援といたしまして、千葉県公的医療機関整備事業補助金がございます。7月末から県と具体的な協議に入っております。金額については、今年度から23年度までの4年間で23億8,000万円というような見込みが出ております。さらに県におきましては、旭中央病院の果たす役割を考慮いたしまして、さらに増額についても検討していただいているということを伺っております。

それから、4番目でございます。今後の補正の予定とか今後の状況についてはどうだというようなことでありますけれども、平成24年度までの再整備事業のうち、建設資材高騰によ

ります増額の要因としまして考えられるものは、新本館竣工後に予定しております既存棟の改修工事がございます。しかし、使用する資材の量でありますとかを考慮いたしますと、万が一増額になるというようなことがありましても、大した金額にはならないというようなことを考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 税務課長。

○税務課長（野口徳和） まず、ご質問の１点目についてお答えします。徴収状況についてです。

市税全体におきましては、19年度決算で徴収率は81.9%ということで、対前年0.2%増となりました。その中で、個人市民税の19年度の徴収率は87.6%、これは前年の0.1%の減と。また、この中で現年課税徴収率が95.2%ということで、対前年1.5%の減ということでございます。

この低下の理由としましては、税源移譲による税率のフラット化、あるいは所得税の１年遅れの課税で、どうしても増税感を思う方がいらっしゃると。また、年々所得が下がっている中で支払い能力が下がっているというような状況で低下していると考えております。

それで、税源移譲のお話が出ましたのでお答えします。19年度の課税状況によりまして積算しますと、税源移譲分が５億6,000万円の増、それから定率減税廃止による影響額は１億2,000万円の、合わせまして６億6,000万円の増と計算上になりましたが、収入額の増加につきましては、対前年５億9,000万円の増ということでございます。

次に、市税の大層を占めております固定資産税につきましては、19年度の徴収率は74.1%、前年度に対して0.2%の減となっております。

それから、議員お尋ねの滞納繰越の関係です。市税全体の滞納繰越分については対前年3.38%の減と、個人市民税につきましては滞納繰越分は0.23%の増と、固定資産税については滞納繰越分です。対前年マイナス4.08%という状況であります。

次に、滞納整理推進機構の結果についてお答えします。千葉県滞納整理推進機構の本市における業務期間につきましては、平成19年９月から11月までの３か月間実施いたしました。徴収困難なケースとして対象事案としましたのは38件で、滞納税額は7,195万6,000円であります。実績としまして、収入済額は1,069万7,000円で徴収率は14.9%となっております。また、分割納付によります分納誓約は20件、滞納処分では差し押さえ、預貯金等を実施いたしました。

次に、滞納対策についてお答えいたします。もちろん新たな滞納者を増やさないように努力しているわけなんですけれども、その中で納期内納付の推奨はもちろん、口座振替の推進、それから延滞金徴収も行っています。滞納者におきましては、年４回、催告の文書を出しています。また、年３回の日曜徴収の実施、20年度につきましては臨戸徴収の強化、今年の７月からは夜間徴収を実施しております。また、特に高額滞納者につきましては、財産調査を行いまして、支払い等交渉に応じない滞納者に対しましては差し押さえ等の滞納処分を行っているところでございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 一般質問は途中でありますが、昼食のため午後１時まで休憩いたします。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、日下昭治議員の一般質問を行います。

日下昭治議員。

○13番（日下昭治） 先ほど答弁をいただきましたのに基づきまして、再質問を行いたいと思います。

まず、キャンプ場についての１点目の再質問でございますが、利用者ということで答弁をいただきました。体育館等につきましては結構市内の利用者が多いということでございますが、キャンプ場施設の上では、ほとんど市内は少なく、あるいは市外のほうが多いと思うわけでございます。

そういう中で、利用者は市内で改めてキャンプをするというのは少ないのかなと、そんな理解をするわけでございますけれども、運営費等、私もこの通告した中でいろいろ調べてみたわけでございます。そうしましたところ、管理運営費の決算状況があるところ出てきました。平成14年度、15年度についてはいろいろ整備等してございまして、シャワー給湯設備、あるいは浄化槽のプロアポンプ取り替え等、当時は町が委託されていたときでございますけれども、それら工事費も含めまして1,233万9,000円ということで２か年の決算が載っておったわけでございます。平成16年につきましては1,120万4,000円と。17年は、合併の関係がご

ざいましたので、私も分散されていたものでちょっと分かりませんでしたけれども、18年度以降は、指定管理者制度に基づきまして、株式会社塚原緑地研究所へ委託して1,066万円、これらにつきましては、課長の答弁がございましたように1,066万円支払われて現在管理されて3年目になっておるわけでございます。

少なくとも1,066万円は、県の委託費で、株式会社塚原緑地研究所ですか、民間になるわけでございますが、そこへ支払われておると、それに基づきまして管理されておるわけでございますので、当然、市が受けたにしても1,000万円以下ではおさまらないんじゃないかなと思います。

そういう中で、先ほど冒頭で経緯ということで説明も含めてお願いしたわけでございますけれども、もしこれを市が拒否した場合にはどうなったのかなと、そんなことを感じるわけでございます。その辺含めてお願いできればなと思いますけれども、譲渡をされるのを拒否された場合、県で引き続きお願いしたいということなんですけれども、その辺をもしした場合どうだったのかなと、その辺をお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） それでは、お答えいたします。

もちろん、こちらに移転になったときに引き続き県の施設でどうですかということは、再三にわたり県のほうに話しました。ただ、先ほど言ったとおり、起債の償還なり指定管理者が来年3月で終了するということと、県の財政状況だと思いますけれども、無償譲渡で市ということで、これ、もし市が受けなかった場合どうしますかとこちらでも聞きました。そうしたら県の回答としましては、閉鎖するというような感じでございました。

以上です。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） 多分その辺は、旧海上町の時代と同じだと思います。海上町のときも、再三にわたって、いわゆる海上町ではとても持ち切れないと、県に管理をしていただかなければならないと。当然、当時は1,200万円くらい、さらに海上町は若干その上乗せもされていたのかなと思いますけれども、最終的に。そういう形の中で、15年ころと先ほど申しましたけれども、何年か前からそういう形で来たわけございまして、その話の中で、県は、必要なければ解体するんだという話も出たと。しかし、県が解体すると言っても、県が財政的に解体するのもかなり厳しいんだと。だから、そのまま県は引き継ぐと。何らかの運用をし

なければならないと。

閉鎖するといっても、あれだけの施設をただそのまま置かれるというわけにいかないわけですね、現実的に。であれば、後ほどこの助成金のほうにも触れさせていただきますけれども、また項目を出してありますので。当然、県はリスクを負うものを市に預ければ、県は楽になるわけですよ。私どもはそういう理解をしてしまうわけですから、ぜひ、必要ないということじゃなくして、県に強くその辺を求めるべきじゃなかったかなと思います。そういうものを含めてちょっとお願いしたいなと思いますけれども。

それと、18年以降、指定管理者制度を取り入れるにつきまして、株式会社塚原緑地研究所が委託されているわけでございますけれども、その際、旭市もその指定管理者の申請をしてございますよね。それと、そのほかに銚子市にある特定非営利活動法人銚子資源リサイクル協会も、3者の指定管理者の申請がされておったと思います。その際、旭市は評価点で、はっきり言って低かったということで、指定管理者を受けられなかったんですよね。そうではないですか、その辺、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 確かに指定管理者は、18年度のときに旭市が手を挙げたという話は聞いておりますけれども、その決定に際してのなぜだというのは、自分は、すみませんが承知していません。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） 県の管理はどこでしたか、教育委員会のほうの関係になるんですか、これは。その辺をちょっと忘れましてけれども、その辺で、結果の中で、インターネットにも出ているんですよね。評点が低かったと。であるから、株式会社塚原緑地研究所へ落ちたんだということなんですよ。それはまさかいいかげんなことは、県で、そういう公式の場ではないんですから、出さないと思います。そういうことで、それはそれとしても、今後、それは生かしていただけないわけでございますので、そういうものを念頭に置いて、ぜひその辺をしっかりお願いしたいなと思います。

次のほうになりますけれども、今後の管理運営ですか、利用者については、先ほども言いましたように市民より市外のほうが多いわけでございますので、当然、いろんな中で、先ほどの答弁の中で、いろんなものを有効に市民に生かせるようなものという話もございました。確かに今、農政の進めております農村の交流関係ですか、そこら辺は多分使われている

んじゃないかなと思います。そういう中で、当然、そうしますと、市外であっても、市民との交流、あるいはまた市民のためになる使い方といいですか、そういうことで使われておるわけでございますけれども、その辺はそれとしまして、当然、市民同様の扱いになるのかなと思います。

しかし、それとは別に全くあの施設はフリーでも申し込みが可能な施設でございます。そういう中で、いろんな、今後も当然そのようなものがあるんじゃないかなと思います。市の管理になるわけでございますけれども、市に対して申し込みの依頼等あるかと思います。そういう際に、いろいろこれは費用がかさむわけでございますので、利用料等についての考えですか、その辺はどう考えておるのかお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 今の施設については、県の条例によりまして使用料は無料になっているということは、ご承知のとおりだと思います。当然、これは市に移譲された場合には、ほかの市の施設との兼ね合いや、維持費もかかる、それから市外の利用者もあります。当然、ある程度利用についての負担はいただきたいと考えているところですが、先ほど言ったとおり、まだ今後、設置管理条例等いろいろ検討しなければならないことがありますので、その中で十分考えていきたいと思っているということです。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） 利用料については、今までの時点では県の管理の中ですので、当然、青少年の健全育成に基づきまして県条例に基づくということになりますから、そういう形の中で無料でされておるわけでございます。

ただ、その中で注目すべき点がちょっとあったわけです。指定管理者申請の問い合わせの中で、キャンプ場施設はこれまで無料ですが、施設の維持管理、あるいは修繕費に充当する名目で少額の利用料を徴収することは可能ですかとの問い合わせに対して県では、これは環境生活部県民生活課では、利用料を徴収することは不可能であると。それは県の対応ですが、市に対応したときには市で考えていいのかどうか分かりませんが、その辺の若干のギャップなり何かあるわけでございますけれども、その辺をクリアできる見込みがあるのかどうか。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

- 生涯学習課長（花香寛源） これは当然、市の施設であれば設置管理条例の中で利用料の設定等を考えてもいいとは思っています。

それと、現実的に先ほだちょっと日下議員のほうから、鴨川市と一宮町の施設についてありましたけれども、ちょっとそれに触れますと、鴨川市の嶺岡のキャンプ場ですか、これが平成17年度にやはり無償譲渡で鴨川市に譲渡されております。鴨川市が引き続いて利用料等の徴収も行っているというような話は聞いております。それともう一点、一宮キャンプ場については、平成17年度で無償譲渡の話があったそうですけれども、廃止したそうです。

以上でございます。

- 議長（明智忠直） 日下議員。

- 13番（日下昭治） そういうことで、一宮町のほうは廃止になったと。ただ、恐らく施設はそのまま建物は残っておるんじゃないかなと思います。その辺で、今後、利用料等も鴨川市同様に考えられるんじゃないかなと。しかし、ああいった施設は多額の利用料を徴収するということとはできないだろうと思います。そうしますと、かなり今後、市にかかる負担が大きくなってくるんじゃないかなと思いますので、その辺、十分工夫をしていただきまして、最大限市民の活用できるような有意義な施設ということを心がけてお願いしたいなと思います。

それとまた一つ、多分これは無理だろうと思いますけれども、補助金、それは本当に無理なのかどうか、お願いする結果、何とか、今まで同様ということはいかないにしても、何か可能性があるのかどうなのか、その辺、お願いしたいと思います。

- 議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

生涯学習課長。

- 生涯学習課長（花香寛源） これについても、提案があったときから県のほうにはいろいろ協議の中ではその話をしました。ただ、やはりもう移譲して市のほうになるということですので、その辺のところは難しいというような回答でございます。

- 議長（明智忠直） 日下議員。

- 13番（日下昭治） 無理な補助金、県が楽になろうと、スリムにしようということだと思いますので、その辺は無理なのかなと思いますけれども、しかし、だといっても求めるのは市ですので、市民のために鋭意努力していただきたいなと思います。よろしくお願いしたいと思います。

続いて、再整備計画について再質問させていただきたいと思います。

先ほど317億円の根拠についてはという提案でさせていただきました。317億円、基本設計等による金額が出たものと考えerわけでございます。しかし、基本設計を委託するまでには、17年度マスタープラン作成費として630万円ですか、18年度で基本設計作成費4,200万円、19年度当初予算で示されました基本設計委託料9,975万円ですか、そして今回、実施設計が3億1,395万円ということによる設計委託料があるわけでございます。当然、それらは外部委託でございまして、実施設計を除いても1億5,000万円余りの設計委託料に基づきまして、多分、317億円ですか、そういったものが示されてきたらと思ういます。

それで、そういう形の中で急激な資材高騰等のあおりも当然理解できるわけでございます。しかし、そのような設計を委託した中においても、今回、設計の見直しや削減の方針等がないと、33億円の値上げになるということでございます。そのような多額な委託料を積算された中においてもそのようなことが考えられるということは、それだけの多額の設計料としては、私は素人ではございますけれども、何かお粗末に感じるんじゃないかなと、そんな感じがしてしまうわけでございます。

それと、6月議会までの答弁の中では、いろいろ見直しすることにおいて工事費が削減でき、そうすることによって、計画された範囲で建設が可能であるということを答弁されてきたわけでございます。しかし、ここへ来まして1か月か2か月で、差し引き22億円ですか、先ほど言いましたように、ただ値上げするだけであると、33億円と。そういうことに対して、市長、事業管理者のほうとしてのそれらの値上がりしたものの、33億円という形になるわけでございますので、その辺の見解をできれば伺いたいと思いますが。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 確かに大変な大きな額の値上げでありますけれども、今、ここへ来て少し資材費も落ちついてきているようですけれども、一時期の資材費の値上げというものは本当にべらぼうなものがあったわけでありまして、そういった意味では、私は、やむを得ないんじゃないのかなと、そのようにとらえています。

○議長（明智忠直） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 先ほども答弁いたしました、やはり今般の資材費高騰という流れにはやはりどうしても逆らえないというような事情もありまして、あと細かにどのような節減をしたかということについては、係の者からその事情をご説明いたします。

○議長（明智忠直） 病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 6月議会で部長がお答えしているのは、可能であるということとは言っておりませんで、まず削減に努めるというようなことでやっていたというわけでありまして、7月末になりましてその資材高騰の結果を推測しましたときに、削減項目11億円ほどを行ったんですが、それをも考慮してもまだ資材の高騰による影響のほうが大きかったというようなことであります。

重複になりますけれども、これまで実施設計の中で資材高騰が予測されたことがありまして、病院としては必要な機能は十分確保しながらも、既定の予算でおさまるように節減対策をしてきました。これが6月時点での話でございます。しかし、今般、7月末の状況を見まして、予算設定時には想定できなかった資材高騰によって補正せざるを得ない状況になったというふうなことであります。

どのようなことを行ったのかという、まずは削減した項目でありますけれども、面積の見直しというふうなことで、診療部門、病室等、機能以外で約515平米を縮小しております。大きな部分といたしましては、1階エネルギーセンター内に当初計画、予定しておりました特別高圧受電設備を屋外に設置するようにいたしました。それから、建物の高さの見直しであります。建物の全体の高さを合計で1.1メートル縮小いたしまして、最高高さを57.86メートルにいたしました。それから、特別高圧受電見直しであります。屋内から屋外に変更することによりまして、機器のコストダウンを図りました。それから、空調システムの見直しであります。病室など患者さんが利用する部分を除きまして、空調機器を個別制御から一括制御のほうに変えさせていただきました。これによってコストの削減が行われたわけでありまして、それから、エレベーターの台数等の見直しで、当初、合計で22台というような予定であったんですが、患者さんに直接影響のない職員の使うエレベーター等を2台削減したとかというようなことでありまして、こちらのよう削減を1月、2月、そこら辺からもう資材高騰ということもありましたので、ずっと6月末、7月になってもやっておりました。それで、その削減の合計でありますけれども、約11億円程度でございます。

それで一方、年が変わって1月くらいから新聞等で上昇が見受けられるというようなことで、そちらのほうをにらみながらの削減ということ、それから、一方で値上がりをいつの時点でというようなことで、ぎりぎりの7月末の段階まで見ていたというようなことであります。

それで、今回、その増加でありますけれども、躯体工事関係で、これは内容ですけれども、生コンでありますとか型枠・鉄筋・鉄骨等の単価であります、これが20.3%であります。

それから、仕上げ工事、これは建具でありますとか金属工事の単価の増、これが9.8%増、それから電気設備、それから機械設備、こちらのほうも両方とも10%弱増加しておりまして、全体といたしましては12.0%の増加というようなことで、当初の計画よりはどうしても22億円が、前の予算でありましたらば、これはちょっと不調に終わって、設計価格ですか、それがオーバーしてしまうというようなことが予想されたというようなことで、今回補正予算をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） いろんな資材等の大幅な値上げがどうしても避けられないということだろうと思います。

それと、時間もございませんので次に進みますけれども、基本計画の中で317億円と今申しました。今後22億円追加されるわけでございますけれども、317億円の中において、建物の補強工事、要するに耐震化できるものについての補強工事、あるいは改修工事等を行うということで37億円ほどの事業費が示されていたわけでございます。その中の改修できない中で解体する建物があるかと思えます。そのときには駐車場等に利用されるということでございますけれども、その解体費用等は37億円の中に含まれてあったのかどうか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） こちらの費用は当初から、計画に入れております。

それで、当初、私のほうは、この再整備計画自体がすべて資本的支出のところになされるだろうというようなことで、若干、資本的支出じゃなくて収益的なものもあるというのが後になって分かったわけなんですけれども、当時の計画の中では、そのほかに収益的な支出のほうで、以前も何かでご説明したかと思えますけれども、勘定科目的には解体費用というのは資産減耗費ということになりまして、収益的なほうで見ることになっております。なので、この部分につきましては除かれるというようなことであります。ただ、収支計画のところでは、もちろん含めて計算をしております。

以上です。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） 基本計画の中において、今の病院経営を維持し再整備することにより、

患者ばかりでなく病院経営にとっても大きなプラスであり、多額の事業費をかけても、また起債等の発生があっても事業性があるとしてきている。私たちも時としてあるわけでございますけれども、買うもの、あるいは欲しいものを先に決めてしまって、お金をその後から工面するということも時にはあるわけでございます。また、その反対の方法もあるわけでございますけれども、病院のこの再整備計画をそれらに当てはめることが、いろいろあるかと思いますが、分かりやすく、何か率直な気持ち、どっちが先なのかなと、当てはめるとしたらどちらになるのか、ちょっとお願いしたいと思いますが。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） その両方でございます。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） 両面に関係するということでございますけれども、じゃ、次の項目に移りたいと思います。

基本計画、基本設計の提示方法ということでございます。昨年を若干振り返ってみたわけでございますけれども、昨年の3月末に再整備計画事業計画概要として提示されたわけでございます。その際、説明もあり、質疑もあったように記憶しておるわけでございますが、その際は、素案であると、今後変わることがありますよと、そんなだったと思います。しかし、基本設計については、2月28日開会の議案にのっていたし、その後、5月に基本計画の提示があり、素案として示されたときより、新本館工事で13億5,000万円余りが上乗せになってきたわけでございます。一応2億円くらいですか、上乗せされてきておったわけでございます。そのような形の中で、9月議会の補正で3億1,395万円の実施設計委託料が承認されたわけでございます。

私たち議会に所属している中でも、ちょっと理解できない中で、説明もあまり求めずして来てしまったような感じを私としては持つておるわけでございます。提案者側としてその辺はどのように感じているか、お願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 日下議員はよく勉強されて、こちらもいつもご指導いただいているわけでありますが、日下議員がそうおっしゃるということは、大変、私も、十分説明したつもりではおりますが、まだご理解いただけていないというのはやはり問題だろう、

これからこの事業を進めながらご理解いただいて、その先に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） 大変不躰な質問になったかと思いますが、ということは、建築設計事務所が作成した資料に基づきまして、たしか全員協議会で詳細に説明を受けたかなと思います。しかし、議会の責任ということに若干触れさせていただきますけれども、あまりにも私もは分からない中でそれをしてしまったのはどうなのかなということと、とにかく大規模な事業計画でございますし、ときには一般市民、あるいは学識経験者などを入れた専門的な知識を持った計画策定委員会等の立ち上げを必要としていたんじゃないかなと、そんなことを感じるわけでございますけれども、その辺がなかったように思うわけでございますけれども、その辺について伺いさせていただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） この計画自体は内部でかなり長くもんでおりまして、表に出たのは数年前になるだろうと思いますが、その時点では学識経験者が入っておりまして、その中で将来方向についてよく検討したつもりでございますが、何しろご理解いただけなかったということについては、重々、申し訳ありませんというふうに思っております。これからぜひよくご理解いただけるようにご説明を再三したいと、このように思っております。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） 大変ありがとうございました。

そういう中でございますけれども、やはり現在、相当目まぐるしく変化されている医療環境、あるいは経済情勢でございます。そんなことをかんがえましたときには、民間であると、恐らくこれだけの計画であっても若干先送り等を考えなければならないのではないかなと私は思うわけでございます。たまたま市の施設、確かにそれだけの病院ということは重要な施設でございますから、そのようなことは考えなくてもいいのかなと思いますけれども、民間レベルでやはり考えることも一つの視点なのかなと思いますので、もし民間レベルで考えてどうだこうだということもちょっと失礼な質問になろうかと思いますが、それらに向けて何か意見等、考えがございましたらお願いしたいと思っておりますけれども。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 民間でも公でもこれだけの大事業というのは、やはり経済性及び公共性を発揮すべく慎重にやらざるを得ないというのは同様であるというふうに思います。事業性を再三検討しておりまして、その結果、やはりこのまま計画どおり進めたほうがいいだろうと、このようなことでございますので、その辺、ご理解いただきたいと、このように思います。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） そのような形だということでございますけれども、じゃ、次の補助金に移らせていただきたいと思います。

補助金のほうは、今年度から23年度にかけまして23億8,000万円ほど見込めるという話は出ております。ただ、ちょっと過去のを振り返ってみますと、市長は過去何回か言われてきておるわけでございますけれども、しっかりした計画が出たら国・県へお願いすると。特に実施設計の提案された昨年9月議会においては、補正予算が通過したら国・県へ支援をお願いすることが私の仕事であると。患者は3割が市民であって、あと7割は市外であると。また、他の機関へ医師の派遣等をしていたり、大きな貢献をしておる施設であると。国・県はしかるべき支援をするのは当然であると、9月議会の答弁の中でされておるわけでございます。

その辺の関係での補助金が、今後、県から千葉県公的医療機関関係整備補助金ですか、そういうものが見込めるということでございますけれども、それ以外のものとしてはどのようなお考えが今後想定できるかお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 今、日下議員がおっしゃってくれたとおりでございます。もう当然、国・県に補助金を出してもらって当然な施設だろう、そのように考えています。再三お願いにも行っていますし、これからも重ねて、できるだけ多くのものを出していただけるようお願いに上がる覚悟であります。ただ、それに対してどのくらいのせてもらえるかということとは、ちょっと相手のある話ですから、何とも想像が付きませんけれども、精いっぱい努力はさせていただきます。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） 市長は今お答えいただいたわけでございますけれども、私も、当然、この病院は7割市民以外の方々のためにある病院だと思っておるわけでございます。当然、

市民の多くもそのように感じておると思います。当然、この事業について、補助金がない事業ではないというのが率直な意見だと思います。そういうことでございますので、今後、市長、病院事業管理者、院長のほうもそうでございますけれども、しっかりその辺を市民のためにできるだけ補助金の要請をして、立派な病院の建設をしていただきたいなと思います。

そういうことで、当然のごとく、施設をした中で市民の負担になっては困るわけでございまして、当然、市民が安心できるような施設の計画でなければならないわけでございますので、そのような、結果が出なければ分からないということでは困ります。そういうことの中で前進できるような施設運営のため、そういう努力というか、お願いしていただきたいと、そういう要望をしまいたいと思います。どうぞよろしくお願いしたいと思います。

次に、税関係に入るわけでございます。19年度の報告等をいただきました。その中で、決算の関係もございますので、時間もそう残っていないようですので、その辺は若干決算のほうでまたお聞きさせていただくこともあろうかと思えます。

しかし、やはり税は、冒頭で申し上げさせていただきましたが、市民の義務であり、当然公平なものだと思います。公平の義務だと思います。金額は当然おのおの違うわけでございますけれども、税は当然公平にかけているのが基本だと思いますので、そのような形の中で、徴収率等の影響によって市の財政が影響する、あるいはまた計画が影響するということがあるては困りますので、ぜひその辺を、税務課担当部署でございますので、しっかりお願いしたいなと思います。

当然、そういうことで、見てみますと金額等で上がっておるわけでございますけれども、税源移譲等を勘案した場合には下がってきておると、そんな形を思うわけでございますので、その辺をぜひしっかりお願いしたいなと思います。

それと滞納整理推進機構になるわけでございますけれども、先ほど、38件で対象が7,195万円ですか、収入が見込めたのが1,069万円でしたか、14.9%ということであるわけでございますけれども、ちょっと私聞いたのかな、聞き損なったのかなと思いますけれども、その際に差し押さえ等がどのくらいあったのかなということ、それをちょっとお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） それでは、千葉県滞納整理機構を実施しましたときの差し押さえ等の内容についてお答えいたします。

まず、全体では21件ございました。金額は5,193万8,000円と、内訳としまして、不動産が10件、預金が9件、給与が1件、その他債権が1件ということでございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） そうしますと、預金等の差し押さえであれば簡単だと思います。不動産等につきましては、過去のものも若干残っておるのかなと思いますけれども、その辺を今後どのような形で処理されていくのかなということをお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） この状況下で不動産の処分をするというのはなかなか難しいことだと思いますけれども、予算のほうも不動産課税等をとっておりますので、公売できるところからやっていきたいなと思っていますけれども、なかなか条件のいい場所とかそういうものは押さえていないということが現状であります。

○議長（明智忠直） 日下議員。

○13番（日下昭治） 難しいということでございますけれども、難しい難しいで済むことなくして、ぜひその辺は市民のために努力をお願いしたいなと思います。

それと、税についてはいろいろ確かに税務課の職員は大変だと思います。夜間、あるいは休日等を返上しながら窓口を開設したりしておる努力は払っていただいております。しかし、多分その辺、役所の中で窓口を開設しても、なかなか払いに来てくれる人は少ないのかなと。私の予想ですけれども、感じるわけでございます。払うべき人は、恐らくそんなことはなくても払ってくれるのかなと思いますけれども、いわゆる未納扱いの方は、なかなかそういう形でなくして、時効が来れば本当に助かるななんていうことも考えている人も中にはあるんじゃないのかなと。そんなことも考えてしまうわけでございますけれども、今後、臨戸徴収等もやられているということでございますけれども、その辺をさらに強化するようなことがあるのかどうか、考えているのかどうか、その辺をお願いしたいなと思います。

それと、市内においては特別徴収を行っている団体、あるいは事業所が結構あるんじゃないかなと思います。その辺のものは全体としての金額ベース等で一体どのくらいの割合が示されているのか、お願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

- 税務課長（野口徳和） 徴収体制の強化についてですけれども、確かに議員おっしゃるとおり、会って時効を免れるというようなことは決して許されるものではありませんので、今、臨戸の徴収をしまして、その家庭の状況とか家とかそういうのを見ないと、余裕がある家がそうでないかというのは区別が付きませんので、そういう面をきっちりとやっていきたいと。それから、昼間会えない方については夜徴収するというふうにしております。

それから、特別徴収と普通徴収の割合でございますけれども、まず、全体で特別徴収の収入済額は15億9,389万円、割合は56.8%となります。普通徴収の収入済額は12億1,471万円で、割合は43.2%です。それから、特別徴収を行っている事業所の数ですけれども、2,198事業所です。それから、徴収率関係ですけれども、特別徴収で99.3%、普通徴収で90.3%という状況であります。

- 議長（明智忠直） 先ほど4回目と言いましたけれども、2番目の質問と3番目の質問を混同しておりましたので4回目と言いましたけれども、3番目の滞納対策というようなことで理解したいと思いますので、質問を受けたいと思います。

日下議員。

- 13番（日下昭治） そういうことで、特別徴収の中で、かなり高いということでございます。特別徴収の率は高いわけでございます。そういうことでございますけれども、その中で多分、市役所もそのような形をとっておると思います。中央病院も、市内においては最大の企業の一つ、そのような対象の一つだと思います。

そういうことの中で、今回、再整備計画ということの中で、厳しい面から、逆な面から質問をしておったわけでございますが、逆に中央病院のお金をもって旭市の経済効果というか、市税等もかなり中央病院は特別徴収されておるわけでございますので、かなりあると思います。その辺で、公的機関でございます役所、中央病院等の特別徴収されている額がどのくらいあるのか、お示しいただければと思います。

- 議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

- 税務課長（野口徳和） 特定の事業所の課税額をお知らせすることはできません。
- 議長（明智忠直） 日下議員。
- 13番（日下昭治） これは特定ということになれば、特定になろうかと思います。しかし、これは個人であればいろいろあるけれども、そういう関係の法令的なものが実際あるんです

か、事業所の特別徴収の額等の開示ができないというのは。

○議長（明智忠直） 日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） 今、市役所とか中央病院とか出ましたけれども、そうしますと特別徴収事業所というのは、個人で少ないような人数、どの会社でも対象事業所ならばそこもいいのかという話になります。それと課税額については、これはどこにも公表してございません。これは地方税法のほうの課税の守秘義務がございますので、お答えは差し控えたいと思います。

○議長（明智忠直） 日下昭治議員の一般質問を終わります。

島 田 和 雄

○議長（明智忠直） 続いて、島田和雄議員、ご登壇願います。

（ 2 番 島田和雄 登壇 ）

○ 2 番（島田和雄） 議席番号 2 番、島田和雄です。3 項目の一般質問をさせていただきます。

1 項目めは、合併 3 年間の分析と今後の課題ということで、7 点に分けて質問をします。

合併をして 3 年余りが経過をしました。市長をはじめ市執行部の皆さんには、新旭市が合併の効果を発揮してよりすばらしい市になることを念願し、懸命に市政運営をされてきたことと思います。私も合併協議会の協議に加わった一人としてこの 3 年間で振り返って、成果や今後の課題を浮き彫りにし、市建設の一助になればと考え、質問をします。

それでは、まず 1 点目は、市長にお伺いしますが、合併協議会の会長として、また合併後は新旭市の責任者として市長が考えていたまちづくりがこの 3 年間でどのくらい達成できたか、感想をお伺いします。

2 点目は、地方分権への対応ですが、地方分権の推進には、分権の受け皿となる地方自治体の人口、財政力、行政処理能力などの基盤整備が欠かせないということで、市町村合併が行われたわけですが、市としてはどのくらいの基盤整備の充実が図れたと評価しているか伺います。また、合併前の平成 12 年地方分権一括法施行後の国や県からの税財源、権限の移譲はどのくらい進んだのか伺います。

3 点目は、行政サービスの充実について伺います。合併後は、行財政基盤の強化によって行政サービスの充実が図られるとなっておりました。市民はこの言葉に期待を持ったわけですが、実際にはサービスの向上を実感していない市民が多いように思われます。市民の目に

見えない部分もあるかもしれませんが、こういったサービスの向上が図られたか伺います。

また、市の総合計画を見ますと、厳しい財政事情の中、将来にわたって必要な行政サービスを提供していくためには市民との協働を推進するとなっています。これはどういうことを市が考えているのか伺います。

4点目は、新市建設計画について伺います。新市建設計画は、合併協議会において新市の均等な発展を目指して決められました。財政的な裏づけは、合併特例債、そして国・県の合併に伴う補助金等4項目、金額にして27億円だと思いますが、これらの財源が新市建設計画事業にどのように使われてきたのか、事業名とそれに投入された資金名と金額について伺います。

5点目は、財政の見通しについて伺います。旭市の財政は、合併したことによって現在は安定しており、合併の特典を享受している時期だと思います。しかし、そういった特典のなくなる合併10年後、つまり平成27年以降においても安定した財政運営ができなければなりません。市としては、既にそういうことを考えて対策を実行されていることと思います。そういったことについて質問しますが、合併10年後以降は地方交付税が、合併算定替えの特典がなくなることによって減少する。また、人口減による市税の減収などが見込まれますが、どのくらいの減収になる見通しか伺います。また、そういった中でもサービスを落とさず市の収支のバランスがとれなければなりません。人件費の削減など徐々に経費の削減はされていますが、その効果はどのくらいか、また、その他の収支のバランスをとるための対策として市はどのようなことを考えているか伺います。

6点目、7点目は、歳入の確保、歳出の削減について、もう少し詳しく見てみたいと思います。

まず、6点目の歳入の確保についてであります。アクションプランには、安定した歳入の確保ということで三つ示されています。一つ目は、市税徴収率の向上で5億8,700万円、二つ目、未利用資産の処分で3,200万円、三つ目、受益者負担の適正化で2,500万円を平成17年から21年度までの5年間で確保したいということですが、これらの17年度、18年度、19年度の3年間の実績をお示してください。また、歳入の確保という点で、長期的には企業の誘致が大きな効果として考えられますが、見通しはどうか伺います。

7点目は、歳出の削減について伺います。アクションプランには二つ示されています。一つ目は人件費の抑制で19億5,800万円、二つ目はその他の一般行政経費の抑制として3,500万円を5年間で削減したいとなっていますが、17年度、18年度、19年度、3年間の実績をお示

してください。

また、一般行政経費の抑制の中で、行政評価等を通じて一層の上積みを図るとなっています。行政評価は、市がいろいろな事業を実施した結果、どれほどの効果や成果が上がっているかを評価するものです。そして、その評価を踏まえて、より力を入れていく事業、やり方を改める必要がある事業などを明らかにして次の年の改善に役立て、よりよい事業を実施していこうとするものです。評価の過程で事業の費用対効果も分析し、経費の節減が可能になるというのですが、旭市の行政評価の取り組みの状況を説明してください。

2項目めとして、農業資材高騰対策について伺います。

農業だけの問題ではありませんが、特に旭市の基幹産業である農業が今、燃料、肥料、飼料、ビニールなどの資材の急激な高騰で、今後の生産を続けられるかどうかの選択を迫られるほどの非常に厳しい経営に陥っています。農業生産高県内1位を誇る旭市としても、基幹産業が衰退するようなことがあっては市政運営にも重大な影響が考えられます。農家の悲鳴は耳に届いていると思います。市として何らかの対策を考えておられるのか伺います。

3項目めとして、銚子市立病院の休止による旭中央病院への影響について伺います。

1点目は、どのような影響が出ているかということですが、休止発表後の一般患者、また救急患者は増加の傾向にあるのか、あればどのくらい増加しているか伺います。

2点目は、銚子市、匝瑳市、東庄町との協議中の医療連携の取り組みは今後どうなっていくのか伺います。

3点目は、医療関係者の受け入れはどのような状況か伺います。

質問は以上です。答弁をよろしくお願いします。

○議長（明智忠直） 一般質問は途中ですが、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） それでは、島田議員の質問の中で、合併後３年間市政を担当されての市長の感想という面で、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

ちょうど議員からもご指摘がございましたように、合併協議会の会長も務めさせていただいて、その当時から私の思いというのは、この合併をした１市３町というのは、その当時から中央病院事業、あるいは消防事業、塵芥、衛生組合、火葬場、さらには東総広域の事務組合等さまざまな事業をともに運営しておりまして、そんな意味ではいつ一緒になってもおかしくない１市３町だ、そのようなお話をさせていただいてまいったわけでありますけれども、実際に17年７月１日に合併をしてみまして３年２か月ほど経過をしたわけでありますけれども、まさにそのとおりであった、そのような思いであります。本当にいい時期にみんな協力し合って合併をしたなど。

その合併効果というのがまず第一に表れておりますのは、もう私から語るまでもなく、今、小・中学校の耐震補強という面に全力で取り組んでおるわけでありますけれども、市内に小・中学校20校ございます。その中で手をかけなくてもいい学校というのは、わずかに小学校が６校、それだけというのが現状でございます。あと小・中学校14校、耐震補強あるいは全面改築という形で取り組まなければならない。こういった事業というのは、合併をすることによってこれだけ有利な財源が生まれませんととてもできなかった問題だろう、そのように見ております。合併特例債という非常にありがたい財源を得て、そして一気にこの耐震補強等取り組むことができるわけでありまして、この10月には、二中が、校舎が終わりますと耐震率が実に85.1%、あと残すところ第一中学校の屋内運動場、あるいは中央小学校の北校舎、それと矢指小学校と飯岡中学校が全面改築、こういったものを控えておりますけれども、できるだけ早い段階でこれを整備して、そして子どもたちには安心な所で学ばせてあげたいなど、そのように考えております。

それともう一つ、合併後一番うれしく思っておりますのは、１市３町どこをとりにしても非常に市民の協力体制がありがたい、非常に市民の協力体制がいいというのが、この旭市の現状であります。本当に旭市民というのは心が温かいな、そういった思いを直接感じております。といいますのは、この市民の協働という問題でありますけれども、まず、小・中学生の登下校時の安全という問題で、本当にいろんな団体の皆さん方、すべてボランティアでありますけれども、小学生、中学生の登下校時に外へ出たり、あるいは一緒に歩いたり、いろんな形で子どもたちの安全を見守ってくれております。

それから、民生委員、あるいは保健推進員の皆さん方をはじめとして大勢の皆さん方が各

学校へ食育に入っていたり、あるいは独居老人の皆さん方も旭市でも非常に多くなっておるんですけれども、その家庭へ顔を出して、そのお年寄りの皆さん方の安全確認、あるいは話し相手がなくて寂しがってはいないかどうか、そういった気配りをしていただいたり、配食サービス等もしていただいておりますし、同時に、そういった皆さん方に各地区の集会所等に集まっていただいて、そこで料理を作って一緒に食べていただいたり、さらに、ボランティアの皆さん方は中央病院にも入っていただいて、中央病院で初めて来た皆さん方の案内をしていただいたり、あるいは障害を持っている皆さん方の車への乗りおりに力をかしていただいたり、いろんな意味で旭市民は協力をしてくれております。

そういった大勢の市民の皆さん方にお手伝いをいただきながら、まちづくりができる。こういった温かい市民であれば、その市民と一緒にこれからまちを作っていくことによって、恐らく、私は、みんなで努力をさせていただければ、旭市は市民の人口を減らさなくて済むまちだろう、逆に増やすこともできるんじゃないのかな、そのように考えております。

こういったすばらしいまちを預らせていただいて、これからも総合計画にきちっとのっとりながら、そして市民の皆さん方といろんな相談をさせていただきながら、一つの目標に掲げております「ひとが輝き海とみどりがつくる健康都市“旭”」、その実現に向けて全力で取り組んでいきたい、そのように考えております。

○議長（明智忠直） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 銚子市立病院、ご指摘のようにこの9月で残念ながら休院というふうなことになるようであります。我々も6月終わりごろから具合が悪いというような報告を受けておりまして、その患者さんがこちらに来たらどうしようかと、このように常々心配していたところでありますが、結論から申し上げますと、まだはっきりした傾向がつかめないというのが現実でありまして、実はその月によりまして、非常に患者さんの数、それから救急車の数、入院患者さんの数というのが変わってまいりまして、パーセントで見ると、例えば外来につきましては、4月が、銚子市の外来の患者の割合が13.4%であります。そして6月が13.4%、7月が13.6%、8月が13.4%というふうになっておりまして、これがパーセントで見ますとあまり変わっていない。

それから、救急車による受け入れ件数であります。これも非常にばらばらでありまして、4月が51件、5月41件、6月51件、7月69件、8月70件、こういうふうに一見7月、8月が増えているように見えるわけですが、パーセントでとりますと全体の件数も増えてお

りまして、いわゆる銚子市以外のですね。8月で11.09%、6月が10.6%ですから、もしかしたら1%程度増えているのかなということでありますけれども、もうちょっと期間を見て分析していかないとちょっと分かりません。ただ、救急にありますと銚子市の救急車が目につくような気がいたしますが、実際はパーセントとしては1%程度しか増えていないということであります。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 副市長。

○副市長（鈴木正美） 島田議員の質問のうち、1番目の合併3年間の分析と今後の課題のうち、地方分権への対応2点、それから6番目の歳入確保についてと7番目の歳出削減についてそれぞれ1点、私のほうから申し上げます。

最初に、1点目の合併3年間の分析と今後の課題の中の地方分権への対応ということでございますが、最初に、分権の受け皿となる地方自治体としての自己評価、先ほど人口、財政力、行財政能力等基盤整備がどうだったのか、その辺の評価をということだと思います。自己評価ということですが、先ほど市長のほうからもありましたように、今回、新旭市となりました旧旭市、それから旧3町、これは地理的にも歴史的にも、経済・文化・生活などさまざまな面で深い結びつきを有しております。そういったことで、行政面でも、住民生活の安全・安心に直結しております病院や消防、さらにごみ処理などの共同処理、そういったことも一緒にやっていたということから、一体となることにつきましては高いハードルというものとはそれほどなかったのかなというふうに評価しております。

新旭市につきましては、7万人規模ということで、中核市や特例市といった、そういったより多くの権限が移譲される規模にはまだ至っておりませんが、従来の市町のとときと比較しまして、いろんなことに集中して取り組める体制が整ってきたというふうに感じております。一つとしては、広域的視点に立ったまちづくりができるようになったと。それから、専門性を持った行政運営もできるようになった。それから、スケールメリットによる行財政の効率化など、こういったものもできることによりまして、重点事業に財源を集中投下することが可能になったというふうに考えております。総括的に言いますと、分権型社会にふさわしい基礎自治体としてスタートすることができたのではないかとというふうに考えております。

それから、2点目でございますが、旭市に権限移譲された事務はどのようなものがあるかということでございます。平成12年度以降に、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例というものがございまして、それ以降移譲された事務は13件ほどございます。

ただし、合併後３年間で権限移譲されたものがあるかといいますと、中核市や特例市についてはございましたが、旭市についてはございません。

権限移譲されたもので件数の大きいものを二つほどご紹介いたしますと、千葉県心身障害者扶養年金事務、これが18年度の処理件数で93件あったもの、それからもう一点が、建築確認申請に伴う事務、これが18年度の処理件数で207件、こういったものが件数の多いものでございます。

現在、新たな権限移譲ということで、地方分権改革推進委員会の１次勧告が５月に出ておりますが、これにつきましては359事務がピックアップされておりますが、市に対しては222ぐらいだろうかと、一般市に対しては検討がされているようですが、こちらにつきましては今後、２次勧告、３次勧告という形で出るようですので、その帰趨を見守っていきいたいというふうに考えております。

それから次ですが、合併３年間の分析と今後の課題の中の６番目、歳入確保、それから７番目の歳出削減、これにつきましては、旭市行政改革アクションプランの第４節歳入確保及び経費削減の目標額等という形で記載がございます。先ほど引用されておった部分につきまして、３年間の実績を申し上げます。

平成17年度から平成21年度までの５か年間、これを計画期間としますアクションプラン、その中で歳入については、市税徴収率の向上、未利用資産の処分、受益者負担の適正化という３項目がございます。それぞれ19年度までの３年間の実績を申し上げます。３年間で、最初に市税徴収率の向上によります実績の額ですが、4,629万円を達成いたしました。それから、未利用資産の処分ですが、３年間で3,105万1,000円でございます。それから、受益者負担の適正化等ということでは、３年間で1,226万6,000円、これが、行政改革アクションプランのほうに掲載いたしましたものに対する金額でございます。

それから、歳出のほうでございますが、同じく経費の削減・合理化ということで、人件費の抑制、それから、その他一般行政経費の抑制という二つの項目で効果額を定めて取り組んでおります。最初に、人件費の抑制ですが、３年間の実績ということで、今まで17年度、18年度、19年度の合計を申し上げたんですが、人件費については効果がその年に即表れません。つまり、職員の退職よりも採用を少な目にして全体を抑えていくという考え方でいっていますので、効果は翌年に出てまいります。ですから、人件費については18年度と19年度の実績、それから20年度の見込みの合計で申し上げます。13億5,884万1,000円になります。それから、その他一般行政経費の抑制ですが、これは17年度から19年度分までの実績でございますが、

150万円になっております。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（明智忠直） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、合併3年間の分析と今後の課題の中の（2）番の中の税源移譲関係でございますけれども、これは先ほど来、税務課長のほうから申し上げましたように、税源移譲、所得税から住民税所得割の移譲ということで、これに伴います市税の増収額がおおむね5億6,000万円ということでございます。

それから、（4）番目になる新市建設計画についてというタイトルの中で、合併の新市建設計画の折には、補助金で4項目27億円くらいを見ていたということですが、これは補助金4項目と議員おっしゃられましたけれども、実際中身は、国からの補助金一つ、それから県からの交付金一つ、それから交付税関係で二つということで、合わせて四つということで、確かに新市建設計画の財源のところにも27億円ほど見込んでございました。

その中の具体的な内容ということでございます。

一つ目に、国庫補助金の市町村合併推進体制整備費補助金というのがございまして、これは10年間で5億4,000万円という枠があるわけですが、この間も議論になりましたけれども、小さなものから項目と金額ということで、申し上げます。

この補助金につきましては、18年度で小学校の緊急警報システム、これに340万円いただいております。それから、19年度で（仮称）下宿ふれあい公園整備事業、この設計等でございますけれども、これで700万円をいただいております。それから、これは20年度の見込みですが、一応この間もございましたように、3,700万円ほど予定しておりまして、現在のところ3年間で4,740万円ということになります。

それから、次、ふさのくに合併支援交付金、これは県の補助金でございますけれども、これは5年間で7億円ということで、これにつきましては、16年度で1市3町電算システム統合事業ということで、ここに1億4,000万円。17年度も同じく電算システム統合事業で1億4,000万円。18年度が、あさひ健康パーク整備事業に1億4,000万円、それから19年度も同じくあさひ健康パーク整備事業に1億4,000万円、それから20年度は、予定ですが、長熊スポーツ公園整備事業のほうに1億4,000万円ということで、20年までトータル、これは予定どおり7億円が消化できる見込みでございます。

次に、4項目と言いましたが、あとの二つは交付税でございます。交付税につきましては、いわゆる補助金と違いますが、何に幾らという小項目でのあれはございません。項目

立てはございますけれども、趣旨といいますか、そういったものはございますけれども、一つには普通交付税がございます。普通交付税の算定の特例ということで、これは合併の補正の5か年間で各年1億3,500万円ということで、5年間で6億7,500万円、このうちの18年度、19年度、20年度が見込みまで入れますと4億500万円ということで、あとは21年度、22年度でやはり1億3,500万円ずつ入ってまいります。

それからもう一つは、特別交付税でございます。特別交付税も包括的措置ということで、これは3か年の措置でございまして、平成17年度は3億9,063万9,000円、平成18年度は2億3,438万3,000円、19年度は1億5,625万5,000円ということで、これが7億8,127万7,000円ということで、この今言いました4種類を合わせますと、20年度の見込みまで入れますと、19億7,867万7,000円ということで、島田議員が言われました27億円に對しまして、現在のところ73.3%ほど実行されているところでございます。

次に、(5)番の財政の見通しというところでございます。この中で、合併算定替えの特例措置が交付税にあるということで、27年度以降どのくらい減収を見込んでいるかというようなことだと思います。これは、交付税の折に申し上げておりますけれども、合併の算定替えの特例措置ということで、本来は7万人の市一本ということで算定をしますと、20年度で申し上げます。20年度ベースで一本算定になりまして、51億6,000万円です。今年の実際の合併の特例で算定したものが67億2,700万円です。この差を見ますと、20年度ベースで15億6,700万円ということで、合併算定替えによって現在保護されているということです。ですから、これが10年後には、同じルールでいきますと、そのくらい、15億円くらいが減ってしまうでしょうということになるかと思います。

この15億円減っていったときに歳出とバランスをどうとるんだということだと思いますけれども、これは歳出の削減といろいろ絡むわけですが、先ほど来、副市長が申し上げましたように、人件費だけをとっても、もう相当の効果は出ております。20年度ベースで13億円程度、額面上そのくらい下がっておりますので、これは大いに助かっているわけです。ただ、これだけでは、またちょっと縮小が足りないのかな、もう少し一般の経費についても縮減をすることに心がけていかなければならないと。

ただ、それから投資的経費というのがございます。学校を作ったり道路を作ったり公園を作ったりいろいろあるんですけれども、この投資的経費につきましては、この10年間は合併の特例債がききますので、今かなりのペースで実施しています。これは先ほど市長が申し上げたとおりです。

ただ、一つの例として学校だけ取り上げましても、もう既に相当の、今まで、20年度まで入れますと58億円程度やっておりますので、こういったものは今後も続くといえますか、飯岡中ですか矢指小がございますけれども、その先、1回学校を改築すれば、20年あるいは25年のスパンでは当分事業を起こす可能性はないだろうということで、ここが一段落すれば相当楽になってくるということで、合併10年してもそれなりに調整はつくのではないかとこの形で考えております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、私のほうからは、合併3年間の分析と今後の課題のうち（3）の行政サービスの充実、こういったサービスの向上が図られたかということについてまずお答えいたします。

合併に当たりまして、それぞれ1市3町、同じようでは若干の相違がある事務事業を実施してきた。そういったことを統一して、今の旭市の基本的な事務事業になっていると。そういうことから、一概に行政サービスの向上したことを項目で例えば出していくことは難しい面があるのかな、個別に判断することは難しいんじゃないのかなというふうに思っております。

個々の受け取り方でサービスの満足感というのは相当違ってまいります。特に合併の大きな効果の一つに、市長、副市長、それから財政課長が申し上げましたとおり、行財政の効率化というのがあります。節減された経費、これを他へ振り向けることによって事務事業を実施することが可能になります。そうすると全体としては、やはりサービスがアップしている、維持することができる、そういったことが考えられると思います。例えばまたスケールメリットにより、懸案事項に対して集中して事業実施も可能になっている。先ほど市長が申し上げましたとおり、小・中学校の耐震化、これは最たるものであらうと思います。これはもうまさにサービスの向上にほかなりません。国や県も含めて非常に厳しい財政状況の中で、従来のサービスを落とさずに維持しながら行政運営していけるという点では大きな効果が得られているのかなと、そのように考えております。

ちなみに小・中学校の耐震もそうですけれども、例えば学童保育が全市に行き渡っているとか、そういうこともあらうかと思えます。また、コミュニティバスが全市走るようになっている、そういったことも見逃してはいけないのかなと、そのように思います。

それから、続きまして、同じく行政サービスの充実の中で市民協働の点が聞かれております。市民協働なんですけれども、これまでのまちづくり、行政があらゆるところで公共のサ

ービスを担って、市民はサービスの受け手という形で展開してきていました。市長が冒頭申し上げましたとおり、今、市民の協力が多く得られている。それも市民協働の一つの表れだろうと。

ただ、地方分権が推進していく中では、やはり市民ニーズというのはいろんなところ、多様化、複雑化し、変化し続けております。これに対応したきめ細やかな公共サービスの提供を行政ですべて、やはり賄うというのは困難だろうと。そうすると、どうしても市民の協力を得ていかなければならない。

だから、市を作っていく、まちづくりをしていくというのは、やはり行政だけじゃなくて市民と一緒にっていくというのが大切だ。それが、今、国であろうと県であろうとすべてのところで協働という言葉で表されているのかな、そのように思っております。そういうところもあって、今回、基本計画、総合計画の中にも協働とうたわせていただいている。その辺をご理解いただければなと思っております。

それから、（ 7 ）の歳出削減の中で評価システムの件、この辺も今、質問にございました。評価システム、簡単に申し上げれば、例えば従来から予算査定なんか財政がしておりますけれども、そういう財政の担当部局が行っている予算査定のヒアリングなんか一面では行政評価だろうと。翌年にこういった形で効果があったのか、その辺をきちんとっておりますし、そういったものを含めて次の年の予算づけをしている。

ただ、これをシステムとして、市として全面的に運用できるのかということ、実は今、システムの導入についてはまだ検討中になっています。この導入をするときには、全職員が、行政評価の考え方であるとか必要性、そういったものを理解していないと、ただ事務の手間が増えてしまった、そういうことで終わってしまう可能性も出てきます。そういった意識改革を含めてやっていく必要があるだろうと、そのように考えています。

実際に行政の評価システムというのは、国でもこうしたほうがいいですよというような統一的なものはまだ示されていません。実際によく言われるのが、P D C Aサイクル、要するにプラン、ドゥ等を実施して、それを評価してまたつなげていくんだよ、そういったサイクルがあるんですけども、そういった中でも、どれがいいのかというのは確立していないというのが実情です。こういったものがあるのか、それから、その中では、当然、今の電算システムの中に組み込んでいく必要がある。そういったところも含めて先進事例を研究して慎重に検討をしているところでございまして、実際の導入までいまだ少し時間をかけたいなど、そのように思っております。

それからもう一点、3番目の銚子市立病院の休止によります旭中央病院への影響という中で、(2)の東総地域医療連携はどうなるのかと、この点についてお答えしたいと思います。

まず、現時点の話ということで、銚子市立病院が9月末日をもって休院、休止するという形で出されました。これを受けまして、この連携協議会、これは事務レベルでございますけれども、実は病院の事務部長等入りまして、7月16日、銚子市から状況を実は伺っております。その中で銚子市のほうで、できる限り早い時期に再び病院を立ち上げるべき検討中である旨説明がございました。これはどういうふうに立ち上げるのか、それはまだ分かっていない。公設民営でいくのか、それとも民間譲渡になるのか。ただ、まだ公設民営というところも残っておりますので、この協議会の中ではその推移を見守っているというのが現在のところでございます。

なお、県におきましても、自治体病院の対策本部、これが9月に設置されております。この医療連携協議会のほうに県も参加しておりますから、そちらのほうと調整をしながら、この銚子市の動き、これを注視しながら進めていきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、合併3年間の分析と今後の課題の中の(6)の歳入の確保について、企業誘致の見通しについてお答えをいたします。

あさひ鎌数工業団地CD地区、新産業パークでございますけれども、平成13年3月より分譲面積37.4ヘクタールで販売を開始しました。13年度中に4社、4.3ヘクタールの企業誘致ができたわけでございますが、それ以降の企業誘致につきましては、企業からの引き合いもほとんどなく厳しい時代が続いておりました。最近、ここ3年ぐらい前から、企業からの引き合いも増加しております。その結果、具体的な誘致活動へ推移してきているところでございます。

過去2年間、18年度、19年度の誘致活動を見てみますと、企業からの問い合わせで、18年度、19年度ですが、20件から24件、立地交渉では18年度が10件、19年度が9件と、現地案内を含む来訪・訪問では5件から18件と増加しております。このような状況の中で、合併後2社の誘致ができました。平成18年5月には株式会社伊藤園、本年9月に北総養鶏組合GPセンターが操業を開始したものでございます。今後の誘致見通しにつきましても、政務報告で申し上げましたとおり、年度内に2社と契約予定と聞いております。これも日々の企業誘致活動の成果と考えております。

優良企業の誘致につきましては、税収や雇用の場が確保され、本市の産業経済の発展につながるものでございますので、今後も引き続き千葉県並びに千葉県土地開発公社などと連携を図りながら優良企業の誘致に向けて努力してまいります。

以上です。

○議長（明智忠直） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農業の資材高騰対策につきまして、本市での対応につきましてお答え申し上げます。

ご承知のように、エネルギーや原材料の高騰を受けまして、あらゆる商品で値上げラッシュ等が続いております。特に農業を基幹産業とします本市においては、農業部門での資材高騰対策は重要であって、対策は急務、こういうことで理解しております。

特に具体的な本市での対策の現状を三つほどお答えさせていただきます。

一つ目としましては、使える制度は使おうというようなことで、現在、農業者への周知を行っております。特に農業用軽油、ご承知のようにこれは県税でありますけれども、農業者が使うということであれば、実はリッター当たり32円10銭の免税制度がございます。なかなかいい制度なんですけれども、農業者の方が知っていない、あるいは使っておらない、そんなことで、認定農業者へのこの制度の周知、あるいは活用につきましての指導を行っておりましてございます。

2点目としましては、農林漁業金融公庫等の協力を得ましての資金面での支援ということで、経営の維持資金というような形で、低金利あるいは長期の償還、そういう制度につきまして、常設の相談窓口等を設けまして農業者の方に活用の面で支援をさせていただいているところでございます。

三つ目としましては、国・県の補助事業を活用しての省エネルギー対策の取り組みへの支援ということで、先の滑川議員の質問にもありましたように、省エネ関係の暖房機への切り替えの農家16台、あるいはヒートポンプの暖房機への切り替え32台、こういう予定をしておる農業者の方に、国・県の補助事業、これをなるべく活用できるように市としては支援してまいっていきたい、そういうふうに考えております。

以上であります。

○議長（明智忠直） 答弁漏れの医療関係のほう、市立病院の休止による旭中央病院への影響についての3番目の医療関係者の受け入れということで。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 失礼いたしました。

（３）のほうの銚子市立病院の休止による旭中央病院へ影響についての（３）番目であり
ますね、医療関係者の受け入れについてというご質問でございます。

まず、看護師の受け入れについてであります。銚子市立病院が休止した後に、当院に
して就職を希望する方を対象といたしまして、先週の９月３日、４日の２日間にわたりま
して、銚子市立病院を会場にして就職説明会を行いました。今後は、就職希望者に対し面接や
書類審査を行った上で採用していくことになります。当院としても、なるべく早い時期に７
対１看護体制をとりたいと考えておりますので、これについては積極的に対応していきたい
と考えております。あと看護師以外のその他の職種につきましては、現在までのところ、就
職希望の話は来ておりません。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○２番（島田和雄） それでは、再質問させていただきますけれども、答弁のほうで、非常に
あっちへいたりこっちへいたりというような答弁でありましたので、皆さんの回答がよく
把握し切れない部分もありましたので、回答を受けての再質問はなかなか思うようにいか
ない場面もあろうかと思えますけれども、ひとつその辺はよろしくお願いします。

まず最初に、市長の市政運営、この３年間の感想をお伺いしたわけでありまして、
有利な財源等を利用しての耐震補強、このような合併しなければできなかったようないろ
んなそういったことが合併によって可能になったと。また、合併して市民の協力体制は非常
にいいと感じていると。そう感じておられるということは、本当にいい市政がしかれてい
るのかなというふうに感じたところでありますけれども。

今後について私が感じていますのは、この合併３年間でありますけれども、合併特例債等
を利用して、学校、道路、公園とか施設関係の整備に力が入っていたような、財源的な
ものを見ましてもそちらのほうに力が入っていたというような感じを受けるわけですが、
当然、福祉関係も力を入れておられたと思えますけれども、そちらのほうでちょっとど
っこいいちの政策といいますか、施策といいますか、そういったものを打ち出せていたの
かなというふうな感じも受けましたので、今後はそちらのほうにも力を入れていただきたい
というふうに思います。どうでしょうか。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 福祉の面といいますと、例えば今の旭市で力を入れておりますのは、少子・高齢化の時代でありますから、正直言って、ご年配の皆さん方には健康に注意をしてもらって、ぜひ健康で楽しい後半人生を暮らしていただけたら、そう思っているわけでありまして、それにはまず健康で過ごしていただかなければなりませんから、パークゴルフ場を作ったり、あるいはそういったものを整備させていただいたり、そういう大会を開いたりというような形で、大勢の皆さん方が健康も作るし交流を保つことによって、そういった精神面での心の面での健康も作る、そういった予防介護のような形に今全力で取り組んでおります。

それから、子どもたちのいわゆる小学校へ上がるまでの通院の手当なんかも市独自で取り組まさせていただいておりますし、それから、何といても、いわゆるお年寄りだけになってしまったんじゃ、市が活性化する道理がないわけですから、そういった意味で、若い皆さん方がこの旭市に残っていただけるように、企業誘致なんかも力を入れておりますし、同時に、木内議員にもその中に入らせていただけて進めていただいておりますのが、出会いコンシェルジュ、こういうものを通じて、ぜひ大勢の皆さん方に結婚をしていただけて、そして大勢の子どもさん方をつくってもらう、そういった取り組みにも今全力で取り組まさせていただいておりますし、そういった子どもたちが健康で真っすぐに育てられるように、市民ミュージカルをやってみたり、あるいは少年少女合唱団、こういったものにも全力で取り組まさせていただいて、そういった、大いにひとつ若い皆さん方からお年寄りまで健康で過ごせるようなまちづくり、それから、当然、健康な人だけというわけにはまいりませんから、障害を持っている皆さん方、あるいは障害児のリハビリセンターなんかも、今、千葉県では千葉市にだけしかございませんから、それを中央病院の整備に併せてぜひ中央病院で手がけてもらえるように今お願いもさせてもらっていますし、市役所から、学校でもそういった障害児も受け入れて健常児と一緒に生活ができるような、そういった対策もしっかりととらせていただいております。

そういった意味では、合併をさせてもらってそういった面にも力が注げるということで、非常にいいまちづくりができている、そのように考えております。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 今、市長がおっしゃってくれましたような、この政策を今後ますます充実していただきまして、福祉のこれからの充実をよろしく願いいたします。

続きまして、2番目の地方分権への対応ということで再質問をさせていただきます。

答弁の中で、中核市にはなっていませんけれども、集中して取り組めるような体制は整備

されたというような副市長の答弁がございました。合併をしまして、どの程度の基盤整備ができたかというような質問をさせていただいたわけですが、この人口、財政力、行政処理能力ということでお伺いしたわけですが、これらの中で、この人口、財政力についてはほぼ決まったものがありまして、なかなか合併したからといって、それ以上は向上は望めないということだろうと思います。しかし、この行政処理能力、これにつきましては、職員の皆さんの努力で幾らでも向上が望めるということだろうと思います。

そういったことで、同じ規模くらいの自治体同士でも、差がつくのはこの辺だろうというふうに感じているわけでありまして。そういったことから、職員の皆さんの一層の努力、研さんをよろしくお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 島田議員の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（鈴木正美） 職員の能力、これはもう島田議員おっしゃる、まさにそのとおりです。四つの団体が一緒になって、ある程度人数的にも余裕ができてきたということで、例えば専門分野の方向で申し上げますと、社会福祉士を雇ったり保健師を雇ったりとか、専門家をある程度抱えることができるようになりました。そういった形については、後期高齢者の介護とかいろんな形での新たな行政需要について、振り向けることができるようになってまいりました。

それとあと職員自体の能力アップですけれども、職員の意識をこれは変えていかなければならないということで、いろんな形の研修についても、総務課のほうで、あるたびにいろんな形で受けるようにという形で働きかけております。

なお、今年4月から、初めてでございますが、旧3町の中の干潟町の出身の職員を県の市町村課のほうに派遣をして、勉強してもらっています。こういった形で、今までは旭市とか飯岡町とか海上町は県のほうに勉強に行ったことがあったんですけれども、行政では初めて今度干潟町のほうから出ていただきまして、いろんな形で刺激を受けていただいて帰ってきて、それで職員に戻ったらその成果を伝えていただいて、全体としてのレベルアップにつながればいいなと。このような取り組みをしておりますので、今後とも職員の資質アップに努力をしてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） では、権限の移譲のほうについてお伺いしますが、権限の移譲については何項目が示されたわけでありましてけれども、件数が多いものが何点かございました。こう

いった権限が市に移譲されまして、権限が移譲される前と同じようなやり方をされていたのでは何の意味もないというふうに思うわけでありまして、この市民のニーズに合うような施策というものが打ち出されて、市民に喜ばれたようなものがあったかどうかお伺いします。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（鈴木正美） 直接的な声としては聞いておりませんが、一番多い建築確認申請に係る事項、これは18年度207件ございました。これは、市が権限を移譲される前でしたら、県なり海匠地域整備センターですとか県の本庁に行かなければならなかったものが、こちらでできるようになったということで、かなりその方たちには利便性が向上したのではないかとこのように考えております。

そのほかにいろんな形で権限が移譲された項目がありますが、処理件数が若干少ないところもありますけれども、こういったものを市の段階でできるんだよということを知らないでそういった件数が上がっていないものもあると思いますので、いろんな機会をとらえて周知をしていきたいと思います。

○議長（明智忠直） 島田議員。

○2番（島田和雄） 地方分権の推進と言われておりますけれども、まだまだあまり分権が進んでいないように思います。これから進むんだというようなことを先ほど副市長はおっしゃっていただきましたけれども、法律上では、地方分権一括法によりまして国と地方自治体は対等な立場だというふうになったわけでありまして、きょうも朝のニュースを聞いておりましたら、民主党のマニフェストですか、ニュースで言っておりましたけれども、国からの補助金を交付税のほうに回すんだというような、そういう政策を民主党が打ち出していたわけでありまして。

要するに国からの補助金というはひもつきで、こういうふうにやりなさいと、使いなさいということで指示されるわけですが、交付税ということになりますと、自治体で自由に使ってくださいと、こういうことになるわけでありまして。こういった政策については、これまでの内閣でもやろうとされてきたわけですが、なかなか官僚の抵抗でできなかったということでありまして、そういった中でも、やっぱりこれが時代の流れといえますが、これからどんどんそういった方向で進んでくるというふうに考えられるわけでありまして。

そういったことから、それを今度、交付税として一括で来ても十分有効な使い方ができるように、市としてもいろいろとそういったことについて勉強とか、一言で言いますと、行政

処理能力というんですか、そういったことについてアップするように努力されることをよろしくお願いします。

○議長（明智忠直） 島田議員の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（鈴木正美） 地方分権そのものが、今、島田議員もおっしゃったように、最終的には財源も地方にくれと、その代わり地方もそれなりに切磋琢磨して、自分の所のことを一番知っている、地方自治体のことは地方自治体がやるというのが、究極の地方分権の目的ですから、それに応えられるような形で、それぞれの地域についてよく知っている地域の皆さん、あるいは職員、それぞれが、先ほど協働というお話が出ましたけれども、そういったものを踏まえながらまちづくりをやっていくと、そういう時代が最終的には一番いい姿なのかなと思います。

ただ、政策形成能力というのがよく言われますけれども、それについては、なかなか通常の仕事、合併後のいろんな形で追われている部分もあるのかなというふうに私も感じておりますけれども、そういった面についてこれから切磋琢磨していかなければならないと思いますので、職員の皆さんにもそういった形で求めていきたいと思います。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） では、3番目の行政サービスの充実について再質問させていただきます。

行政サービスの向上ということが合併の一つの目標とされていたわけでありまして、これを個別に判断するのは難しいといったような答弁がございました。行政サービスも範囲が非常に広いわけでありまして、一つは、学校の耐震化等、合併によって財政が豊かになったということでそういうことができたというようなお話がございました。こういうことについても一つの大きな行政サービスというふうに受け取っているわけでありまして、私が聞きたかったのは、もっと身近な行政サービスと申しますか、企画課長は答弁の中でおっしゃっていましたが、学童保育とかそういうことなんですが、学童保育については、私も同僚議員と視察に行きましたけれども、市内15校中14校で実施されていると、だいぶ増えてきて、それに通っているお子さんも見てみますと、本当に楽しそうにやっておられました。

今、兄弟が少ないといったようなこともございまして、大勢の年の違う子どもらがいろいろなことに取り組んでいて、すごく上下関係といいますか、学校は同級生同士ですけれども、学童保育は1年から3年までいますので、いろいろ小さい人が大きい人に面倒を見てもらっ

たり、そういう場面もありまして、本当に人間関係の形成にもすばらしいなど、そういうふうに感じたわけでありまして、親にとっては安心して預けられるといったような利点もあって、このサービスはいいサービスだなというふうに感じたわけであります。

反面、下がったものもあるのではないかなというふうに思います。今年の3月議会で私が質疑しました、健康増進センターの使用料についてですけれども、料金を徴収することについては、サービスに対する負担の公平性と、こういった観点からこれは了解しておりますけれども、金額の設定については、なお微調整が必要とされているんじゃないかなというふうに感じています。

65歳以上の割引の特例がなくなったことも、これはサービスが低下していると感じられます。高齢者から一般と同じ料金を取って、どれほどの増収効果が見込めるのか分かりませんが、逆に割引をして、安くしますからぜひおいでくださいと勧誘をして、今、市が力を入れている介護予防の効果、あるいは医療費低下の効果等を引き出したほうがよほど有効活用になると思います。

健康増進センターについての自分の考えを述べたわけでありまして、サービスの低下が見られるというのはそんなにあるわけではありませんけれども、一例としてこんなこともありますよということを挙げさせていただきました。

そのほかにもいろいろとあろうかと思います。一部の関係者だけが恩恵を受けるとか受けないとかそういうことで、市民の大部分の方にとっては何もなかったというような話になってしまうのではないかなというふうに感じています。これ、何らかの形で合併の成果というものを市民の皆さんにお知らせする必要があるのではないのでしょうか。

それと市民の協働について、先ほど具体的な例、市長のほうからも協働についてというような形でお話がございました。市民との協働によるまちづくりについては、いろんな所でこういった言葉を最近見かけるようになりました。旭市の総合計画にも冒頭の部分に、市民参画と協働を重視した計画ということで載っております。これからの市の経営には欠かせないものだろうと思っています。市民との協働でさらなる市民サービスの拡充につなげていくためには、これからどのような分野でどのような活動を必要と考えているのかお伺いします。

○議長（明智忠直） 島田議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、先ほど答弁を求められなかったわけでありまして、健康増進センターの料金なんかの問題がございました。島田議員おっしゃられましたように、

他の施設が有料で活用をしていただいておりますものですから、それに合わせての改正であったわけであります。これはもう当然、年配者の皆さん方の健康増進ということを目的に作っておるわけでありますから、その皆さん方が健康で医療費も何もかからないということになれば、当然お金が浮くわけでありますから、そうしたら今度は無料化でも何でもできるわけでありますから、決して見直さないというものではありませんから、そういった面で、その辺も十分見ながら料金に反映をしていきたい、そのように思います。

それから、市民との協働という問題でありますけれども、行政のほうは、やれと言われれば行政で何でもやれるんです。ただ、行政は行政そのもので金もうけはやっていませんから、当然それは市民の皆さん方にはね返っていくわけでありますから、市民の皆さん方にもできるところは市民の皆さん方で実行をしていただければ、それだけ今度負担が軽く済むわけがありますので、そういった意味で、市民の皆さん方にお手伝いをしていただきながら、どうしても行政でやらなければならないところはしっかり行政で取り組む、そういった形をこれからはとっていかなければならないだろう、そのように思います。

特に働く人が減ってお年寄りの割合が増えるということになれば、これは否応なく医療費でも何でもかさむという格好になってくるわけでありまして、それを若い皆さん方が全部負担するということになりますと、若い皆さん方が幾ら働いても働き切れない、払い切れないという形になってしまいますから、そういった面を防いでいくためには、どうしても自分たちでできるものは自分たちでやってもらうという形をとらないと、本当の意味で負担の軽い、そしてサービスの充実したまちづくりというのはできないわけでございますので、その辺も十分ご理解をいただきたいと思います。

どんな形で市民に説明をとということでありますけれども、この26日から地区懇談会を予定しております。大勢の皆さん方に集まっていただいて、率直な意見交換をしたいと思っておりますし、同時に、今、市が実行しているようなこともしっかりと市民の皆さん方に説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） この26日から住民の皆さんの意見を聞く会合が行われるということでありますけれども、そういった中で、協働ということになれば、市としては、パートナー、これが必要になってくると思われますけれども、私の周りにも定年になって暇そうにしている人を結構見かけます。まだまだ若くて何でもできそうな方々で、こういう経験も知識も、ま

た時間もある方、協働のパートナーとしては最も適しているんじゃないかなというふうに思っておりますので、市はこういう人たちをターゲットにして協働の画策というものをしてみてもいいのでしょうか。

○議長（明智忠直） 島田議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、お答え申し上げます。

どういう形でPRをして引き込んでいくか、それは非常に重要だろうと思います。今現在、一例を申し上げれば、例えば広報紙なんですけれども、これには毎月、例えば市民公益活動団体というような取り上げ方で、今こういうことをやっていますからぜひ参加してみてもいいかなというような紹介を、これは毎月やっています。そういうところに参加できない場合も当然あります。

協働していく上で地盤、要するに基礎となる部分はどこかという話になりますと、それぞれの活動している地区があると思います。これは各行政区というような形で考えていただいてもいいと思うんですけれども、これはいわゆる町内会ですね。そういったところがコミュニティ構築の基礎になるんじゃないかということで、そこが少しでも活発な議論ができるように、その活動する拠点ということでコミュニティ施設の育成の事業をやっていく、そういったことも実施しています。

それからあとNPOなんかの育成もうちのほうでやっているんですけれども、これはなかなかこういう田舎では実績はやっぱりありません。

あと、この窓口を今、企画課の地域振興班という所に一本化して、それでPRをどんどんしていきましょうという形でございますので、さらに工夫しながら、引き込めるような形、いわゆるリタイヤ組にアプローチできるような方策をちょっと考えていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○議長（明智忠直） 島田議員。

○2番（島田和雄） どうもありがとうございます。

それでは、続きまして、（４）番目の新市建設計画についてでありますけれども、合併特例債、それから４項目の補助金等について、事業名と金額についてお答えをいただいたわけでありまして、その中の合併特例債ですけれども、270億円くらいの使用可能額があるという中で、150億円くらいをこれから総額で使っていきたいと表明されているわけですが、この150億円と決められました根拠とございますか、それはどういうものなのか。

これから予定をしているこの事業費の合算なのか、それとも返済を考えてこのくらいが返済可能な範囲かなと考えたのか、その辺をお伺いします。

また、これから予定している事業はどんなものか、お伺いします。

それと、市町村合併推進体制整備費補助金の残額約4億円ということでしたが、この使い道は、これからどう使われるか考えておられるかお伺いします。

また、交付税の包括的特別交付税措置、合併直後の臨時的経費に対する財政措置、この2項目の使い道について、説明がまだはっきりされていないというふうに受け止めましたけれども、その辺どうでしょうか。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） それでは、合併特例債の150億円とした根拠ということでございますが、これはもう島田議員も合併推進協議会の中の委員もやられておりまして、そういった中で、新市建設計画というのは、これはもうベースになっております。その新市建設計画がベースで、さらに今度は新基本計画というものの、10か年の計画を作ったわけですが、その中の事業を積み上げまして、その中で合併特例債がかかるであろう額は、これは建設事業に対する枠が272億4,000万円程度ですけれども、その中で150億円程度であると。それからもう一つは、基金造成にかかる部分というものがあるわけですが、これが17億6,980万円ということで、これは予定どおりほぼ100%、これは3年間で終わりましたけれども、そういったことで、全体としては基金と形成事業分を合わせますと、290億円の枠の中ではほぼ57%くらいでいくんじゃないかという計画が、これは新基本計画の策定時点で積み上げた数字であると思います。

それから、合併特例債の今後の予定ということでございますけれども、この中には、今後、今年も含めまして、防災基盤の整備事業ですとか、これは今年、来年、それから上水道事業の出資金、それから、だいたい継続になりますけれども、街路の整備事業、それから旭中央病院のアクセス道、それから飯岡海上連絡道、それから学校給食センターの建て替え、それから学校関係で、矢指小学校ですとか飯岡中学校ですとか、そういったものが今後出てくるのではないかと考えております。

それから、市町村合併推進体制整備費補助金、これについての今後の予定ということでございますけれども、（仮称）下宿ふれあい公園整備事業については、今年と来年にかけてですから、来年もこれは予定されます。それから、来年以降の予定につきましては、まだ今の

ところ未定でございます。

それから、交付税関係で、4項目の補助金の中の交付税の項目について説明がなかったということですが、これは補助金と違いまして一つの事業に充てろというものではないのは、これはもう議員もご存じだと思いますけれども、交付税ですから、あくまでも一般財源という形で結果はなってしまう。ただ、交付税上の名目がございまして、交付税の算入の名目としましては、やはり先ほど議員が言われましたように、合併直後の臨時的な経費に対する財源措置というものが、これは普通交付税ですね、5か年間、それから、特別交付税のほうもやはり同じですが、合併を期に行うコミュニティの育成ですとか、そういった料金格差、そういったものの調整、そういったものを含めて財政措置をしますよという趣旨がございまして、ただ、結果としましては、交付税ですので、基準財政需要額、それから収入額の差し引きで一般財源として交付されたものであることは、ご承知のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 分かりました。

それでは次に、合併特例債についてでありますけれども、これは有利なものだが、借金は借金だ、慎重に使いえといったような指摘があります。8月10日の朝日新聞にも、平成の合併第1号、兵庫県篠山市が合併特例債を使い過ぎて財政再建を出したような事態になったと報じられています。一方で、同じ記事の中で、堅実な使い方をすれば特例債は地域づくりの武器になるとも報じられているわけでありまして、要は、市財政の見通しをしっかりと持って、返済可能な範囲を把握した上で、市民生活に直結した、いずれ整備しなければならないものは積極的にやっていただきたいと思います。

そういった意味合いからしても、手前みそになりますけれども、海上町のこの排水問題、新市建設計画にもものっている中でも実施されない数少ない事業です。海上町としては大きな課題でありまして、先輩議員の皆さんも何人もこの質問をされてきました。ぜひ合併特例債を活用してこの事業を実施していただけるよう、よろしくお願いします。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 海上町の排水問題というのは、私も自分で現地をきちんと調査させていただいて、コミュニティバスがあの水の中に沈んだのもよく見ていますし、そういった意味で、これはもう絶対にやらなければならない事業、そのように心がけております。ですから、

どうやったらできるだけ市の持ち出しを少なくしてできるのか、そういったものもしっかり踏まえながら、これはもうきちんとやりたいと思っていますから、どうぞひとつ皆さん方のお知恵もかしていただきたいと思います。

- 議長（明智忠直） 一般質問は途中でありますが、3時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時35分

- 議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、島田和雄議員の一般質問を行います。

島田和雄議員。

- 2番（島田和雄） では、続きまして（5）番目の市財政の見通しについてということでありますけれども、財政課長のほうから、合併算定替えがなくなったことによって15億円以上減るとような答弁がございました。減った分は人件費等で減らして最後に帳じりを合わせるということだろうと思いますけれども、ここで質問では、数字云々ということではなくて、考え方をどうするかということでちょっとお伺いしたわけでありますけれども、財政課長が答弁されたことをグラフにちょっと私考えてやってみたんですけれども、ちょっとグラフを見ていただきたいと思います。これを見ていただいたほうが理解がしやすいということでありますので。

これは収入ラインです。主に交付税。これは平成17年、合併して10年間は一定の水準で交付税が来ると。全体の収入もこういった感じでいこうだろうということです。5年間で15億円くらい減ると。それからまた今度、算定替えで一定の水準になるというように今考えをしたわけですが、赤い部分が歳出ですけれども、歳出についてはこれに合わせるわけにはいかないと。主に人件費の削減ということを考えまして、これに合わせては無理だろうと。少しずつ少しずつ、最終的にこの32年で帳じりを合わせると、こういったことを市としても考えていると思うんですけれども、そうしますと、この収入と支出がだんだん開いていくということが考えられるわけです。27年度はこれがピークになると。今20年度でこのくらいですけれども、最終的に32年度で一緒にしていけばいいだろうというように考え方をされていると思うんですけれども。

市は、この部分、これは自由に使える、どう使ってもいいと、そういうふうに考えられると思うんですけれども、この辺についてどのようにこれから使われていくか、ちょっとお伺いしたいと思うんですけれども。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 合併のこと、交付税に限ってそのようなお話で15億円、人件費等は減っているんだから、その財源は多少、その三角の部分ですね、浮いている部分はあるだろうと。これは確かに一つの余裕としてはあると思います。それが結果的に、例えば投資的経費、例えば合併特例債がきいたとしてもこれは最終的には3割負担がありますし、全部合併特例債でやっても一時的には幾らかの金はある、それから合併特例債のない事業もやっているわけです。こういったものは、さっき言いましたように、学校改修でも既にもう58億円くらいやっています。こういった市はこの近隣ではないと思います。そういったことで、少しその部分の三角の部分があるために、こういう事業はやっぱりできているのかなということがあります。

それからまた、歳出、そのところになれば、人件費も今どんどん下降していますけれども、これはある程度のところで、人件費はゼロになっちゃうということはありませんので、ある程度まで限界というのは出てくるのかなと考えております。

そういったことで、今、割合余裕があって事業がこなされていけるという部分は、そういった交付税のところ、そういったものがあるのでできているのかなということで、この辺は10年、15年先の話はちょっと難しい話なんですけれども、いずれにいたしましても、そういったものに合わせながら、例えばそういった仮に余裕があるのであれば、15年後のためには貯金も少し残していったらいいだろうと、そういった形、そういったものを少しずつ考えて、財政運営というものはしていく必要があるのかなということを考えております。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） そういった財政課長答弁がございましたけれども、15年後以降はそんなには余裕はないといった中で、やはり今この余裕が十分確保できるときに、将来に備えて基金の積み立てとか、あるいはそういったものをしておいて、いろいろと想定外の支出というようなものもあるかと思いますので、この辺、十分意識して将来に備えていただきたいなというふうに思っております。答弁は結構です。

それから次に、6番目の歳入の確保についてということでありますけれども、さまざまな

取り組みによって、徴収率の低下傾向に歯止めをかけるとなっていたわけですが、徴収率としてはあまり上がらなかった。これまでこの実行した取り組みが十分な効果が出なかったというようなことになるのかどうか、お伺いします。

また、未利用資産は市にどんなものがどのくらいあるのか、これを処分するに当たっては処分の仕方に決まりがあるのかどうかお伺いします。

○議長（明智忠直） 島田議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（野口徳和） まず、徴収率の関係ですが、まず出だしの17年度、18年度については、徴収率については確保できた。ただ、税源移譲によりまして、現年課税については大きく目標を下回ってしまったということで、残念ながら目標の徴収率のほうにはいかないと。ただ、これ、目標につきましては、県内の市の平均を目標にするということです、低い目標にしたなら何もならないし、そのくらいの目標ではないかなと思っています。

○議長（明智忠直） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 未利用資産はどのくらいあるのかというお話と、どのような方針でということでございます。

市の未利用資産というのは、今回、アクションプランで処分できるであろうと載せた面積約3.2ヘクタール、ただ、これを含めまして未利用資産というのは全体で22ヘクタールくらいあります。ただ、22ヘクタールあるといっても、これは実際には飯岡地先の海岸の砂地、そういったところ、それから中谷里ですとか仁玉ですとか神宮寺のほうのいわゆる保安林みたいなところ、実際には現実的には処分できないようなところ、そういったものがもう8割程度を占めておりますので、アクションプランで出した処分できるであろう面積はそのくらいであろうということで申し上げております。

その処分等の方針ということでございますけれども、今の明確なものとして、これをこうしますというものはございません。ただ、いろいろな問題のない部分については、例えば道路ですとか境界ですとか、そういったものがはっきりしているところで使う見込みはないというものは、処分をいたしているところです。

今後につきましては、やはりある程度方針を持って、こういう形で利活用も含めまして処分の方針というようなものをこれからつくればよいなということで、今検討しているところでございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） 分かりました。

徴収率の問題ですけれども、いつも税務課長には徴収率、徴収率ということでやかましく言って申し訳ないんですけれども、逆にこの課税額を引き上げる方法、つまり市民の収入を増やす方法を議員のほうも考えてくれと課長から要望されたことがありました。そのとおりだと思います。これは税收アップのための車の両輪だろうと思います。その一つの解決方法が企業誘致だと考えております。日華化学は神栖市のほうへいずれ移転してしまいます。大変残念ですが、このままでは税收が減ってしまいます。企業誘致が実現すれば当然税收は増えると、誘致の見通しはあるとただいま答弁いただきましたけれども、それが公表できるものであれば、交渉中ということで慎重を期すということであれば結構ですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（明智忠直） 島田議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 契約がまだ済んでおりませんので、守秘義務がございますので、業務内容について説明したいと思います。

1社についてはプラスチックの原料の再生・加工販売と、もう1社については生鮮野菜の包装、それから冷凍野菜のペースト等々の製造というふうに聞いております。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） どうもありがとうございました。

何としても慎重に交渉していただきまして、誘致を成功させていただきたいと思います。

それから、未利用資産の処分につきましては、将来にわたって使用しないだろうと判断できるものは処分してもよいと考えられますけれども、何らかの利用が考えられる場合は慎重に処分をしていただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） その辺も含めまして、できるものはやるし、また、できないものはいろいろ検討して、ケース・バイ・ケースによると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（明智忠直） 島田議員。

○2番（島田和雄） 次に、7番目の歳出削減についてお伺ひします。

人件費のほうは順調に削減されているように感じました。

次に、行政評価システムの取り組みについてお伺いします。

まだこれは検討中ということでありましたけれども、これについては2年前、18年9月議会でも提案を私はしましたけれども、そのままになっていたということで、アクションプランにも示されているものを見ますと、次のように書かれています。この行政評価を活用して最小限の経費で最大の効果を上げるよう、事業の重点化、効率化を図る。また、評価の結果を予算編成と連動させるともなっています。

こういう説明を見ますと、行政評価というものは大変重要なシステムだろうと感じております。私は、このアクションプランの根幹を成す考え方ではないかなというふうに思っております。行政評価制度について市はどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 行政評価の関係なんですけれども、最初の答弁で申し上げたとおり、まだでき上がっていない、これが実情でございます。

ちなみに、国・県でどういう取り組みをしているかを簡単にご紹介申し上げますと、国なんかですと、国の事業に対して3,700ほどの政策評価を実施していると。県は、40というプロジェクトに対して646の重点事業の評価をしている。こういった形でございます。

冒頭に申し上げましたとおり、実際に予算を要求する段階で、この事業についてはどうだったのかという各課の評価を入れる欄がございます。ここを見ながら今は予算措置を財政のほうでしている。そこが一部そうなんだろうなということであちのほうはとらえております。その部分を全部、評価できるのか、評価システムに組み込むことができるかということ、現段階では、職員の手間と、要するに費用対効果を考えたときにどうなのかということで、今二の足を踏んでいるのが状況である。要するに国・県に対して、国・県であっても非常に大きなものでしか評価はしていないというのが実情でございます、そのライン引きがちょっと難しいなと。

あと、今うちのほうで考えているところなんですけれども、基本計画の中で、これは5か年の計画があります。19年度から始まっています今年2年目、来年3年目です。中間年には何らかの形でその部分については評価を出していく必要があるだろうと。その部分までに何か形のあるものにとらえていければなと、そのように考えておる次第です。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

- 2 番（島田和雄） 行政評価は、なかなか実際に実行するのはいろいろと障害があるという
ような答弁で、困難性があるというようなことでありましたけれども、効果のほうを見ます
と、すばらしい効果が示されているわけでありまして、そういった効果を私どもとしては、
ぜひ求めたいわけでありまして、県も重点事業についての評価をしているということでござい
ますけれども、市としましても、できる部分からでも結構ですので、こういったことに取り
組んでいただきたいと、そういうふうに思います。よろしくお願いします。

続きまして、2 項目めの農業資材の高騰対策についてお伺いします。

先ほどの午前中の滑川議員の質問と重複する部分がございました。その部分については割
愛させていただきますけれども、この高騰対策の取り組みの一つとしまして、省エネ機械、
省エネ暖房機への買い替えのときの支援をされるというのがありました。もう一点は、飼料
米の話が出てきました。飼料米に取り組んで、このえさの高騰対策にどの程度の効果が確認
されたのかお伺いします。

- 議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

その前に、島田和雄議員、あと残り時間 3 分でありますので、簡潔に整理をして質問をお
願いしたいと思います。よろしくお願いします。

答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） 今のえさ米の関係でありますけれども、まだ効果というのは、今
年 20 年から開始をして、この秋から給与をするということでご理解いただきたいと思います。
キロ 50 円で畜産農家に買い上げをいただいております。ただ、このキロ 50 円というのは、い
ろんなトウモロコシ等から比べるとちょっと高いのかなという感はしますけれども、これか
らえさが買えなくなってくる、そういう時代も畜産農家は想定があるということで、これは
継続して取り組みをしたいということで現在進めております。

- 議長（明智忠直） 島田和雄議員。

- 2 番（島田和雄） それでは、次の質問ですけれども、市として、この農家の窮状を見てい
ろいろと対策を検討されたと思います。そういった中で、実際にはまだ実行されていないと
いうことだろうと思いますけれども、どのような検討がされていたのかお伺いをします。

- 議長（明智忠直） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

- 農水産課長（堀江隆夫） 現在、市のほうで 2 点ほど若干考えていることがございます。

1 点目としましては、今までお答えしました省エネ対策としてのヒートポンプ、こういうものにつきましては、電気を使うわけでございます。この電気を使う部分につきましては、夜間の割り引き料金が農業者に使えないかどうか、これをぜひ市として関係農業者の方と一緒に、関係企業とちょっと協議をしてみたいなというふうに考えております。夜間電力は相当安いということで聞いておりますので、これをひとつ使えるかどうかということで、これから進めていきたいというふうに考えています。

それともう一点は、いろんなものが上がっていますけれども、特に肥料の高騰が、えらい、今物すごく上がってきております。この肥料の高騰につきましては、我々も、海外からいろいろ来ておるというようなことで、一時的なものではない、これは相当続くということで考えております。そういった中で、特に旭市につきましては、いろんな畜産、これが盛んな市でありますので、ここの畜産から出ますたい肥、これを有効活用したいなと。そこで、肥料を押さえないというようなことで考えております。

以上であります。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2 番（島田和雄） その畜産のたい肥でありますけれども、旭市にはふんだんに畜産関係のふん尿があります。これを有効に使っていただきたいと思うわけでありまして、使うには、化学肥料に比べますと使い勝手が悪いといいますが、作物に施しにくい、また成分なんかははっきりしないと。そういったことで、使い勝手をよくするような研究といいますが、そういったものをやっていただきたいなというふうに思っております。

○議長（明智忠直） 島田議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、議員おっしゃいましたように、使い勝手という部分があります。相当、畜産経営の中においては、逆に本当に使いやすく、いろいろ今作っていただいている方々もいます。特に我々が考えているのが、使い勝手という部分よりも、実はたい肥散布、これがなかなか個々ではできないということで、このたい肥散布を例えば水田等ありますと、請け負う集団、これを育成することが重要かなと。実は国はこの請け負う集団をコントラクターを称しまして、今育成に努めております。このコントラクター等がたい肥散布を請け負いますと、国の補助金の中でたい肥散布につきましては、初年度、たい肥の運搬につきまして1ヘクタール当たり1万円、あるいはたい肥の散布につきましては1ヘクタール当たり初年度1万4,000円、いろんな実は国の支援策もございます。あるいは機械への支

援もあります。こういうものを使いながら、市の中でうまくたい肥が回るようなシステムを考えていきたい、そういうふうに考えております。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） どうもありがとうございました。

それでは最後に、銚子市立病院の休止による旭中央病院への影響についてということで、どのような影響が出ているかということをお聞きしますけれども、そんなには今のところは影響はないということをお聞きしましたけれども、これからどんどん増えていくといったことが予想されると思います。そういった場合の病院スタッフ、これが大変だろうと思いますが、過労で倒れられてしまっは本当に元も子もないということで、受け入れ体制ですか、これはこれから整備されていくということでしょうか。特に救急についてお伺いします。

○議長（明智忠直） 島田議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 現在どおり対処していくつもりであります。特別、銚子がどうかどうだということではございませんで、しばらくこのままの体制でいこうということとあります。いずれにしても、平成23年1月に新棟があとできませんと、機能的にはそれほど改善するということは望めませんので、一刻も早く新しい病棟をお願いしたいと、このように思っております。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員。

○2番（島田和雄） ちょっと時間が迫ってきてしまいましたので、最後に、この3番目の医療関係者の受け入れということでお伺いしたいんですが、7対1看護ということが、病院としてはこれの実現が大目標となっている中で、看護師の採用について、9月3日と4日に説明会を実施したということとありますけれども、なるべくこの機会に多くの看護師の方を採用して、ぜひこの7対1看護を実現していただきたいと、こういうふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（明智忠直） 島田議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） そのように努めていきたいとします。

○議長（明智忠直） 島田和雄議員の一般質問を終わります。

高 橋 利 彦

○議長（明智忠直） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（ 21 番 高橋利彦 登壇 ）

○ 21 番（高橋利彦） 21番、高橋です。一般質問を行います。質問は、大きく分けて3点です。

まず初めに、人事について質問をいたします。

これという企業のない我が地では、公務員になりたい、またさせたいと思うのは、本人はもとより、親にとっても願望であります。まず一つ目として、職員の採用について伺います。

市役所、病院、消防など職員の採用の方法と採用基準、それと今年の採用者数、そして他の市町からの採用があれば、その市町からの採用人数について伺います。

二つ目として、職員の昇給昇格についてであります。当然のこととして、条例などの基準により行っていると思いますが、合併後どのような状況になっているのか伺います。

大きな2点目として、病院について質問いたします。

我がまちの病院ということで作られた全国の自治体病院、今、大変な経営の危機となっています。そういう中、我が市では予算規模三百数十億円、それにかかわる借金が二百数十億円の病院計画の予算、経過も含め、議会において全くと言ってよいほど何らの説明もなく、そして質疑もなく予算が決定しました。そして、この9月議会でさらに20億円を超える追加の補正予算、病院建設が始まったら、建設費が幾ら増えようと歯止めをかけることはできないと思います。そして、既に隣の銚子市の病院は事実上の経営破綻、人ごとではありません。旭中央病院がこのような事態になったら、その規模は銚子市の十数倍、市長が口ぐせに言っているように、とても旭市で支えられるものではありません。また、絶対にあってはならないことです。

そこでまず一つ目として、病院建設等の総予算額についてであります。コンサルタント会社、建設会社などに委託した準備段階から事業が終了するまでの総予算額を伺います。

二つ目として、建設にかかわる国・県の補助金はどうなっているのか伺います。

三つ目として、建設のための自己資金はどのように準備してあるのか伺います。

四つ目として、建設のための借り入れ額と借り入れ先はどうなっているのか伺います。

5点目として、病院経営の考え、方針についてであります。全国に約1,000ある公立病院の多くが、赤字が膨らみ経営の危機に立たされている中で、現状、国は自治体に対し今年度中に公立病院改革ガイドラインを公表し、経営効率化すること、再編ネットワーク化、経

営形態の見直しは5年程度としているが、市長、病院長の考え、そして方針について伺います。

3点目として、下水道について伺います。

下水道のあるなしは、文化都市かそうでない都市の基準だと言われます。しかし、そうは言っても、設置者、そして受益者双方に大きな負担がかかりますので、双方にとってメリットがなければ、幾らよいものであっても逆に負担となります。

そこで一つ目として、全体の計画面積と現在の認可面積、その進捗状況について伺います。

二つ目に、認可面積の総事業費の総額について伺います。これは予想でも結構です。

三つ目として、使用料収入と事業にかかわる不足分の市からの補てん額、つまり市の一般会計からの繰り入れ額について伺います。これは19年度で結構です。

四つ目として、基本料金などの使用料について伺います。

五つ目として、認可計画終了後の計画について伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） それでは、高橋議員の質問の大きな2点目の5、病院経営の考えということについて私のほうからお答えをいたしたいと思います。

今、ちょうど中央病院の経営の改善に関しましては、国の自治体病院の経営改善のアドバイザーになっております松山先生、樋口先生、両先生に入っていて、今、検討委員会を立ち上げて検討していただいております。その諮問を受けた後で方針を決めていきたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） 今、市長が答弁されたとおりでございます。

○議長（明智忠直） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 私のほうから人事についてお答えいたします。

まず、職員の採用でございますけれども、すべて公募でございます。それで、1次試験でございますが、東総広域市町村圏事務組合を通じまして、千葉県市町村総合事務組合で実施いたします合同採用試験に参加して実施しております。試験の内容でございますけれども、

これは上級試験と資格免許職というのがございまして、これは資格免許職と申しますのは、保健師、管理栄養士、保育士等々でございますが、択一式の一般教養試験と専門試験を実施いたします。それから、初級試験のほうは、択一式の一般教養試験と作文試験ということで実施しております。それとあと消防職でございますが、択一式の一般教養試験と作文試験、それから消防職の場合には、これに体力測定が加わります。

この受験資格でございます。基準ということがございましたけれども、これは千葉縣市町村総合事務組合の採用試験合同実施要綱に準じております。そのようにして実施しております。

それから、今年度の応募でございますが、これは7月5日から試験の案内を配布いたしまして、8月10日に締め切ったものでございます。一般行政職の上級でございますが、これは採用予定人員が若干名ということで、申し込み者数が64名、うち市内が46名です。それから、一般行政職の初級、これも若干名でございます、申し込み者数が23名、そのうち市内が13人でございます。技術職、土木の上級が、申し込み者数が2名で、そのうち1名が市内でございます。技術職の電気上級、これが申し込み者数が6名で、市内が4名でございます。それから、保育士職でございますが、申し込み者数が27名で、そのうち市内が16名でございます。それから、消防職の初級、これが申し込み者数が17名、そのうち市内が12名でございます。病院職の上級、これが申し込み者数が14名で市内が11名でございます。病院職の初級、これは身体障害者が対象ということになっておりますが、申し込み者数が1名で、1人、市内の方でございます。合計が154名で、そのうち市内が104名でございます。

それから、本年度採用の職員でございますけれども、そのうちの市内と市外のことについてお答えいたします。

まず、市役所のほうなんです、13名いまして、市内が7名、銚子市が2名、匝瑳市が1名、香取市が1名、あとは東庄町が1名、横芝光町が1名でございます。それから、消防職は、8名すべてが市内でございます。

続いて、昇給昇格についてお答えいたします。

職員の昇給昇格については、「旭市職員の職務分類、初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則」に基づいて実施しております。昇給につきましては、1年間良好な勤務成績であった者の昇給を、4号給を基本として行っております。ただし、55歳以上は2号給ということになっております。これ、従来は1年に1号給だったんですけれども、平成18年度の給与構造改革で、それを四つに分けまして、きめ細かく上げるようなことができるようになって

おります。

次の昇格でございますけれども、産休の職員までは、先ほど申し上げました規則に定める級別資格基準表というのがございます。それで何年というふうに書いてありますので、その基準に達すれば昇格ということしております。いろいろあった方はまた別でございますけれども。

それから、4級主査以上の職員の昇格、4級主査と申しますと従前ですと係長という格付になるわけでございますけれども、これらにつきましては、学歴、それから経験年数と勤務成績等を勘案いたしまして昇格を行っております。この勤務成績の判定でございますけれども、うちのほうでは、勤務評価に代えまして、毎年暮れに各課長との人事ヒアリングというのを実施しております。そういうものを通じまして得た情報を基にいたしまして、上司と相談しながら決定しております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 私からは、職員の採用についてお答え申し上げたいと思います。

病院は大変多様な職種が多いものですから、採用とまたやめる方も大変多いものですから、非常に説明が分かりづらくなりますので、あえて19年度と18年度でその職員数の職種別の比較を申し上げたいと思います。これは、正規職員と臨時職員を合わせた数で申し上げます。といいますのは、専修医、研修医はまだ臨時職員の扱いをしておりますので、合わせて18年度は1,654人おりましたけれども、19年度末ですとプラス27人の1,796人になっております。その内訳といたしましては、まず医師が、これは増減でありますので、プラス16名です。それから看護師がプラス5人、それから医療技術者がプラス7人、それからその他の職種がマイナス1ということで、全体では19年度末は前年度に比べましてプラス27人という状況になっております。

それから、昇給昇格の関係でございますが、まず昇給については、これは市長部局と同じように年1回4月に昇給を行っております。内容的には、先ほどの総務課長の答弁と同じように、年4号の昇給ですけれども、55歳を超える職員については2号の昇給ということになります。それから、昇格でありますけれども、病院では原則的に4月1日または10月1日に人事評価によって昇格を行っております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 病院再整備室長。

- 病院再整備室長（鍋木友孝） 私のほうからは、病院のところの（１）から（４）までを答弁させていただきます。

まず、建設の総予算ということでありますけれども、これまで再整備事業のほうですけれども、全体事業費を約317億円と考えてきたところでございますけれども、このたび資材の高騰によりまして22億円増額させていただきたいと考えております。そうしますと、合計金額ですが、338億9,449万6,000円でございます。なお、期間ですけれども、これは平成18年度から24年度までの6年間ということになります。

それから、（２）番の建設費にかかわる国・県の補助金ということでありますけれども、県からの財政融資として、午前中の答弁でも言いましたように、千葉県公的医療機関整備事業補助金というのがございます。こちらのほう、7月末から県のほうと具体的な協議に入っておりまして、金額につきましては、今年度から23年度までの4年間で23億8,000万円であります。さらに県におかれましては、旭中央病院の果たす役割を考慮しまして、さらに増額というのを検討していただいていると聞いております。

それとまた国のほうですけれども、結核患者収容モデル病床事業というので補助金があります。こちらのほう、金額はおよそ4,000万円程度でございます。ですけれども、補助金同士の重複というのはないというようなことでありますので、その分は県の補助金から控除されるというようなことであります。

それから、建設のための自己資金ということでありますけれども、19年度末における現金預金、それと有価証券の合計額でありますけれども、60億7,300万円でありました。昨年度が61億9,200万円ということで、ほぼ同額であります。

それから、（４）番の資金の借り入れ額と借り入れ先というようなことでありますけれども、こちらのほう、借り入れ金額は、以前の予定どおり限度額は209億円というようなことであります。建設費が予算上、約22億円増額しておるところなんですけれども、また一方のほうで県の補助金というのが見込めるようになった。23億8,000万円というのを見込めるようになりましたので、借り入れの予定額総額というのは変わっておりません。それと借り入れ先ですけれども、財政融資ということで国のほうの資金というのと、国の方針でもありまして、一部民間の資金というのも借りるようなことで考えております。

以上です。

- 議長（明智忠直） 下水道課長。
- 下水道課長（中野博之） では、私のほうから3項目めの下水道についてということでご回

答いたします。

まず、１点目の全体の計画面積と現在の認可面積、その進捗状況はということでございます。下水道の全体計画区域は、ＪＲ旭駅・干潟駅を中心とした市街地及び両駅を結んだ幹線道路沿いの990ヘクタールでございます。事業認可の区域でございますけれども、この全体計画区域のうち、ＪＲ旭駅を中心とした区域202ヘクタールの事業認可を取得しておりまして、平成23年度までに整備をする計画でございます。平成20年３月末における供用開始区域につきましては、認可区域202ヘクタールに対しまして153.7ヘクタールでございまして、約76%の整備が完了したというようなことでございます。

次に、２点目の認可計画の総事業費ということでございます。現在、平成19年度までの実績、それから本年度までの予算、それと21年度以降23年度までの計画ということでございますので、まだ確定した数字ではございませんが、23年度までにおける事業費といたしまして計画をしているのが、約133億5,000万円ということでございます。

次に、３点目の使用料の収入と事業にかかわる不足分の市からの補てん額ということでございますけれども、平成19年度、昨年度の実績といたしまして４億1,856万2,000円の一般会計からの繰り入れを行っているところでございます。これにつきましては、使用料の収入が5,096万1,000円でございます。その部分から支出する部分を差し引いたものということでございます。

次に、４点目の使用料でございますけれども、当市の使用料の設定につきましては、２か月20立米までが2,520円という形の固定、それからそれ以上ものについては従量制ということで設定しております。ちなみに１か月当たり20立米でそれぞれの他の県内の事業体等を比較しますと、当市は2,625円という形でございまして、県下で３番目の料金になっているというようなことでございます。

それから、５点目の認可計画終了後の計画についてということでございますけれども、現事業認可が平成23年を目標に順次整備を行っているところでございます。ということで、23年度までには事業認可の変更を行わなければならないという必要がございます。下水道の事業と申しますと、都市計画との整合ということでございますので、現在、合併後の都市計画の見直しを21年度をめぐりに進められているということでございますので、その見直しと整合を合わせたような形で、23年度までには事業認可の変更の手続きを行いたいというふうに考えております。

なお、認可計画終了後の整備計画につきましては、議会とも十分協議を進めてまいりたい

というふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） まず、最初の人事について、最初の採用の問題でございますが、先ほど総務課長から、消防職員8人はすべて市内だということでございますが、これは受験当時、合格当時も旭市の人間であったのか、それとも最近旭市の住人になったか、その辺をまずお尋ねします。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 消防職員でございますけれども、合格当時、市内だったというふうに認識しております。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） ただいま、合格当時、そういうことでございますが、私が調べた段階では市外の人間だったと思うんですよ。この職員の採用は、消防署の職員は特にここに体力ということが入りますので、学力双方の中で合格したと思うんですが、いずれにしても、この採用問題、我が旭市、それぞれ旧住民、古い住民でございますので、それぞれ案外縁戚が多いわけです。それと同時に、みんな古い人間でありますので、それぞれよく実情を知っていますし、またそれだけに親戚関係も多いわけでございます。

そういう中で、特に市長、また我々議員になりますと、人間というのはおもしろいもので、貧乏したら誰も相手にしませんけれども、ちょっとよくなれば、あの電線の引っ張りでも親戚になって、そんなものなんですよ。そういう中で結局、今度はそれで、こういう地域でございますので話題がありませんから、いや、あの議員とあそこの家は親戚だ、あそこはおばあさんが来たうちだと、そういう中で、何もなくても逆にみんな、ああ、あの議員の例えばおばさんのうちのせがれ今度市役所に入ったよとか、あそこの議員のせがれの嫁が市役所を受けて今度受かって市役所へ入ったとか、それから、あそこのうちに今度婿に来るの、あの議員の親戚で、今度試験を受かって婿に来るんだと、実際にあるかないかこれは分かりませんが、そういうことをいろいろ言われるわけですよ。

そういう中で、この採用人事、大分でも教員問題でかなり問題になりましたけれども、これは一般住民に疑問視されないような採用、特にやっぱり今職がないから、俗にニートというんですか、ああいうニートの方々が多い中で、この市役所、また消防でも病院でも入れば

これは一生保障されますので、そういう中では逆にいろいろとみんなのやっかみも入ります。そういう中で、やっぱりきちっとした採用、これはしてもらいたいと思うんですが、そういう中で、まず市長、どうお考えかお尋ねします。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） まさに高橋議員のおっしゃるとおりだろうと思います。そういった意味で、市役所の職員の採用試験に関しては厳正を旨としておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） そういうことで、市長、ひとつ採用については疑念を持たれないような採用をしてもらいたい。それと同時に、今、市外からかなり入ってきていますが、やはり今、旭市は、先ほども私が言いましたように、これという職がない中で、やはり旭市から優先して採るべきだと思うんですよ。それによってやはり税収も増えますし、また今少子化の中で、子どもが増えるわけですよ。それをよそから採ったら、税金は向こうの市にいつてしまう。それから、結局、遠くから通えばまた交通費とか何とかかかってしまうんです。ですから、そういう意味でもやはり市内優先、そんなに能力は変わらないと思うんですよ。その辺、どういうふうにお考えですか。

○議長（明智忠直） 高橋議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 私も高橋議員のお気持ちは大変よく分かりますけれども、やはり試験を厳正に執行して、その結果でございますので、なかなか地域で区切るということができないのが実情でございます。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） これは要望ですけども、そういう中で、結局、最後は面接という一つの切り札があるわけですけども、そういう中でひとつ市内優先ということで、これは要望でございます。

二つ目の今度は昇給昇格の件でございますが、まず昇格の基準ですか、これは先ほどの答弁でございますと、その職に2年以上いた人が昇格するというようなことを答弁いただきましたが、じゃ、この2年ぴったりで昇格した人が何人いるのか、例えば今年の4月でもいいです。2年ぴったりで昇格した人が何人いるのか、また、そういう中で1年で昇格した人が

何人いるのか、それが分かれば、当然これは課長はその辺は掌握しているでしょうから、お答えいただきたいと思います。

- 議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） 大変申し訳ございませんけれども、手元に数字がございませんので、後ほどお答えするようにしたいと思います。よろしくお願いします。

- 議長（明智忠直） 高橋議員。

- 21番（高橋利彦） そういうことであれば、後ほどその数字は出していただきたいと思いますが、私が調べた範囲では、2年で昇格した人がかなりいるわけです。また、1年で昇格した人もいます。それらは、どういう昇格基準に基づいて昇格したのか。最終的な切り札は、市長が認めた場合ということがあるわけですが、そこで、どういうことでぴったり2年で昇格したのか、その辺をお尋ねします。

- 議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） これは、先ほどお答えいたしましたように、各課長との人事ヒアリングというのが基本でございまして、その情報を、ですから学歴及び経験年数、それから勤務成績等、それから職員の能力、それから適性、業績というのもございます。それらを併せて検討して、その結果で上司に相談してということでございます。確かに短い昇格というのがあるのかもしれません。数字が今手元になくて大変恐縮なんですけれども。例えばその前の昇格があいてしまったというケースもあるかもしれません。その辺もちょっと調べてみたいとよく分からないなというふうに思っております。

以上です。

- 議長（明智忠直） 高橋議員。

- 21番（高橋利彦） そういういろんな理由があると思いますけれども、しかし、今、階級が七つくらいあるんですか。それで、こういう順序でやれば、2年で上がれば14年、三十数歳で課長になっちゃうようなあれなんですけれども、いずれにしても、この人事というのは大変難しい問題があると思います。ここの場合、試験も何もございませんので、ただ本当に感触だけで多分昇格していると思うんです。それ以外ないと思うんです。どうしても自分の周りにいる人はよく見えますから。ですから、当然、その人だけが昇格しちゃうと。そうすれば、その人は確かに理由は幾らでも付けられます。しかし、その人は昇格していいか

もしませんけれども、たった5人か10人特別昇格昇給させたために、今度800人、みんなやる気なくなっちゃうわけですね。

ですから、そういう意味でも、これは人事というのは、よく人は城と言いますが、この旭市を作るのはやっぱりこの職員なんですよ。そういう意味からも、公平な昇給昇格ですか、誰が見てもあの人事は問題ないと。今見たら、こう見ても、この各課の中に大学を出て、ちゃんと資格を持っている人もいるわけですよ。本来、課長より資格を持って、高等教育を受けている人もいます。それらが下で課長らが上というのかなりいると思うんです。ですから、やはりそういう意味でも、誰が見ても平等な昇給昇格、そういうことでひとつよろしく願いしたいと思います。

- 議長（明智忠直） 高橋議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） ただいまの高橋議員のお考えは本当にごもっともだと思います。今までも私、そのようにしてきたつもりでございますけれども、これからは厳正公平な昇格、これは人事異動も含めてでございますけれども、それについては市長とよく相談しながら努めてまいりたいと思います。

以上です。

- 議長（明智忠直） 高橋議員の一般質問は途中でありますが、4時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時33分

再開 午後 4時45分

- 議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋議員の一般質問を行います。

高橋議員。

- 21番（高橋利彦） それでは、病院の1点目ではありますが、公営企業法の予算決算であればこういう出し方で、そういう中ではなかなか見えないわけでございますが、今回の一般会計の補正に約5,800万円ですか、この道路の予算が出ました。そしてまた、これに対する、病院からどういうふうに出るか知りませんが、雑種ということで計画されておるわけでございますが、これは病院の道路の付け替えの予算だと思うわけでございますが、そうなります

と、この予算はこの総事業費の中に入っているのか、まず1点。

それから、今回約20億円から補正しますので338億円になるわけですが、しかし、国などは今度、こういう物価が急上昇している中でスライド方式を入れているわけですね、数年にわたって事業をする場合には。それについては、病院の部長もこの間、スライド方式を取り入れるということでございますが、こうなりますと、建設予算というのは青天井になっちゃうと思うんですよ。

それともう一点、この二十数億円の補正、これは本体に対する10数%のあれですね。残りの約100億円の外構を含めたこの補正が全然組まれていないんですが、これでは、その場しのぎのただ予算を通すための補正予算、建設をするための予算になってしまうと思うんですが、その辺、お答えいただきます。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 今3点ほどお伺いいたしました。

付け替え道路の5,800万円は入っているかということでありますけれども、こちらのほうは、もう当初から予算には準備工事の中で組んでおります。そこら辺なんですけれども、ただ、5,800万円ということではなくて3,000万円程度で、おおよそのくらいかかるのかなということで組んでおりました。その分にはちょっと不足になりますけれども、再整備事業の中で駐車場の整備費とかというのが今の金額ほどかからないというのが分かりましたので、そちらのほうで見ていきたいと思っております。

2番目のスライド条項のことでありますけれども、部長からもありましたように、こちらのほうは、当然、契約等で行っていきいたいと考えております。ただ、青天井になってしまうのではないかなというようなことでありますけれども、それはそのような状況になりましたらまたご相談というか、ただ、今の段階ではその辺は見えてこないわけですので、今、私どもの補正予算ですけれども、この12月くらいまでの単価の上昇を見込んでのことです。ですので、それ以上の契約、上がった後のことというのは、ちょっと今は、ただ青天井にはならないのかなと。客観的に見ましても、取りあえずはピークは超えたのかなというふうに思っております。

それと残りの、先ほども答弁しましたが、新本館以外の所の工事費というのですけれども、今、きょうの答弁でもいたしましたように、考えられるものですが、そちらのほうは、改修工事とかそこら辺ではあるのかなとは思っていますが、ただ、材料が高騰したというこ

とでは、考えますと、それほど量を使うということでもないので、今の額はまだ変えるというのが必要ないのかなと思っています。だから仮に上がったとしても、金額的には微々たるものだというふうに感じております。

以上です。

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 補足を申し上げたいと思います。

先ほど高橋議員からは、今回22億円の補正だけで全体の補正がないというお話がございました。これは、今必要になるのが、当初3か年で継続費を組ませていただいた新本館の建設工事、これが今後の発注に向かって今予算では足りないということを申し上げているわけでありまして、今後、例えば使う1、2号館の改修工事等であれば、それはまた後年度予算の中に盛り込ませていただくということで、今回の補正は、必要な新本館についての補正ということにとどまっております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） そういう補正の組み方は何でありますか。それでは、ただ議会の目くらましのために補正を組んでいるようなもので、本来なら全体で補正を組むべきだと思うんですよ。

それと、先ほど私は青天井と言いましたけれども、スライド方式というのは多分10%か15%になると思います。そうしますと、例えば10%上がっただけで、金額が金額ですから、約300億円ですから30億円でしょう。そうしますと、当初予算から見て、スライドで30億円、今回で20億円、それから今度はかなり工事をやらない部分がありますよね。そうしますと、当初予算から見たらかなりの金額になるんですよ。

それとまた、先ほど鍋木再整備室長ですか、五千数百万円、そのうち3,000万円しか予算を組んでいない。それをよそから出すわけでしょう。それはよその部分が安く仕上がるからと、そういう確約はどこにあるんですか、あなた。そうしたら、この当初予算がまるっきり全然違うということでしょう。

それとまた、この付け替え道路ですか、この間、建設課長は、付け替えのための工事だと、市道の付け替えの工事だと、それで県へ行った。本来であったら市でこれはやるべきなんですよね。何も県へ行く必要はない。それが県へ行ったということは、付け替え道路ということです。そうでなくちゃ、何も今度は、今まで利便性のあった道路をあんなふうにコの字型

に曲げて使い勝手を悪くする必要はないわけですよ。そうしたらそれに対して事務部長は、これは市がやることですからと。じゃ、なぜ市があんなふうに曲げるんですか。普通だったら曲げる必要もないでしょう。あれだけ曲げて、それで開発行為に引っかからないというのは、これは県と旭市の太いパイプ、つまり副市長ですか、それから部長のこれは大なる功績だと思うんです。ですから、本来であればもう去年の暮れに開発行為が変わっているわけです。それが通ったということは、これはお二方の大なる功績ですよ。これは十分私も感謝しますよ。

そういう中で、いずれにしても、その辺、かなりこの工事費が増えると思いますけれども、それをどういうふうにするのか。それから、この約2,000万円くらいの差、この当初の計画ですか、それで安くなるから、それと同時に、また道路の付け替え工事についてはっきりした回答をいただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 今の高橋議員のご質問で、全体的なところについては私のほうからお答え申し上げたいと思いますが、まず、今317億円に今回22億円を補正させていただければ三百三十幾つの数字になりますが、それは一体これから幾らになるんだと、場合によってはもう青天井になってしまうのではないかというお話がありましたけれども、これは今現在お示しできるのが317億円プラス22億円ということでありまして、それで例えばこれから、今申し上げましたように、1、2号館の改修工事、それから今後やる工事で、確かに物が上がるかもしれませんが、それから、契約した後に、確かにスライド条項が発動になるような状態になるかもしれませんが、それを今予測することはできないわけでありまして、今時点で言えるのは、当初の予定の新本館については22億円上げさせてくださいと、これはもう資材高騰だということしか我々も言えないんです。今、全体事業費が幾らになるかということと言えと言われても、これはなかなか先のことでありまして、ですから、必要な都度、当初予算の中に、もし増えれば、これだけ増えましたと根拠を示しながらまたお話を申し上げたいということを思っております。

それから、付け替え道路、確かにこれは県のほうに相談に行きました。確かに去年11月だけに法が変わって、従来は対象にならない病院建設、公立病院ですね、これが開発行為になるかどうかということも確かにありまして相談に行きました。詳しくは、私も何度も行っているわけではありませんが、聞いておりますのは、要するに病院は病院です。病院の建設に

伴って道路が曲がることは、これは関係はなくてはならないと思います。ただ、それにしても市道
は市道で市道管理者がいるわけですから、それは市道管理者が地域全体の計画の中で道路を
曲げるということであれば、それはその一つの考えであって、開発行為とはかからないとい
うことを私は聞いております。

以上であります。

会議時間の延長

- 議長（明智忠直） 一般質問の途中ではありますが、ここでおはかりいたしたいと思います。
本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これにご異議あり
ませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。
よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

-
- 議長（明智忠直） 一般質問を続けたいと思います。

答弁をお願いします。

病院再整備室長。

- 病院再整備室長（鍋木友孝） その当初の駐車場のところの予算もいいかげんだったんじゃ
ないのかというようなことでありますけれども、当初、こちらのほうは特に減額になってい
るのはヘリポート南の所であります。こちらのほうは、設計当初からちゃんとしたというか、
舗装とかそこら辺も考えてのことだったんでありますけれども、今回舗装とかというのは先
送りというようなことで、そこら辺で減額になっておりますので、再整備事業を、決して華
美なことではなくて、いろいろ節約もしながらやっておりますので、そんなところで考えて
できるというようなことであります。

以上です。

- 議長（明智忠直） 高橋議員。

- 21番（高橋利彦）　そういうヘリポートの所を舗装にしないとか何とか、結局それでは本当にただ建設するためのことになっちゃう。

それと同時に、結局、この建設の予算が上がったら、もう収支計画からみんな狂っちゃうわけですよ。中央病院の場合は、この前ちょっと答弁いただきましたけれども、2億円、3億円は何ということのない組織でございますので、20億円、30億円、50億円は何ていうことではないでしょう。いずれにしても、そういう中で、この建設費の問題、これはかなり大きな問題だと思いますよ。今回、議員の皆さん方もこれで認識いただいたと思いますが、これについてはもう回数……

- 議長（明智忠直）　4回目です。

- 21番（高橋利彦）　4回目ですね。ですから、これであえて答弁も求めませんよ、そういうことであれば。

次に、建設にかかわる国・県の補助金、これについては、県は23億8,000万円出してくれるということでございますが、しかし、市長は今までの答弁の中で、この予算が通ったら国・県に、極端に言えば毎日でも行ってこれをもらいますよと、そういう答弁をしているわけですが、そういう中で、特にこの旭市の中央病院は基幹病院でございまして、当然、国からも、また県からもそれなりの補助金をもらう、そのためにどういうふうに今まで努力したのか、またこれから努力していくのかお尋ねします。

- 議長（明智忠直）　高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

- 市長（伊藤忠良）　これまでも県、あるいは国へ出向いてお願いをさせていただいております。その一つの方法というのは、県のほうはもう全くオーソドックスに行かせてもらってお願いをさせてもらっていますけれども、国のほうはちょうど医政局長が旭市の出身者でありますから、その医政局長を通じましてお願いをさせていただいております。

ただ、残念なことには、病院の建設に関しては今のところは厚生労働省の補助金はないというのが実際のところですし、病院のこういった果たしている役割というものを十分勘案して、何とかひとつお願いをしたいという形でお願いをさせていただいておりますけれども、今のところはまだいいお答えはちょうだいしてございません。これからも足を運んでお願いさせていただく、そう思っております。

- 議長（明智忠直）　高橋議員。

- 21番（高橋利彦）　いずれにしましても、この中央病院の建設というのは旭市の将来の命

運を担う大事業でございます。そういう中で、特に市長は堂本知事とはじっこんでございますので、そういう中で、堂本知事にひとつその辺は十分理解いただいた中で、応分の補助金をもらえるように努力いただくと同時に、この補助金は既にもう決まっているのか、その辺、答弁いただきます。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） もう決まっているのかということでもありますけれども、きょうも出がけにというか、きのう、おとといも医療整備課のほうから電話が来まして、10月、11月に内示額を出せるようにということで、いろいろもう毎日のように連絡をとっております。その中で、私が申しあげました23億8,000万円というのですけれども、そこら辺は向こうも、議会で話していいよというようなことであります。ただ、後段で私が言いましたように、さらに上乘せというか、そこら辺も考えていることなんですけれども、そこら辺は実際数億円にはなと思うんですけれども、そこら辺はまだ数字的には、努めていますけれども、数字は言わないでくれということでもありますので、そこら辺のほうは、確定ではありませんけれども、その辺あるだろうと見込んでおります。

以上です。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） その辺は補助金については、国・県からの補助金ですか、なるべく多くもらえるように努力していただきたいと思います。

次に、建設のための自己資金でございますが、現状100億円しかございません。そんな中で、この前の答弁ですと、100億円ありますよ、そのうち、じゃ、どれだけ使えるんだといったら60億円。それが本来であれば減価償却引当金が増えてこの流動資産が増えるのが、逆に昨年から見ますと減っちゃっているわけですよ。それで60億円使えるといったって、これ、実際問題60億円どれだけ使えるんですかね。

その他未収金というのは、これは営業未収金ですから、これは常時固定していると思うんです。そんな中で使えるのは、この現金の41億円、それから有価証券の約19億円、60億円でしょう。60億円の中で、当然、今度は中央病院は年間300億円ですから、月に25億円運転資金が必要なわけですよ。人件費払ったり、それから薬を買ったりした、それが必要なわけですよ。それと同時に、また7月、12月になれば当然ボーナスも払う。そうしますと、今、人件費10億円くらいの中で、ボーナス2か月払ったって20億円必要なわけですよ。このぐらいの

現金、当然、なくちゃしょうがない。実際使えるのはこの有価証券分しかないんですが、その辺、どういうふうに考えているのか。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） 100億円というようなことでありますけれども、これは1年間に100億円必要とすることではなくて、数年間に使うものであります。先ほどのご質問です。通常の運転資金はどのくらいかということでありますけれども、約20億円くらい通年を通しまして必要であるんですが、そうしますと、再整備事業に使えるお金というのはおおよそ40億円くらいということになります。

それで、1年間のうちで収入とか支出とかいろいろあるわけなんですけれども、補助金とか起債の収入、そこら辺の入金は年度ごとにありますけれども、年度末になるわけです。そうしますと、それまでの間、年度末までの間に例えばこれから工事を始めますと、まだ契約更新があれですけれども、前払い金でありますとか、それから部分払いというものも必要になってくると思います。そうしますと、一時的に市中銀行から借り入れというようなこともあるだろうと思っております。ただ、年度末を繰り越しての資金ではないというふうに考えております。想定しています。

以上です。

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 今、再整備室長がお答えしたとおり、今、高橋議員がおっしゃっているのは、一時的な資金が足りなくなることがあるんじゃないかという趣旨のご質問でしょうか。

（発言する者あり）

○病院事務部長（伊藤敬典） お答えいたします。

これは一時的な資金は、今、鍋木が申し上げましたのは、確かに今現金は60億円なんです。病院としての運転資金というのはやっぱり必要になります。議員おっしゃるとおりです。それは約20億円くらい。ですから、いつも使えるお金は40億円くらいなんです。いつも使えるお金がですよ。ただ、これは今後契約をしていって、前払い金だとかそういうのが出てくれば一時的に40億円くらい足りない事態があって、一時借り入れが必要になる事態があるかもしれないということを言いました。

それで、今聞きますと議員のご質問の趣旨は、自己資金が十分足りるのかというご質問で

すが、これについては、たまたまその一時的なお金がそうでありますけれども、毎年毎年減価償却費が生まれたり利益が生まれたりして、そこから返していくという計画でありますので、前から事業性については検証をしてあるとおりであります。ですから、返せるということを行っているわけであります。

○議長（明智忠直） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 部長も課長も、ちょっとこの会計、分からないんじゃないんですか。100億円あるけれども、60億円しか実際問題現金がないと同じなんです。有価証券と、それから現金預金ですか。それで、毎月25億円は何だかんだいろいろ支払いするわけですよ。25億円も現金なくちゃ、給料とかそんなものは払えないわけです。また、盆暮れになったらボーナスを払ったりしたら、人件費だけで20億円ですから、四・五十億円現金がなくちゃ払えないんですよ。

そんな中で、この建設にかかわる資金、頭金ですか、これを到底、60億円といったら60億円払えないでしょう。もしそれを払ったら、今度は一時借入れでも何でも起こさなくちゃならないんですよ。ちょっとその辺、意味が分からないんじゃないですか。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 今お話しになっているのは、一時的な資金のお話ですね。それで、例えば、確かに今、現時点では手持ちが60億円で、流動資金が20億円必要と、運転資金ですね。人件費もそんなに30億円も40億円も必要ではありません。だいたい、月に6億円ぐらいですから。それで、要は、これから契約をして前払い等をしていきますと、一時的に資金が足りない状態がありますけれども、年度末には起債、あるいは補助金が入ってきますので、年度末では資金の帳じりは合いますということを申し上げているわけです。

あと問題は、先ほどからもう一つ、この事業全体の事業性については、前から申し上げておりますように、事業性についてはもう検証済みというふうに理解をしております。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） これをいつまでも言ってもらちが明きませんので、四つ目として、建設のための借入れ額と借入れ先はどのようなになっているのかお尋ねします。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院再整備室長。

○病院再整備室長（鍋木友孝） これは冒頭で申し上げましたように、借入れのほうは209

億円を予定しております。それが限度だというようなことであります。このうち、これも先ほど申し上げたんですけれども、今回、昨年度の9月にいろいろご説明しましたのと変わっている点でありますけれども、建設費のほうで約22億円が増加しております。こちらは支出でございます。その代わりというか、補助金のほうが23億8,000万円、これはプラスアルファです。プラスアルファは数字の上では見込んではいませんが、23億8,000万円は見込んでおります。

あと昨年と違うのは、決算見込みのところ収支決算3億6,300万円というところが、こちらのほうは若干減って3億1,000万円になった。それから、累積資金余剰が当時61億9,500万円と言っていたのは60億7,300万円というようなことで、若干違うんでありますけれども、資金的にはそれほど変わらないというようなことであります。そういうわけで、209億円の予定はそのままにしております。

ただ、これは補助金とかが実際増額とかということになれば、借入れはもっと少なくなるわけです。借入れ先でありますけれども、国の財政融資のほうを予定しております。ただ、もう国の方針で100%全部貸してくれるというのはちょっと無理かなと思いますので、その分につきましては市中銀行のほうから借入れるというような予定であります。

以上です。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） それでは、次の病院の経営の問題です。考え、方針についてでございますが、先ほどの市長の答弁でございますと、今の現状を維持していくという答弁をしていますが、今の現状といたしますと、公設公営。当然、これだけの借金を市が背負った中で公設公営、これは市長の答弁、まさしくそのとおりだと思います。それでないと、結局これが民営化とか何とかになった場合は、不採算な部門の医療、これにかなり影響を与えと思うわけでございます。

しかし、またそういう、先ほど市長は答弁をしておきながら、今度は私の答弁に対しては、改善アドバイザーの2人の諮問を受けた結果、どういうふうにするかという答弁でございますが、それでは市長の信念とまるっきり違ってきちゃう場合もあると思うんです。

それからあと、病院長にお尋ねしますが、病院長、この前、私が経営問題について病院院長だよりですか、これをやったらかなり立腹していたようですが、今回また2回、それにおいては、今の病院は、やはり自治体に与えられた病院経営ではもうできないと。そういう中で、特に朝日新聞の民営化ですか、これを引用した中でしゃべっておられますが、その辺、

お二方にどのような考えなのか答弁をいただきたいと思います。

- 議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

- 市長（伊藤忠良） この問題は、先ほどお答えをさせていただいたとおり、今、個人的な検討委員会を立ち上げて、これはもう議会のほうにもご説明を申し上げてありますけれども、検討をしていただいております。その諮問をいただいた後に検討をしていきたい、そう思います。

- 議長（明智忠直） 病院事業管理者。

- 病院事業管理者（吉田象二） 先ほども申し上げましたが、市長の答弁と同じでございます。

- 議長（明智忠直） 高橋議員。

- 21番（高橋利彦） そうしますと、市長はまだ今後の病院経営形態についてはまるっきり自分の考えがない。また、病院長は、これだけ院内だよりであれしても全然ないと、市長の答えと同じであればということなわけですが、これは公営企業法の中で、当然、この経営形態等について、また経営内容については市長等に報告するというような条例があるわけです。そういう中で、全然その辺は話し合いをされていなかったのかどうかお尋ねをします。

- 議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

- 市長（伊藤忠良） いつも申し上げておりますとおり、中央病院が果たす役割の重要性、そして旭市における中央病院のその影響の大きさ、そういったものも十分申し上げております。それだけに、どうやったら中央病院をより一層旭市のために生かすことができるかというのが私の一番大きな課題でありまして、そんな意味でも、間違いのない、しかも市民にとってプラスになるような方向で、より一層中央病院に活躍をしていただけるような体制を作りたい、そう思っている検討委員会でございますから、そういったものをしっかりと出していただいて、そして中央病院の方向をきちっと定めていきたい、そう思います。

- 議長（明智忠直） 病院事業管理者。

- 病院事業管理者（吉田象二） 先ほど日下議員のほうからタイタニック号の話が出たわけでありまして、今まではこれでとにかくやっとなってきたということではありますが、今後もこれでいいかどうかということについては、世の中が非常に変わっておりますので、分からない。したがって、今までのことも先ほど日下議員が、傲慢になっているんじゃないかと、こ

う話がありました。やはりそのとおり、その傲慢であってはならないということで、ちょうど公立病院改革プランというふうなものの作成を要請されておりますので、いい機会でございますので、今までのことを振り返って、また今後どうしたらいいかというお話し合いをしているところでございます。

○議長（明智忠直） 高橋議員。

○21番（高橋利彦） そうしますと、院長の今のあれでございますと、今の経営の方向、また今の公営企業の方法ではちょっとまずいと。そういう中では、民営化も念頭に入れているというような答弁でございますが、そうしますと、建設した暁には、もう当然民営化も考えるというような、私は、今、院長の答弁を聞きますとそういうふう考えたわけでございますので、私はそういうことで理解させていただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（吉田象二） そういったつもりは全くありません。全くの誤解だと思います。

○議長（明智忠直） 次の質問に移っていただきたいと思いますが。

高橋議員。

○21番（高橋利彦） そうしますと、誤解ということであれば、私は、民営化は全く院長は考えていないと、そういう認識を持った次第でございます。

それでは次に、下水道の問題でございますが、先ほど課長から答弁がありました、総事業費約133億円ですか、そういう中で、この対象戸数、これはどのぐらいになるのか。そういう中で、対象戸数に対して総事業費は1戸当たりどのぐらいかかっているのか。

○議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

○下水道課長（中野博之） 認可区域の中の対象戸数につきましては、今現在供用開始をしている区域における1世帯当たりの人口でございますので、それから推計いたしますと2,332世帯あるんじゃないかというふうに推測しております。

事業区域の総事業費につきまして、先ほど約133億5,000万円というふうに説明させていただいております。その中、国庫補助金といたしまして44億7,000万円が見込まれると。

（「そうじゃなくて、もう正直なところ諸所を含めて133億円ですので、最初に2,332戸と言いましたね。それを割り返したら1戸あたりどの

ぐらいか」の声あり)

- 下水道課長(中野博之) この中、国庫補助金とか交付税措置とか受益者負担金ございますけれども、議員のご質問でございますと、総事業費は単純にその戸数で割ればということでございますので、その単純に割るとというのが、それぞれ全体計画等も含めてやっておるところもございますので、ある程度意味を持たないところがあるかとは思いますが、単純に割り返しますと572万5,000円という形になります。

以上です。

- 議長(明智忠直) 高橋議員。

- 21番(高橋利彦) 1戸当たり約600万円ほどかかるということですね。分かりました。

では、3番目のこの使用料収入と事業にかかわる不足分の市からの補てん金、その中で市からの補てん金、先ほどの答弁ですと約4億2,000万円ですか、これを受益者じゃなく接続戸数で割り返しますと、1戸当たりどのくらいかかるんですかね。

- 議長(明智忠直) 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

- 下水道課長(中野博之) この一般会計繰入金につきましても、先ほどお話ししたとおり、ここの中にも交付税措置分等もございますので、その辺も差し引いてということだと思いますけれども、ご質問が単純に割り返せということでございますので、単純に割り返しますと、一般会計繰入金が4億1,856万2,000円ございまして、先ほどの世帯数で割り返しますと1世帯当たり36万3,650円という形になります。この世帯数につきましては19年度末でございますので、19年度末の接続世帯数は1,151世帯でございますので、これで割り返したということでございます。

以上でございます。

- 議長(明智忠直) 高橋議員。

- 21番(高橋利彦) では、4番目の使用料でございますが、先ほど平均で2,625円、県内では3番目に高いということでございますが、これに関連して、例えばだいたいこの1戸当たり3人から4人だと思いますけれども、その3人、4人という、そういう浄化槽があるかどうか、5人くらいの浄化槽、今、だいたいどのくらいするのか。それから、それに対するくみ取り料ですか、年間どのくらいかかるのか、分かればちょっと答弁いただきたいと思います。

- 議長(明智忠直) 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

下水道課長。

- 下水道課長（中野博之） 合併浄化槽でいきますと5人槽という形になると思うんですけれども、この5人槽の合併浄化槽の1年間の維持管理料が8万5,000円ぐらいと考えております。この内訳といたしましては、年間の保守点検費用が6万5,000円、それから年間の汚泥処理処分料が2万円という形で8万5,000円。これを1か月当たりで割り返しますと7,083円という形になります。だいたい1世帯1か月当たり7,000円ちょっとかかっておるんじゃないかというふうに推測しております。

以上です。

（「合併浄化槽が幾ら」の声あり）

- 議長（明智忠直） 下水道課長。
- 下水道課長（中野博之） ちょっと手持ちでないもので、正確ではございませんけれども、おおむね80万円ちょっとかかっていたんじゃないかなというふうに記憶しております。

以上です。

- 議長（明智忠直） 高橋議員。
- 21番（高橋利彦） 今、合併浄化槽が約80万円、それで維持管理が年間8万5,000円といえますと、私が調べたところでは1万5,000円くらいなんです。ちょっと値段に開きがありますけれどもね。

いずれにしても、この下水道、戸当たり577万円、約600万円、それから今度はこの接続した方々には市から1戸当たり36万3,000円ですか、これは税金から補てんするわけですね。それに対して合併浄化槽であれば、80万円くらいですか、それで年間維持費は課長は8万5,000円とかと言いましたが、私の調べたのは1万5,000円くらいなんです。かかっても3万円だと思うんです。そうした場合、果たしてこれが市として、また受益者として本当にメリットがあるのか、戸当たり600万円も、約570万円かけるなら、合併浄化槽をただで付けてやってもいいと思うんです。それから、市から36万3,000円負担するなら、この合併浄化槽をただで付けて、またそのくみ取り料をただでやってもいいと思うんです。

この23年までの認可区域は別、もう始まったからしょうがないですが、そういう中で、市長はどういうふうにこの下水道について考えを持っているのか、その辺、答弁いただきます。ちょっとこれは課長はなかなかできないでしょうから。

- 議長（明智忠直） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

- 市長（伊藤忠良） 今、高橋議員から、その総体的なかかった経費等の話がございましたけれども、この下水道というのは国が進める事業でありますから、国のいわゆる補助、あるいは交付税の算入措置というのが非常に手厚くなっております。そういったものを含めて経費はこのくらいかかっているんじゃないかということになるだろうと思いますけれども、例えば補助金ですと44億7,000万円、あるいは交付税措置分として72億6,000万円、こういったものが算入されてくるわけでして、そういったものを引けばそんなに大きな数字とはならない。

同時に、いわゆるそういったものからトイレあるいは台所、そういったものから流れ出す水が非常に周りの河川を汚染するということで、この事業を取り入れて取り組んでおるわけでありまして。同時に、もう旭市の場合ですと、整備は徐々にしてまいりますけれども、最初の処理場なんかも躯体工事の分としては、もう作ってある分はある。そういった面では、これからの加入戸数が増えれば、そういったものの経費というのも低くなっていくわけでございますので、そういったものも勘案をしながら、大いに経費はできるだけ節減ができるように努めてまいりますけれども、この下水道の工事としては認可区域990ヘクタールに向かって進めてまいりたい、そのように考えております。

- 議長（明智忠直） 高橋議員。

- 21番（高橋利彦） 市長の今の答弁ですと、これからも下水道事業は工事を続けていくということでございますが、このままいったら、まだ5分の1しか終わらないわけですね、130億円と今までかかっている中で、ただ単純に計算しますと4倍掛けたら520億円かかるわけですね。それは補助金があるなしは別にしてですよ。

それから、今度は市からの繰出金、その順序でやりましたら16億円税金を垂れ流ししちゃうわけですね。旭市の今の市税は幾らあります、約70億円くらいでしょう。70億円というのと、16億円垂れ流したら、5分の1弱、ただ下水に捨てちゃうんですよ。そういう中ではこれは十分、きれいごとを言わないで、やっぱり旭市の財政を含めた中でこれは検討していただくのが筋じゃないかと思うんです。

以上です。それ以上は答弁を求めません。これで終わります。

- 議長（明智忠直） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（明智忠直）　これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会　午後　５時３１分

平成 2 0 年旭市議会第 3 回定例会会議録

議 事 日 程 （第 4 号）

平成 2 0 年 9 月 9 日（火曜日）午前 1 0 時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（ 2 3 名 ）

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
1 0 番	柴 田 徹 也	1 1 番	木 内 欽 市
1 2 番	佐久間 茂 樹	1 3 番	日 下 昭 治
1 4 番	平 野 浩	1 5 番	林 俊 介
1 6 番	明 智 忠 直	1 7 番	林 一 雄
1 8 番	高 木 武 雄	1 9 番	嶋 田 茂 樹
2 0 番	向 後 和 夫	2 1 番	高 橋 利 彦
2 2 番	林 正一郎	2 4 番	神 子 功
2 6 番	林 一 哉		

欠席議員（ 2 名 ）

9 番	嶋 田 哲 純	2 5 番	伊 藤 鐵
-----	---------	-------	-------

説明のため出席した者

市 長 伊 藤 忠 良 副 市 長 鈴 木 正 美

教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者	吉 田 象 二
病院事務部長	伊 藤 敬 典	総 務 課 長	高 埜 英 俊
秘書広報課長	加 瀬 寿 一	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	平 野 哲 也	税 務 課 長	野 口 徳 和
市 民 課 長	木 内 國 利	環 境 課 長	平 野 修 司
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在 田 豊	高 齢 者 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	都市整備課長	島 田 和 幸
下 水 道 課 長	中 野 博 之	会 計 管 理 者	渡 辺 輝 明
消 防 長	菅 谷 衛 一	水 道 課 長	堀 川 茂 博
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫	学校教育課長	及 川 博
生涯学習課長	花 香 寛 源	国体推進室長	高 野 晃 雄
監査委員局長	林 久 男	農 業 委 員 会 長	小 田 雄 治
国民宿舎人院長	野 口 國 男	農 事 務 局 長	鈴 木 清 武
病 院 再 整 備 室 長	鎭 木 友 孝	病院經理課長	

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一	事 務 局 次 長	石 毛 健 一
---------	---------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（明智忠直） おはようございます。

ただいまの出席議員は23名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（明智忠直） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

林 七 巳

○議長（明智忠直） 通告順により、林七巳議員、ご登壇願います。

（5番 林 七巳 登壇）

○5番（林 七巳） おはようございます。

ナンバー5番、林七巳です。第3回定例会に質問させていただきます。

初めに、大きく分けて二つ、土地改良事業と中央病院の問題を質問いたします。

それでは、旭市の基幹産業である農業の振興に欠かすことのできない基盤整備は、大変重要な役割を持っております。基盤整備事業の土地改良について質問させていただきます。

初めに、事業化の支援について。

ほとんどの地区が県営事業により土地改良の工事等が行われております。地区によっては、県の財政事情により計画どおりに進まない所、また、事業が長引いているのが現状のようでございます。そういった県の事情にありますので、新規の事業は県担当課の予算確保がうまくいかず、なかなか進展しないと感じております。新規地区の計画が具体化してきたところでありますので、県営事業として早期に事業化ができるよう、県への要望等を積極的に行わなければならないと思います。地元が希望するスケジュールで進まないと思いますが、市長

はどのように考えているのか、答弁をお願いしたいと思います。

次に、市の助成の状況につきまして、市内で実施されている事業の助成の状況と、区画整理事業以外の効果が発生する道路、水路などの公共性の高いものの費用分担の割合を、どのように計画されているのかお答えをお願いいたします。

次に、非農用地の活用についてでございます。

飯岡西部地区は、これまで何度か土地改良事業の話がありましたが、後継者不足や水稻の価格の低迷により、事業の推進が困難となっております。そのため、小区画での用排水の条件の悪い水田は、借り手がなく荒廃が進み、耕作放棄地が著しく増加している状況にあります。このような問題を解決するには、早期に土地改良事業を実施してもらわなければならないというように、地元農家の多くの方は考えております。

合併後に設立された地元推進委員会では、共同減歩による創設非農用地が公共用地として利用が見込まれるということで、関係地権者に説明を行い、現在約90%の仮同意をいただいております。まだ仮同意をいただいていない方は、非農用地の活用が行われ、事業費の地元負担の軽減がされるか不安であるため、同意が得られておりません。近く行われる地元説明会では、そういった不安を解消するため、具体的な事業計画の概要と、事業費の地元農家への負担する金額を説明し、仮同意の取得を100%に持っていきたいと考えております。

長年の懸案事項であった飯岡西部地区の土地改良事業が、農業生産額の増加が期待されるなど、合併による効果が発揮されるかと思えます。このような地区の現状から、創設非農用地の活用について、市長はどのように考えているか、ご答弁をお願いいたします。

最後に、旭中央病院の問題ですが、再整備について質問いたします。

私や同僚議員が6月の一般質問のときに、資材が上がっている中、これで計画どおりに再整備事業ができるかというような質問をいたしましたが、そのときは確かに、少し高さを抑え、また外壁もペンキ塗りにして設備費用を抑えるというような説明をいただきました。それが1か月半でどうもできない、ですから補正予算を組んでいただきたいと。このようなことでは、私たちは、そのお話を聞いて病院ができるのかと住民に聞かれたときには、6月議会ではこうでこうで、こういうことでありましたと、できますというような説明をしてまいりました。

ところが、この9月議会では、どうもできないということでは、ちょっと議会において質問というか、答えがそのように変わるのでは、議会に対して軽視しているのではないかとこのように感じられますので、そのことについてお尋ねいたします。

それから、もう一つは、職員の関係ですが、今病院では7対1看護を推進しております。ところが看護師はそれなりにあまり集まらないということで、やはり派遣社員の看護助手のほうに重きが置かれているのではないかと思います。そしてその派遣社員ですが、もう来年で3年の任期が切れます。病院ではその派遣社員の関係を、どのように考えているのかお聞きしたいと思います。

以上で質問を終わります。後は自席で質問させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（明智忠直） 林七巳議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 林議員の質問にお答えをさせていただきます。

私のほうからは、土地改良事業についての3点ほどの質問があった中での、3点目についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、その前にも事業化への支援という問題で、どのように考えておるかというお話があったわけでありますけれども、今、林七巳議員たちが中心となって地元の推進委員会を作って、仮同意をいただくことに全力を挙げていただいておりますことに、心から敬意を表したいと思います。

私も、おふくろの実家が七巳議員のすぐ近くでありますから、あの辺の飯岡西部のほ場についてはもう十分承知をしております。現在のままでは非常に作りづらいんじゃないのかなと、特に今年度なんかは非常に大きな雨があたりというようなことで、ほ場の状況というのが厳しかったようでございますから、稲刈り、これからもう少ししたら乾いてくるんじゃないかとも思いますけれども、現状では少し、稲刈りをするのに苦勞をした水田であつたらう、そのように思います。

そういった意味で、七巳議員が今質問の中で申されたように、ほ場整備をきちっとしないと、なかなか借りて耕作をしてくれる人も見つからないというのが現状だろうと思います。そういった意味では、市のほうでも全力を挙げて応援をさせていただいて、この事業が早くまとまるように応援をしていきたい、そのように考えております。

それから、道路あるいは水路等の公共性の高い部分で、市の負担はどうなるんだというような質問がございました。これにつきましては、現状でもいろいろな所では場整備事業を行っておりますから、そういった地区への市の負担というものもあるわけでありまして、そ

ういったものも含めて担当課のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

私のところへ今入っておるものを拝見をさせていただきますと、この飯岡西部地区の補助事業でありますけれども、21年の、来年の3月には地元の工区が設立を予定をされているというように伺っております。そして、平成22年度の新規事業として採択をいただくというような予定で今、担当課のほうでは進めておるようでございます。

この非農用地の活用ということでありますけれども、今、県の補助率がこれまでの35%から30%、5%地元負担が増えてしまったというような要因もありますから、この非農用地の活用というのは、ほ場整備をする皆さん方にとっては非常に重要なことだろうと、そのように思います。ですから、地元工区を設立をしていただいて、早い段階で創設の非農用地等の計画を進めていただいて、それを検討させていただいて、私どものほうで何か公共用の施設用地として、これが利用できれば利用させていただきたい、そういったものをほ場整備の資金の一部として、関係者の皆さん方がほ場整備がしやすいような形を作り上げていきたい、そのように思いますので、早目にひとつ工区を設立をしていただいて、相談に乗せていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

私からは以上です。

○議長（明智忠直） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、担当課としまして、土地改良事業の採択に向けてのいろんな考え方、そういうものにつきましてお答えさせていただきます。

議員おっしゃいましたように、この事業につきましては県営の土地改良事業で現在進めております。県に、事業主体が海匠農林振興センターをお願いをしたいということで、この中でポイントとしましては、実は国にも再三この事業についてはお願いしてございます。国の予算確保ということで。国につきましては予算の枠はあるということで、大いに出してこいということで言われております。お金がないということは一切国は言わないということで、どんどん出してこいということでございます。

今、市長からありましたように、実は千葉県の中で財政状況等もあって、毎年毎年大きな事業を数多くやれないというような事情等がございます。国が50%を出しますと、県が35%あるいは30%の負担ということになっております。そんなことで、ぜひこの飯岡西部につきましては他の地区よりも今、熱が一番あるというようなことで、早期に22年の4月には採択をしていただきたい、そんなことで関係します海匠農林振興センター並びに県庁の担当であります耕地課にはお願いをしておるところでございます。

それと、いろんな土地改良事業費の中の市内の助成措置の状況、費用の分担の関係でございます。

ご承知のように、今言いましたように土地改良事業、国が50%、県が飯岡西部地区につきましては現在予定されているのが30%の助成ということで聞いております。他の地区につきましては、広域緊急というようなことで35%あります。他の地区の状況を申しますと、国・県の助成の残り15%につきましては地元負担ということで、市と農家負担になっております。ただ、大きな排水、例えば土地改良の水田、畑の排水だけではなくて、一般家庭から出ます生活排水、そういう生活環境の部分につきましては、これは農業者の負担ということはいかななものかと、そんなことで、この費用負担につきましては、市の中で関係部局、あるいは県等の中で農業者に負担のないことのように実は処置をされている現状でございます。

地区によりましては、ほ場整備以外の水田、畑から土地に水が流れ込んでくる、その処理というようなことで、関係します改良区と市が負担をしている、そういう状況もございます。

いずれにしても、いろんな費用負担につきましては、関係部局と連携をしながら対処していくつもりでございます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 私からは、病院に関する2問のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目、再整備事業についてであります。

確かに、今年に入ってから原油、鉄鋼などの建築資材が異常に高騰しております。6月議会でも林七巳議員をはじめ何名かの議員から、新本館の建設は既定の予算で足りるのかというご質問をいただきました。それで、先ほど林七巳議員からは、そのときの答えと答えが違うと、議会軽視ではないかというご指摘もいただきました。

ただ、6月議会の答弁の趣旨が正しく議員のほうに伝わらなかったのかなという気もいたしておりまして、その点については大変申し訳ないと思っておりますが、その際、病院側の答弁の趣旨は、現在6月でありますけれども、実施設計を行っているところでありまして、資材等の高騰が見込まれますので、新本館として必要な機能は確保しながらも、なるべく既定の予算で対応できるように、設計全般にわたってコストの節減対策をしておりますということを申し上げたわけでありまして、今回の補正は、実施設計がほぼ終了段階になりまして、

一定の節減対策を講じましても、なお当初想定していなかった資材の高騰によりまして増額せざるを得ないということになりましたので、ぜひご理解を賜りたいと存じます。

それから、2点目の人材派遣のほうでありますけれども、当院の人材派遣は、これは臨時職員のあり方の検討ということから始められたものであります。確かに職種によっては来年4月には派遣契約の抵触日を迎え、以後の契約の継続ができない職種もございます。そこで、現在病院としては、派遣を受けている業務で来年から継続できない職種について、まず委託に切り替えることができるかどうか検討をしております。その結果、可能な業務については委託に移行することで対応したいと考えております。

次に、委託ができない業務というのがどうしても出てくると思いますが、その業務については現在業務そのものの見直しを行っておりまして、極力業務量を減らす努力をしているところでございます。現在これらの検討をしておりますので、来年4月に向けての最終の形になるまでは、もう少し時間をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） それでは、第1点目の事業化の支援について質問いたします。

予算要求をする県の担当部署へお願いしても予算確保ができない状況ですから、予算を付ける立場の知事への、市長からのもう一步のお願いをしていただきたいと思います。これは答え、いいです。お願いですから。

それでは、次の市の助成のほうですが、今後行われる地元説明会では、事業費用の負担割合がはっきりしないと同意がいただけないことが出るのではないかとと思われるので、市の助成額を示してほしいということと、また区域外の排水を処理するための整備について、地元農家への負担にならないようにしていただきたいと、またその整備に係る費用とその用地の取得についてはどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（明智忠直） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 議員のご質問でありますけれども、市の助成を示していただきたいと。先ほど市長が申しましたように、今現在動いております土地改良事業、県の補助率が35%、この飯岡西部地区につきましては県とも最終的に確認してありまして、30%以内という、5%下がっております。これは、県のほうでは他の県等のいろんな比較をしました中で、千葉県が実は高かった、そんな形がありまして、土地改良事業につきましては他の県等々の

いろんな兼ね合い等もありまして、費用の負担を30%以内にとということで、もう既にこれは決められております。

そういった中で、地元負担が20%ですけれども、市が幾らという部分、これにつきまして他土地改良区等とも参考にしながら、ただ財政等の調整、それと市が幾ら出すという部分につきましては、若干の議会の皆さん方のご承認、そういうものも確実に必要かと思えます。そんなことで、現時点では努力をするという部分で、担当課としてはお答えをさせていただいているところで、他の地区と同じような形でぜひお願いをしたい、そんなことで、ちょっと答弁にならないかと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。

それと、区域外の排水でありますけれども、地元の例えば水田、畑、これの排水、これは当然国、県、市の助成をいただいて、その残りについては農家負担ということが当然かなと。それと、ただ、この土地改良事業につきましては農家負担が少ないという、実はいろんな世論もありますけれども、実は農家につきましては土地の提供があるわけです。土地改良事業をする際に道路、水路、これは実は農業者の負担で、実は減歩をされております。そんなことで我々、国に対しては当然これは農家負担を少なくしていただきたい、農家は土地の提供を土地改良事業の際にしているんだよという、そんなような形で、地区外からの排水、そういうものにつきましては極力これは、関係します受益農業者の負担、これはいかなものかなというようなことで、先ほど言いましたように、これは関係機関、応分の負担をすべきということで現在考えております。

○議長（明智忠直） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） それでは、最近、今年になってからも頻繁に豪雨が、この地区はその割ではありませんが、やはり稲刈り時期に多少海上の広原地区ですか、あそこがかなり水がたまっているのを私、車で通って見てまいりました。そうするとやはり、一気に水が今流れる状況にありますから、またここで区画整理をして、田んぼから畑に換地された場合、余計目那川への影響が懸念されますので、その辺の問題と、それから他地区からの排水路の整備の維持管理、それから今後どのようにしていくのかもお答えお願いいたします。

○議長（明智忠直） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 現在、土地改良事業の採択、この地区、飯岡西部地区につきましては22年の4月ということで予定をさせていただいております。県の担当の課長のほうから三つほど今、ぜひこれをやっていただきたいという条件、いろいろ提案があ

ります。今まで90%以上の同意ということでありますけれども、これは98%を目指していただきたい。それでないと、実は他の地区から比較するとちょっと競争には負けますよということであります。他の地区というのは、実は樺海地区が平成21年から3か年継続して実施をしようということで動いております。21年から21年、22年、23年、3か年終わって24年ということになりますと、この飯岡西部地区、とてもそこまで待っておられない、そんなことで1振興センター2地区手を挙げさせていただきたい、そんなことで、地区採択に当たってはこの同意率を今一生懸命努力しております。

それと、もう1点は、実効性のある営農計画ということで、ただ絵だけかいて、こういうことに営農しますということでは困ると。

それともう一つは、実は水田農業への取り組みということで、土地改良事業をやっても、なかなか水田転作が進んでいないという現実がありまして、土地改良事業とはちょっと離れていますけれども、ぜひ水田転作に結びつくような土地改良事業をぜひやっていただきたい。我々、飯岡地区につきましては、土地改良事業をやることによって水田転作、これが十分可能ですよという、ぜひ水田転作をやる上で土地改良事業が必要だということで県にはお願いしてございます。飯岡地区は1反当たり一番収益性のある、県内でも収得率の高いところでございます。いろいろ水田を畑にして施設園芸を展開するとか、いろいろ営農意欲の高い方々がいると、そういうことで聞いております。

ただ、今議員おっしゃいましたように、これがいろんな畑化等されてきますと、排水の量も相当増えてくるかなと。そこにつきましては畑の段地化、あるいはいろんな面の畑地化に面します排水路、そういう所の水路の大きさ、そういうものも計画の中に織り込みながら万全の措置を講じていきたい、そういうふうに考えております。

以上であります。

○議長（明智忠直） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） 先ほど言いました水路用地の取得とその後の整備、維持管理などは、排水に関してはどこが行っていくんですか。

○議長（明智忠直） 3回目の答弁漏れということをお願いしたいと思います。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） すみません、先ほど議員への答弁、ご指摘ありましたとおり、漏れておりまして申し訳ありませんでした。排水路、いろいろ想定される排水路があるかと思っています。一般の受益地内の田畑から発生する排水、これは当然、本土地改良事業の中で農業

者と一緒になって地元負担をしますけれども、そういう形で考えております。ただ、いろんな地区外からのいろんな排水の質にもよりますけれども、例えば質というのは地区外からの農地から出る排水か、あるいは農地以外か、そういうもののいろいろございます。あるいは県が管理している所から出るものか、そういうことがいろいろ排水によって、ものがあるかと思います。関係機関と協議をしながら、当然費用の負担については協議をさせていただきたいなと。その後の管理につきましても、当然それらにつきましては関係機関と協議をして、作った後、地元地区に対してすべて管理任せると、そういうことのないような形で進めていきたいというふうに考えております。

○議長（明智忠直） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） 分かりました。地元にあまり負担にならないようなあれで、よろしくお願いいたします。

それでは、三つ目の非農用地の問題ですが、これから行う飯岡西部の事業計画書の作成では、やはりこの非農用地がはっきり決まらないと、この土地改良事業のあれが先に進まないわけですよ。それで、なるべくこの土地改良事業の減歩による非農用地を造った場合、それを公共用地として使っていただきたいという要望がありますので、ぜひその辺のところの答弁をお願いいたします。できれば市長に。

○議長（明智忠直） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） 市のほうでも今、正直言って考えておることがあるわけでありましてけれども、こういったことに使うからというのを、この場で約束をするというのは少し難しい問題でありますので、できるだけ早い段階でそういったところをまとめて計画をしていただいて、協議をさせていただきたい。そのようにお願いをさせていただきたいと思います。

といいますのは、こういったことで市のほうで活用させていただきますよということになりますと、人によっては、将来自分でほ場整備をして、何かハウスをやるなり水田をやるなり、きちっと活用を考えておる方であれば全く問題ないだろうと思いますけれども、将来的にあまり農業を継続していくつもりがない方あたりですと、この辺に何を市のほうで計画をしていますよというような話になりますと、ほ場整備の協力はせずに、私の所の土地を使ってください、そういった問題も起きてくるわけでありましてから、今度はそういった形になりますと、逆にほ場整備のほうがやりづらくなってくるだろうと思いますので、できるだけ早い段階でまとめていただいて、計画書を相談ができるような形にぜひお願いをしたい。その

ようにお願いしたいと思います。

○議長（明智忠直） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） 分かりました。それでは、ぜひとも早急にできるように市長からも知事をお願いしていただき、また市のほうの援助もしていただきたいと思います。

それでは、病院のほうに移っていきます。

再整備の補正予算のことは分かりました。私は反対ではありません。ただ、この前も言ったと思いますが、早くやってもらった方がいいではないかという考えであります。

それでは、派遣社員の関係ですが、聞くところによりますと、派遣社員がかなりやめていく方が多くて固定化率が低いという話を聞きます。企業でいえば、固定化率が低ければそれだけ、見習いしてすぐやめてしまう、それでは即戦力にならない。そういう看護助手の使い方は、企業としてはあまりそぐわないのではないかなと思うんですが、その辺のところのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（明智忠直） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（伊藤敬典） 議員ご指摘の、業務によってはどんどん人がやめていくことが多いと、それで次から次へ来る人が、やはり即戦力にならないということ、これは病院にとってはやはり、まずサービスの確保ということが第一でありますので、そういう点から見て大変問題だなということを今感じました。

今後、先ほど申し上げましたけれども、委託ができない業務、当然その中には看護の補助的な業務というものも、これはやはり委託ということにはなじまない業務のほうに入ってくるんだろうと思います。ですから、ただ、そのときに今のままでいいのかどうかは、少し業務そのものも見直しながら、やはりこれは派遣では駄目、また委託でも駄目ということになれば、次はどういう形で病院として考えていくか、これについてはもう少し時間をいただいて、しっかり考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（明智忠直） 林七巳議員。

○5番（林 七巳） なるべく派遣社員の方、働く人の有利なようにぜひ病院のほうでもお願いしたいと思ひまして、質問を終わりにいたします。

○議長（明智忠直） 林七巳議員の一般質問を終わります。

木 内 欽 市

○議長（明智忠直） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（ 11 番 木内欽市 登壇 ）

○ 11 番（木内欽市） 11番議員、木内欽市です。平成20年旭市議会第3回定例会において、私は道路問題と市有財産についての2項目について質問いたします。

福田康夫首相の突然の辞任表明、去年の安倍晋三前首相に続く短期間の辞任は、政権投げ出しであるとか無責任とか言われておりますけれども、本人はよくお考えになった末のことで、たまたま本日も大相撲の北の湖理事長が辞任をいたしました。あまり早くても無責任と言われますし、少し遅れると引き際が悪いなどと言われます。とにかくトップは大変だとつくづく感じた次第であります。

いずれにしても、これからの日本経済に大きな影響を与えることと思われま。自民党総裁選も主な候補者が出そろったようですが、それぞれいろいろな公約を上げておりますけれども、今、国民の一番の関心は財政再建、景気対策だと思います。戦後最長だと言われた我が国の好景気も、足踏み状態から停滞期、後退期に入ったと言われております。地方では今まで景気がよかったという実感はありません。好景気の恩恵を受ける前に不景気になってしまいました。深刻なアメリカ経済は戦後最大の危機だと言われておりますし、日本のインフレ、景気後退は始まったばかりです。これから本格的な不景気がやってまいります。

それに拍車をかけるのが少子高齢化社会です。我が国は大きな災害や戦争を除いて、ずっと人口が増え続け、それに伴い順調に経済が発展して、経済大国の仲間入りをしました。しかし、ここに来て、有史以来初めて人口減少期に入りました。この後、世界じゅうどの国もまだ経験したことのない、急激な少子高齢化時代に突入いたします。今まで世界じゅうどの国でも、人口が減少して栄えた国は一つもありません。これは国だけではなく、県や市でも同じことが言えます。政府は少子高齢化対策を政策のもっと上位に上げるべきです。いずれはそうなるでしょう。

本市でも、ここへ来て人口が減り始めております。昨日もいろいろ議論されておりましたが、行政としても、若者の定着を図るために職場の確保、企業の誘致、旭中央病院を核とした職場・医療の郷づくり、後継者・配偶者対策等に、市長を中心としてそれぞれ担当の職員の方が一生懸命努力されている姿に頭が下がります。

そのほかにも、行政でなければできないことに道路問題があります。道路は行政でなければ造ることができません。道路ができれば周辺は黙っていてもよくなります。家も建つし、商店も建ちます。人も集まってきます。税金も歳入として上がってきます。そこで、2点ほ

ど伺います。

1 点目は、道路の整備予定についてです。

具体的には清滝バイパスの現状と、それとあと今後の整備予定について、市内 5 年間で予定している幹線市道について伺います。

道路問題の 2 点目は、市内の交通渋滞について伺います。

車の通行量の増加等により、そのほかスーパーなど大型店などの進出に伴い、いろいろな所で交通渋滞が見られるようになりました。通常だと二・三分で通過できる所が、5 倍も 10 倍も時間がかかるようになっております。時間のロス等による経済的損失も少なくありません。解消策について伺います。

次に、市有財産について伺います。

関東財務局の国有財産の一般競争入札売り払いや、県の総務部管財課の県有財産売却のご案内という記事を目にします。旭市については市有財産、特に今回は未使用市有地の活用方法について伺います。

担当の皆様の明確な誠意ある答弁を期待して、1 回目の質問を終わります。

なお、詳細につきましては、自席で再質問させていただきます。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 道路の整備予定に関するご質問にお答えいたします。

初めに、清滝バイパス関連でございますけれども、これは工事を担当しています千葉県海匝地域整備センターから聞いている範囲でお答えさせていただきたいと思います。

県道銚子海上線の旭市岩井から清滝地先に至る、延長約 2.4 キロメートルの清滝バイパスの整備につきましては、平成 19 年度に用地買収が完了しております。現在、延長約 430 メートルのトンネル計画部分を除く改良工事などを進めており、工事の進捗率は約 10% と聞いております。今年度は、広域農道との取り付け部の道路改良工事及び岩井地区における調整池の工事を予定しております。今後、トンネル本体工事などに早期に着手し、完成に向けて整備を進めるとのことでございます。

次に、今後 5 年間で整備を予定しています幹線市道についてお答えいたします。

各地区の代表的なものを申し上げます。

旭地区では、旭中央病院アクセス道東西線、南北線です。それから、谷丁場遊正線の南への延伸。飯岡地区では、防衛省補助事業の塙新町区内道路の拡幅。海上地区では、飯岡海上

連絡道路の新設。干潟地区では、1級5号線南堀之内地先の延伸でございます。

それから、次に交通渋滞の解消策についてお答えいたします。

主な交通渋滞箇所を例にしまして、その解消策についてお答えいたします。

主な所を3つ述べさせていただきたいと思います。国道126号、市のクリーンセンター北側の、ばんどう太郎というおそば屋さんがありますけれども、その所の交差点であります。これにつきましては、右折車線設置について県のほうに要望済みでございます。

それから、主要地方道銚子旭線、具体的には旭農業高校の北側の交差点、もと川島組があった所でありますけれども、これはやはり右折車線でもって解決できるんじゃないかなと思っております。現在、県が改良工事を実施中でございます。

それからもう一つ、やはりこれ、県道になります。主要地方道銚子旭線、飯岡駅の東側の交差点があります。具体的には、かっぱうまつ志前交差点あたりです。これは、道路構造の改善策が必要となります。千葉県に要望済みでございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 財政課長。

○財政課長（平野哲也） 大きい2点目の、市有財産の中の未使用市有地の活用方法ということ、方針的なことだと思いますけれども、現在未使用市有地の総体的といいますか、明確な方針的なものはあまり定まっておらずで、唯一ございますのは、行政改革アクションプランの中で、未利用状態にある普通財産の処分を推進し、というようなことで書いてございます。そのほかの処分以外のことについては、現状といたしましてはそれぞれの事案が発生した時点での対応ということで、現状はなっております。

以上です。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） それでは、まず最初に、道路の今後の整備予定について伺います。

今、清滝バイパスのほうが進捗率が10%とお聞きをいたしました。実は、これはもう既に30年ぐらい前から旧町では毎回県に要望を出して、やっとここまで来た事業でございますが、本来ですと、もうとっくに開通しているはずなんです、予算の都合で30年たってやっと10%。ちなみに、最近やっと予算がつき出したんですが、去年はどのぐらい予算がついたのか、また本年度はどのぐらいついたのか、そして、その暁には進捗率はどのぐらいになるのかお尋ねをいたします。

それとあと、今後5年間で整備予定されている道路の何本か、今お話しいただきましたが、

具体的にどの辺でどのような形の道路を予定しているのか、お伺いをいたします。

- 議長（明智忠直） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

- 建設課長（米本壽一） 初めに、清滝バイパスの予算関係でございます。

これも、私どもで県からもらっている資料でということでお答えをいたしたいと思います。昨年度の予算というか、これは決算になりますけれども、9,600万円でありました。それから、今年度の予算ですけれども、1億4,800万円という予算でございます。

進捗率ということになりますと、これは私のほうで想定して計算してみますと、14%ぐらいになるんじゃないかなというふうに考えております。

それから、幹線市道、どの辺でどのような話であります。ちょっと答えづらいところがありますけれども、まず中央病院アクセス道の絡みからお答えしたいと思います。

これは、政務報告でも市長から言っております。東西線につきましては用地買収は9割、物件補償はすべて終わりました。南北線につきましては用地も物件も75%、こんな内容。それで工事につきましてはこれ、もう何度も言っておりますので、この辺は詳細については避けたいと思います。

それから、防衛省の補助事業であります塙新町の道路の拡幅でございます。

具体的に16名の地権者と交渉を行っているというような、そんな状況でございます。交渉を行って成立しましたら工事ということになるわけですが、延長は約450メートルになるというものです。

それから、1級5号線を延伸するという工事を予定しております。これは約1.1キロメートルということで、これからその細かい設計に入っていく、そんな状況でございます。

以上です。

- 議長（明智忠直） 都市整備課長。

- 都市整備課長（島田和幸） では、谷丁場遊正線についてお答えしたいと思います。

議員ご承知だと思いますけれども、これは工業団地の周りの道路です。要は、東総広域農道からあさひ鎌数工業団地を経まして、国道126号を横断しまして市役所通り、そこまでの延長約2,970メートルでございます。これは、もう既にこの部分について、広域農道から国道までの間は完成しております。約2,270メートルです。

それから、国道のイタコ自販から市役所通りまでが700メートルございます。この部分について平成20年度、今年度からまちづくり交付金を利用しまして5年間で、24年度完成を目

指して整備してまいります。この事業でございますけれども、これは平成16年度から市の土地開発公社によりまして、土地のほうは先行取得してございます。それで、今までに約50%近くの用地を取得してございます。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 木内議員。

○11番（木内欽市） 清滝バイパスですが、これは全部用地買収が済んでいるということで、これから急激に、今度はそんなにかからないで開通できると思いますけれども、これも引き続き県のほうへ新旭市としても、当時海上町の、さっきも言いましたように毎回最重点の要望だったものですから、引き続き早期完成のほうで要望をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それと、谷丁場遊正線の恐らくこれ、JRを陸橋でまたぐんでしょうけれども、5年ぐらいでこれ、完成できるんでしょうか。そこのところをちょっとお尋ねいたします。

○議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 木内議員の3回目の質問にお答えいたします。

清滝バイパス、もうこれは近くまた地区懇談会も始まります。住民が早くやってくれよという当然の話題になるはずです。県に対しても早くやってくれと。ポイントはとにかくトンネルを抜くことだと思いますね。要望を続けます。

以上です。

○議長（明智忠直） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 5年間で完成できるのかというご質問ですが、これは当然5年間で整備していきたいと思っております。もう先ほど申し上げましたが、用地のほうは50%近く取得しております。今年と来年、これを全体の面積を取得しまして、22年度から工事に入っていきます。それで、24年度に完成させたいと思っております。

以上でございます。

○議長（明智忠直） 木内議員。

○11番（木内欽市） 1回目の質問でも申し上げましたが、やはり道路は行政でなければ造ることできませんので、予算的な面もあるかと思いますが、いずれやるんですから、一日でも早く道路を造っていただきたいとお願いをいたします。

それとあと、ついでにお尋ねしますが、海上支所から田んぼの中をずっともう3キロぐら

いのいい道路ができているんですが、あれがまだ開通をしておりません。工区等の絡みもあると思うんですが、ここにですね、この道路、私どもが中学校に行っているときはこれ、通学道路で、本当に安全な道路で、自転車でも交通事故の心配なく、いつもこの道路を通っていたんですが、この道路に自転車道を併設していただければと、こう思っているんです。

それとあと、要望も出ているでしょうが、大間手の古田の歩道の、これについても歩道だけではなく、やはり自転車も通行できるような自転車道ということは考えておられませんでしょうか。

お願いいたします。

- 議長（明智忠直） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

- 建設課長（米本壽一） 清滝 期地区内の大間手地先、自転車道ということでありましてけれども、あれは土地改良事業での実施の道路であります。これは、土地改良事業では自転車道はできないということだけは、もう結論づけております。その後、この市の中でまた相談させていただきたいと思っております。

それから、同じ大間手でも銚子海上線、ここに歩道をとということで今、県は動いてくれております。ただ、自転車と歩道両方をという、備えたものをということになりますと、ちょっと難しいのかなと。歩道はやってくれそうです。ということで、期待しておりますので、答えは以上です。

- 議長（明智忠直） 木内欽市議員。

- 11番（木内欽市） それでは、続いて、交通渋滞の解消策についてお伺いをいたします。

込んでいる国道、県道で直接市道ではないので、建設課になるか分かりませんが、一応管理するところですのでお願いをするわけであります。

交通渋滞のことで要望は出してあるということでございますが、この要望というのは文書で出すのか、それとも担当の職員と直接に話し合っ、意見を聞きながら要望するのでしょうか。どのような具合の要望の出し方が、お尋ねいたします。

- 議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

- 建設課長（米本壽一） 要望について、文書で出すのか直接話をするのかということで、実はこれ、工事を担当するのは先ほど申し上げましたとおり千葉県海匠地域整備センターというところであります。定期的に調整会議という会議を行っております。それで、市から、こ

ことここをこうしてもらいたいという要望を文書で出すとともに話ももちろんすると、そういった場を設けての要望でございます。

以上です。

○議長（明智忠直） 木内議員。

○11番（木内欽市） 年に何件か出しているんですが、出してある要望箇所、ちょっと教えていただければと思います。

それと、交通の渋滞、国道あたりはよく通っているからお分かりでしょうが、飯岡駅前からまつ志の前、やはりあの辺は上り車線というか、見広方面から来て旭飯岡方面へ行くときの車の渋滞が、何であんなに込むのかなと思うほど激しいんです。現場へ行かれたことがありますか。

○議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 初めに、要望箇所、具体的にという話がありました。

今、千葉県に要望してあるのは、先ほど申し上げました3か所のほかに、具体的に申し上げます。

国道126号の袋地先の歩道整備、これ、今歩道がある所とない所がありますので、それを続けてやってもらいたいという要望です。それから、佐原椿海線の道路改良、具体的には匝瑳市と接する部分なんですけれども、これも同じように歩道が途切れている部分がありますので、これを続けてやってもらいたい。

それから、飯岡一宮線の道路排水、これは仁玉浜地先になります。雨が降りますと冠水する所がありますので、その解消について要望してございます。

同じように冠水する箇所でありまして、旭小見川線の道路冠水、これは新町の下町地先、元禄橋の南あたりなんですけれども、ここもかなりの冠水であります。

それから飯岡停車場線、これはもう、この間の議会だよりの写真でも載りましたけれども、国道126号飯岡バイパスとの交差する部分の北側であります、ここも早く解決してもらいたいという要望出しております。

それから、今話が出ました銚子海上線の歩道の設置、それから……これ、もっともっていったい実はあるんです。かなり時間食いますので、この辺にさせていただきたいと思います。

○議長（明智忠直） 木内議員。

○11番（木内欽市） これは、市の場合も同じだと思うんですけれども、県というのは、や

やはり要望を出さないと自らはやってくれないんですかね、やはり要望は出した方がいいんでしょうか。

○議長（明智忠直） 木内議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 申し訳ございません。先ほど3回目の質問のときに私、飯岡駅東側の交差点の所、確認したのかという質問で、漏れました。これは確認してございます。現場に行ってチェックしております。

それから、今の質問でございますけれども、これは要望しないとやってもらえないのかということですが、やはり証拠は残しておいたほうがいいと思いますね。いつからずっと、これだけ強く言っているんだよということを相手方に、要するに県も担当者が代わりますと、ちょっとあやふやなところが出てこないとも限りませんので、これは要望は必ずする、要望しないとやらないということではありませんけれども、やっていきたいと思います。

○議長（明智忠直） 木内議員。

○11番（木内欽市） 今、答弁漏れがあったんで、その質問をもう一つ追加させていただきます。

どうしてかという、その信号の所なんです。何と言ったらいいのか、私も図面を書いてきて質問をやればよかったのですが、飯岡駅から来るのとマツヤ洋品店の所から来る旧海上中学校の所、あれが2本が、分かりやすく言えば下りとし、下り車線、それで見広方面から来るのを上り車線とし、何で込むかなとちょっとはかっただけですよ、信号で。

そうしたら、下り車線のマツヤ洋品店の所から来る、あの信号が28秒青なんです。黄色入れませんよ。飯岡駅のほうから来るのが17秒か18秒です。合わせて、要するに下り車線は45秒になるんです。それで、上り車線は何秒かというとなら18秒なんです。2本が来るほうが本当は短くていいのに、2本で来るほうが長くて、1本が分かれる通行量が多いほうが短いんです。その間に全赤の信号が20秒あるんです。歩車分離で、あれ、中学校ができた関係で全赤を作っていたんですかね。昼間でも何でも20秒間は全赤があるんです、必ず1サイクル回るうちに。

それで、18秒というとなら、だいたい車間距離をちゃんと走る車だと5台しか行けないんです。黄色で突っ込んで、接近して行くと7台か8台行きますが、1回の信号でだいたい5台しか進めないんです。ですから、朝だとか夕方ともう、あれがJAのガードレールのほうまでずっと渋滞になっちゃうんです。それで、旭方面から来るやつ、飯岡方面から

来るやつは、がらがらなんです。今言ったように時間が全然違いますから。ですから、その信号機をちょっと秒数を変えてもらえば、あれ一気に解決なんですよ。

ですから、そういったことで担当の、これ警察署になるんでしょうけれども、我々が言うよりも道路管理をしている建設課のほうから、そのことをよく説明していただいて、あれ、全くちぐはぐな信号のあれですから。ですから、信号をあそこで、たった5台しか行かないと、朝4回も5回も待たせられると、そこだけで5分かっちゃうんです。5分あると5キロ走っちゃうんです、うちのほうは。あの場所に来て5分も待たせられるという、もう朝の子どもの送迎とかになると、もうあの地区だけで5分待たされちゃうんです。あそこに来るまで、うちのほうは五・六分で来ちゃうんですけれども。そういった意味ですからお尋ねをいたしました。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 分かりました。確かに、車の運転者から見て全部赤になるというの、ここら辺がちょっと問題だなと思います。この辺につきましては、もう既に警察と協議を進めております。それで、警察も、あれは市道と県道の交差する部分ですから、道路改良も含めて検討しろよなど、こう言っておりますので、もう少し実態把握をしながら解決に向けて検討していきたい、勉強させていただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

○議長（明智忠直） 木内議員。

○11番（木内欽市） では、次の未使用市有地について伺います。

昨日の同僚議員の質問に対する答弁では、この金額が3,105万1,000円というようなお答えだったと思いますが、これはどの土地をどのような形で処分をしたのか伺います。

○議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 未使用財産ということではあったんですけれども、これは実際には個人貸し付け地が中心でございまして、それから赤道関係です。そういったものでございます。

○議長（明智忠直） 木内議員。

○11番（木内欽市） 具体的に件数とか分かれば教えてください。

それとあと、国有財産の一般競争入札、先ほど言いましたが、この新聞の公告を見ており

ますと、普通の宅地、住宅、マンションなどのほかに多いのが、田、畑、山林です。恐らくこれは税金を払えない方々が物納や、あるいは差し押さえられた物件だと思いますが、旭市としてはそのような物件はないのですか。以上2点をお尋ねいたします。

○議長（明智忠直） 木内議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） まず最初に件数でございますけれども、19年度……件数ちょっとないですから、面積で申し上げます。18年度が5,770平米、1,973万9,261円、19年度が793平米で1,131万2,500円。一般競争入札やられたということで、そういう国有地と同じようなものはないかということですが、そういった、何と申しますか、現在使っていない未利用地というのは、いろんな、旭市の場合、きのう申し上げましたように、旧市町から引き継いだものとして、全体では普通財産として29ヘクタールくらいございます。そのうち貸し付け関係は7ヘクタール、残りはきのうも申し上げましたように22ヘクタールということで、これはいろんな雑種地とか保安林とかいろいろあるんですけれども、先ほど議員言われたような形の土地はないということで認識しております。

以上です。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員。

○11番（木内欽市） この場合に貸付地を売却したということですが、例えば今後こういう未使用市有地を売ってほしいとか、そんな話が出た場合、具体的に言いますと、うちのほうの旧滝郷の駐在の跡地、あれ50坪か60坪ぐらいしかないんです。恐らくそんな所、市内にあると思うんです、今、ただ草を刈っているだけで。

ですから、そういう所、もし近所の人々が欲しいとかであれば、そういうのに譲ってやれば、そこで建物建てれば今度逆に固定資産税が入ってくるわけで、何でこんな質問するかというと、実際もう、お隣の銚子市では財政があれだからでしょうね、だいた土地を、売り地という看板を出しておりますが、うちの場合でも代替とか、使う予定があればですが、もしもそういうあれでない、当面使うあれがなければ、ただ草を刈って経費かけていくよりということ、そういう質問なんです。その場合にはどのように、これから考えるということですが、ちょっとお答え願います。

○議長（明智忠直） 木内議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 確かに、議員ご指摘のように、現状としてやっているのは、さっき

申し上げましたように個人の住宅用として貸し付けている土地、あるいは赤道関係の払い下げ、それだけしか現在やっていません。合併後、確かにそういった、それ以外の土地について、例えばよその市でやっておられますように、公売という形式でやった事例は今のところございません。しかしながら、今後はそういった形のものを少し勉強して、できるように進めてまいりたいということで考えております。

以上です。

○議長（明智忠直） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時25分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 11 分

再開 午前 11 時 25 分

○副議長（平野 浩） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いします。

伊 藤 保

○副議長（平野 浩） 引き続き一般質問を行います。

続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（1 番 伊藤 保 登壇）

○1 番（伊藤 保） 議席番号 1 番、伊藤保です。通告に従いまして質問をいたします。

この夏に行われた子ども議会、どれも大変すばらしい質問内容でした。その中で一番多かった質問は温暖化対策への質問でした。それだけ関心を持っていることが感じられました。

今回、風力発電について 3 項目、防災について、主に地震災害ですが 3 項目、肺炎球菌ワクチンの助成について 1 項目を質問いたします。

この旭市でも、自然エネルギーを利用した風力発電の風車が、北総台地に科学技術の発展の象徴のようにそびえております。しかし、この風力発電が人の生活環境や家畜に影響をもたらすということを聞いております。その原因は、電波障害、電磁波、低周波といったもので、テレビの受信障害、脳や内臓に悪影響を与えるようです。

そこで、１点目に、旭市に現在建っている風車は何基で、民家や畜舎からどのくらい離れているのでしょうか。

２点目に、電波障害、また電磁波や低周波などの被害について、苦情や相談はあるのでしょうか。

３点目に、今後、建設計画はあるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

次に、防災についてお聞きします。

過日、日曜日の防災訓練は大変に参考になりました。また、関係者の皆様、ご苦労さまでした。

今年に入ってから地震のニュースを多く耳にしますが、この千葉県北東部を震源としたマグニチュード6.5から7.4のプレート型内陸地震が、2011年を中心としてプラスマイナス４年に起きる可能性が強いと、本やインターネットで出ておりました。

そこで、２点目に、防災について一つ、水、食料、仮設テントなどをどのくらい用意しているのでしょうか。

２点目に、急傾斜地の崩落は想定しているのでしょうか。

３点目に、災害対策本部はどこに設置するのでしょうか。

それら３点をお聞きしたいと思います。

続きまして、肺炎球菌ワクチン助成について伺います。

３月度の一般質問をいたしました。精査してまいりますということでした。調査の進捗状況は、その後どうなっているのでしょうか、お伺いしたいと思います。

以上３項目、よろしくお願いいたします。

なお、再質問は自席で行いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（平野 浩） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） それでは、風力発電についてお答えいたします。

１点目の質問でございますが、現在建っている風車は何基で、民家や畜舎からどのくらい離れているかということですが、本市の風力発電施設につきましては、飯岡地区に５基、１基850キロワットでございます。海上地区に１基、これは1,500キロワットでございます。合計６基が建設されております。計画発電量の合計につきましては5,750キロワットとなっております。効果としては、この発電量につきましては一般家庭約3,200世帯の電力を賄うことができるといふふうに言われております。

風車から民家や畜舎への距離につきましては、飯岡地区で近接するものは民家でございますが、これが約260メートル、海上地区も同様に民家で、約220メートルというふうになっております。

それから、2番目の質問ですが、電磁波や低周波などの被害、苦情相談はあるかということですが、電磁波や低周波による苦情相談はありません。電波障害につきましては、テレビ放送電波の受信障害で、合併以後、現在まで41件、月当たり約1件問い合わせがあります。問い合わせによる対応としましては、当然原因者対応ということで、企業対応という部分の中で、銚子風力開発株式会社が窓口となりまして、その都度建設した企業に照会し、対応をしているところでございます。地区的には、旭地区3件、海上地区10件、飯岡地区28件でございます。問い合わせがあった41件のうち、34件が風力による電波障害であったと聞いております。また、合併前の飯岡町時代につきましては、電波障害による苦情が83件あり、すべて企業により対応済みと聞いております。

3点目の質問の、現在新たな建設計画は把握しているかという部分ですが、新たな建設計画については把握しておりません。

以上です。

○副議長（平野 浩） 総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 防災について、3点お答えいたします。

まず、水、食料、仮設テントなどの備蓄の関係でございますけれども、水と食料の備蓄量でございますが、9月1日現在で飲料水は1万1,508リットル、アルファ米1万283食、パンの缶詰2個入り2,160缶を備蓄しております。今後、備蓄食料は定期的に購入しまして、アルファ米は1万5,000食、飲料水は1万8,000リットルを常に備蓄していきたいと考えております。この備蓄量でございますけれども、1日に換算しましてアルファ米は5,000人分、飲料水は6,000人分という量でございます。

それから、仮設テントでございますが、備蓄はしておりません。学校等を避難所に指定してございますので、そこをご利用いただくということになります。特に本市の場合は、学校の耐震化を今図っておりますので、その面では安心かなというふうに考えております。

それから、次に、急傾斜地の関係でございますが、急傾斜地の所管は、実は市でございまして、県でございまして、それで、県で指定されている急傾斜地というのは市内に91か所ございます。6月19日に海匝地域整備センター、それから消防本部、それからNPOの防災千葉というのがございます、それと市の建設課、総務課で、急傾斜地の崩壊危険箇所という所

の29か所の点検を行っております。また、その29か所以外の箇所については、消防本部、建設課、総務課、それに各支所の防災担当の職員で現地確認を行っております。

この急傾斜地につきましては、周辺の住民の方々に十分認識していただくことが大事だと思っておりますけれども、そのためには土砂災害マップが非常に有効であると考えておりまして、そのための作成資料といたしまして傾斜度30度以上、高さが5メートル以上で、人家や公共施設に被害を及ぼすおそれのある箇所を、現在把握しております。今後とも急傾斜地等について、消防本部と一体となって十分警戒していきたいと考えております。

それから私、さっき飲料水の数字を間違えたようで、訂正させていただきます。申し訳ありません。飲料水の9月1日現在の量でございますが、1万1,508リットルです。先ほど1万1,580リットルと申し上げたようで、申し訳ございませんでした。

それから、3番目の、災害対策本部はどこに設置するのかということでございますけれども、災害対策本部は震災の場合、震度6弱で設置することとなっております。その設置場所は旭市地域防災計画で、市役所の3階ということになっております。もし本庁舎が被害を受けた場合には、そして使用不能となった場合には、本部長、これは市長でございますけれども、その指定する場所ということになっております。

以上でございます。

○副議長（平野 浩） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、3番目の、肺炎球菌ワクチンの助成について、調査の進捗状況はどうかというご質問についてお答えいたします。

まず、肺炎にならないためには風邪やインフルエンザの予防が大事であり、風邪は手洗いやうがい、インフルエンザはワクチンの接種で予防するように、広報紙や個別通知等で周知をしております。65歳以上の接種者には、1人1,000円の一部助成をしているところでございます。

肺炎球菌ワクチンの助成についての調査の進捗状況というご質問でございますが、平成19年度千葉県内で一部助成をしている市町村は4市町でありました。平成20年度も同じく4市町で、助成額については1,000円から2,000円という状況でございます。

このような状況ですので、今後も県内市町村の動向を注視していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（平野 浩） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） この旧飯岡町のときに建てられたものですが、当時の役場の関係

者の方々、電波障害などの苦情処理などに大変ご苦労されたと思いますが、稼働を始めたころ、いろんな弊害を耳にいたしました。

ところで、会社は稼働を始めてから、この低周波の振動の測定というのは行っているのでしょうか。

○副議長（平野 浩） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 低周波の測定という部分についてはございません。というのは建設する場合に、環境影響評価という部分がある程度必要になると、この必要になるという部分につきましても、あくまでも補助事業ということで、独立行政法人の新エネルギー・産業技術総合開発機構のほうから補助金をもらう場合に限りまして、そういう環境影響評価調査を付けると。ですので、これが単独の場合になりますと、一般的には建築確認だけで済むという状況ですので、低周波そのものという部分についてはとっておりません。

その環境影響評価につきましては、主なものとして騒音、電波障害、生態系、景観等が挙げられております。

以上です。

○副議長（平野 浩） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 実は、この風力発電の先進国ヨーロッパでは、ガイドライン1キロ以上とされているんです。ドイツでは国で定めて5キロ以上ということになっております。ということは、このドイツの国でいいますと、5キロ以内では何らかの人体の弊害があるということを示しているのではないかと思います。それで、この6基のメーカーというのはそれぞれ違うのでしょうか。その辺のところをちょっとお聞きします。

○副議長（平野 浩） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 飯岡地区に建っている5基につきましては、それぞれ1社でございます。海上についても別の会社の1社という部分でございます。それで、メーカーという部分ですが、たしか、どちらかちょっと忘れましたが、今ちょっと資料があれですが、スウェーデンとドイツの会社ということを知っております。

○副議長（平野 浩） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 先ほど、この建てる時に調査とか、補助金を使わなければ申請などは全くないと、土地の契約者と、また地域住民に相談して建てられるという、いわゆる建築規

制というものがありません。国のガイドラインちょっと分かりませんので、国のガイドラインというのをお聞きしたいんですけれども、その辺のところをちょっとお答え願います。

○副議長（平野 浩） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） ガイドラインという部分については、国のガイドラインというのはございません。建設に当たってのガイドラインにつきましては、もちろん千葉県もございません。全国では2県5市、これは県は静岡県と長野県、5市については稚内市、酒田市、掛川市、豊橋市、浜松市のほうでガイドラインを作っているという部分を聞いております。

以上です。

○副議長（平野 浩） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） この健康被害ということで、私はちょっと質問したんですけれども、これから国が温暖化対策でもって、どんどん増やしてくると思うんです。そういう中でこの国・県にガイドラインがないということはちょっとおかしい話であって、市民の健康を守るということについては若干おかしい内容だと、そのように思っておりますけれども、そこで、先ほど電波障害という話が出ましたけれども、旧飯岡町で80、そのぐらい出ているということでございました。先ほど対策をしているということですが、この風車というのは風向きによってかなり違ってきます。ご存じのとおり、銚子市にもかなりありますけれども、そういった3町で協議をしているということを理解してよろしいでしょうか。

○副議長（平野 浩） 伊藤保議員、今の質問は今後の建設計画にあたる質問でしょうか。先ほどの2番目の質問は4回を超えておりますので。

○1番（伊藤 保） 今、2番目じゃなかった。1番目4回…。

○副議長（平野 浩） それでは、伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 今、何番目でしょうか。

○副議長（平野 浩） 先ほど、2番目の質問に。

○1番（伊藤 保） 入ったところですね。はい。

同じようなことですが、質問いいですか。

健康被害のことですが、これは知られていないのではないかなと、このように思うんですけれども、ヨーロッパではこれ、自殺している人もいます。日本でも愛媛県などでは風車から400メートル離れた所、この方は血圧の上昇とか、夜眠っていられないと、無意識に動き出してしまうという、そういうことも言われています。また、350メートルの距

離の人は、眠れなくてアパートに避難しているという状態なんです。心臓などの循環器障害、それと脳に与えるために起こる精神障害などが挙げられるんです。こういった健康被害が日本各地に出ているということは耳にしておりますでしょうか。

○副議長（平野 浩） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 健康被害という部分については、詳しくはちょっと分かりませんが、もちろん千葉県においてもそういう健康被害という部分は問い合わせありませんし、うちのほう、旭市についてもそういう部分というのは聞いておりませんが、全国レベルという部分におきましては、愛媛県の伊方町、愛知県の豊橋市で、風力にかかわると思われる低周波による健康被害があると。症状としては不眠、高血圧、耳鳴り等という部分はありますが、あくまでもこれも、私のほうでも県に問い合わせても、そういう被害はないのでという部分の中で、インターネットの中でそういう項目を見つけております。

以上です。

○副議長（平野 浩） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） このメーカーのほうで調査とかそういったのは、会社のほうでやっていないということですが、市では聞き取り調査とかアンケートとかというのは、周辺でやったことはあるのでしょうか。これをお聞きします。

○副議長（平野 浩） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（神原房雄） 当然健康被害、先ほど電波障害の話がありましたけれども、やはり不便を来す中では、そういうお話があって調査をするわけですが、健康被害という話は聞いておりませんので、そういった調査もしておりません。

以上です。

○副議長（平野 浩） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 今、調査をしていないということでして、次の質問に移らせていただきます。

この隣の銚子市、現在29基建っております。あと6基建つ計画があるそうです。それで、全体で35基になるということなんです。なぜこんなに建つのだろうと思って、固定資産税、これを調べてみました。そうすると、1基17年償却で3,000万円だそうです。旭市の場合、どのくらい固定資産税が入ってくるのか、これをちょっとお聞きします。

- 副議長（平野 浩） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

- 税務課長（野口徳和） 固定資産税のほうは850万円ほどであります。

- 副議長（平野 浩） 伊藤保議員。

- 1番（伊藤 保） 1基に対してでしょうか。

- 副議長（平野 浩） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

- 税務課長（野口徳和） 1基で平均で140万円です。

- 副議長（平野 浩） 伊藤保議員。

- 1番（伊藤 保） 建てば市に税金が入るということで、有利にはなってくるのですが、この場合、先ほどお聞きしましたけれども、アンケートをとっていないということなので、これはアンケートを早急にお願いしたいというふうに思うんです。恐らくこれ、住民の方々は知らないと思うんです。銚子市の方々も、聞いたところ、全くそういった被害がないということでございますけれども、しかし、現実国内では先ほどのガイドラインがあるということをおっしゃっていましたが、現実にあるんですね。ですから、建設についてのガイドライン、これをしっかりと作っていただきたいと、このように思います。国・県でこのガイドラインがないということは、市が最後のとりでになってくるんですね、市民の健康を守ることに対して。そういった認識で、ぜひこれ、市でガイドラインを作っていただきたいと、このように要望したいのですが、お考えはどうでしょうか。

- 副議長（平野 浩） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

- 商工観光課長（神原房雄） ガイドラインにつきましては、全国的な部分の中でガイドラインを作っている場所というのは、やはりそういう健康被害、因果関係ははっきりしませんが、そういう部分があるだろうという部分の中でのガイドラインということだと思います。県の立場もありますので、市だけ単独でガイドラインをとる部分もいかなものかなという部分もありますので、そこらはまた検討してみたいというふうに思います。

- 副議長（平野 浩） 伊藤保議員。

- 1番（伊藤 保） 行政も立場というものはあると思います。しかし、市民が現実、もし、なった後でガイドラインを作るとするのはちょっとおかしいものじゃないかなと、このように思うんです。精神障害などは、いわゆる被害というのは公害になってくるわけですが

も、この公害の因果関係というのがはっきりすれば作るとか作らないとかでは、ちょっと市民を守れないのではないかなと、このように思いますので、ぜひ検討のほうをよろしくお願いします。

続いて、2項目めに入りたいと思います。

2項目めですけれども、防災について、主に備品についてですけれども、この仮設テントなどを建てる場所、仮設テントは考えていないということですが、もし災害が起きた場合、仮設住宅とかそういったものは考えていられるのか、また、建てる場所を確保しているのでしょうか。その辺のところをお聞きしたいと思います。

○副議長（平野 浩） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 先ほど申し上げましたように、当面は学校等、避難場所ということでございます。それから、長期になる場合は仮設住宅の建設を考えております。その建設場所でございますけれども、文化の杜公園のふれあい広場等11か所を候補地として考えております。

以上です。

○副議長（平野 浩） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 今、公園ということでございましたけれども、まだ文化の杜公園は建てられる状況ではないと思うんですが、この建設はどのぐらいになったら大きな面積になるのでしょうか。まず避難場所が一番困るのはトイレなんです。そのトイレとかそういったものが公園に置くとかということになってくると、かなりの個数があるわけですが、その辺のところまで確保しているのでしょうか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（平野 浩） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 今、候補地として考えております11か所と申し上げましたのは、そのスペースがあるというレベルの話でございまして、それから先の設備的な面はまだまだでございます。ですから、具体的に文化の杜公園が防災としての設備が整ってくれば、多分そこに集約されてくるのかなというふうに考えております。

以上です。

○副議長（平野 浩） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 分かりました。

それでは、次に、水道などのライフラインの関係でございますけれども、これは何日を目標に復旧させていくのか、普通20日ぐらいかかると、このように言われておりますが、旭市では何日ぐらいを目標に復旧させていくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（平野 浩） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） ライフラインの復旧につきましては上下水道、それから電気、ガス、通信、交通、そういうものが考えられるわけでございますけれども、そこに被害を受けた場合には、関係機関と緊密な連携をとりながら、迅速な復旧をお願いするということになっております。それぞれの機関、市の場合には上水道、下水道持っているわけでございますけれども、それぞれ災害対応マニュアル等というのがあると思いますので、それで行っていくということになります。

それで、何日をめどにというご質問ありましたけれども、これはそれぞれの状況、あるいは被害の状況、そういうものでかなり変わってくるのではないかと考えております。正直に申し上げまして、すべてについて私のほうで把握をしておりませんので、よろしくお聞きしたいと思います。

○副議長（平野 浩） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 次の質問になってしまいましたけれども、このライフラインの目標ですけれども、これはやはり早目にということで考えていますけれども、やはり目標を持った対策が必要ではないかなと、このように思います。

次の問題に移ります。

この急傾斜地の崩落について、救出計画というのは、マニュアルとかそういったものはあるのでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

○副議長（平野 浩） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） それでは、地震における災害発生時の消防本部の対応についてお答えをいたします。

まず、消防本部の初動体制ですが、震度5弱以上の地震で幹部職員は自己参集、震度5強以上の地震発生時には全職員が自己参集することとなっております。

土砂崩れ等災害発生時は、旭市消防本部非常時災害警防規程によりまして、全職員の部隊編成による現場活動となりますが、大地震の発生時には、複数の被災現場が予想されますの

で、消防団との連携をとりまして、特に人命危険の高い現場には消防本部の部隊が出場し、他の現場につきましては各地域の消防団の活動となります。

以上です。

○副議長（平野 浩） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） 分かりました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

今、市役所がいわゆる防災本部の拠点ということを言われました。この地震というものに
対し、震度幾つの地震を想定しているのでしょうか。それをちょっとお聞きしたいと思いま
す。

○副議長（平野 浩） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） ちょっと先ほども申し上げましたけれども、地震災害対策本部は震
度6弱で設置ということになっております。

以上です。

○副議長（平野 浩） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） ということは、震度6弱ということを想定しているということですが
ども、この本庁の耐震というのはどのくらいあるのでしょうか。また、消防署とか関係機関
の耐震というのはどのくらいあるのでしょうか。それをちょっとお聞きしたいと思いま
す。

○副議長（平野 浩） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 本庁舎の耐震でございますけれども、実は合併の直前に耐震診断を
やっておりまして、その結果、これは震度6強でございますけれども、震度6強で倒壊する
部分があるというふうになっております。

それから、消防本部でございますが、これは昭和60年の建築でございますので耐震基準は
満たしていると、耐震化の必要はないというふうに考えております。

以上です。

○副議長（平野 浩） 伊藤保議員。

○1番（伊藤 保） そうすると、当然耐震、震度6強の地震が来たときには本庁じゃなくて、
市長が定めるということですが、消防署というふうに考えてよろしいんでしょうか。
その辺もまた、お聞きしたいと思います。

- 副議長（平野 浩） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） 仮に、この庁舎が被害を受けた場合ということでございますけれども、防災行政無線の放送ができる、それから県等との防災ネットワークが構築されているというような条件もありますので、現実的には消防本部に災害対策本部を設置するということになると考えております。

- 副議長（平野 浩） 伊藤保議員。

- 1番（伊藤 保） 分かりました。この質問をしたのは、今さまざまなネットで、先ほどもお話ししたとおり、大きな地震が来るということを言われております。これは非常に内陸型のことなので、ぜひその辺のところは、これからもしっかりと準備をしていただきたいと思います。

続いて、3番目の、肺炎球菌ワクチンでございますけれども、全国でもまだ普及はそんなにはないんですけれども、近ごろ東京都の千代田区でも、これ、始まりました。旭市も高齢化になってきております。ですので、これ、ぜひ希望者、1回打てば二度と打たなくてもいいという、インフルエンザとはまた違いますので、生涯に1度だけですので、高齢者で希望者の方はぜひやらせてほしいなと、このように思っております。その辺のところをお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

- 副議長（平野 浩） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

- 健康管理課長（小長谷 博） 希望者というご質問ですけれども、県内4市町の中に、近くでは東庄町が実施してございます。東庄町は65歳以上について1,000円を助成しておりますけれども、19年度の実績が21人ということを伺っております。果たして21人で予防効果がというのは、ちょっと疑問に感じられるところがあるんですけれども、この辺まだ県内4市町ということで、もう少し動向を見させていただきたいと、このように考えております。

以上です。

- 副議長（平野 浩） 伊藤保議員。

- 1番（伊藤 保） この肺炎球菌ワクチンの件ですけれども、まだあまり知られていない実態なんです。ですから、高齢者の方々にはあまり耳にしていない部分があると思います。ですので、宣伝効果というものもあると思いますので、ぜひその辺のところは実施していただきたいと、そのように要望をいたしまして、質問を終わりにします。

以上です。

- 副議長（平野 浩） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後 1 時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 4 分

再開 午後 1 時 9 分

- 副議長（平野 浩） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

伊 藤 房 代

- 副議長（平野 浩） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（ 4 番 伊藤房代 登壇 ）

- 4 番（伊藤房代） 平成20年第 3 回定例会におきまして、一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回、私は 5 点の質問をさせていただきます。

まず 1 点目、自然災害の予防について。 2 点目、防犯について。 3 点目、旭駅・干潟駅の整備について。 4 点目、予防接種について。 5 点目、コミュニティバスについて、質問いたします。

まず 1 点目、自然災害の予防について。

（ 1 ）通報に対する処置について。

今年は異常気象による被害が増加し、1 時間に 75 ミリの集中的な雨、雷など、がけ崩れ、落雷による停電など、近年にない自然災害が増えています。先日も、豪雨のため冠水した栃木県鹿沼市道で、軽乗用車に閉じ込められて水死するという事故がありました。この女性は、車内に閉じ込められた、水が入ってきてドアがあかないと 110 番通報した。また、お母さんも、携帯が娘からあったと 119 番に連絡したと証言しています。ところが、通報を受けた消防は、同じ場所で水没した車から自力で脱出した夫妻だと判断し、出勤しなかったとありました。県警のほうも現場を同じく思い、出勤しなかったと言っています。でも、母親は、謝ってもらっても娘は帰ってこない。冷静に通報を受けるべきプロが、現場を混同したり、別の車と勘違いして混乱するなんてあり得ない。警察と消防の連携もとれていないと言ってい

ました。我が旭市としても、他人ごととは思えません。どのように警察と消防が細かく連携がとれているかどうか、また、携帯電話の着信をどう受けているか、質問します。

また、数年に1度しか降らないような記録的な1時間雨量を観測したときに発表する、記録的短時間大雨情報を各地に発表したとありました。それによると、我が千葉県でも野田市で110ミリ、茨城県境町で110ミリの猛烈な雨が降ったとあり、各地で停電、鉄道の運休とかが発生しています。その後で、また大きな人命を奪われる事故がありました。8月30日、愛知県岡崎市住人が、自宅が浸水し1階の台所で死亡していたとありました。ニュースでは、隣に住む住人が証言していたことは、29日午前1時くらいに、死亡した人から電話があった。水が床上に上がってきたけれども、避難したほうがいいかねという電話があったが、自分の家も大変だったので見に行っていけなかった。市からの防災の放送もなかったし、広報車も来ていなかったの、朝、隣に行き見たら、電話をしてきた本人が亡くなっていた。本当にかわいそうなことをした、との話が出ていました。

そこで、市のほうの答えは、夜中なので放送しなかった。広報車を出しても聞こえないだろうから出さなかったと、テレビのニュースのインタビューでの答えだった。しかし、記録的短時間大雨情報が発表された後なのに、対応しなかった責任はどうかと思われます。夜中であるからこそ、市民の不安を取り除くのが広報車であり、放送なのではないかと思います。旭市としては、夜中であろうとも、市民の安全のための無線放送は起動しているのでしょうか、質問します。

2点目、防犯について。

(1) 親族間のトラブルに対する相談について。

先日、愛知県犬山市の木曽川で、今年6月、水難事故を装って妻を殺害したという事件がありました。その内容は、その夫婦は別居中で、子どもの養育費をめぐるトラブルになっていた妻を、スタンガンで電気ショックを与え、川の中へ突き落として事故死を装って殺したということでした。養育費をめぐるトラブルという間には、いろいろな悩みがあったのではないかと考えられます。殺される前に、もっと相談に乗っていれば、事件まで行かなくて済んだのではないかと、殺さない前に相談の窓口で食いとめられたのではないのでしょうか。

また、9月7日の新聞にも掲載されていましたが、茨城県土浦市で殺人事件がありました。老夫婦が、刃渡り15センチの包丁で10か所近く刺されて死亡していたとありました。その後のニュースでは、別居している孫が何らかの事情を知っている可能性があるとのニュースで、行方を探しているとのことでした。やはり近所の人話では、その孫が再三にわたって老夫

婦に借金をする話で来ていたとのことでした。殺されるまでにいろいろなことがあって、最終的に人命が奪われる、それまでの間に誰かに相談していれば、間に第三者が立っていれば、事件までに発展しないで済んだのではないかと考えます。まず、市民を守るための市民相談は受けていますが、もっと深い相談を、市として広く広報とかで引き受けられないか質問します。

3点目、旭駅・干潟駅の整備について。

(1) 旭駅・干潟駅の整備の進捗状況について。

平成19年12月に旭駅のバリアフリーについて質問をいたしました。その折、5,000人以上の乗降がある所が優先ということでの回答でした。しかし、旭駅のトイレは昭和42年に建設ということで、40年も経過しております。その間に女子高生がトイレに連れ込まれたとか、いろいろの事件もありました。最新の清潔で明るくバリアフリーのトイレであれば、安心して用が足せるのではないのでしょうか。各家庭でも来客に備えてトイレだけは清潔にとの習慣があります。この地域でも一番県外の患者や観光客の乗降のある旭駅、旭市へ玄関窓口の旭駅が旧式和式トイレ、暗いイメージのトイレでは、旭市としても恥ずかしいことだと考えます。飯岡駅、倉橋駅はもうバリアフリー化ということですが、一番メインである旭駅が旧式であってはならないと考えます。旭市として、もっと積極的に働きかけていただけないか、質問します。

また、平成20年3月にも質問しましたが、JRがつれない返事だという回答でした。駅が清潔で明るい様子であれば、乗降客も安心して利用し、増えると考えます。八日市場駅、飯岡駅、倉橋駅もバリアフリースイートイレということです。とても5,000人の乗降客とは考えられません。どうなっているのでしょうか、質問します。

次に、干潟駅の整備状況について質問します。

前回、平成19年12月に質問しましたが、干潟駅は障害者用トイレもなく、女性用トイレも和式になっているという質問をしました。そのときに、市長の回答には、まちづくり交付金事業で、あの辺の整備も考えておりますとの話でした。放置自転車の整備などの話も出ました。その後の駅のトイレ、放置自転車の整備などもどうなったのでしょうか、質問します。

4点目、予防接種について。

(1) 麻しん・風しん混合の接種について。

現在、高校3年相当年と中学1年生は公費で出ています。しかし、高校1年生の子どもさんが、高校のほうから大会があるので予防接種してくるようにと言われ、自己負担で打って

きました。お母さん方にとって負担が大き過ぎるとの声でした。３年生になったとき、領収書と引き替えに還付金を請求できないか、質問いたします。

５点目、コミュニティバスについて。

（１）コミュニティバスの利用状況について質問いたします。

今年度４月１日から、バスの運行の見直しがされました。現在、旭地区が８便、飯岡地区が１０便、海上地区が７便、干潟地区が８便を、５台のバスで運行されています。それぞれの各地区の利用状況についてお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○副議長（平野 浩） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） それでは、通報に対する措置についてお答えをいたします。

現在の通報手段としましては、火災、救急、災害等に関する通報手段ですが、固定電話、携帯電話、ＩＰ電話、聴覚障害者用の緊急通報システム及びその他の通報となります。

平成１９年における通報の総件数は３,４６６件で、内訳は固定電話が２,５９８件、携帯電話が８０４件、ＩＰ電話が６４件であります。固定電話、ＩＰ電話、緊急通報システムにおいては、住所または世帯主を聴取できれば、地図検索装置により場所を特定することができますが、携帯電話による通報は、電話番号や氏名を聴取しても、現在の当消防本部の受信装置では場所の特定はできませんので、付近の目標等をよく聞き取って場所を特定しています。この場合、特に通報者が地元に住んでいる方以外ですと、土地勘がないために聞き取りに時間を要する場合があります。

議員ご指摘のとおり、先月の８月１６日には栃木県鹿沼市で、大雨による車両の水没事故で女性の方が亡くなるという事案が発生しました。当時、この現場付近では複数の事故が発生しておりまして、他の現場と現場を同じ一つの現場と勘違いして出場しなかったことが後に判明いたしました。当消防本部においても、同じようなミスを犯さないためにも、現場を特定できるまで細心の注意を払い聴取するよう、担当職員に指導しているところでございます。

また、この事故を受けて、消防庁より携帯電話、ＩＰ電話からの１１９番緊急通報に係る位置情報通知システム導入の推進について通達がありました。このシステムは、通報時に発信場所を地図表示するシステムで、発生場所の特定には非常に重要なシステムであります。平成２５年度運用開始予定の１１９番の総合受付、指令センターの共同運用との兼ね合いがございますが、導入に向けて早急に検討してまいりたいと思います。

続きまして、住民への情報の伝達についてでございますけれども、地震や台風、集中豪雨時の住民への対応として、気象観測データによる気象情報を基に、防災無線やメール配信で広報を行うとともに、がけ崩れ危険地域や高潮危険地域には消防車両による警戒広報を実施、また、がけ崩れ危険地域の住民へは、さらに電話により情報を伝達して注意を促しております。

以上でございます。

○副議長（平野 浩） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、2番目の、親族間のトラブルに対する相談につきましてご答弁申し上げます。

さまざまなトラブルが親族間にはございますけれども、配偶者暴力という部分に限定をさせていただきますまして答弁をさせていただきます。

議員おっしゃられましたように、近年、新聞、テレビ等で配偶者からの暴力によって悲惨な事件に及んでしまうケースが数多く見受けられる、そういう状況でございます。配偶者への暴力に対しましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、いわゆるDV法でございますけれども、これによりまして県及び市町村の役割が明確化されたところでございます。県及び市は、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすこと、それから緊急時における一時保護等の安全確保を図ること、これらが求められておるところでございます。

したがいまして、旭市におきましては、平成17年から社会福祉課児童班で夫婦間等の親密な関係からの暴力全般についての相談業務を行っているところでございます。現に19年度には、母子支援施設に入所をさせまして一時保護をし、安全を確保したケースもございました。

いずれにいたしましても、市で相談を受けた場合、県の女性サポートセンター、それから海匠健康福祉センターと連携をとりまして対応しているところでございます。

また、被害の中で身体的な虐待という場合におきましては、病院からの通報ということもございます。それらのケースにつきましては警察との連携、これも必要になるケースもございます。

今後も、夫婦間のトラブルに限らずに、他の相談につきましても関係機関と連携を密にいたしまして、大きな事件等に発展することのないように対応をまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（平野 浩） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、企画課からは、3項目めの旭駅・干潟駅の整備、それから5項目めのコミュニティバスについて回答いたします。

まず、旭駅・干潟駅の整備、この進捗状況ということでございます。確かに、なかなか進捗していないということでございます。さらに市として積極的にＪＲに働きかけができないのかということでございまして、今年度の状況ちょっと申し上げたいと思います。

まず、今年度になりまして、この7月、8月、ＪＲの千葉支社、それから東京本社、東京支社、そこへ県も含めまして要望書を提出してお願いをしまいいりました。向こう、担当課長等出席して、その場での意見交換等もあったわけなんですけれども、やはりなかなか厳しいというのが実情でございます。ちなみに、ＪＲ東日本管内で、いわゆる5,000人の乗降客がある所、これが490駅ある、そのうちのまだ7割弱しかバリアフリーにも対応していない状況であるので、まずそこを優先させなければＪＲとしては次に進めないというのが、実際の回答でございます。

実際に旭市は19年度の実績を見ますと、実は4,000人を切ってしまいまして、ちょっと徐々に乗降客が少なくなっている状況であります。そういう中で、さらに強く要望はいたしておるところですが、なかなか進んでいないというのが実情でございます。個別に各自治体と、そういう状況の中では協議をしていくしかないというのがＪＲでございます。あと、その辺でございますので、さらに協議を進めていきたいと考えております。

それともう1点、干潟駅なんですけれども、干潟駅のトイレにつきましては、平成21年度、トイレの改修を計画していただけることになりました。ただ、駅のホームに入った所から利用できるトイレということで、外側から、要するに駅の広場のほうから利用するには、さらに市として負担金を出していただきたいという申し出がございまして、それについては今後協議をしていくことになっております。これは21年度に改修予定だということで、前回市長の申し上げました、まちづくり交付金事業での広場の整備もありますので、その中でどういう形で組み込んでいけるのかは、市の中で再度協議をしていくことになろうかと思います。

併せてご報告ですけれども、旭市の管内4駅あるんですけれども、倉橋駅、トイレは駅前に建っておるんですけれども、駅舎、これは無人駅です。この駅舎が老朽化しているということで、無人駅についてはＪＲが建て替えていただけるということに、実はなりました。これについては早ければ今年度中に事業を実施するというので、スロープの設置、それから待合所という形でベンチを置くと、そのような形で聞いております。詳細はまた後日という

ことで、その先の協議はこれからになっております。

以上です。

それから、バスの関係でございますが、利用状況ということで4月から8月、この5か月間、前年同期との比較ということでご報告したいと思います。

まず、全体としては10%近く伸びております。それぞれのルートごとに報告いたします。

旭地区のルートでございますが、5か月間で1万4,930人、前年同期比、1万5,747人ということで、ここは5.19%減少しております。

飯岡地区、これは20年度1万7,783人、前年同期が1万8,025人ということで、これは1.34%の減、ただ、飯岡ルートにつきましては便数を3便減らしておりますけれども、ほぼ同じような形で乗っているという状況です。

海上地区でございますが、20年度が5,896人、前年同期が5,329人ということで、10.64%の増。

それから干潟地区、これは試行ルートということで設定してございますが、6,477人、これが今年度で、前年同期は1,958人ということで、これは4,519人、230.8%の増というような状況になっております。これは便数の違いが大きな要因であろうと、そのように思っております。

以上です。

○副議長（平野 浩） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 干潟駅の放置自転車対策、それから駅前の整備についてお答えをしたいと思います。

干潟駅前広場は非常に狭いんです。国道から駅までの幅が幾らもないんです、15メートルか、広い所で20メートルぐらいしかありません。面積にしても900平米ぐらいです。朝夕に通勤・通学で非常に乱雑な駐輪で混雑している、また送迎車が非常に多いので、通行者の妨げになり、非常に私ども頭を痛めているところでございます。

このような状況ですので、安全・安心な駅利用、それから景観の保全、保全というより駅前広場整備改善のために、それから駅の広場の西側に私どもの公園、一応公園という位置づけはございませんけれども、今、樹木を植えて公園としておりますけれども、それらを含めまして駅前広場を整備していこうかなと考えております。

今年度、基本設計、それから測量業務を行ってまいります。これはあくまで駅前広場はJRが管理していますので、よく協議して進めていきたいと思います。来年度、21年度からは

まちづくり交付金事業に取り入れて、積極的に整備していきたいと思っています。

以上です。

○副議長（平野 浩） 健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは、私のほうから、4項目めの予防接種について、麻しん・風しん混合の接種についてお答え申し上げます。

麻しん・風しん混合の予防接種については、予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生と蔓延を予防することを目的として、個別接種により接種をしております。接種の時期は、予防接種法施行令に基づきまして、第1期は、生後12か月から生後24か月に至るまでの間にある者に、第2期は、5歳以上7歳未満の者に接種ということになっており、一生のうちに2回の接種が義務づけられております。接種費用は1回当たり9,890円で、これは全額市で負担しているところであります。

国は、平成19年に麻しんが流行したことによりまして、平成20年度から5年間を麻しん排除対策期間として定めたもので、既に罹患したことが確実な者及び予防接種を2回接種した者を除き、今まで接種を1回しか受けていない者に対する経過措置といたしまして、2回目の接種の機会を設けたもので、対象は、議員先ほど申し上げましたとおり、第3期が中学1年生、第4期が高校3年生に相当する年齢の者と定められております。

ご質問の、高校1年生でも接種した場合に償還払いができないかというご質問でございますけれども、この償還払いについては今現在、制度がないためにできませんので、ご理解のほうをいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（平野 浩） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） それでは、1点目の自然災害の予防についてのところを、ちょっと再質問させていただきます。

昨年の12月の定例会のときだったんですけれども、携帯、IP電話、位置情報システムの導入についてということで質問いたしました。そのときに、消防無線の広域共同運用を開始することが決定しているので、あと4年ぐらいですから、1億4,000万円も5,000万円も投入するのはどうかな、過去に発信地の情報聴取が逃げられたとか逃がしたとかというのは一度もないので、今までどおり実施する考えとの答えがありましたが、しかし、今の状況はそういうことを言っていられない状況ではないでしょうか。

現に、記録的短時間大雨情報が発表されるぐらい、数年に1度しか降らないような記録的

な1時間雨量を観測しています。ですので、4年間は待ってられない状況ではないでしょうか。人の命を第一に考えれば、お金がもったいないとは言っていないのではないのでしょうか。先ほど、検討というお話が今ちょっとあったんですけれども、もう少し詳しく教えていただければと思います。

○副議長（平野 浩） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） 先ほどもお答え申し上げましたが、消防庁より、そういった携帯電話の位置情報通知システムですか、これについての推進の通達がありましたので、これから、25年に総合受付、指令センター共同運用、今策定中でございますけれども、それまでの間、簡易型の位置情報通知システムですか、こういったものを検討しなければならないかと考えております。簡易型ですと、金額的に450万円から500万円程度だと思います。

以上でございます。

○副議長（平野 浩） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） そうしますと、これから検討していただけるということで、対応していただけるということでよろしいのでしょうか。

○副議長（平野 浩） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（菅谷衛一） 一応、早急に検討をしてまいりたいと考えております。

○副議長（平野 浩） 伊藤房代議員。

○4番（伊藤房代） 一日も早く、その携帯、I P電話位置情報システムの導入をよろしくお願いしたいと思います。

次に、3点目の、旭駅・干潟駅の整備についてでございますけれども、21年度、干潟駅のほうは積極的に進んでいくようでございますけれども、ちょっとこれは旭駅のトイレの状況ですけれども、本当にもう40年ということで、もうこのように、それこそなっております。本当にもう今どきないようなトイレなんでございます、どうぞちょっと見ていただければ、また、干潟駅のほうもかなりなんですけれども、こちら21年度からということで、まちづくり交付金のほうでしていただけるということでありますけれども、とにかくこれはもう何としても市挙げて、やはり旭市の顔でございますので、何とかこの旭駅のトイレに関しては、いち早く対応していただければというふうに思いますが、市長のお考え、いかがでしょうか。

- 副議長（平野 浩） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

- 市長（伊藤忠良） 今、駅前の広場の整備をしているのは、もうご案内のとおりでして、それに併せて駅のほうとも十分相談をしながら進めてまいりたい、そのように考えております。

- 副議長（平野 浩） 伊藤房代議員。

- 4番（伊藤房代） なかなか進み具合が進捗していないように思うんですけども、いつまでという目標を立てて、明確にしていなければというふうに思うんですけども。

- 副議長（平野 浩） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

- 市長（伊藤忠良） 駅広の整備が、一応平成22年度の国体に合わせて整備がしたいということをお願いをしておりますから、そのほうも併せてやれるように努力をしたいと思います。

- 副議長（平野 浩） 伊藤房代議員。

- 4番（伊藤房代） 早急に、よろしくお願いいたします。

次に、4点目の予防接種についてでございますけれども、3年生ですと領収書、還付金ということでございますけれども、やはり1年生で、どうしても例外で、子どもさんが予防接種をするというケースでございますけれども、市のほうで何かそういう対応はないか、質問いたします。

- 副議長（平野 浩） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

健康管理課長。

- 健康管理課長（小長谷 博） この決められた年齢以外の者に接種する場合には、特別、要綱等整備すればできないわけではないんですけども、その辺については検討させていただきたいと思います。近隣でもまだやっているところがございませんので、近隣の動向等も踏まえて、できれば検討させていただきたいと考えております。

- 副議長（平野 浩） 伊藤房代議員。

- 4番（伊藤房代） では、早急に考えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、5点目のコミュニティバスについてでございますけれども、今、干潟地区は8便で、かなり利用状況も多くなってきておりますが、これから先ですけれども、現在試行的運行でございまして、本格運行についての考えはいかがでしょうか。

- 副議長（平野 浩） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

- 企画課長（加瀬正彦） 今、試行運行ということで、半年間の、まずデータをとります。この後10月1日から、さらにもう半年の試行を実施する予定になっております。これについては国のほうの助成金をいただける方向になっています。

そういたしますと、その先、実は10月1日からのデータをとりはじめますと、その後のもう半年、要するに来年度の9月いっぱい、最低でもデータをとっていく必要があるだろうと。今と全く同じルートでそのまま行くのか、乗っていない便を調整するのか、あとルートの調整があるのか、その辺は実はコミュニティバスの検討委員会、これがこの20年度から地域公共交通会議というものに衣がえしております。その中で検討させていただいて進めていきたい、そのように考えております。

- 副議長（平野 浩） 伊藤房代議員。
- 4番（伊藤房代） 分かりました。あと、そのバス停についてでございますけれども、干潟地域のほうですけれども、やはりバス停までの間の距離が遠過ぎるということで、もう少し細かくバス停のほうも増やすお考え、いかがでしょうか。
- 副議長（平野 浩） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画課長。

- 企画課長（加瀬正彦） バス停の位置ということでございますが、バス停の位置の変更ですけれども、この設置場所につきましては安全性、それから集落における戸数であるとか、あと間隔等を勘案して、バスが安全に止まれるような所、そういう所を設定したものでございまして、さらにもう少しこちらのほうが集まりやすいということであれば、今試行運行中ですから、その間に調整することは可能だと、そのようには考えております。

- 副議長（平野 浩） 伊藤房代議員。
- 4番（伊藤房代） ありがとうございます。ぜひ、試行中でございますので、よりよく市民の皆さんが利用できるように、また検討していただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

- 副議長（平野 浩） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

- 副議長（平野 浩） 以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は25日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 1時45分

平成 2 0 年旭市議会第 3 回定例会会議録

議 事 日 程 （第 5 号）

平成 2 0 年 9 月 2 5 日（木曜日）午前 1 0 時開議

- 第 1 決算審査特別委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 常任委員長請願報告
- 第 6 質疑、討論、採決
- 第 7 常任委員長陳情報告
- 第 8 質疑、討論、採決
- 第 9 事務報告
- 第 1 0 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 決算審査特別委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 日程第 5 常任委員長請願報告
- 日程第 6 質疑、討論、採決
- 日程第 7 常任委員長陳情報告
- 日程第 8 質疑、討論、採決
- 追加日程第 1 発議案上程
- 追加日程第 2 提案理由の説明
- 追加日程第 3 質疑、討論、採決
- 日程第 9 事務報告
- 日程第 1 0 閉 会

出席議員（ 24 名 ）

1 番	伊 藤 保	2 番	島 田 和 雄
3 番	平 野 忠 作	4 番	伊 藤 房 代
5 番	林 七 巳	6 番	向 後 悦 世
7 番	景 山 岩三郎	8 番	滑 川 公 英
9 番	嶋 田 哲 純	10 番	柴 田 徹 也
11 番	木 内 欽 市	12 番	佐久間 茂 樹
13 番	日 下 昭 治	14 番	平 野 浩
15 番	林 俊 介	16 番	明 智 忠 直
17 番	林 一 雄	18 番	高 木 武 雄
19 番	嶋 田 茂 樹	20 番	向 後 和 夫
21 番	高 橋 利 彦	22 番	林 正一郎
24 番	神 子 功	26 番	林 一 哉

欠席議員（ 1 名 ）

25 番 伊 藤 鐵

説明のため出席した者

市 長	伊 藤 忠 良	副 市 長	鈴 木 正 美
教 育 長	米 本 弥榮子	病 院 事 業 者 管 理 者	吉 田 象 二
病院事務部長	伊 藤 敬 典	総 務 課 長	高 埜 英 俊
秘書広報課長	加 瀬 寿 一	企 画 課 長	加 瀬 正 彦
財 政 課 長	平 野 哲 也	税 務 課 長	野 口 德 和
市 民 課 長	木 内 國 利	環 境 課 長	平 野 修 司
保険年金課長	増 田 富 雄	健康管理課長	小長谷 博
社会福祉課長	在 田 豊	高 齢 者 長 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
商工観光課長	神 原 房 雄	農 水 産 課 長	堀 江 隆 夫
建 設 課 長	米 本 壽 一	都市整備課長	島 田 和 幸

下水道課長	中野博之	会計管理者	渡辺輝明
消防長	菅谷衛一	水道課長	堀川茂博
庶務課長	浪川敏夫	学校教育課長	及川博
生涯学習課長	花香寛源	国体推進室長	高野晃雄
監査委員 事務局 長	林久男	農業委員会 農事 事務局 長	小田雄治
国民宿舎 配 人 院長	野口國男	病院經理課長	鈴木清武
国支病再 整備室 長	鎚木友孝		

事務局職員出席者

事務局長	宮本英一	事務局次長	石毛健一
------	------	-------	------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（明智忠直） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

ただいまの出席議員は24名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

日程第 1 決算審査特別委員長報告

○議長（明智忠直） 議案第 1 号から議案第19号までの19議案及び陳情第 5 号、陳情第 6 号の陳情 2 件、また閉会中の継続審査である請願第 2 号、請願第 3 号の請願 2 件と、陳情第 3 号、陳情第 4 号の陳情 2 件を一括議題といたします。

日程第 1、決算審査特別委員長報告。

決算審査特別委員会及び各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配布のとおりであります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 配布漏れないものと認めます。

これより決算審査特別委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、嶋田茂樹議員、ご登壇願います。

（決算審査特別委員長 嶋田茂樹 登壇）

○決算審査特別委員長（嶋田茂樹） おはようございます。

決算審査特別委員会委員長の報告を申し上げます。

去る 9 月 5 日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第 1 号、平成19年度旭市一般会計決算の認定について、議案第 2 号、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計

決算の認定について、議案第 3 号、平成19年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、議案第 4 号、平成19年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、議案第 5 号、平成19年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、議案第 6 号、平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第 7 号、平成19年度旭市水道事業会計決算の認定について、議案第 8 号、平成19年度旭市病院事業会計決算の認定について、議案第 9 号、平成19年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定についての 9 議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る 9 月11日及び12日のそれぞれ午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長、教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第 1 号についての主な質疑 5 点について申し上げます。

1 点目として、歳入の市税収入未済額について、何件くらいあって、1 件当たりどのくらいの額なのかとの質疑では、現年課税分と滞納繰越分を合わせて、市民税は3,767人、固定資産税は2,585人、軽自動車税は1,926人である。

また、1 件当たり平均の滞納額ということで、市民税が14万5,000円ほど、固定資産税は39万円、軽自動車税は 1 万8,000円余りであるとの答弁がありました。

次に、2 点目として、歳出、総務費の地域審議会運営費について、決算額が25万円余りであり、昨年と比較して半減しているが、それだけ活動がされていなかったということかとの質疑では、地域審議会については、新市の建設計画の執行状況や地域における振興が他の地域と均衡を欠くことのないように設けられたもので、開催状況については、総合計画の関係で、18年度は、海上、飯岡地区がそれぞれ 2 回と干潟地区が 3 回開催したところであるが、19年度は、各地区 1 回の開催であった。

審議会の開催については、審議会のほうから、この案件を審議したいという申し出により開催するような形になっており、市からの諮問する案件というのは、新市の建設計画の変更くらいで、それ以外は諮問しないような形になっているが、できるだけ意見をいただけるよう努力したいと思っているとの答弁がありました。

次に、3 点目として、民生費の外出支援サービス事業について、利用者が年間42人では少ないのではないかと質疑では、この事業については、昨年から運送法の関係で、料金を取って運送する場合は、許可をとらないと運用できないことになり、その中で利用者も限定されている。

具体的には、週１回というのが原則で、条件を満たしたものだけが認定をし、外出支援ができる形になっている。これは、民間の事業に影響を与えるということから、限定つきでそのような形になっている。

また、利用の仕方については、すべて予約制となっており、利用日の１か月前から７日前までに申請しなければならない原則となっているが、相談に応じながら緊急に退院するとか、入院するとかの場合には、仮に車があいているときには、極力早目に対応したいとの答弁がありました。

次に、４点目として、民生費の生活保護扶助費について、傾向として増えているのかとの質疑では、生活保護の状況は全国的には増加傾向にある。当市の場合においては、合併して３年が経過した中で、保護世帯は230から240世帯の中を行ったり来たりしている。また、保護の人員についても、270人を境に行ったり来たりの状況であるとの答弁がありました。

最後に、５点目として、基金について、かなり伸びているが、今後の見通しはどうかとの質疑では、基金については、一般会計で九つ、特別会計で五つ、計14の基金がある。

特に、財政調整基金は、18年度末の残高13億1,572万9,000円が19年度末には18億8,795万8,000円で、かなり増えている。

基金の総額でいくと、一般会計所管の基金は、19年度末で51億7,026万円ほど、また、特別会計で8億1,577万円ほどあり、合わせて59億8,604万円ほどある。

17年７月１日時点の基金合計が36億143万円であったので、合併時点からは23億8,461万円ほど増えているとの答弁がありました。

次に、議案第２号の主な質疑について申し上げます。

短期人間ドックについて、日帰り１泊２日のそれぞれの受診者数と、年々増加傾向にあるが、どんな理由なのかとの質疑では、受診できる医療機関は、旭中央病院、田辺病院、飯倉医院で、19年度の実績は、旭中央病院のみで、１泊２日の受診者数は285人、日帰りは114人であった。

また、増加の理由については、合併前の旧飯岡町が85%の助成をしており、ほかの１市２町は70%の助成であったものを、合併後は85%の助成率にしたことと、健康に関心を持つような形になってきたことが推察されたとの答弁がありました。

次に、議案第８号の主な質疑２点について申し上げます。

１点目として、棚卸資産について、増えている理由は何かとの質疑では、病院の中には、診療材料、薬品等、さまざまなものがあり、これを１回に全部棚卸しできればよいが、あま

りにも大量にあるため、今回実施したのが、薬剤の調剤薬局と各病棟にある診療材料について棚卸しをした。

今後も随時拡大して、継続性をもって、適正な在庫、不良品等の管理を実施していくとの答弁がありました。

次に、2点目として、企業債の繰上償還は考えているのかとの質疑では、高金利のものは、繰上償還することで、経営のためにはよいわけであるが、基本的に償還するとなれば許可が必要となり、また、実施すると、3年間は新規の起債が凍結されるなどの条件もあるので、現在、再整備事業を抱えていることから、繰上償還は考えていないとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げますが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第8号については賛成多数で、そのほかの8議案については全員賛成で、それぞれ認定することに決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年9月25日、決算審査特別委員会委員長、嶋田茂樹。

○議長（明智忠直） 決算審査特別委員長の報告は終わりました。

日程第2 質疑、討論、採決

○議長（明智忠直） 日程第2、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

滑川公英議員、ご登壇願います。

（8番 滑川公英 登壇）

○8番（滑川公英） 8番、滑川です。

議案第8号について、議会初頭の質疑に続きまして、決算審査特別委員会の中でも質問いたしましたが、適正在庫水準はどのくらいなのか、棚卸しは3月何日に行ったのか、具体的

な答弁はいただけませんでした。

経費節約のコンサルに何千万円も払いながら、適正在庫が分からないとは解せません。在庫が多いということは、資金が寝るということです。

民間企業は、在庫や棚卸しについて厳しくチェックしています。また、何万点に上る棚卸しが1日か2日で終わるわけではありません。多分帳簿棚卸しで済ませていると思います。現品との付け合わせはしているのでしょうか。

昨年9月議会では、鍋木再整備室長が、電子カルテにより机上の在庫もカウントされるようになったから1億円増えたと答えています。しかし、今年、鈴木経理課長は、18年は倉庫、19年度は机上の在庫、来年はナースセンターと答えています。答弁が食い違っています。このことも一向に訂正する答弁はありませんでした。

質疑のときにも、決算審査特別委員会の中でも、これからも棚卸し先を増やすと鈴木経理課長は答弁しております。このことは重要なことです。

18年度で約1億円、19年度で8,000万円の在庫が増加しております。両年度とも、純益は3億数千万円です。たった2年間で1億8,000万円弱の棚卸しの増加は異常です。

収入経費総計では、600円を超える会計規模ですから、棚卸し額にしてはわずかですが、純益に対しては、それぞれ棚卸し額は75%、93%です。

地方公営企業法施行令第9条、公営企業会計の原則、1、真実性の原則、地方公営企業は、その事業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供しなければならない。2番目として、正規の簿記の原則。3番目として、資本取引と損益取引との区分の原則。4番目として、明瞭性の原則。5番目として、継続性の原則が上げられております。継続性とは、地方公営企業は、その採用する会計処理の基準及び手続きを毎事業年度継続して用い、みだりに変更してはならない。これは会計処理の基準や手続きを継続して使用するということです。

重箱の隅をつつくようなことだと思われる方もあるとは思いますが、20年度上半期の決算、20年度通期の決算には、このような不明瞭な決算をしないように問題化したわけです。

55年にわたるすばらしい実績の旭中央病院ですが、質問に対する答弁なし、発言の食い違いに対する訂正なし、また地方公営企業法施行令第9条により抵触するおそれのある棚卸し方法により、議案第8号、平成19年度旭市病院事業会計決算の認定に反対いたします。

以上です。

○議長（明智忠直） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（明智忠直） 討論を終わります。

これより議案第1号から議案第9号までの9議案について採決いたします。

議案第1号、平成19年度旭市一般会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第1号は認定することに決しました。

議案第2号、平成19年度旭市国民健康保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第2号は認定することに決しました。

議案第3号、平成19年度旭市老人保健特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第3号は認定することに決しました。

議案第4号、平成19年度旭市介護保険事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第4号は認定することに決しました。

議案第5号、平成19年度旭市下水道事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第5号は認定することに決しました。

議案第6号、平成19年度旭市農業集落排水事業特別会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第 6 号は認定することに決しました。

議案第 7 号、平成19年度旭市水道事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第 7 号は認定することに決しました。

議案第 8 号、平成19年度旭市病院事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 賛成多数。

よって、議案第 8 号は認定することに決しました。

議案第 9 号、平成19年度旭市国民宿舎事業会計決算の認定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第 9 号は認定することに決しました。

日程第 3 常任委員長報告

○議長（明智忠直） 日程第 3、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、公営企業常任委員長の報告を求めます。

委員長、日下昭治議員、ご登壇願います。

（公営企業常任委員長 日下昭治 登壇）

○公営企業常任委員長（日下昭治） 公営企業常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る 9 月 5 日の本会議において、当委員会に付託されました議案第11号、平成20年度旭市病院事業会計補正予算の議決についての 1 議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

す。

去る 9 月 17 日午前 10 時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催しました。

それでは、議案第 11 号の主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、1 点目として、新本館に 600 人収容の講堂というものがあるが、どのくらい利用するのかとの質疑では、利用については、医学系の講演会や院内の研修会等を含めて、年間 80 回程度ある。

また、この講堂や 1 階のホールには、災害時を想定して、酸素や吸引機を設置する予定であるとの答弁がありました。

次に、2 点目として、補助金の増額について、国や県に対して、どのような形でお願いをしているのかとの質疑では、県の補助金については、直接知事に要望書を渡し、その状況を説明したところで、現在、23 億 8,000 万円程度の補助金がついたところであるが、さらに県は検討してくれている状況である。

また、国の補助金については、三位一体改革で厳しい状況にあるが、補助金獲得に向っては、市一丸となってやっていかなければいけないと思っているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第 11 号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成 20 年 9 月 25 日、公営企業常任委員会委員長、日下昭治。

○議長（明智忠直） 公営企業常任委員長の報告は終わりました。

続いて、建設経済常任委員長の報告を求めます。

委員長、嶋田哲純議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 嶋田哲純 登壇）

○建設経済常任委員長（嶋田哲純） 建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る 9 月 5 日の本会議において、本委員会に付託されました議案第 10 号、平成 20 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 16 号、旭市土地開発公社定款の変更についての 2 議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る 9 月 18 日午前 10 時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第10号の主な質疑について申し上げます。

農林水産業費の米の力再発見事業補助金について、米粉の需要は年間どのくらいを予定しているのかとの質疑では、この事業は、米を米粉にすることで、生産調整の該当になることから、県に先駆けて、当市においては、この秋からこの事業を取り入れ、生徒・児童、また、産業まつり等で、市内の方々に試食をしてもらい評価をいただくことを考えている。

また、想定では、8.5俵を米粉にして、これを生めん加工して、学校給食6,250食分を予定しているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、2議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年9月25日、建設経済常任委員会委員長、嶋田哲純。

○議長（明智忠直） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇）

○文教福祉常任委員長（柴田徹也） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案第10号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第13号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月19日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第10号の主な質疑2点について申し上げます。

1点目として、民生費の次世代育成支援行動計画策定事業について、基礎調査とはどういうことをされるのかとの質疑では、前期5年計画が21年度をもって終了することから、22年度から始める後期5年計画に向けて、前期の計画を踏まえた中で、保護者の要望や不足して

いる部分など、そのニーズ調査ということで、小学校の就学前の児童に対して900件、小学校の低学年児童に対して600件の計1,500件の調査数でアンケートを実施する予定である。

内容については、まだ具体的に詰めていないが、聞き方によっては全くの意味のなさないものになってしまうことも十分踏まえて、調査する内容をよく詰めて、また、データについてもさまざまな設問等とクロスさせながら、問題点という部分を洗い出せるように報告をまとめ上げるということを念頭に置いて進めていきたいとの答弁がありました。

次に、2点目として、学校管理費の小学校、中学校の施設改修事業について、二次診断をしなくてもよいものなのか。また、一次と二次の診断の違いは何かとの質疑では、国は地震防災対策特別措置法を改正して、一定の要件を満たすものについては、補助率を3分の1から2分の1に引き上げる措置をとり、その一定の要件とは、二次診断を行い、かつ診断の中で、構造耐震指標が0.3を下回ることによって2分の1の補助率となるもので、今回の両校については、既に一次診断が終わり、中央小は0.39、矢指小は0.25という数値が出ているが、この二次診断を行ったときに同じような数値が出るとは限らない。

これは診断の仕方が違い、一次診断は、設計図や図面を中心に行い、また、二次診断においては、材料を採取したり見たりする現場中心に診断を行うため、このような差が出てくる。

その診断をしない限り、有利な補助金を得ることはできないので、有利な補助金の権利を得るために診断することを判断したとの答弁がありました。

次に、議案第13号の主な質疑について申し上げます。

このひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部改正によるメリット・デメリットは何かとの質疑では、基本的には大きく変わるというところはないが、負担を強いる部分において、入院の中での食事の部分、また、日常の生活療養の部分、これらについては、今回から除外ということになるので、1日300円という部分が負担増になってしまうが、他の医療制度を含めて、既に利用者の一部負担ということで制度的に統一をされており、今回の条例改正により、他の制度との均衡が図られるものであるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、3議案とも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年9月25日、文教福祉常任委員会委員長、柴田徹也。

○議長（明智忠直） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員長の報告を求めます。

委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 佐久間茂樹 登壇）

○総務常任委員長（佐久間茂樹） 総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る9月5日の本会議において、本委員会に付託されました議案第10号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第12号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号、工事請負契約の締結について、議案第18号、財産の取得について、議案第19号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の専決処分の承認についての6議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る9月22日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第10号の質疑2点について申し上げます。

1点目として、諸収入の雑入5,800万円余りの補正は、中央病院からの市道の付け替えの負担金ということであるが、なぜ市の事業なのに負担金を受けなければならないのかとの質疑では、中央病院より整備の要望があった道路であり、公営企業会計と一般会計の関係で、会計間のやりとりの中で負担金という形になったものであるとの答弁がありました。

次に、2点目として、国庫支出金の市町村合併推進体制整備費補助金について、市町村建設計画に位置付けられた特定の事業に対して、国から総額で5億4,000万円交付されることとなっているが、間違いなく交付されるのかとの質疑では、当市においては、合併の規模からすると、10年間で計算上5億4,000万円となるわけであるが、国が合併で約束したことであるので、これを信用していくしかないとの答弁がありました。

次に、議案第17号の主な質疑について申し上げます。

防災行政無線整備工事の予定価格20億円に対して、半値以下の落札だったということであるが、この差はどの辺にあるのかとの質疑では、設計は、複数のメーカーから見積もりを徴して内容を精査することが一つと、国土交通省の積算基準表、また、建設物価等の標準価格を使いながら設計者が設計を行い、それを基に予定価格を出したものであるが、大きな違いが生じた部分については、個別受信機が2万3,000台ということで、かなり規模が大きいこ

とから、量産効果により安くなったのではないかと考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、そのほか質疑を尽くし、審査の結果、別紙報告書のとおり、6議案とも全員異議なく原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年9月25日、総務常任委員会委員長、佐久間茂樹。

○議長（明智忠直） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各常任委員長の報告は終わりました。

日程第4 質疑、討論、採決

○議長（明智忠直） 日程第4、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

高橋利彦議員、ご登壇願います。

（21番 高橋利彦 登壇）

○21番（高橋利彦） 21番、高橋です。

議案第11号、平成20年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、原案に反対する立場で討論を行います。

人の命、健康は、金で買うことができません。このかけがえのない命と健康を守ってくれる旭中央病院、合併により市立病院となりましたが、診療圏人口100万人を擁する総合救急病院として、さまざまな医療サービスを提供し、旭市民はもとより、近隣市町にとっても、なくてはならない存在です。

しかも、我が旭市立病院は、設立当初から経営の収支と投資額のバランスを考慮した増改築などが行われ、その結果として、近年の厳しい医療環境にも耐え、市からの繰り出しもな

く、150億円近い借金も順調に返済が続けられており、現在も健全な経営が堅持されています。これは病院関係者の功績のたまものであり、市民も大変な感謝をいたしております。

しかし、このように巨大化した病院の現状を踏まえ、市長は議会の答弁で、旭市が単独で責任を持てる病院ではないだろうと本音を漏らし、片や病院のことは病院に任せてあると言い、そしてまた、病院事業の責任は議会にあると言っておりますが、そのとおり確かに事業管理者に一切をゆだねております。

また、議会はチェック機能を持った中での議決機関でありますので、その言葉に誤りはありませんが、しかし、市長は、開設者という立場であります。それだけに、すべてを知り、また責任ある立場であります。

いずれにしても、この病院の再整備事業、一昨年、現在の病院長が就任すると、議会にも全く説明もなく、突如として当時の関係新聞に病院建設の記事が掲載され、昨年の5月になって、やっと議会の全員協議会において、病院から総事業費が317億円との説明がなされました。これは新市建設計画や市の計画にもなく、しかも、この事業の借入金が209億円を超え、大変驚きました。

もっと驚いたのは、さらに昨年の9月議会から半年足らずの今年の3月議会で、ほとんど質疑や審議もなく、賛成多数で可決されましたが、旭市の浮沈をかけたこの大事業の決定までのいきさつを知ったら、一番驚くのは、公立病院の経営の厳しさを知らされている市民ではないかと思います。そして、事業費から見ると、市立病院では全国的にも例のないスピード決定だと思います。

いずれにしても、あまり急ぐと、学校の耐震改築と同じで、急いては事をし損じることがありますが、ろくなことはないと思います。

そこへ、今度はやはり半年足らずで建設資材の高騰ということで、建築面積の縮小などで10億円減らしたものの、22億円が不足し、その財源は県からもらえると説明しながら、補正予算書の財源内訳では、足りない分は借金等で補っています。

そもそもこの補正予算は、新本館建設にかかわる資材の高騰による22億円だけでなく、大きな額の補正にはなるとはと思いますが、再整備事業として打ち出している中では、ほかの施設整備も含めた全体事業費で補正すべきであります。これでは、小出し、小出しで、まさに建設ありきです。

また、病院の院長室よりの広報紙で、病院長は経営形態の見直しについては、既に検討を開始し、再整備事業は平成23年1月、新病棟完成を目指して順調に進捗していると明言して

います。

また、以前から病院長は、市立病院では縛りがあると提唱している方ですので、当然、公設民営化なども視野に入れて検討していると思います。公設民営ならば、幾ら立派なことを言っても、借り賃をきっちり払ってくれる保証のある医療法人などでなければならないと思います。

一般的に、このような重大事項は、検討委員会の結果を待って判断し、市立病院の場合は、経営形態を決めてから病院を建設しています。ここまで来たら、新本館の建設をそんなに急ぐ必要もないと思います。経営形態の検討委員会の結果を待って病院建設を行うべきであると思います。

私は、以前から再三述べているように、コンサルタント会社がつくった事業性があるとかではなく、収支に見合った投資をし、市民を交えた多くの方々の事業に対する意見を聞き、さまざまな検討を行い、長所や短所まで情報公開した上で市民の認知が必要であり、これらが整わなければ、病院建設はすべきではないと思います。このような市の存亡にかかわる大きな予算規模事業のこれが順序だと思っています。つまり、このような大きな事業だけに、プロセスが大事であります。

私は、農業でも企業でも、再投資ができないものは衰退するというのが持論です。病院の病棟建設や施設整備に反対しているわけではありません。

以上のことを踏まえて、事業計画を見直す必要もあり、本案は再整備事業の一部の新本館建設工事にかかわる資材高騰分を補正したものであり、これからどれだけの事業費がかさむか全く見えておりません。そういう中では、不透明で的確性を欠く補正予算であり、これを原案のとおり賛成することは到底できません。

以上で反対討論を終わります。

○議長（明智忠直） 続いて、神子功議員、ご登壇願います。

（ 24番 神子 功 登壇 ）

○24番（神子 功） 私は、議案第10号、旭市一般会計補正予算の議決について、反対の立場から討論をさせていただきます。

平成20年度旭市一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億1,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ262億9,700万円とするものでございます。

歳入の主な内容につきましては、繰越金として前年度繰越金4億412万7,000円、市債とし

て1億2,860万円、国・県負担金及び補助金として、合わせまして9,309万6,000円という内容になっております。

歳出につきましては、年度途中の補正ということから、当初予算に対して緊急やむを得ず必要性が生じたもの、あるいは予算額として変化の伴うもの、こういったものが補正予算として組まれるものと私は判断をしております。

そこで、今回の補正で特に変化が見られるものとして、（仮称）下宿ふれあい公園整備事業が挙げられるものと思います。この整備事業につきましては、子どもたちが安心して遊べる遊具・広場や、交流の場となるような多目的広場等の整備、これを行って、子どもからお年寄りまで利用できる公園整備を行う。また、災害時には避難場所として利用するときに、地域に密着した整備を図っていく。これが平成20年度から平成21年度までの継続事業として、平成20年度の予算組みがされた内容になっております。

年度当初は1億279万7,000円、その財源の内訳といたしましては、国庫補助金として9,000万円、一般財源として1,279万7,000円、これが当初予算組まれておりましたけれども、今回の補正では、国庫補助金が5,300万円の減額、したがって、3,700万円となり、土木債として地方債が5,980万円組まれまして、一般会計では1,279万7,000円が599万7,000円となった内容になっております。

20年度当初の予算段階では、この整備は、有利な補助金の利用ができる見込みがあるとして説明をいただいた内容になっております。しかし、今回は、先ほど申し上げましたように、起債もしなければならぬような予算組みに変化が見られました。

この公園事業につきましては、合併により計画事業として予定をされていたものでありますが、必要性があるかどうか指摘をさせていただいたところでございます。起債を起こしてまでもやる必要性があるのかどうか、この点は検討しなければならない点であるというふうに思います。

また、継続事業でございますので、来年度の予算組みにしても、財源がどうなるか、起債を必要とするものか、また起債を含むものなのか、この辺につきましては、十分検討が必要であり、情報収集が必要であると考えます。したがって、今回は、当初有利な財源が見込まれるということで財源措置したものが大きな変化がある。このことについて反対をするものであります。

なお、この整備につきましては、もう一方の見方があるのではないかと最近考えます。

うさぎ年に、12年に1度の熊野神社の御神幸祭があり、これが干潟地域から海上地域、そ

して三川浜で「お浜降り」がされますけれども、その通過点になるというふうに聞いていることも確かでございます。したがって、整備計画がありますけれども、そういったことも本来は含まれていたのではないかな。そうすることによって、それを考えた場合には、もっともっと違った事業展開があったのではないかなということも考えられる一つでございます。

指摘は申し上げましたけれども、それらについて今回補正を組まれておりますけれども、私は指摘をしておりますが、その点十分含めた考えも必要ではないかというふうに思う一人でございます。

なお、議案第10号の中にあります次世代育英資金行動計画策定事業について申し上げます。

これについては、平成21年度までを前期とし、22年度から後期のスタートがあるということも今回予算組みが補正としてのってございます。

この事業については、当初予算組みの中で十分見込めたものではないかなというふうに判断する一人でございます。そのことによって、この事業については、現状の把握や検証、評価、そして説明にもありましたように、アンケートの調査もするというようなこともありますし、委託する場合には、業者がまだ決定をしていないようでございます。こういったことがあらかじめ当初予算として組み込まれていれば、前倒しに事業を推進することもできるのではないかということについて考える一人でございます。

必要性がある内容についてでございますので、理解はでき、賛成するものですが、今後、補正予算のあり方についてということを考えて場合に、これらについてはきめ細かい配慮が必要であり、対応が必要であるということを望む一人でございます。

以上、私は、（仮称）下宿ふれあい公園の1点について反対をして、討論を終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（明智忠直） 続いて、林俊介議員、ご登壇願います。

（15番 林 俊介 登壇）

○15番（林 俊介） 私は、議案第11号、平成20年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の立場から討論をいたします。

まず、今回の増額補正予算の提出に至る状況として、病院側の説明は、再整備事業として昨年11月以来、新本館の実施設計を行ってきたところであるが、今般、実施設計がほぼ終了の段階になり、既定の予算では、当初予算でできなかった資材費の高騰により、入札が執行できない見込みとなったことから、やむを得なく増額補正をせざるを得ないと判断したとい

うものであります。

私は、これに対し、四つの点から賛成の理由を申し上げます。

まず、第1点目は、今回の補正の原因が昨今の異常とも言える原油や鉄鋼等の資材費の高騰にあることが明らかであるからであります。本年7月16日から、国・県に続いて、当旭市においても、工事請負契約書における単品スライド条項が発動されるような異常な状況になっております。今回の増額の原因が発注者の責任とは別の要因であり、約22億円の根拠、その額等もやむを得ないと考えられます。

次に、2点目として、病院としては、実施設計の途中においても、これらの資材費の高騰が見込まれることから、新本館として必要な機能は確保しながらも、さまざまな経費節減対策を検討してまいりました。その結果、少なくとも約11億円の節減対策を講じており、これは公営企業としては当然の取り組みとはいえ、その姿勢は高く評価しなければならないと思います。

3点目として、今回の増額に対する財源手当等もしっかりと説明されており、今回の増額となる約22億円は、少なくとも県からの補助金で賄うこととし、今後の増額要因に対しても、国・県からの補助金や解体工事の繰り延べなどによって対応するとされております。

最後に、この病院の果たす大きな役割は忘れてはいけません。旭中央病院は、言うまでもなく、本県東部から茨城県南部に至るまでの広域の基幹病院であり、高度先進的な医療をはじめ、救命救急センターを運営するなど、市民の安心・安全の象徴でもあります。

最近の公立病院の医療危機が叫ばれる中、耐震対策をはじめ、病院全体の効率化や優秀な人材確保を目的とする再整備事業は、一刻の猶予も許されるものではありません。この再整備事業の必要性について、疑いを差し挟む余地は全くないものとするものであります。

どうか議員各位には、今後の市民の医療の確保、また、旭中央病院を核としたまちづくりのためにも、本議案に対して満場一致の賛成をいただきますよう心よりお願い申し上げます、賛成討論といたします。

○議長（明智忠直） 続いて、嶋田茂樹議員、ご登壇願います。

（19番 嶋田茂樹 登壇）

○19番（嶋田茂樹） 私は、議案第10号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の立場から討論を行います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ7億1,700万円を追加し、予算の総額を262億9,700万円とするもので、歳出の主なものを申し上げますと、財政調整基金への積み

立て4億1,000万円、農業振興費8,541万円、道路新設改良事業6,821万4,000円、小学校施設改修事業等2,135万5,000円、中学校施設改修事業等2,922万円です。各事業とも必要不可欠なものと思います。

公園費の国庫補助金の減額に伴い、財源調整しました（仮称）下宿ふれあい公園整備事業については、新市建設計画及び基本計画に位置付けられた事業として実施するもので、結果として、合併補助金の内示額が当初予算と比べ下回ったために、次の有利な財源である合併特例債を活用するということで、次善の策だと考えます。

今回の補正については、幅広く細部にわたり住民の要望に応え、社会資本の充実を図り、市の活性化に十分配慮されたものと思われます。

今後も伊藤市長の力強いリーダーシップにより、安心して安全なまちづくりの実現に向けて大きく前進できるよう、なお一層のご尽力をお願いし、賛成の討論とするものであります。

○議長（明智忠直） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 討論を終わります。

これより議案第10号から議案第19号までの10議案について採決いたします。

議案第10号、平成20年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 賛成多数。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号、平成20年度旭市病院事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 賛成多数。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、旭市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号、旭市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市土地開発公社定款の変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、議案第19号は承認することに決しました。

ここで11時20分まで休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 6 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（明智忠直） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 5 常任委員長請願報告

○議長（明智忠直） 日程第 5、常任委員長請願報告。

これより文教福祉常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇）

○文教福祉常任委員長（柴田徹也） 文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る第 2 回定例会において、閉会中の継続審査となっております請願第 2 号、「国における平成21(2009)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願と、請願第 3 号、「地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書」採択に関する請願の 2 件についての審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、9月19日、付託議案の審査終了後、直ちに審査を行いました。

審査では、請願第 2 号は、請願事項の危険校舎や老朽校舎の改築については、既に当市は合併をして耐震診断等を行い、施設の整備はかなり進んでいると考えているが、自治体の財政状況による格差が生じている現在では、やはり予算の拡充が必要ではないか。

また、請願第 3 号については、当市の教職員の通勤状況を調査したところ、通勤にはどうしても車が必要で、ガソリン代の高騰や物価高騰を考えると、地域の格差を少しずつ減らしてもよいのではないかと意見が出され、結果、別紙報告書のとおり、請願第 2 号及び請願

第3号については、いずれも賛成多数で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年9月25日、文教福祉常任委員会委員長、柴田徹也。

○議長（明智忠直） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託請願に対する委員長の報告は終わりました。

日程第6 質疑、討論、採決

○議長（明智忠直） 日程第6、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 討論なしと認めます。

これより請願第2号、請願第3号の請願2件について採決いたします。

請願第2号、「国における平成21(2009)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、文教福祉常任委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 賛成多数。

よって、請願第2号は採択と決しました。

請願第3号、「地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書」採択に関する請願について、文教福祉常任委員長の報告のとおり採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 賛成多数。

よって、請願第3号は採択と決しました。

日程第 7 常任委員長陳情報告

- 議長（明智忠直） 日程第 7、常任委員長陳情報告。

これより各常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員長の報告を求めます。

委員長、嶋田哲純議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 嶋田哲純 登壇）

- 建設経済常任委員長（嶋田哲純） 建設経済常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る 9 月 5 日の本会議において、付託されました陳情第 5 号、自主共済制度の保険業法適用見直しを求める陳情と、陳情第 6 号、燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める陳情の 2 件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、9 月 18 日、付託議案の審査終了後、担当課より、本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、陳情第 5 号は、消費者保護の観点から定められた法律であり、その法律の中での共済にするという部分は、適当ではないか、また、陳情第 6 号については、高騰分の補償とあるが、あまりにも使用量が多く、現在、国は支援の増額を考えていることもあり、今のところ必要ではないとの意見が出され、結果、別紙報告書のとおり、陳情 2 件については、いずれも全員賛成で不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成 20 年 9 月 25 日、建設経済常任委員会委員長、嶋田哲純。

- 議長（明智忠直） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇）

- 文教福祉常任委員長（柴田徹也） 文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る第 2 回定例会において、閉会中の継続審査となっております陳情第 4 号、いいおかけんこうセンター、海上健康増進センターの利用料などに関する陳情の 1 件について、審査経

過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、9月19日、付託請願の審査終了後、関連する施設、あさひ健康福祉センター及び総合体育館を視察した後に審査を行いました。

審査では、今回の改訂は、高齢者に対する減免等の特例もなくし、サービスは高く、負担は低くという合併時のうたい文句に反した改訂であると感じているという意見がありましたが、各施設の現地視察と設置目的や建設の財源、維持管理費、また、市民の有効利用などについて調査した結果、年間の維持管理費は、海上健康増進センターが2,121万円、いいおかけんこうセンターは946万円で、温水プールや職員の配置により、この差が生じている。

合併して3年がたち、市民として負担すべきものは負担をしていく、利用者の応分の負担はやむを得ないのではないかと意見が出され、結果、別紙報告書のとおり、賛成多数で不採択と決しました。

このほか、この案件においてさまざまな議論がなされましたので、ここでさらに申し添えておきたいと思います。

健康管理課で所管する両施設において、保健師は緊急なことがない限り対応しないようなことになっているが、住民サービス、また、この設置目的である市民の健康維持の増進を図る目的から、市として健康についてどれだけ寄与してきたのかどうか。

市民がこの施設の有効利用をするのと同時に、行政として健康状況を管理しながら、病気になるべく出ないような予防についても、一緒になってやるような施設を目指すべきではないか。

当市は、健康都市宣言を掲げており、その位置付けからした場合に、施設のあり方をもう1回見直しをして、保健師の常設設置やトレーニングした結果をどう管理したほうがよいのか、もっと研究するべきではないか。

市内にある同様の4施設どこでも使える共通券制にしたら、もっと利用が増えるのではないか。

料金面で分かりやすくするために、運動施設とプールやおふろ等を別にするという考えもあるのではないか。

行政として、使用料手数料の改定については、費用対効果ということを念頭に置きながら、その施設の役割、目的、また、現状の状況、市民のニーズも踏まえた上で、将来、この施設がどうあるべきか、現在、こういった施設であるべきかということを十分に検討しながら、料金の設定に臨むということが行政の姿勢であってほしいとの意見がありました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年9月25日、文教福祉常任委員会委員長、柴田徹也。

- 議長（明智忠直） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員長の報告を求めます。

委員長、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 佐久間茂樹 登壇）

- 総務常任委員長（佐久間茂樹） 総務常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る第2回定例会において、閉会中の継続審査となっております陳情第3号、住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情の1件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、9月22日、付託議案の審査終了後、直ちに審査を行いました。

審査では、特に意見はなく、別紙報告書のとおり、全員賛成で不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成20年9月25日、総務常任委員会委員長、佐久間茂樹。

- 議長（明智忠直） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する各委員長の報告は終わりました。

日程第8 質疑、討論、採決

- 議長（明智忠直） 日程第8、質疑、討論、採決。

質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

- 議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

- 議長（明智忠直） 討論なしと認めます。

これより陳情第3号から陳情第6号までの陳情4件について採決いたします。

請願第3号、住民の暮らしを守り、安全・安心の公共サービス拡充を求める陳情について、総務常任委員長の報告のとおり不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 賛成多数。

よって、陳情第3号は不採択と決しました。

陳情第4号、いいおかけんこうセンター、海上健康増進センターの利用料などに関する陳情について、文教福祉常任委員長の報告のとおり不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 賛成多数。

よって、陳情第4号は不採択と決しました。

陳情第5号、自主共済制度の保険業法適用見直しを求める陳情について、建設経済常任委員長の報告のとおり不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 全員賛成。

よって、陳情第5号は不採択と決しました。

陳情第6号、燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める陳情について、建設経済常任委員長の報告のとおり不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(明智忠直) 賛成多数。

よって、陳情第6号は不採択と決しました。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時35分

再開 午前11時42分

○議長(明智忠直) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、国における平成21(2009)年度教育予算拡充に関する

る意見書の提出についてと、発議第 2 号、地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書の提出についての 2 発議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 配布漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う追加日程について、議会運営委員会を開催していただきました。その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、向後和夫議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 向後和夫 登壇）

○議会運営委員長（向後和夫） ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容について私のほうよりご報告申し上げます。

本日提出のありました発議案は、発議第 1 号、国における平成21(2009)年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてと、発議第 2 号、地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書の提出についての 2 発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成20年旭市議会第 3 回定例会議事日程（その 2）の本日 9 月 25 日のとおり、この後、追加日程第 1、発議第 1 号及び発議第 2 号の発議案を一括上程。追加日程第 2、提案理由の説明。提案理由の説明については、2 発議案とも、文教福祉常任委員長の柴田徹也議員が行います。追加日程第 3、質疑、討論、採決。

以上で追加日程の協議についての報告を終わります。

よろしくお願いいたします。

○議長（明智忠直） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第 1 号及び発議第 2 号の 2 発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（明智忠直） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

追加日程第1 発議案上程

- 議長（明智忠直） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号及び発議第2号の2発議案を一括上程いたします。

追加日程第2 提案理由の説明

- 議長（明智忠直） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号及び発議第2号について、文教福祉常任委員長、柴田徹也議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 柴田徹也 登壇）

- 文教福祉常任委員長（柴田徹也） それでは、発議第1号及び発議第2号について、提案理由を申し上げます。

初めに、発議第1号、国における平成21(2009)年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書の案文を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

国における平成21(2009)年度教育予算拡充に関する意見書（案）

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え・育てるという重要な使命をおっている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」「不登校」をはじめ、いわゆる「学級崩壊」、さらには少年による凶悪犯罪、経済不況の中、失業者の増加により授業料の滞納等、様々な深刻な問題を抱えている。一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、総合的な学習の実施や選択履修の拡大に伴う経費等の確保も急務である。千葉県及び県内各市町村においても、ゆとりの中で子どもたち一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。

充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。そこで、以下の項目を中心に、来年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- ・子どもたちに、きめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定すること
- ・少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準数を改善すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持することや就学援助に関わる予算を拡充すること
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等環境・条件を整備すること
- ・危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を見直し、地方交付税交付金を増額することなど

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではありますが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

続いて、発議第2号、地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案についても、意見書の案文を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書（案）

平成17年12月、千葉県人事委員会は、県職員・教職員の給与構造の見直しについて勧告を行った。調整手当に替わって新設された地域手当については、県内を8%支給地域と5%支給地域とに二分し、3%の格差を設けるものとなった。この地域手当の支給は、平成22年までに完成するとされており、今年度は県内を6%・5%・4%支給地域に三分割している。

教職員は、県内56市町村すべてに勤務している。しかし、地域手当の格差支給により、同様な職務を遂行しているにもかかわらず、年収で大きな差が生じるという事実が発生している。これにより、教職員の不公平感が増すばかりではなく、円滑な人事異動への影響も懸念される。ひいては、地域による教育の水準格差も生じかねない。近県においても、埼玉県・群馬県・神奈川県・静岡県・山梨県等は県内一律支給となっている。

また、新規教職員の採用という視点からも、地域手当の格差支給は望ましいことではない。

近年、本県は、1,000人を超える新規教職員を採用している。採用選考を近県と同じ日に実施することもあり、優れた教職員をいかに確保するかが求められている。本県の地域手当に格差があることが、優れた人材を確保するうえで影響をおよぼすことが懸念される。これは、本県の教育の充実、発展にとって大きな損失であると言わざるを得ない。

よって、千葉県内の地域手当を全県一律支給とし、格差を早期に是正することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、千葉県知事、千葉県人事委員会委員長あてでございます。

以上でございます。

皆さんのご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（明智忠直） 提案理由の説明は終わりました。

追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（明智忠直） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号及び発議第2号について、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号及び発議第2号の2発議案について、一括して討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（明智忠直） 討論なしと認めます。

これより発議第1号及び発議第2号の2発議案について採決いたします。

発議第1号、国における平成21(2009)年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第２号、地域手当の県内格差支給の是正を求める意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（明智忠直） 全員賛成。

よって、発議第２号は原案のとおり可決されました。

日程第９ 事務報告

○議長（明智忠直） 日程第９、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 高埜英俊 登壇）

○総務課長（高埜英俊） 篤志寄附を受納しましたので、報告いたします。

１つ、学校用図書200冊を株式会社大京様から ７月25日に。

１つ、金300万円を畠田裕美様から ９月１日に。

１つ、児童用図書120冊を宮澤芳雄様から ９月12日に、それぞれ受納いたしました。

以上です。

○議長（明智忠直） 事務報告は終わりました。

日程第１０ 閉 会

○議長（明智忠直） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて平成20年旭市議会第３回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前１１時５６分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

旭市議会 議 長 明 智 忠 直

副 議 長 平 野 浩

議 員 島 田 和 雄

議 員 平 野 忠 作